

阿見町議会会議録

平成24年第2回定例会

(平成24年6月12日～6月22日)

阿見町議会

平成24年第2回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示	33
◎会期日程	34
◎第1号(6月12日)	37
○出席, 欠席議員	37
○出席説明員及び会議書記	37
○議事日程第1号	39
○開 会	40
・ 会議録署名議員の指名	40
・ 会期の決定	40
・ 諸般の報告	41
・ 議案第41号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	43
・ 議案第42号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	44
・ 議案第43号から議案第47号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	44
・ 議案第48号から議案第54号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	48
・ 議案第55号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	52
・ 議案第56号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	53
○散 会	54
◎第2号(6月13日)	55
○出席, 欠席議員	55
○出席説明員及び会議書記	55
○議事日程第2号	57
○一般質問通告事項一覧	58
○開 議	59
・ 一般質問	59
佐藤 幸明	59
海野 隆	67
永井 義一	94
藤平 竜也	105
紙井 和美	107

難波 千香子	116
○散 会	129
◎第3号（6月14日）	131
○出席，欠席議員	131
○出席説明員及び会議書記	131
○議事日程第3号	133
○一般質問通告事項一覧	134
○開 議	135
・一般質問	135
野口 雅弘	135
飯野 良治	143
浅野 栄子	165
川畑 秀慈	185
藤井 孝幸	203
久保谷 充	225
・休会の件	233
○散 会	233
◎第4号（6月22日）	235
○出席，欠席議員	235
○出席説明員及び会議書記	235
○議事日程第4号	237
○開 議	238
・議案第41号（委員長報告，討論，採決）	238
・議案第42号（委員長報告，討論，採決）	239
・議案第43号から議案第47号（委員長報告，討論，採決）	240
・議案第48号から議案第54号（委員長報告，討論，採決）	245
・議案第55号（委員長報告，討論，採決）	250
・議員提出議案第3号（上程，説明，質疑，採決）	252
・議会運営委員会及び常任委員会の閉会中における所管事務調査について	253
○閉 会	253

第 2 回 定例会

阿見町告示第161号

平成24年第2回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

平成24年6月5日

阿見町長 天田 富司男

- 1 期 日 平成24年6月12日
- 2 場 所 阿見町議会議場

平成24年第2回阿見町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内容
第1日	6月12日	(火)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・議案上程 ・提案理由の説明 ・質疑 ・委員会付託
第2日	6月13日	(水)	午前10時	本会議	・一般質問（6名）
第3日	6月14日	(木)	午前10時	本会議	・一般質問（6名）
第4日	6月15日	(金)	午前10時	委員会	・総務（議案審査）
			午後2時	委員会	・民生教育（議案審査）
第5日	6月16日	(土)	休会		・議案調査
第6日	6月17日	(日)	休会		・議案調査
第7日	6月18日	(月)	午前10時	委員会	・産業建設（議案審査）
第8日	6月19日	(火)	休会		・議案調査
第9日	6月20日	(水)	休会		・議案調査

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内容
第10日	6月21日	(木)	休会		・議案調査
第11日	6月22日	(金)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長報告 ・討論 ・採決 ・閉会

第 1 号

[6 月 12 日]

平成24年第2回阿見町議会定例会会議録（第1号）

平成24年6月12日（第1日）

○出席議員

1番	倉持松雄君
2番	藤平竜也君
3番	野口雅弘君
4番	永井義一君
5番	海野隆君
6番	飯野良治君
7番	平岡博君
8番	久保谷充君
9番	川畑秀慈君
10番	難波千香子君
11番	紙井和美君
12番	柴原成一君
13番	浅野栄子君
14番	藤井孝幸君
15番	久保谷実君
16番	吉田憲市君
17番	佐藤幸明君
18番	諏訪原実君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	天田富司男君
教	育	長 青山壽々子君
総	務	部 長 坪田匡弘君
町	民	部 長 篠原尚彦君

保健福祉部長	横田健一君
生活産業部長	篠崎慎一君
都市整備部長	横田充新君
教育委員会教育次長	竿留一美君
消 防 長	川村忠男君
会計管理者兼 会計課長	宮本寛則君
総務課長	飯野利明君
企画財政課長	湯原幸徳君
管財課長	朝日良一君
町民課長兼 うずら出張所長	松本道雄君
社会福祉課長兼 福祉センター所長	高須 徹君
環境政策課長	岡野 栄君
下水道課長	菊池 彰君
水道課長	坪田 博君
学校教育課長	黒井 寛君
生涯学習課長	佐藤吉一君
消防本部予防課長	糠賀利明君

○議会事務局出席者

事務局長	青山公雄
書記	大竹 久

平成24年第2回阿見町議会定例会

議事日程第1号

平成24年6月12日 午前10時開会・開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第41号 阿見町水道給水装置工事資金貸付基金条例の制定について
- 日程第5 議案第42号 阿見町文化財保護基金条例の制定について
- 日程第6 議案第43号 阿見町印鑑条例の一部改正について
- 議案第44号 阿見町手数料徴収条例の一部改正について
- 議案第45号 阿見町災害見舞金支給条例の一部改正について
- 議案第46号 阿見町下水道条例の一部改正について
- 議案第47号 阿見町火災予防条例の一部改正について
- 日程第7 議案第48号 平成24年度阿見町一般会計補正予算（第1号）
- 議案第49号 平成24年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第50号 平成24年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第51号 平成24年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第52号 平成24年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第53号 平成24年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第54号 平成24年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第55号 H24朝日中学校耐震補強工事請負契約について
- 日程第9 議案第56号 牛久市・阿見町斎場組合規約の変更について

午前10時00分開会

○議長（倉持松雄君） 定刻になりましたので、ただいまから平成24年第2回阿見町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（倉持松雄君） 日程第1，会議録署名議員の指名について、本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

10番 難波千香子君

11番 紙井和美君

を指名いたします。

会期の決定について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第2，会期の決定についてを議題にします。

本件については、去る6月5日、議会運営委員会が開かれ協議されましたので、その結果について議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長久保谷実君登壇〕

○議会運営委員会委員長（久保谷実君） おはようございます。それでは、会期の決定について御報告申し上げます。

平成24年第2回定例会につきましては、去る6月5日、議会運営委員会を開催いたしました。出席委員は6名で、執行部から総務課長の出席を得て審議をいたしました。

会期は本日から6月22日までの11日間で、日程につきましては、本日本会議、議案上程、提案理由の説明、質疑、委員会付託。

2日目、6月13日は午前10時から本会議で一般質問、6名。

3日目、6月14日は午前10時から本会議で一般質問、6名。

4日目、6月15日は委員会で、午前10時から総務常任委員会。午後2時から民生教育常任委員会。

5日目から6日目までは休会で議案調査。

7日目、6月18日は委員会で、午前10時から産業建設常任委員会。

8日目から10日目までは休会で議案調査。

11日目、6月22日は最終日となりますが、午前10時から本会議で委員長報告、討論、採決、閉会。

議会運営委員会としましては、以上のような会期日程を作成いたしました。各議員の御協力をよろしくお願いいたします。報告といたします。

○議長（倉持松雄君） お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり、本日から6月22日までの11日間としたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月22日までの11日間と決定しました。

諸般の報告

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

町長より報告事項の申し入れがありましたので、これを許します。

町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん、おはようございます。本日は、平成24年第2回定例会を招集しましたところ、議員各位には公私ともご多用の折にもかかわらずご出席をいただきまして、ここに定例会が開会できますことを心から感謝申し上げます。

また、本定例会は議員改選後最初の定例会ということで、5名の新人議員の皆さん——新人議員と言っても、一人、海野隆議員はもうベテランであります——4名の新人議員の皆さん、非常に緊張しているのかなと。

また、今回の一般質問等も、すべての新人議員が一般質問をするということ、このことはまづ今までになかったのかなという、そういう思いをしております。非常に、新人議員の皆さん方には期待しているところがございますので、町政発展のためによりしくお願いしたいと思います。

早速であります。報告事項を申し上げます。

初めに、平成23年度繰越明許について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告をいたします。

平成23年度の事業施行に当たり、諸般の事情により年度内に事業完成並びに支出が困難となったため、予算の定めるところにより平成24年度に繰り越した事業は、お手元に配付いたしました平成23年度繰越明許費繰越計算書のとおりであります。

次に、平成23年度事故繰越について、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき報告いたします。

平成23年度の事業施行に当たり、震災の影響により用地買収に伴う家屋等の移転補償が年度内に完了しなかったため、平成24年度に事故繰越した事業は、お手元に配付しました平成23年度事故繰越し繰越計算書のとおりであります。

次に、平成23年度水道事業会計予算の繰り越しについて、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき報告をいたします。

平成23年度の水道事業施行に当たり、工事内容の変更及び納入機材の遅滞のため、年度内での事業完成並びに支出が困難となり、平成24年度に繰り越した事業は、お手元に配付いたしました平成23年度水道事業予算繰越計算書のとおりであります。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（倉持松雄君） 議長より報告いたします。

今定例会に提出された案件は、町長提出議案第41号から議案第56号の16件であります。

次に、本日まで受理した陳情等は、市民後見人の育成及び活用の推進に関する陳情書の1件です。内容はお手元に配布した参考資料のとおりです。

次に、監査委員から平成24年3月分から4月分に関する例月出納検査結果について報告がありましたので、報告いたします。

次に、本定例会に説明委員として地方自治法第121条の規定により出席を求めた者は、お手元に配布いたしました名簿のとおりです。

次に、閉会中における委員会、協議会等の活動状況は、お手元に配布しました参考資料のとおりです。

次に、平成24年度普通建設事業進捗状況及び契約状況報告について、6月11日付で町長から報告がありました。内容はお手元に配布いたしました参考資料のとおりです。

次に、平成23年度阿見町土地開発公社決算書及び平成24年度阿見町土地開発公社事業計画書の提出がありましたので、報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

議案第41号 阿見町水道給水装置工事資金貸付基金条例の制定について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第4、議案第41号、阿見町水道給水装置工事資金貸付基金条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第41号の阿見町水道給水装置工事資金貸付基金条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、阿見町給水区域内において給水装置を新設する者に対し、その工事に必要な資金の貸し付けを行い、金銭的な負担を軽減することにより、上水道の普及促進を図り、もって、公衆衛生の向上と生活環境の改善に資することを目的として、その財源となる基金の設置に係る条例を制定するものであります。

以上、提案理由を申し上げます。慎重審議の上、議決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（倉持松雄君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。質疑を許します。

6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 1つだけお尋ねします。基金の額が2,400万円とするということになってますが、この2,400万円の、どうしてかという根拠をちょっとお尋ねいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） お答えいたします。新規の給水申し込み、例年200件前後ございまして、貸付金が12万ということで2,400万を、基金を創設したいと考えております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第41号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配布しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月22日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第42号 阿見町文化財保護基金条例の制定について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第5、議案第42号、阿見町文化財保護基金条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第42号の阿見町文化財保護基金条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、町内在住の方から町に現金の寄附があり、その使途については、町の文化財保護に係る事業に充てていただきたいとの意向から、基金として積み立て、その目的に沿った事業に充てるために本条例を制定するものであります。

以上、提案理由を申し上げます。よろしくようお願いいたします。

○議長（倉持松雄君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第42号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配布しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月22日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第43号 阿見町印鑑条例の一部改正について

議案第44号 阿見町手数料徴収条例の一部改正について

議案第45号 阿見町災害見舞金支給条例の一部改正について

議案第46号 阿見町下水道条例の一部改正について

議案第47号 阿見町火災予防条例の一部改正について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第6、議案第43号、阿見町印鑑条例の一部改正について、議案第44号、阿見町手数料徴収条例の一部改正について、議案第45号、阿見町災害見舞金支給条例の一部改正について、議案第46号、阿見町下水道条例の一部改正について、議案第47号、阿見町火災予防条例の一部改正について、以上5件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第43号から議案第47号までの条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

まず、議案第43号の阿見町印鑑条例の一部改正、議案第44号の阿見町手数料徴収条例の一部改正、議案第45号の阿見町災害見舞金支給条例の一部改正について申し上げます。

外国人住民の利便性の向上や行政事務の合理化を図るため、新しい在留管理制度に係る関係法令が改正され、平成24年7月9日から施行されます。これに伴い、外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部が改正され、外国人住民が住民基本台帳法の適用対象に加わるようになるため、各条例における外国人住民に係る規定について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第46号の阿見町下水道条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本案は、阿見町下水道事業審議会から答申を受けた、阿見町における下水道使用料の適正化に基づいた料金体系にするため、町下水道条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容としましては、1カ月当たりの排除汚水量が基本料金となる10立方メートルまでは、少人数世帯及び高齢者世帯の生活に配慮し、据え置きとし、10立方メートルを超える使用料について改定を行い、30立方メートルまでは、該当する世帯が多いことから、町民生活に配慮し、1立方メートルにつき10円の増額に抑え、それを超えるものについては、建設投資額に与える影響が大きいことなどから、1立方メートルにつき20円の増額とすることと、新たな排除汚水量区分を設定し、適正な負担を求めるものであります。

次に、議案第47号の阿見町火災予防条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本案は、対象火気設備等の基準を定める省令の一部が改正されたことに伴い、町条例について、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容としましては、電気自動車の普及に伴い設置が進められている電気自動車用の

急速充電設備を火気設備の対象として追加するとともに、設置する際の位置、構造及び管理に関する基準を新たに設けるものであります。

以上、提案理由を申し上げました。よろしく申し上げます。

○議長（倉持松雄君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案5件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 議案の43号、44、45にも及ぶと思うんですけども、この案件に関しましては、住民基本台帳法が改正された。以前新人研修会のときにこういったやつをいただきまして、これに伴う措置かと思うんですけども、この中で外国人登録法においては、すべての外国人の方が対象になっていたかと思うんですけども、今回の住民基本台帳法に関しては、在留資格を有しない外国人というのが削除されているとお伺いしたんですけども、この阿見町の中で、在留資格を有しない外国籍の住民で、生活実態のある人ですね、それが何人いるのかちょっとお教えてください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） はい、お答えいたします。いわゆる在留資格のない外国人の数というものについては、町のほうとしては把握はしておりません。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 今把握していないと聞きましたけれども、これは把握しようとしているのが1つと、もし把握した場合に、何人とか人数が出るかと思うんですけども、その中で、その人たちをですね、住民基本台帳に載せるように、町として国に要請するかどうか、2点お伺いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） 1点目の質問がちょっとよくのみ込めなかったんですけど、町として把握しなくていいのかという意味ですか。

こちらに関しましては、いわゆる入国管理局のほうの所管事項になりますので、町としては何らかの機会にそういった事実を知ったというようなときには、入国管理局のほうに連絡をとるといような対応をしております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） ほかに質疑はありませんか。

10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） はい。46号でございますけれども、確認させていただきたいと思
います。

今回下水道の値上げということですが、減価償却資産としての耐用年数は、確かお聞
きしたときに30年ぐらいというようなことで聞いているんですけれども、阿見町に現在、それ
以上たっている排水管はあるのかどうか。

また、あるなしにかかわらず、この値上げに対しては、これからの普及、また維持管理、そ
ういったものをどういった割合で阿見町は進めているので、このような値上げだということ
を御説明願って、町民の皆様にも、また説明責任を果たしてまいりたいと思しますので、よろしく
お願いいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。下水道事業、供用開始は全員協議
会でも御説明しましたように、59年度からということですので、耐用年数がかなり過ぎている
という管は、現在のところございません。

それとあと、この下水道料金の値上げという、そもそも論になりますが、これも全員協議会
のほうで御説明したように、公共下水道事業は基本的には地方財政法上独立採算で経営しな
さいということが原則となっております。

ただ、そう言いましても、雨水と汚水、下水にはございますので、汚水については料金徴収
の中で賄っていきなさいよと。雨水は公費で賄いますよというのが大前提にございます。そう
いう中で、現在雨水、汚水両方含めた中でございますが、7億からの一般会計からの繰り入れ
があるという状況にございます。そういうことも踏まえまして、また総務省のほうから、基本
20立方当たり3,000円と、その辺が適正ではないかというようなことで、通知が来てございま
す。

それと、町のほうでは、再評価委員会のほうからも、事業運営に見合った料金に改定して、
効率的な運営を図りなさいということがございまして、このたびこの下水道審議会を開きまし
て答申をいただいたというような状況でございます。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第43号から議案第47号については、会議
規則第39条第1項の規定により、お手元に配布しました議案付託表のとおり所管常任委員会に
付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月22日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第48号 平成24年度阿見町一般会計補正予算（第1号）

議案第49号 平成24年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第50号 平成24年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第51号 平成24年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議案第52号 平成24年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第53号 平成24年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第54号 平成24年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第7、議案第48号、平成24年度阿見町一般会計補正予算（第1号）、議案第49号、平成24年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第50号、平成24年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第51号、平成24年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第52号、平成24年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第53号、平成24年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第54号、平成24年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）、以上7件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第48号から議案第54号の補正予算について提案理由を申し上げます。

まず、議案第48号の一般会計補正予算から申し上げます。

本案は、既定の予算額に7,546万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ139億9,246万6,000円とするものであります。

2ページの第1表・歳入歳出予算補正の歳入の主なものから申し上げます。

第10款地方特例交付金では、子ども手当から児童手当への制度改正に伴う所得制限の導入及び税制の見直しにより、児童手当及び子ども手当特例交付金を皆減。

第15款国庫支出金では、同じく制度改正に伴い、子ども手当国庫負担金を減額し、それに代わる児童手当国庫負担金を新規計上。

第16款県支出金では、同じく制度改正に伴い、子ども手当県負担金を減額し、児童手当県負担金を新規計上するほか、介護保険関連施設の防災改修に係る介護基盤緊急整備等臨時特例交付金を新規計上するとともに、県補助制度の継続により、妊婦健康診査拡充支援事業費補助金及び子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業費補助金を新規計上。

第18款寄附金では、文化財保護基金に充てる指定寄附金を新規計上。

第19款繰入金では、地域防災計画の見直し及び防災倉庫整備等の財源として震災復興まちづくり基金繰入金を新規計上するとともに、財源調整のため、財政調整基金繰入金を減額。

第21款諸収入では、自主防災組織育成等に係る自治総合センターコミュニティ事業助成金を新規計上するとともに、阿見吉原土地地区画整理事業における平成23年度から本年度への事業繰り越し分の財源として、阿見吉原地区公園緑地整備負担金を新規計上。

第22款町債では、役場庁舎非常用電源整備に係る非常用電源整備事業債を新規計上するものであります。

次に、3ページからの歳出について、主なものを申し上げます。

第1款議会費から、第9款教育費まで、人事異動等に伴う職員給与関係経費の補正があるほか、第1款議会費では、議員活動費で、阿見町議会の議員の費用弁償等の支給の臨時措置に関する条例により支給しないこととされた費用弁償を減額。

第2款総務費では、町民活動推進費で、自主防災組織資機材整備等に係るコミュニティ事業補助金を新規計上するとともに、地区集会施設修理事業補助金を増額。地域安全対策費で、地域防災計画改定業務委託料及び防災倉庫整備に係る経費を新規計上。

第3款民生費では、社会福祉総務費で、筑見地区の地域活動拠点整備に係る地域支え合い体制づくり事業費補助金及び東日本大震災災害関連死に係る災害弔慰金を新規計上。老人福祉費で、介護保険関係施設の防災改修に係る地域介護・福祉空間整備補助金を新規計上。児童措置費で、子ども手当から児童手当への制度改正に伴う所得制限の導入等により、子ども手当を減額し、児童手当を新規計上。

第4款衛生費では、予防費で、ロタウイルスワクチンの接種費用負担を軽減し、接種率の向上を図るため、県内初となるロタウイルスワクチン接種助成費を新規計上。清掃総務費で、東北被災地の災害廃棄物受け入れに係る現地視察経費を新規計上。

第5款農林水産業費では、農地費で、小池地区農業集落排水事業繰出金を増額。

第6款商工費では、観光費で、あみプレミアム・アウトレット内に開設している阿見町アンテナショップ「まい・あみ・マルシェ茨城ファーム」の運営委託料を増額。

第7款土木費では、土木総務費で、震災で被災した住宅等の復旧資金を金融機関から借り入れた場合の利子負担軽減を図るための住宅等災害復旧資金利子補給金を新規計上。

第9款教育費では、小学校教育振興費で、スクールライフサポーター活用調査研究事業及び学びの広場サポートプラン事業に要する経費を新規計上。

第12款諸支出金では、文化財保護基金積立金を新規計上するものであります。

次に、5ページの第2表、債務負担行為補正について、2カ年計画で策定する地域防災計画改定業務の委託料及び交付期間が5年以内である住宅等災害復旧資金利子補給金について、その期間と限度額を追加設定するものであります。

6ページの第3表、地方債補正については、非常用電源整備事業を追加するものであります。

次に、議案第49号から第53号までにつきましては、それぞれの特別会計において、主に人事異動等に伴う職員給与関係経費を補正するもので、議案第49号の国民健康保険特別会計補正予算につきましては、既定の予算額に15万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ51億1,115万8,000円とし、その財源については、一般会計繰入金を充てるものであります。

次に、議案第50号の公共下水道事業特別会計補正予算につきましては、既定の予定額から491万円を減額し、歳入歳出それぞれ20億4,009万円とし、その財源については、一般会計繰入金を減額するものであります。

次に、議案第51号、農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては、既定の予定額に166万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億7,166万8,000円とするものであります。

その内容としましては、職員給与関係経費を補正するほか、小池地区農業集落排水に係る汚泥の処分委託料を増額するもので、その財源については、一般会計繰入金を充てるものであります。

次に、議案第52号の介護保険特別会計補正予算につきましては、既定の予算額から267万4,000円を減額し、歳入歳出それぞれ22億9,232万6,000円とし、その財源については、事務費等一般会計繰入金を減額するものであります。

次に、議案第53号の後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、既定の予算額から87万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ6億6,612万2,000円とし、その財源については、一般会計繰入金を減額するものであります。

次に、議案第54号の水道事業会計補正予算について申し上げます。

水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出について、それぞれ3万4,000円を増額するものであります。

その内容としましては、法定福利費を増額するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（倉持松雄君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案7件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 2点ばかりお伺いいたします。

まず、48号のですね、ページで言いますと18ページ。ちょうど一番下になるんですけども、地域介護・福祉空間整備補助金。これについて、ちょっとこの意味を教えてください。

それともう1点あります。これはちょっと新人議員でわからない部分があるんですけども、この補正予算の中で、職員数が変わってないのですね、かなり金額の変動があるのが結構目についてたんですよ。多いところでは800万円単位の変動があるんですけども、これに関してはどのように理解していいのかと。

その2点をお願いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） 1点目の地域介護・福祉空間整備事業補助金について御説明いたします。この補助金につきましては、県の介護基盤緊急整備等臨時特例交付金、この財源を使いまして、町が事業所に交付をするものでございます。これは10分の10でございます。

それで、その対象事業所としましては、阿見ケアコミュニティーそよ風という施設の防災改修工事費でございます。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい。2点目の職員数の全体の変動が、人数が変わっていないのに金額の変動がなぜあるのかということにつきましてお答えいたします。24年度の当初の予算額を設定した時点はですね、昨年度の11月ぐらいでして、去年のそれぞれの課の人員とですね、それぞれの課の構成で、当初予算を計上いたしました。

その後24年度につきましては、まずそれぞれの課の人員の増減等もございまして、それから機構の改正ということで、例えば今回交通防災課ができた。そういった新規の課ができて異動があると。それぞれ既存の、23、24年の課も変わんないですけども人員の変動があったと。そういったこともございまして。また、退職した人とか新規採用の人。それは人員の変動の中ですけども、そういった変動の要因があるため、こういった人件費の増減になってるということでございます。

○議長（倉持松雄君） 永井義一君。

○4番（永井義一君） じゃあ、今の総務部長の中で、いつも金額の差異というのは、変な話、

年寄の方が退職して若い人が入ったっていう部分の差異が多いというふうに解釈していいわけですかね。ちょっと、800万近くあるもんで、これは何かと思って先ほど説明したんですけれども、もう1回お願いします。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） お答えします。基本的に、23年度のそれぞれの部とか課の構成がございます。それが24年度に機構が変わりまして、新しい課ができたとかそういったことで、人件費の異動が、人数の異動があったので人件費が変わるということと、それぞれの課の人員の増減があったということで変わってるというのが、主な金額の変動の理由でございます。

それでちょっと余計なことを申し上げましたけども、退職と新規採用ということを申し上げましたが、退職の人は、23年度の早い時点で、退職の申し出があった方は、24年度の予算額には計上をしておりません。

それと新規採用の職員の方もまだ決まってませんので、24年度の当初の予算の計上のときには計上をしておりませんでしたので、そこら辺の部分の調整もここに入っております。

○議長（倉持松雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第48号から議案第54号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配布しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月22日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第55号 H24朝日中学校耐震補強工事請負契約について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第8、議案第55号、H24朝日中学校耐震補強工事請負契約についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第55号のH24朝日中学校耐震補強工事請負契約について、提案理由を申し上げます。

本工事は、朝日中学校校舎及び屋内運動場の耐震補強工事を行うものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事期間は、契約締結日の翌日から平成25年3月29日までであります。

工事の概要につきましては、お手元に配布しました工事概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（倉持松雄君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。これより質疑を行います。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第55号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配布しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月22日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第56号 牛久市・阿見町斎場組合規約の変更について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第9、議案第56号、牛久市・阿見町斎場組合規約の変更についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第56号の牛久市・阿見町斎場組合規約の変更について、提案理由を申し上げます。

本案は、本年7月9日に外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴い、外国人住民が住民基本台帳法の適用対象に加わることになるため、牛久市・阿見町斎場組合規約における外国人住民に係る規定について、所要の改正を行うものであります。

以上、提案理由を申し上げました。

○議長（倉持松雄君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第56号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案は原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第56号は、原案どおり可決することに決しました。

散会の宣告

○議長（倉持松雄君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午前10時43分散会

第 2 号

[6 月 13 日]

平成24年第2回阿見町議会定例会会議録（第2号）

平成24年6月13日（第2日）

○出席議員

1番	倉持松雄君
2番	藤平竜也君
3番	野口雅弘君
4番	永井義一君
5番	海野隆君
6番	飯野良治君
7番	平岡博君
8番	久保谷充君
9番	川畑秀慈君
10番	難波千香子君
11番	紙井和美君
12番	柴原成一君
13番	浅野栄子君
14番	藤井孝幸君
15番	久保谷実君
16番	吉田憲市君
17番	佐藤幸明君
18番	諏訪原実君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	天田富司男君
教	育	長 青山壽々子君
総	務	部 長 坪田匡弘君
町	民	部 長 篠原尚彦君

保健福祉部長	横田健一君
生活産業部長	篠崎慎一君
都市整備部長	横田充新君
教育委員会教育次長	竿留一美君
消 防 長	川村忠男君
会計管理者兼 会計課長	宮本寛則君
総務課長	飯野利明君
企画財政課長	湯原幸徳君
管財課長	朝日良一君
交通防災課長	建石智久君
社会福祉課長兼 福祉センター所長	高須 徹君
障害福祉課長	柴山義一君
国保年金課長	野口静男君
農業振興課長	村松利一君
商工観光課長	鹿志村浩行君
環境政策課長	岡野 栄君
放射能対策室長補佐 兼放射能対策係長	中村政人君
廃棄物対策課長	櫛田友治君
道路公園整備課長	湯原一博君
都市施設管理課長	柳生典昭君
学校教育課長	黒井 寛君
指 導 室 長	根本 正君

○議会事務局出席者

事務局長	青山公雄
書記	大竹 久

平成24年第2回阿見町議会定例会

議事日程第2号

平成24年6月13日 午前10時開議

日程第1 一般質問

一般質問通告事項一覧

平成24年第2回定例会

一般質問1日目（平成24年6月13日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 佐藤 幸明	1. 通学道路の安全確保について 2. 空き家条例について	教 育 長 町 長
2. 海野 隆	1. 学校給食センター新築工事について 2. 小中一貫教育について 3. 事業仕分けの実施について 4. 地域資源由来再生可能エネルギーについて 5. 人権対策について 6. 副町長人事について 7. 選挙関係 8. 放射能対策について	町 長 教 育 長 町 長 町 長 町長・教育長 町 長 町 長 町 長
3. 永井 義一	1. 住宅リフォーム助成制度について 2. 放射能の内部被ばくの測定について 3. 中央8丁目交差点での交通渋滞について	町 長 町 長 町 長
4. 藤平 竜也	1. 中学生の医療費無料化について	町 長
5. 紙井 和美	1. 環境保全・環境美化の促進について 2. 動物愛護条例の制定について 3. 交通弱者の対策強化について	町 長 町 長 町 長
6. 難波 千香子	1. 戦略的な観光地域振興について 2. 阿見町のエネルギー政策について 3. 防災・減災対策について	町 長 町 長 町 長

午前10時00分開議

○議長（倉持松雄君） おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（倉持松雄君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を1時間といたしますので、御協力のほどお願いいたします。

初めに、17番佐藤幸明君の一般質問を行います。

17番佐藤幸明君の質問を許します。登壇願います。

〔17番佐藤幸明君登壇〕

○17番（佐藤幸明君） 皆さん、おはようございます。議会議員改選後初めての定例議会でございますので、一言申し上げます。

激戦の中当選されました5名の新人議員の皆さん、まことにおめでとうでございます。昨日の町長のごあいさつで、大きな期待をしているとのお話がございました。私も同感であります。

また、再選をなされました皆さん、おめでとうでございます。皆様方には経験、実績がありますので、より大きな期待を寄せているところでございます。ともに町発展のために渾身の努力を重ねたいと、お誓いを申し上げます。

また、議員の皆様と協力し合い、英知を結集し、議会の使命、役割、チェック機能等を十二分に発揮すべきと考えますので、よろしくお願いを申し上げます。

また、町長のお墨つきを得たものの、惜しくも落選された方々、おかけする適切な言葉が思い当たりません。

それでは、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

まず、通学道路の安全確保について伺います。4月の23日朝、京都府亀岡市で集団登校中の小学生の列に、無免許の同市内の少年、18歳の方です、運転する軽乗用車が突っ込み、2年生の女兒7歳が死亡し、別の児童の母親26歳が亡くなりました。このお母さんのおなかには、新たな生命が宿っておりました。何とむごいことでしょう。4月の28日には、重体だった3年生

が入院先の病院で亡くなりました。原因は、少年の居眠り運転と報じられております。

4月の12日午後1時過ぎ、京都府京都市東山区大和大路通4丁目、京都有数の繁華街です。祇園の一画。交差点で軽ワゴン車が、四条通を歩いていた人の列に突っ込みました。車は約200メートル先の電柱に衝突してとまりました。男女7人が亡くなり、11人が重軽傷を負いました。運転手も搬送先の病院で亡くなりました。原因は運転手がてんかんの発作を起こしたと見られております。

4月27日朝、千葉県館山市で、児童の列に軽乗用車が突っ込み、小学1年生の男児が亡くなりました。軽乗用車は、雨の中バスを待っていた児童をひいた直後にブロック塀に衝突し、車体の下に巻き込んだまま25メートル引きずり、近所の男性たちが車を持ち上げ、児童を救出しました。既に意識がなかったそうです。原因は、運転手が仕事のことを考え、ブレーキを踏まずにはねたと報じられております。同市神戸では、2010年9月、下校のためバス停で待っていた児童11人の列に、居眠り運転の乗用車が突っ込み、児童4人が重軽傷を負う事故も発生している。同市での危険箇所の洗い出しを行い、適切な改良工事をすれば、27日の事故は防げたのではないかとの声も出ているそうです。

県警交通企画課によると、今年に入って小学生の登下校の事故は、つくば市、那珂市、守谷市などで47件発生し、つくば市では中学生1人が死亡、49人が負傷している。この数字は4月末現在です。このような事故で亡くなられた方々の御冥福を、また負傷された方々の一日も早い完治を、心よりお祈り申し上げる次第でございます。

このように、登下校中の児童らが巻き込まれる交通事故が全国で相次いでいる問題で、県教育委員会にある県教育庁——この「チョウ」は茨城県庁の「庁」の字を書きます、県警、県は、通学路における交通安全確保に関する緊急会議を設け、県教育庁は5月、公立の約900校を対象に危険箇所の調査を指示しました。6月1日には2回目の会合を開き、調査結果や要望をもとに、絞り込みに着手したと、7日に新聞報道されております。

当町教育委員会にて、その調査の結果について6点をお伺いします。

危険箇所の総数。2つ目として主な原因は何か。3つ目、総延長キロ数。4つ目としまして、危険箇所の整備方法を検討されたのか。5つ目としまして、検討されてもできないのはなぜかということでございます。6点目、今後の整備方針についてお伺いをいたします。

町内で事故のないのは幸いです。但し、事例を挙げたように、全国で多発しており、町内でそのような事故が起きる前に安全策を講じなければならないと思ひ、教育長にお伺いをいたします。○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君、登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） おはようございます。

それでは、登下校中の児童生徒ら歩行者が犠牲になる事故が多発している。町内の通学路は安全か。把握している危険箇所の数、総延長危険の原因。同上箇所の整備方法——予定と、できない理由。今後の整備方針についてお答えします。

阿見町の学校では、登下校時の安全対策への取り組みとして、安全マップの見直し、安全教室の実施、PTA等への協力要請——立哨、見守り、つき添いなど、ヘルメットの着用指導などを継続して実施しています。

4月23日に京都府で、27日には千葉県及び愛知県で、登校中の児童等が死傷する痛ましい交通事故が起きました。これらの事故を受け、阿見町でも5月に通学路の安全点検及び安全確保の調査を実施いたしております。

調査の結果、ガードレールや歩道がなくて危険、歩行者用の信号が設置されていない、道幅が狭く交通量が多い、見通しが悪くカーブや道幅が狭い、歩道に水がたまるなど、町内24カ所が特に安全確保が必要な場所として報告されております。

この調査で安全確保が必要とされた場所についても、関係各課や茨城県に整備改善を要望し、安全確保を進めていきたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 17番佐藤幸明君。

○17番（佐藤幸明君） これまでですね、安全の確保のために御努力を重ねられたことにまず敬意を表する次第でございます。そういう中でやはり、地権者もあることですが、よくですね、地権者にも御相談を申し上げて解決していかなくちゃならない部分があるのかなと思います。

1例を挙げますと、その阿見中央郵便局ですか、そこから吉田石油までの道路がございませぬ。通学路として指定されておりますが、道幅も狭く、歩道も整備されておられません。このところに、歩道の整備といっても、民家がありまして大変難しいのかなと思いますが、以前からこの中央の近隣の人たちが、そこが何とかなんないのかというような話が数多くございます。

そういう中で、当然教育委員会の中にも、そういう要望があったのではないかと思います。そういう中で、なければないでしようがないですけども、今まであったんであれば、どのような対応をしてきたのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えいたします。

まずはですね、学校としてはですね、常日ごろ、通学路を通り、寄り道をせず登下校をする。それから、歩道からはみ出さず、いっぱい広がらないように歩く。それから、歩道のない道路では、道路の端を歩く。それから、信号、横断歩道、ガードレールのない歩道では、特に安

全を注意するちゅうことで、常日ごろから指導してるわけでございます。

今回、緊急調査しましたのは、教育長が今答弁したとおり24カ所ありまして、これについては、前から藤井議員さんのほうからも指摘がありましたけれど、狭い——要するに、阿見小の後ろを、この間、都市施設管理課と私と一緒に歩いてきました。

二、三年前に、おかげさまで、地権者に依頼しまして、木を切ってもらったちゅう経緯があります。今回改めてこの24カ所ちゅうことで出たわけでございまして、これについては、所管は都市施設管理課なんですけど、学校教育課をあわせて一緒に再度調べて、どのような対応策をするのかっつうことを進めていきたいと考えております。

確かに、阿見小の後ろは、小学生——7時半から8時半までは指定しまして、通学路は通れないようにしてあります。帰りは阿見中側を通るような指導はしておりますけれど、そういうものも含めた形で、今後、教育委員会、それから所管の担当部局とあわせて、場所を確認して、どのような方向で安全な道路にしていくのかっつうことを進めていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（倉持松雄君） 17番佐藤幸明君。

○17番（佐藤幸明君） ありがとうございます。

先ほども申し上げましたように、民家が多くございます。そういう中で、一方通行にすべきではないかと、また一方通行を検討すべきではないかと、私は考えるんでありますが、そういう検討をなされたのかどうか伺います。

○議長（倉持松雄君） 都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。その郵便局から鈴木の交差点ということでございますが、以前にですね、地元からの要望——これは大分、もう10年以上も前ということでございますが、一方通行等を検討した経緯はあるようでございます。ただ、中にお店等がございまして、全面的な同意はなかなか得られなかったというような経緯があるようでございます。ただ、そうは申しまして、かなり危険な部分もございますので、速度規制とかそういうことも含めて、今後、警察のほうと協議を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 17番佐藤幸明君。

○17番（佐藤幸明君） 10年ほど前というようなお話がございましたけれども、全国でこのように多発しておるわけですから、この現状をよく地権者の方々にも再度お話をして、その商店の方が影響があるというようなお話も伺いましたけれども、これだけ多発してはですね、やはり地権者の方々も、また御商売なさってる方も、理解してくれるかもしれませんので、改めて、そういうことを検討するかどうか、その地域でそういう相談を持ちかけることがで

きるのかどうか伺います。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） この問題は、鈴木の広聴会でも言われました。本当に抜本的な解決策は、今言ったとおり一方通行にすると。こちらから入る道路だけが、吉田石油店のほうへ行く方向を一方通行にするっていう、これが一番の解決方法だと思います。これがね。

ただ、その地域、総論賛成でも各論はどんどんどんどん反対になっていくっていう状況が出てくのかなと思うんですけど、これはやっぱり、積極的に、そういう面ではね、警察署等々、また地域、PTA、そういうものをやっぱり踏まえた中で、やっていかざるを得ないのかなと。それで了承が得られれば一方通行にするっていうのが、一番の、やっぱり抜本的な解決策だと、前々から私は思っておりました。

これはもしもそういう形でできるのであれば、進めていきたい、そう思います。

○議長（倉持松雄君） 17番佐藤幸明君。

○17番（佐藤幸明君） はい。今町長はですね、総論賛成、各論は反対になってしまうというように、だと思ふという言い方をされました。そうでなくてですね、実際にですね、そういうことをもう一度持ち上げていただいて、そこで数多くの議論を重ねていただいて、その中で各論として反対者があってできなかったということであれば、それはいたし方ないことかと思ふいます。

だと思ふということじゃなくて、そういうことを実際にもう一度、皆さんと相談するのかどうか、再度伺います。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 机上にのせるっていうことが大事だと思います。皆さんでよく検討していくっていうことが大事だと思います。それはもう、机上にのせていくっていうことが一番の解決法だと思いますんで、今後そういう形の中でね、やっていきたいなと思います。

○議長（倉持松雄君） 17番佐藤幸明君。

○17番（佐藤幸明君） ぜひともそれがですね、一番安全な策ということで、町長もそう認識しておりますので、そうなるように最大限の努力をお願いします。

続いてですね、この西郷地区にガードレールの要望なども出てるかと思いますが、押しボタンの信号があって、その両端だけはできたんですが、地元の要望も上がっていると思うんですが、その続きはどうなってるのかを伺います。それだけで、今のままで終わりなのか、それともその続きも予定してあるのかということ伺います。

○議長（倉持松雄君） 都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。阿見台地区の件かと思いますが、

現在この通学路につきましては、PTAのほうで、通学路の変更も含めて検討しているという話を聞いております。

ただ、危険な場所へのガードレール設置については、順次進めていきたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 17番佐藤幸明君。

○17番（佐藤幸明君） 通学路の変更、また順次整備していくということでございます。そのようにひとつお願いしたいと思います。

あその場所なんですけど、2間ほど、塀といいますか、歩道の幅が2間分ほど狭いところがあるわけなんです。当然その所有者があり、権利者がいるわけですが、こういう全国で多発しておる通学路の事故が多いわけですから、それをまた地権者にもお話をさせていただいて、協力できるのであれば、歩道の拡幅もお願いしたいと思うんですが、その点についてお考えをお伺いします。

○議長（倉持松雄君） 都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） その辺につきましても、地権者等と調整しながら、意見を聞きながら、順次進めていきたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 17番佐藤幸明君。

○17番（佐藤幸明君） よろしくどうぞお願いを申し上げます。

続いてですね、吉原から飯倉のほうへ向かいます。で、下ったところを左に曲がりますと、上吉原の集落センターがございます。すると、左側がこの小高いといいますか、ちょっと高く農地があります。舗装されておりますが、通学路があります。右側が田んぼになるわけですが、道路は当然かまぼこになってますんで、非常に水たまりができるという場所がございます。

ちょうど3月の初めのころですか。私もちょっと向こうのほうに用事があつて行ったときのことなんですけど、小さい子供たちは、長靴が、こんなもののほかないわけですから、そこで長靴の中に水が入っちゃうほど水がたまっちゃうという地元の人たちの意見がありました。何とかなんないものかなというお話でした。

そういう中で、その何日か後にまた雨が降りましたんで、そのときに担当課のほうにお話ししましたら、ポンプを持ってくみに行ってますというお話はいただきましたけども、その都度その都度ポンプを持ってね、水をくむだけじゃなくて、抜本的な道路の改修とか側溝の整備とか、そういうことの予定があるのかどうかお伺いします。

○議長（倉持松雄君） 都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えします。

この上吉原の集落センターの先でございます。これは昨年度、地区から要望が出されております。そういった中で、担当課のほうもかなり冠水しているということ承知しておりまして、

水の問題につきましては、U字溝を設置して、反対側の水路に落とすのが有効だろうということで、今設計のほうを進めているところでございます。あとはその設計が上がり次第発注したいと考えております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 17番佐藤幸明君。

○17番（佐藤幸明君） なるべく早くですね、子供たちの安全のためにお願いを申し上げます。

私はこの3カ所についてはお聞きしましたが、全部で24カ所あるということですが、そういう危険箇所をですね、一日でも早くなくすように努力をしていただきたいとお願いを申し上げる次第でございます。

町長におかれましては、地元青宿の地内の町道の整備は大分進んでおりますけれども、こういうような通学路の整備についても、早急に安全確保のために、どのように考えるか町長に伺います。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 道路の危険箇所というものをやはりきちんと把握して、その解消に努めてくれるというような話はもう前々からしております。そういう中で、やっぱり飯倉二区のほうの道路改良というか、死亡事故が何回も起きたんでね、そういうところはやっぱり積極的にやってくれと。ただね、予算があるもんですからね、すべてできるという状況をつくりたいけど、それはやっぱり順次やらざるを得ないんじゃないかなと、そう思います。

○議長（倉持松雄君） 17番佐藤幸明君。

○17番（佐藤幸明君） 限られた予算の中ですから、全部一度にというわけにいかないことはわかっておりますけれども、とにかく児童生徒のですね、通学路の安全確保について、皆さん、教育委員会もそうですし、皆さんがね、都市整備部もそうです、一丸となって児童生徒を持つ——子供たちの不安もそうですし、その親たちの不安もそうです、払拭できるようお願いを申し上げまして、この件に関しましての質問は終わります。

○議長（倉持松雄君） 17番佐藤幸明君。

○17番（佐藤幸明君） 2点目として、空き家条例の制定についてお伺いします。

少子高齢化、核家族化などで生活様式がさま変わりし、若い世代は、今はやりの自分の家を求め、古い家には年配者が住み、やがて空き家になる。また、一人息子と一人娘が縁あり結ばれると、家一軒空き家になる。理由はいろいろあると思いますが、最近空き家が多く見受けられる。所有者が近隣に迷惑をかけないように管理するのが当然ですが、できない所有者も見受けられます。

東日本大震災から1年3カ月。まだ余震があり、関東地方に大地震が発生するとも言われております。また、つくば市に発生した竜巻が町内に発生しないともいえない。そのようなとき、被害を最小限にするために、空き家条例の制定をすべきと、4件にて質問をいたします。

廃屋——住んでいない家を指します。現在、町内に何件あるのか。担当窓口はどこかと。今までの対応はと。そしてこれからの対応はとどうすると。

以上、お伺いをいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、空き家条例についてお答えいたします。

空き家問題につきましては、少子高齢化や人口減少に加え、ライフスタイルの変化や持ち家に対する価値観の変化によって、全国的に空き家が増加する傾向にあります。

基本的には、空き家は私有財産であり、個人が管理・運用すべきことから所有者に適正な管理が求められております。

一方、何らかの理由で長期間空き家とされることで、防災・防犯、環境面において、近隣住民に不安を与えている実態も少なくありません。

当町においても、平成22年度末現在、102棟の空き家が存在し、これらの空き家や雑草等に関する苦情が寄せられ、その対応として、火災予防の観点から消防本部警防課において必要な措置を講じるよう、通知による指導を行っております。

また、環境美化上の観点から、生活産業部環境政策課において、空き地の雑草苦情について必要な措置を講じるよう、通知による指導を行っておりますが、現行の火災予防条例や環境美化条例の中では、空き家対策として、具体的な対策を進めるまでには至っていない状況にあります。

このような状況を受け、まず防災・防犯上の観点から空き家問題に関する規制が行えるよう、今年度内に空き家条例の制定作業を進めるとともに、空き家対策の窓口を交通防災課に位置づけ推進してまいります。

しかしながら、総合的な空き家対策を推進するためには、防災・防犯、環境面など様々な観点から、行政による対策だけでは、解決できない問題が山積していることから、建物の解体や撤去、さらには空き家そのものの活用など、さまざまな要因をカバーできる制度については、引き続き調査研究を進めてまいりたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 17番佐藤幸明君。

○17番（佐藤幸明君） 年度内に条例を制定するというございます。

牛久市でも、またつくば市でも制定されております。牛久市とつくば市の内容は、大分違いがあるわけですが、大変つくば市の条例が厳しくといたしますか、内容の濃いものといえますか、

なっております。そういうものを参考にさせていただいてですね、素晴らしい条例をつくっていただきたい。

そしてまた、その案ができたときには当然、前もって全協などで御報告をいただけるものと思います。その中で、また私どもの考えが、議会としての考えがあれば、加えさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

年度内に制定されるということでございますので、素晴らしいものが制定されることを切に望み、質問を終えさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（倉持松雄君） これで、17番佐藤幸明君の質問を終わります。

次に、5番海野隆君の一般質問を行います。

5番海野隆君の質問を許します。登壇願います。

〔5番海野隆君登壇〕

○5番（海野隆君） それでは、一般質問をさせていただきます。みんなの党の海野隆でございます。前議長に引き続いてですね、一般質問をさせていただくということで、光栄に存じております。

2年前にですね、天田町政がスタートしてですね、短い期間でしたけれども、行政の中に入って、参与としてですね、政策遂行のお手伝いをさせていただきました。今度はですね、阿見町の議員として、この阿見町の発展と町民の福祉向上に何らかの貢献ができればいいなというふうに考えております。このような活動の機会を与えていただいた多くの良識ある町民の皆さん、そして、そのきっかけをつくっていただいた議会にもですね、感謝を申し上げたいと思っています。

阿見町は非常にいい町だと私は思っています。近代歴史遺産もあるし、優良企業も立地していますし、自然豊かな里山、緑地、それぞれ分野の異なる3つの大学、何より、全国からですね、多彩な人材が集まっています。こういう有力な、可能性に満ちた、非常にいい町だというふうに思っています。議会活動を通じて、住民と行政と企業と大学、研究施設も含めてですね、手を取り合って、ここがふるさと阿見町というような町をつくるために努力をすることを、まずお誓い申し上げたいと思います。

第1問目の質問に入りたいと思いますが、第1問目ではですね、六つの内容で、質問の要旨の通告をしております。六つの内容について一括して質問をしたいと思っております。

まず第1点目ですけれども、学校給食センター。これは前のもので、川田町長時代のPFI方式をですね、この天田町政になってから公設民営方式に転換したと、そういう経過があつて、計画が進められてきました。さまざまな経緯を経てですね、去る5月23日に入札執行という

ころまでこぎつけたわけです。

しかし、残念ながら、この本体工事がですね、入札不調ということで、それに伴って、電気設備工事及び機械設備工事ですね、入札が中止になってしまいました。非常に残念だというふうに思います。一日も早い工事着工を願っていた関係者の皆さんにはですね、残念だという思いがあると思います。

その後ですね、今回の一般質問通告以降、6月11日にですね、改めて入札が公告されまして、今手続が進んでいると思います。

実は、我々5人、新しい議員がですね、新任研修をしていた、そのちょうど最終日にですね、学校教育課の御説明がありまして、5月の18日でしたか、そのときに開札を延期したという表明がございました。その理由はですね、どうも怪文書らしきものが町に郵送されてきたということでございましたけれども、まず、どのような文書がですね、いつ、どこに郵送されてきたのか、まずこれについて伺いたいと思います。

次の質問ですけれども、阿見町にはですね、公正入札調査委員会というものが設置されております。その要綱の第2条にですね、この調査審議事項として、入札談合に関する情報があった場合の対応が定められております。

今回、町は郵送されてきた文書に基づいてですね、入札を延期したということになっています。しかし、一体全体ですね、この調査委員会の中でですね、どのような調査と審議を行ったのか、これについても伺いたいと思います。その結果どのようなことがわかったのか、これについてもお聞かせいただきたいと。

私は実は、この文書を見てます、ある方からいただいて。議員の何人かにも送られてきたということを知っておりますので、この文書を見ておりますけれども、この文書がですね、談合情報に当たるとはね、到底思えないんですね。このような文書に惑わされて、なぜ入札を延期したのか、これよくわかりません。この要綱の運用を誤ったのではないかというふうに思います。

今回の入札ではね、予定価格が公表されております。以前もそのようですけども。結果的には入札不調ということになりましたけれども、そもそも延期した時点ですね、郵送による応札、この件数は何件ほどあったのか。応札があったにもかかわらず不調というのはどういう理由なのか、実はいまだによく理解できないんですが、この入札経緯についても詳細に伺いたいと思います。

町がですね、発注する公共工事の際に考慮することが2つあります。これはですね、天田町長もふだんから言っている、この税金というものをですね、最小の経費で最大の効果を上げていくんだと、このことはね、やっぱり一番最初に来る順番だと思うんですね。これなくして行政執行をね、日常やっていくことはできませんので。しかし、もう1つにですね、次に考慮さ

れるべきものは、地元業者にですね、入札参加の機会を与えて、実績を積みせると。業績を積みませるということによって、地元業者がですね、育成されると。で、技術も高まると。地元業者ってというのは、雇用とか税収とか、そういう面から考えてもね、十分に配慮されなければならないものだと思います。

この2つがですね、行政がですね、工事を発注するときに考えなければならない要点だと思います。この2つをですね、同時に実現するというのは、なかなか難しいところもあるというふうに思います。案件によってはね、例えば前者、つまり最小の経費で最大の効果を上げることが70%ぐらい、それから地元の業者が30%とか、こういうこともあるし、また五分五分っていうこともあると思いますね。あとね、ジョイントベンチャー方式ってのもありますね。

こういうことも含めて、今回ですね、公共工事の参加資格とか入札条件とか、そういうことでですね、考慮され配慮されたのはどのようなことだったのか。これについても伺いたいと思います。

次に、最近ね、茨城県内で学校給食センターの整備をした市町村、これはですね、平成18年に石岡、鹿嶋、日立、平成19年に神栖、平成21年に小美玉、平成22年に鉾田、繰り越しも含めてですね、平成23年度から24年度にかけて、笠間市、阿見町、つくば市があります。笠間市はこの前入札が行われて、着工が始まったようですね。つくば市はこれからと。で、その間にちょうど阿見町があるということになります。

その発注の方式を見るとね、一括発注があったり分離分割発注があったり、それぞれ異なっておりますし、またいずれも一般競争でやっていますけれども、入札の資格要件、あるいはいわゆる点数ですね、総合点、評定値ですか、これが異なっています。例えば、私が聞いた範囲で一番低いのはですね、神栖市が800点で入札資格を得ていますね。つい最近終わった笠間市は950点ということだったようであります。

今回ね、今新たな入札になってますけれども、不調に終わった入札の資格要件というのは、総合評定値が建築執行時で1,000点、県内に本店があると、こういう条件がつけられました。この条件に該当する企業はですね、阿見町に有資格名簿を登録されてる中で10社あったというふうに言われてますね。残念ながら町内企業には該当する企業はないということだったようです。6月11日に公告したね、新たな入札公告では、評定値ね、県内本店は一緒ですけども、その評定値が900点以上ということになりましたけれども、このことによってですね、該当企業数や町内企業にどのように変化があったのか、このことについてもお伺いしたいと思います。

最後かな、5点目ですね。昨年の震災以降ですね、各地で入札不調は起きています。阿見だけではなくてですね、いろんな工事で入札不調が起きてます。原因はですね、震災の復旧復興にかかわる工事ですね、人件費が高騰したり、資材費が高騰したり、こういうことが原因だ

というふうに言われております。今回のですね、不調原因も、私は同様なものがあるというふうに思っております。

給食センターの新築工事はですね、既に議会との関係もいろいろあったようですけれども、繰り延べをしておりますですね、補助金の関係からもぎりぎりのタイミングじゃないかなというふうに思います。そのような状況をね、十分考慮してですね、配慮して、設計価格とかですね、予定価格に反映をしておりますね、やっていたら不調に終わらなかったんじゃないかというようなことを言われているというふうに聞きます。

公告されたね、予定価格については、前、不調になったときの値段が6億5,800万。今回ですね、6月11日に入札公告された価格は7億3,000万ということで、相当の差がありますね。そうすると、最初の予定価格がですね、適当・適正な価格に設定されていたのかどうか。これがやっぱり少し疑問になると思うんですね。こういうことについてもお伺いしたいと思います。

以上5点ですけれども、最後に、今後のスケジュールについてもね、本当に、来年のね、スケジュール、タイミング、ぎりぎりつつつてますから、間に合うのかどうか。このことも含めて、以上6点お伺いしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、海野議員の質問にお答えいたします。

まず、質問を答弁する前に、海野議員、まずおめでとうございます。

○5番（海野隆君） ありがとうございます。

○町長（天田富司男君） また、私の参与という立場の中で、いろんな政策を遂行するに当たり、一つ一つ、個々実現してきているという、そういう状況だと私は考えております。そういう面でも、海野議員の賢察力、また発想、そういうものが非常に活かされていくのかなど。

ただ、議員になって野に放されたトラにはならないような状況をつくっていただきたい。やはりあくまでも提言、阿見町のためについていう、先ほども海野議員が言われたとおりですね、阿見町はこれだけいいものを持っている町であります。そういう意味ではやっぱり、このものをどうやって活かしていくか、このことを一番の視点にとらえて、町政発展のために御努力、そしてまた、執行部とも、やはり一緒にできるものは一緒にやっていただきたい、そう思います。

それでは、最初に、投書について、内容はどのようなものだったのか、受領時期、受領部署についてです。投書内容は、阿見町給食センター新築工事についての質問が3つと、設計業者、市、建築、厨房業者に癒着がありますというもので、郵送されたものを秘書課で5月16日に受領しました。

なぜ延期したのか、阿見町公正入札調査委員会要綱の運用を間違っていないかについてです

が、投書の内容は、先ほど海野議員が言われたとおり、これは何だというような投書の内容ではないかなど。談合情報では決してなかったと思います。入札を慎重にかつ適正に実施するため、調査を行い確認することが必要であると考え入札を延期した、そういう考えで延期したわけであります。

次に、町が工事等を発注するときに考慮することとは何かについてですが、公共工事等の発注に際しましては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、並びに町契約規則などにより、入札及び契約の透明性の確保、公正な競争の促進、不正行為の排除、公共工事の適正な施工の確保などの適正化が図られるよう努めているところであります。特に入札においては、入札改革を積極的に今しているところでございますので、入札の内容等も見ればわかると思います。

次に、今回の新築工事は一般競争入札方式で行われている。入札参加資格の設定に問題点はないのかについてであります。今回の工事の入札条件は、県内の最近建設された給食センターの入札条件を参考にして決定しております。問題はないものと考えております。

それまでは、やはり国の補助が、もう3月、昨年の中の出しておりますし、そういう面では、今年度1年の間に建築をしていかなければならないということで、非常に急がれていた中での契約でありました。それは、今はもう海野議員のほうも内容等はわかっているのかなど、そう思います。

また、設計価格や予定価格は適当に設定されたのかについてですが、予定価格は、設計価格をもとに、県内で最近建設された給食センターの建築単価等を参考に設定をいたしました。決して設定価格をどうのこうのという考えは持っておりません。

また、先ほど言われたとおり、やはり建築資材の高騰、または、やはり事業者がこの震災需要というような形の中で、非常に忙しい状況ということで、やっぱり建築自体が高くなっているという、そういう現状も見受けられると思います。

最後に、不調となったが今後のスケジュールについてどのようになるのかについてお答えします。入札が不調になったことを受け、設計書や条件設定を見直しました。そして、先ほども海野議員から言われたとおり、6月11日に再度入札の公告をいたしました。

開札は6月28日の予定ですので、その後資格審査を行い、仮契約を締結して7月に臨時議会で請負契約の承認を議会にお願いしたい、そして工事に着手したいと考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 御回答ありがとうございます。少し不満なところがありますね。

まずね、執行部の皆さんに申し上げたいんですが、私はですね、今回、この質問をするのに

ですね、資料を請求したんですが、とうとう資料が上がってきませんでした。私が調べれば10分で済むような資料をですね、私のところに最後まで、何日も前に言ったのに、何日も来ない。これは非常に問題ですよ。しっかりとやってください。

それでね、今、町長の答弁がありましたけれども、ちょっとね、やっぱりね、地元の業者が入れなかったということについてはね、少し不満があると僕は思うんですね。いろんな自治体に聞くとね、地元でそういうね、給食センターなどの工事をできないような業者、できないというね、状況もあるかもしれない。しかし、ここ阿見町では、実績もあるようですし、やっぱり地元業者ということも考えてね、そういう条件も含めた入札参加資格というものを設定しないと、やっぱり町長は阿見町の地元業者の育成についてどう考えているのかと、こういうふうにはやっぱり言われると思うんですね。

今回の条件の設定については、先ほど御説明がありましたのでよくわかりますが、今回はもうね、このまま進んでいくんだし、多分答弁はなかったけれども、900点ということで、地元業者も入れるという条件になったと思うんですね。で、であるなら最初からやれよという話なんだけれども、不調があったということですね、少しハードルを下げてやったと思いますが、その点について、もう一度、再度ね、地元業者の育成、つまり町が工事を発注したりするときの2つの要件の中の地元業者育成ということについて、どのように考えてるかということを表示していただいて、終わりにしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 私自身は、担当課の職員に地元業者を積極的に使っていってくれよということをおっしゃっています。やっぱり設計にしても測量にしても、今まで随分入ってなかったということ。もう土木関係はほとんど、一般競争入札以外であるならば、町の業者がやっておりますし、あと、剪定とかそういうものも町の業者だけであります。

みんな、そこにはいろんな面で思いがありますよね。競争させるのが一番いいのか、やはり地元業者のためには、やっぱり地元の人たちにやっていただかなければならないのか、その範囲をやっぱりきちんと決めておかないとまずいなと。

ただ、一般的に、外部の業者のほうが、入札する機会が多いんで、そういうところに対しては、いろんな面で競争の原理を働かせていきたいなと思います。

海野議員の言われたとおり、なるべく町の業者が入れるような状況をつくっていくってことは、大事だと思います。

ただ、やはりそこにはいろんな面でね、問題も出てくるので、上層の問題等はいろんな面での癒着というものが随分出てたんでね、そういう面でやっぱり今回は考慮しないといけないんじゃないかなと。そういう面では1,000点以上でやってるところが随分多かったんで、そういう

面で、やはり町が余りそういうものに惑わされてもしようがないなということで、1,000点という点数をつけました。今後やっぱりね、町の業者の育成のためにも、そういう面での1つの配慮というものも必要になってくるのかなと、そう思います。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） そうということで、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

もうちょっとね、細かく聞いてもいいんですが、とにかくタイムがもうね、ぎりぎりですから、スケジュールを進めていただいて、しっかりしたね、いいものをつくっていただきたいと思います。

次の質問に入りたいと思います。この小中一貫……。

○議長（倉持松雄君） 海野議員に申し上げます。

次の質問に入る前に、時間でございますので、暫時休憩を行います。

○5番（海野隆君） そうですか。わかりました。

○議長（倉持松雄君） 会議の再開は11時7分にします。

午前10時58分休憩

午前11時07分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番海野隆君。

○5番（海野隆君） それではですね、2番目の小中一貫教育について質問をさせていただきます。この小中一貫教育についての中ではですね、4点についてお伺いをしたいと思います。

第1点はですね、質問要旨で通告している順番とはちょっと逆になっちゃうんですけども、まず最初に、適正な学校規模についてということをお聞きします。

2番目に、適正化計画——学校統廃合の検討の進行状況についてお伺いします。

3点目はですね、学校通学区域選定審議委員会というのがありますが、この役割についてお伺いします。

4点目。この4点目が最初の主題なんですけれども、小中一貫教育の導入を進めるべきであるという観点からお話ししたいと思います。

まず、最初ですね、適正な学校規模についてお伺いをしたいと思います。この茨城県教育委員会ではですね、平成20年に、公立小中学校の適正規模についてという指針を出しています。もちろん国もですね、一貫して適正な学校規模っていうと、統廃合はどうしてもセットになるんですが、少子化も進んでいる。それから学校の小規模や複式学級。幸い阿見町ではね、複式学級はありませんけれども、そういうことが増加しているという中でですね、やっぱり、望ま

しい子供の教育環境であるだろうと、そういうことで、よりよい教育環境や学習環境，人間関係の構築なども含めたですね，望ましい，学校の目指すべき姿——規模ですね。ということを書いておまして，その基準はですね，小学校では12学級以上，中学校では9学級以上というふうにしております。

阿見町教育委員会としてもですね，阿見町も平成元年，小中学校の生徒を合わせると5,513人だったのが，平成23年度には3,842人と30%も減ってしまったと。こういう，さらに減少傾向にあるようではありますけれども。そうしますとですね，阿見町教育委員会としても，学校の適正規模についての検討と指針，こういうものをね，検討したと思いますけれども，どのようなものだったかまずお伺いします。

質問を四つ全部言いますからね。

適正化計画の進行状況ですけれども，学校というのはですね，これは小学校も中学校も高校もということですが，近代日本のですね，発展を支えて，特に小学校はですね，明治期，その地域住民がですね，お金と労力を惜しみなく協力してね，整備してきたという経過があります。地域住民にとっては強い思いがあるんです。しかし，どのような歴史と経過があっても，学校の主役は生徒，児童でございますので，子供たちでございますので，その子供たちのためという原点をですね，常に忘れないでやっていくと，そういうことが，やっぱり大人たちの責任，行政の責任だというふうに思います。

先日ですね，全員協議会で，阿見町の教育振興計画というものを中間報告をいただきました。私も今度その委員になりまして，今までの議事録を読ませていただきましたけど，本当にいろんな学校教育に関する話題がたくさん入っておりますですね，勉強になりました，実はね。現時点ですね，学校統廃合について，阿見町教育委員委員会としての見解があれば伺いたい。その中間報告にはね，論点整理みたいな形で書いてありますけどもね。現時点で学校の統廃合，学校の適正化について何か方針があればね，お伺いしたいと思います。これが2点目。

3点目はですね，学校通学区域選定審議委員会というのがあります。これはですね，平成6年に，教育長訓令としてね，規定されてます。

その目的は第1条に書いてありまして，この規程は，人口増加に伴う阿見町内小中学校のマンモス化に対処し，学校規模適正化を期するため通学区域の是正を審議することというふうに書いてあります。メンバーは議員も入っております，40人以内で構成すると書いてあります。この審議委員会をよくよく見てみますとですね，学校規模の適正化と深くつながっているのではないかと思います。

実は統廃合をしないで，学校の人数を平均化するためにはですね，通学区域をですね，いじればというかね，見直すと，できる可能性があります。

この審議会はマンモス化に対処してるんだという意見もあるようですけども、私の見解ではね、後段に書いてあったですね、学校規模適正化を期するため通学区域の是正を審議すると、ここにあるんじゃないかと思います。このね、審議委員会、これが今までどういう審議をしてきた経過があるのか、審議の内容についてお伺いしたいと思います。

最後なんですけども、私は今、朝日中学校区に居住しています。2つの小学校がありますね。実穀小学校は、当初小池地区にあったということで、明治13年、まさに明治維新がまだ冷めやらないうちに、地域の住民がつくったんですね。本郷小学校は明治35年ということで、それぞれね、長い歴史があります。

ただですね、実穀小学校はですね、生徒数減少ということで、124名だから少人数でちょうどいいという意見もあるようですけども、それに対して本郷小学校は、町内一、最大規模の小学校ですね。607名もいますから。まあ、もっとたくさんいるところもあるけれども、607名というと、1学年ね、100名以上ですから、ちょっと大きいなという感じはします。それよりも、学校の建物とか校庭のほうが問題だというふうに、教育長は前からおっしゃってますけどもね。

いずれにしても、そういう形で、実穀小学校も問題を抱えている、それから本郷小学校も問題を抱えているということですけども、教育委員会が毎年発行しているですね、「阿見町の教育」というのがあります。その「阿見町の教育」を拝見しますとですね、小中連携という項目が出てきます。3つある中学校区で共同研究をします。小学校と中学校にかかわる児童生徒、職員、地区住民等が、いろんなことをやっていますね。授業を見る会とか音楽指導の出前授業とか、こういうものも行っていると報告されております。主に中1ギャップと言われている、小学校から中学校になると教科の担任になるので、そのことが主眼となっているというふうに書いてありますけれども。私はね、その成果を見てみますとですね、もっと連携をね、深めてもいいんじゃないかと。その中身を、課題とか成果を見ると、9年間でトータルで考えた教育システムの構築をしてもいいんじゃないかと、それからもっと連携を深めていきたいというようなことが書いてあります。私はこの小学校6年間と中学校3年間の教育をですね、一体で行う、小中一貫教育をね、ぜひ本町にもですね、広げていただきたいと思っています。

平成18年の4月にですね、小中一貫教育全国連絡協議会というのが設立されております。現在では31の自治体がですね、正会員となってやっています、しっかりと。ぜひですね、この阿見町でも、こうした小中一貫教育をやっていただきたいということをお願いしたいと思います。

これからね、後に質問するですね、藤平竜也議員はですね、中学校までの医療費無料化について質問をされます。多分町長のね、決意が表明されると思います。そういうふう期待しておりますけども。やっぱりね、阿見町っていうのはね、若い世代がね、定着化するような政策

というのを一貫してとってるんですよ。ですから、やっぱり教育もですね、近隣市町村に負けないような、そういうね、内容を持った教育をやっていただきたいということを申し上げまして、以上ですね、4点かな、教育長の見解をお願いしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君、登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） 小中一貫教育について。まず、学校通学区域選定審議委員会の役割は何かということからお答えします。

阿見町立学校通学区域選定審議委員会には、人口増加に伴う町内小中学校のマンモス化に対処し、学校規模の適正化を図るため、通学区域の是正を審議する役割があります。通学区域の是正が必要となった際に同委員会を開催することになっております。

次に、適正な学校規模についてですが、阿見町では平成23、24年度の2カ年で、阿見町教育振興基本計画の策定に取り組んでおります。この計画には、今後10年間で取り組むべき町の教育の将来像や目標を盛り込んでいくこととなります。御質問の適正な学校規模につきましても、この計画の中で町が目指す基本的な考え方を決めることとなります。

次に適正化計画——学校統廃合の検討の進行状況についてですが、現在、少子化への対応のため、全国的に学校の統廃合が進められている状況にあります。県教育委員会では、平成20年に公立小中学校の適正規模について指針を示しております。

町でも、先ほど申し上げました阿見町教育振興基本計画の中で、町立学校の適正規模を決めます。

適正化計画につきましては、同計画の策定後、その方針に沿った内容で検討していく考えでおります。

最後に、小中一貫教育の導入を進めるべきだ、についてお答えします。

現在、阿見町では、阿見町教育推進委員会で、小学校と中学校の連携を進めております。教育推進委員会は、児童生徒に確かな学力を身につけさせるため、中学校区ごとに研修テーマを決めたり、相互に授業を参観したりして研修に取り組むというもので、成果を上げているところです。

今後、他の市町村の実施状況等を参考にしながら、小中一貫教育について研究していきたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 簡潔な御答弁でありありがとうございました。ただね、いろいろ僕が言ったんだけど、学校通学区域選定審議委員会って、本当にいつ開かれて、どんな内容でね、審

議をしたのかなというのは、やっぱりちょっと疑問なんですよね。もし、回答を用意してなければですね、後でまた。回答ありますか。済みません。どうぞ。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい、お答えいたします。

御指摘のですね、阿見町立学校通学区域選定審議委員会委員会規程。これは平成6年5月27日ちゅう形でありまして、調べましたところ、平成4年からですね、平成10年にかけてですね、阿見第一小、これが平成4年のときは児童数が909人、それから9年まで831人。そのとき、普通教室が24しかなかったんです。ところが、そのときには既に、2クラスから3クラス多くて、そのためにですね、こういう形です、マンモス化を防ぐために、結果的に阿見小から第一小、第二小って分けたんですが、例えば白鷺団地を阿見小に戻すかとか、そういう議論をするためにつくったんだと思うんです。ところが、プレハブ、それから図書室を改修いたしまして、普通教室にして乗り切ったというような経緯で、実際にはこの委員会は、開いた形跡はございません。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） よくわかりました。多分、事務局というか教育委員会の事務のレベルで解決できたということだったと思いますけども。今後ね、統廃合という形で一気に行くのかどうかわかりませんが、その辺の検討もあってしかるべきかなというふうに思いますので、検討していただきたいと思います。

時間がないので次に移っていいですか。次はですね、事業仕分けの実施……。

○議長（倉持松雄君） 2番目の内容に。

○5番（海野隆君） いいですか。はい。

事業仕分けの実施について質問をしたいと思います。事業仕分けの実施ではですね、3点についてお伺いしたいと思います。

まず、第1点はですね、事業仕分けの目的というものは一体何なのか。基本的にもう一度改めて質問をします。

それから、もう1点目は、仕分け項目ですね。今回16項目の仕分け項目ができましたけれども、その選定基準ってというのは一体あるのかどうかと。

それから、3点目はですね、町民判定員。この町民判定員のですね、事前の研修と利活用、こういうものを図るべきだということで質問したいと思います。

阿見町の事業仕分けというのはですね、天田町政が誕生した、天田町長のですね、重要な選挙公約だったと思います。議会の反対でね、なかなか実現できないでいたんですけども、やっ

と今年度の予算で、事業仕分け予算がね、承認されて、構想日本に業務が委託され、実施されるということになりました。

去る6月9日にですね、模擬仕分けが行われたと。7月14日に本番の事業仕分けが行われて、仕分けが行われるという形になるんですけども、この事業仕分けについてはですね、議会でも柴原成一副議長がね、平成21年、12月の議会で取り上げていたようですし、また町長が公約に掲げたことからね、22年6月、最初の、次の議会かな、多くの議員がね、予算質疑の中で取り上げてやりとりをしております。私の名前も相当出てくるんですけどもね。海野は必要ないとか、報酬20万ももらってんのか、いろいろ言われていますけども、本当は私はね、出日日制だったんですよ、月給日給制だったんですよ。

そのことはさておいてですね、構想日本に関してね、議場の中でね、事実じゃないことがたくさん出てくるんですよ。これはね、議員もね——執行部もそうなんですよ、非常に頼りない発言をしています。

議事録を、私はきっちり読ませてもらいましたけれども、例えば構想日本について聞かれたらね、担当者がですよ、執行部、「ちょっと私も勉強不足で、よくわかっていなくて申し訳ないんですが」などというふうに言ってるんですね。予算を提出した人がですね、こんな頼りない発言では困るんですよ。だから議員はね、勘違いしたんだと思いますけど、「公務員が代表者だということなんですよ」とか「今聞いた範囲では民間じゃないじゃないか」とか「そこには国の天下りの人がいるんじゃないか」とかって、これはむちゃくちゃな議論なんですよ。こんな議論を展開してます。議事録ってのはね、永久保存ですから。議会の発言っていうのはですね、執行部も議員も正確に、やっぱりね、質疑をできるようにすべきだと、このことは強く言っていきたいと思います。

事業仕分けというのはね、構想日本、独立系非営利の民間シンクタンクというふうに言われておりますけど、開発されたものです。事業仕分けについてはね、もう既に議会の中でも相当やりとりをしているので改めて申しませんが、今回の事業仕分けね、判定員をですね、一般町民から無作為抽出して、その中から希望者をね、選んで、町民の視線に立って、納得性の高い評価が、多分得られるんじゃないかなと思います。改めてね、阿見町の事業仕分け実施の目的についてお伺いしたいと思います。

続けて3項目やりますね。次に、事業仕分けを16事業選んだわけですけども、阿見町にはですね、内部の事務事業評価及び外部の有識者も取り入れたね、外部評価など、進んだ事務事業評価システムを備えていると、私も思います。

私もですね、参与時代、予算をつくっていくのですね、町長、それから財政担当者とのね、突っ込んだやりとり、これも経験しております、大変勉強になりました。その中にね、数は

少なかったんですけども、何となく担当者も漫然と予算化してはいるですね、もうそろそろやめてもいいんじゃないかなと、担当者が思っているような事業もあるということも気がつきました。

今回ね、町民とかですね、関係団体がですね、事業仕分けに入れられちゃったもんだから、予算を削除されちゃうんじゃないかなとかね、中止になっちゃうんじゃないかなんて、そういう、気にされてる方がいるようです。

そこで、議会を通じて改めてね、事業仕分け項目の選定基準、これについてね、お伺いをしたいと思います。

それから3つ目、最後ですけども、先日の模擬仕分けの中でね、町民の判定員の方からいろいろ御意見がございました。いろんなことを言っていましたよ。資料は今日初めて見たとかね、事業仕分けは無理無駄を省くことが目的のようだけれども、今まで町はよくやっていたとかね、これは非常に褒めてますね。それから、事業シートとか、仕分け人との質疑の中でね、行政用語なんか飛び交ったもんですから、よく理解できないとか、いろんなことがありました。

私はね、この模擬仕分けだけではありませんけれども、町民を巻き込んでいろんな事業を行うときには、しっかりと丁寧にですね、事前の研修、説明をすべきだと思います。

今回は模擬仕分けということで、事前にね、職員も一緒に勉強しようという趣旨で、資料も当日配付したということなんですけども、今回ね、事業仕分けを経験した町民判定員っていうのはね、今後阿見町が目指すべき、行政と住民の協働型のね、行政ということに深くかかわる方々ではないかなというふうに思うんですね。理解してますからね。ですから、町長のお考え、つまり町民判定員をですね、どういうふうに活用するか、そのことについてお聞きしたいと思います。

以上、事業仕分けについてお伺いしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 事業仕分けの実施ということで、ようやく今年度の予算で採決していただきました。本当に議員各位にはありがとうございます。

やはり、事業仕分けにつきましては、先日の全員協議会でも概要を説明させていただきましたので、重複する点があると思いますが、再度説明させていただきます。

1点目の、事業仕分けの目的は何かについてであります。これは、町民との協働による町政運営と、町の行財政改革の更なる推進を図るため、町で実施している事務事業について、外部の視点で、その本質を見つめ直すということが一番の目的かなと。やはり内部だけでは、いつも私は例えにするんですけど、このことを言ったら近所、隣でもけんかになるなということは、なかなかだれも言えないです。そういう意味では、やっぱり役場の中でも、身近な人に対して、

こんなものやめちまえっていうようなね、そういうことはなかなか言えない。そういう面では、やはり外部からの、全然町との関係ない人たちに事業仕分けをしていただくと。これは、この間も、相当厳しい視点から、事業仕分けの論議をしていたと思います。そういう面では非常に、今後期待されるものかなと思います。

次に、2点目の仕分け項目の選定基準はあるのかについてであります。事業の選定に当たっては、既に実施している近隣市町村の事例なども考慮し、町に実施や執行の可否に裁量のある事業のうち、事業費がおおむね100万円以上のもの、なおかつ10年以上継続して行われている事業といった基準を満たすものの中から、今回事業仕分けに協力していただく政策シンクタンク、構想日本のアドバイスを参考に、最終的には、阿見町行政改革推進本部会議にて対象となる16事業の選定を行っております。

次に、3点目の町民判定員の事前研修と利活用を図れについてであります。町民判定員につきましては、町民との協働の観点から、20歳以上の町在住の方から1,000名を無作為抽出し、この町民判定員への参加を依頼いたしました。その結果、53名という多くの方から応募があり、その方々には、今回、仕分け人とともに、事業仕分けの判定に参加、協力していただく予定となっております。

53名というのは非常に多いということをおっしゃいますし、この間の模擬においても、意識の高い人たちが多くて、質問等もされておりました。構想日本の人は、こんなに質問されたのは阿見町が初めてですよというような話をされておられます。非常に素晴らしい人たちに判定員になってもらったのかなど。町民判定員及び職員に対する事前研修につきましては、去る6月9日に、海野議員もおいでになりましたけど、他の議員の皆さんもおいでになりまして、聞いていただいたと思います。

今回、このように無作為抽出による町民判定員を募ったことで、結果として、これまで以上に数多くの町民の方に御協力いただくことが可能となりました。今後、町民判定員として御協力いただいた方につきましては、今回の事業仕分けばかりでなく、行政運営全般における町民との協働を推進する観点からも、その知見を活用させていただきたい。

やはり、町民と一緒にいなければ、今からの行政は成り立たないというのが私の思いでありますし、よく私たちは町民のためと言いますが、町民と一緒にいってというのが、やはり一番の主だと思うんですね。そういう面では、そういう人たちが意識を持って今回参加していただいていると。やはり、物事は人がやるわけですから、やっぱりその人、そういう人にいろんな意味で協力していただいて、まちづくりをしていきたい、そう思っております。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 時間がなくて申しわけないんですけど、最後にね、本番をこれから迎え

るんですけど、職員の皆さんにアドバイスをしておきたいと思います。

実はね、先日、仕分け人からね、ある事業のですね、評価の関係でアンケートはとっているかという質問がありました。そしたら、こういうふうに答えたんですね。ごめんなさい、1事業だからわかっちゃうんですけど、ごめんなさい。恥ずかしい話ですが、アンケートはとっていないと説明したんですね。これはだめなんですよ。これは印象がよくないです。アンケートはとっていないけれども、ほかの方法で評価してるんだと、こういうふうに答えるべきなんです。

僕は自民党の河野太郎が無駄撲滅チームの——当時は自民党が政権にありましたけれども、その事業仕分けも拝見しましたが、国の説明員はですね、自分の事業に対してはね、揺るぎない確信を持ってらるんですね。説明能力も非常に高い。目的、意義、必要性についてですね、確固たる自信を持って答えています。そういうふうに答弁することを期待いたします。

以上で、この事業仕分けの実施については終わりにしたいと思います。

次の質問に入ります。次は地域資源由来再生可能エネルギーについてと、ちょっと難しい題があります。これは3つ質問を用意したんですけども、2つ目、3つ目はまとめて。まず最初にですね、環境マネジメントシステムについて質問します。それからですね、太陽光発電事業及び小水力発電事業について質問をしたいと思います。

私はですね、環境マネジメントシステムのですね、審査員をやっておりました。ISO 14001。それから品質マネジメントシステムISO 9001、これの審査員もやっておりました。平成23年度にですね、実は環境マネジメントシステムの一環であるエコアクション21がスタートするというふうに聞いてですね、喜んでいたんですけども、どうも議会の承認を得られないでね、だめになっちゃったということ。

僕は勘違いしていて、今年度予算にですね、そのエコアクション21が入ってると思ってたんですよ。それでその質問をずっと用意して、改めて、ちょっと待てよと思って見たらなかったもんですから、今年度予算には入れなかったということのようですね。

しかしですね、この環境マネジメントシステム、「マネジメントシステム」なんですね。要するに仕事をどのように回すかという、こういうのが主眼ですから、もちろん霞ヶ浦を抱えてですね、この町には環境マネジメントシステムは必要だと思うし、重要だと思います。ぜひともですね、エコアクション21——僕は本当は環境マネジメントシステムISO 14001がいいというふうに思っておりまして、参与時代に相談を受けたときに、しゃあないかと思って、エコアクション21でもいいよと言った記憶がありますけれども、ぜひですね、来年度、環境マネジメントシステムをですね、導入されて、取り組んでいただきたいと、こういうことを提言をしておきます。町長の決意を後で聞かせてください。

それから、太陽光発電事業について及び小水力発電事業についてお伺いをいたします。この問題については、この後、難波議員、それから飯野議員、川畑議員、それぞれ専門的にね、質問されるので、私からは概略的に質問させていただきたいと思います。

4月25日にですね、経済産業省が再生可能エネルギー全量買い取り制度の価格と期間を公表しました。7月から買い取りが始まりますけれども、環境ビジネスが本格化すると。そういう中でね、阿見町が香澄の里の1.6ヘクタール、ここを事業者に貸すということですね、太陽光発電設置事業を公募するという発表があつてね、これは大変にいい政策だなと思っております。

5月31日に募集を締め切って、6月30日までには審査の結果を公表するというスケジュールで進んでいるようですけれども、応募状況はどうなってるのか、これをお聞きしたいと思います。

この間ね、つくばでも始まる。それから美浦でも2業者ぐらいあつてですね、これも賃貸でやるようですけれども、どんどん進んでおりますし、東電の例の原発事故なんかも含めて、これからどんどん入っていくと思います。ですから今後ね、阿見町が、ここだけに限らず、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

ここにはね、茨城大学の農学部があるんですね。ここにですね、新田先生、この人はスイートソルガムね、バイオエタノールの原料でですね、これは全国でも先進地を行っていますよ。この前は、阿見町の職員も一緒に行って、水戸で走行実験をやってきたはずですよ。燃料実験。それから小林久先生。この人もね、小水力発電の権威ですね。那須のあたりで用水路にいっぱいモーターを並べてやっているとか、それから東南アジアでODAの予算を使って、ラオスとかカンボジアとかベトナムでやってます、実証実験を。ぜひね、この大学とも深く連携してですね。

阿見町は小さい自治体ですけれども、資源がたくさんありますから。人材も含めて。環境面でもね、先頭を立てていただきたいと思います。竹林とか小水力とか、町長も地域の資源を積極的に活用したいというふうに言っておりますので、このことについて、2点ですね、町長の考え方をお伺いしたいと思います。ちょっと早口になって申し訳ないんですけど。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 1点目の環境マネジメントシステムについてお答えいたします。

海野議員とも、この政策を進めて町の活力にしたいと。やはり1つは、環境というのはもう避けて通れないものである。そんで、大きな1つの、日本の国においても、やっぱり環境っていうのは大きな柱っていうことは、もうだれでもがわかっているのかなと思います。今日あたりでも、人権の中で環境権というか、そういうものも権利がどうのこうのっていうような、新聞にも書かれておりました。

そういう中で、環境マネジメントシステムとして、取り組みがおくれましたが、平成25年度

から、環境省が策定したエコアクション21という環境マネジメントシステムに取り組んでまいりたいと考えております。

エコアクション21は、公共団体等でも取り組みやすい環境経営システムで、二酸化炭素や廃棄物の排出量、総排水量及び化学物質使用量などを規定しております。また、環境活動レポートの作成と公表が要件となっており、第三者機関が評価する制度となっております。

2点目について、太陽光発電事業についてお答えいたします。太陽光発電については積極的に設置する方向で進めているところです。

まず、公共施設の建築物については、本年度事業の給食センターに設置します。また、国の平成23年度第三次補正のグリーンニューディール基金を活用し、防災計画に位置づけられた、耐震化された公共施設に再生可能エネルギーと蓄電池を設置する事業を活用し、町内の3つの中学校を対象に実施する予定です。今年度は9月補正で実施設計費を計上し、平成25年度に太陽光発電設備と蓄電池を設置する予定です。その後は、防災計画や財政状況等を勘案しながら、防災拠点となっている小学校、各公民館、各ふれあいセンター等の施設にも設置を検討してまいりたいと考えております。

続いて建築物以外については、公用地等で設置可能な敷地をいろいろ模索検討したところ、香澄の里工業団地の調整池の一部が適地と判断し、今般の公募となったものです。この空き地をどのように使っていったらいいのかということは、前々から考えていたんですけど、なかなか運動関係だとお金がかかってしまうということで、ちょうどこういう時期に太陽光発電ということがあったもんですから、そういう面では、非常にいい時期にあったなと思っております。現在は公募を締め切り、応募企業の審査中であり、今月末には設置企業が決定する予定であります。

また、一般の個人住宅につきましても、今年度から住宅用太陽光発電システム設置補助交付事業を新設しております。募集状況は、初日が28件の申し込みがあり、既に40件の申請があります。好調に推移しているところであります。

今後も太陽光発電事業には、エネルギー需給逼迫対策やCO₂削減対策として積極的に取り組んでまいります。

次に、3点目の小水力発電についてお答えします。電力需要の逼迫を受け、自立電源向けの小水力発電装置は、最近関心の高まりを見せているようであります。町としましても、再生可能エネルギーの1つとして、どのような利用が可能なのか検討していきたいと考えております。

また、小林先生等のお知恵をかりながら、やはりいい状況の中で、町でどこにどういうふうに設置したら費用対効果は、やっぱり効果がなければ設置をしてもだめなんでね、効果があるような場所であるならばやっていきたい、そう思います。

○議長（倉持松雄君） 海野隆君。

○5番（海野隆君） 例の公募型プロポーザル方式によって募集した応募状況だけちょっと、要するに応募があったのかなかったのか、あれば何件ぐらいあったのか。もう公表してもいいですよ、それはね。

○議長（倉持松雄君） 生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。

問い合わせ等につきましては数社からございましたが、最終的に応募されたのは1社でございます。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 1社あってよかったなという感じですね。賃貸料も取れるようですから。次の質問に入りたいと思います。人権対策ということで、3点ばかりお聞きしようと思っております。

1つはですね、町内の人権状況について、どうなってるかということについて第1点。それから、それと一緒に話ですけれども、人権の啓発活動について、どのような活動を行っているかということが第2点目。3点目はですね、北朝鮮による日本人拉致被害者問題について。この3点についてですね、質問をしようと思っておりましたけれども、ちょっと時間がないようなので、最後ですね、北朝鮮による日本人拉致被害者問題についてだけ質問をしたいと思っております。

これは、私の政治活動といいますか、議員活動のね、ライフワークでもあります。茨城県の人権啓発推進センターというところがですね、ホームページをあけてます。そのホームページをあげると、第1面、トップページにですね、北朝鮮による日本人拉致問題が掲載をされています。

北朝鮮による日本人拉致問題はね、皆さん御存じのとおりだと思います。北朝鮮はなかなかね、解決済みということで、その後の協力を拒んでおりますけれども、2006年6月にですね、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律というものが施行をされております。そこにですね、国及び地方公共団体の責務等がそれぞれ定められているとともにですね、毎年12月にですね、北朝鮮人権侵害問題啓発週間ということが定められて、さまざまな、そのときに啓発活動が行われております。地方公共団体の責務は、その第3条にですね、地方公共団体は国と連携を図りつつ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとするというふうにされています。

私はですね、家族会の会長である飯塚繁雄さん初め、主要なメンバーと面識があります。家族の思いは悲痛です。自分が生きてる間にですね、この問題を解決したいと、こういうふう

切望しております。

この問題もですね、この問題を阿見町としてですね、地方公共団体として、僕はしっかりと取り組んでいく必要があると思う。これまでの取り組みについて、どんな取り組みをしてきたのか、これをまずお尋ねしたいと思います。

さらに、被害者の1人、横田めぐみさんはですね、中学校1年生、1977年、今から35年ぐらい前のときにですね、拉致をされました。その後今日に至るまで、生死もよくわからないという事で、帰国ができてません。

最近ね、その横田めぐみさんの両親が、「めぐみへの遺言」という本を書いております。そこにですね、とにかく生きているうちに自由にしてやりたいと書いてあります。教育長にも答弁を求めておりますけれども、阿見町でもですね、子供たちに、現代の最も深刻な人権問題であるですね、北朝鮮日本人拉致問題についてですね、理解を深めてもらうように取り組むべきだというふうに思っております。

こうした教育はですね、全国の教育現場で行われておりまして、熊本県などはですね、県がですね、副読本といいますかね、資料をつくってですね、しっかり各学校が取り組むようにですね、通達をしてやっています。阿見町でもですね、ぜひとも積極的にですね、取り上げるべきだというふうに思いますけれども、これは教育長にもお考えをお伺いしたいと。

この以上の2点です。よろしくをお願いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 北朝鮮による日本人拉致問題の阿見町のこれまでの取り組みということで御質問がありましたので、お答えしたいと思います。

海野議員が今質問の中で御説明されましたとおり、平成18年に、国のほうで、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題の対処に関する法律というのが施行されておりまして、その中で、先ほどに説明がありましたとおり、地方公共団体の責務ということが定められております。その定められた責務にのっとりまして、町のほうは啓発を進めるということなんですけれども、これもお話にありましたとおり、毎年12月の10日から16日まで、北朝鮮人権侵害問題啓発週間というのが定められております。町ではこの啓発週間に合わせまして、人権侵害問題に関するポスターの掲示や、小冊子を窓口に配置するなど、啓発活動に今まで取り組んできたところでございます。

○議長（倉持松雄君） 教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 北朝鮮による日本人拉致被害者問題についてですが、北朝鮮による日本人拉致被害者問題を風化させないためにも、民間団体が主催する拉致被害者の家族による講演会を実施するに際しましては、町教育委員会としましてもできる限りの支援をしたいと

思います。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 御答弁いただきましたけれども、余りやってないというのが現状だと思うんですね。これからぜひともですね、時間が限られてるっていう中で、今ちょうど北朝鮮の体制もですね、変わった中でね、もうちょっと具体的に取り組むようなことをですね、後で私も、具体的にこういうことをしたらいいんじゃないかっていうことをお話ししますので、積極的に取り組んでいただきたいということを申し上げまして、次の質問に入りたいと思います。

○議長（倉持松雄君） はい、次どうぞ。

○5番（海野隆君） 次は、副町長人事についてということで質問をしております。この質問の中では、2つばかり質問要旨を差し上げております。1つは、副町長を選任しない理由ってというのは一体何なのかということと、それから、専門職をですね、利活用すべきであると。この2つについて質問要旨を差し上げております。

町長就任以来2年4カ月。とにかくこの間ですね、議会との関係も含めて、非常に重責でございますし、大変だった、お忙しい時間を過ごしてきたんじゃないかなと思います。しかし、町長任期も折り返しを過ぎてですね、これから天田町政が第1期目の総仕上げの時期ともなりますし、町政の課題もたくさんあるわけですから、町長職、行政のトップとしての立場と、選挙もやらなくちゃならないという、これは政治家ですよ。政治家としての立場のね、両方こなさなければなりません。

ただ、私たち議員と違うのはね、なかなか選挙に専念というか、選挙に使う時間が非常に限られているということだというふうに思うんですね。重要な判断もしなくちゃならない。体も非常にハードだと思います。

町長は就任以来、副町長職を置かないということで、議会でも答弁しているようで、今日まで来ております。しかしね、これまで副町長、副市長を置かなかつたね、県内の他の自治体も、徐々にではありますけれども、やっぱり補佐役を置くようになっております。

今までの議会でのやりとりは置いて、別としてですね、町のために、町政のために、町民のためにということを考えるとね、やっぱり私はここでですね、補佐役をしっかりと置いて、行政のマネジメントも含めてですね、補佐役を置いて、町政を進めることがよいのではないかなと思っております。

君子に二言なしというのが町長の言葉だと思いますが、私は君子は豹変するということを申し上げたいと思っておりまして、やっぱり時代の変化にね、やっぱり対応するというのはね、マネジメントシステムの基本中の基本なものですから、ぜひ、必要と感じたときにはいつでも、前言にとらわれずに対応することをお勧めしたいと思います。この点についてお伺いしたいと

思います。

次に、その関連で次の質問をしますけども、私自身もですね、環境とか医療福祉、そういう専門性を持っているものですから、参与としては非常になかなかおもしろい仕事だなと思っていたんですが、先日の議会です、任期付きの専門職の職員をですね、置きたいということで、提案をされたことがあったようですね。やっぱりなかなか行政職員を育てるには時間もかかるし金もかかると。そうすると、民間です、ある程度専門的な経験、知識を持った職員をですね、採用するということは、非常に重要だと思います。県もですね、PRなんかでは本当に高いお金を払ってですね、やっています。

積極的に今後ね、やっぱり任期付職員とか、そういう人事制度が必要であると思いますけども、今後ね、町長はこの問題についてどう考えてるのか。このことについてもお伺いしたいと思います。

町長がね、新規採用年齢制限を大幅に引き上げたってのは全国的に評価されてますね。県内でもそれに続く自治体もたくさん出てきました。ですから、そういった2つの、副町長を選任したらいいんじゃないかというのと、専門職を活用する政策をこれからどうつくっていくのかと、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 副町長人事についてですが、豹変をできればいいんですけど、そういうタイプじゃないんで、豹変ができないタイプなんで、これはやはり、副町長を選任しない理由は何かについてやっぱり申し上げなければなりません。

私は、就任時の所信表明の中で、町民の皆様に四つの誓いをしましたが、その1つであります「行政改革を徹底して進めます」の1つの具体策として、副町長を置かない方針であることを、これまで申し上げてきました。副町長という人を雇えば、やっぱり1,000万以上の金額がかかります。そういう面では、最初に行政改革を徹底して進めるという1つの政策の中で、自分で決めているってことなので、御了承いただきたい。

また、私の体を心配して副町長をとということ、海野議員の心温まる、その心は受けとめたいと思います。

既に、任期4年の半ばを過ぎましたが、幸い、行政運営に支障は生じていないと考えておりまして、行財政改革を推進するため、引き続き選任しない方針でまいりたいと考えております。御理解をいただければと思います。

次に、専門職を利活用すべきである、これも前々から私が思っていることです。それはもう最初に参与という人を雇い入れるということは、これも1つの、民間からのという思いでやりました。

やはり、新規職員の採用については、先ほども言ったとおり、新卒者を対象としてきましたが、私が町長に就任して以来、年齢要件を大幅に引き上げ、幅広く人材を求めているところがあります。ここ2年間の実績では、職務経験豊かな30代、40代の職員も数名採用しており、その中には、学芸員や土木技術職など専門性の高い職員も含まれているところでもあります。

この間は、国交省の役員の人ともちょっと会ったときに、職員の交流をしようよという、国の職員の専門職をこちらに入れて、また町から向こうについてというような、そんな話もこの間しておりましたんで、そういうことももう一度考えてみたいなと思います。

昨年度提案しました、阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例が議会で理解をいただけなかった、否決されてしまいました。この条例を活用して、専門性の高い職員を確保し、緊急かつ短期的な事業等に、効果的に活用すること、これはもう、町政発展のためには非常に大事な政策ではないかなと思います。そのためには、この条例を再度提案させていただく、そういうことを考えていますので、今後とも皆様の御協力をよろしくお願ひいたします。

○議長（倉持松雄君） 海野議員に申し上げます。

通告書が大変簡単明瞭によくできております。これに蛇足をつけないで、簡単明瞭に質問してください。

○5番（海野隆君） それでは、条例をね、ぜひとも提出していただいて、議会で慎重に審議していきたいと思います。

次の質問は、選挙関係にということで質問通告を出しましたけど、これはもう1点だけ。

実は、事前説明会をもっと充実したらいいんじゃないかということ、それから選挙開票事務ですね。これは他の市町村との開票事務と比較して、ちょっと時間が遅くなったんじゃないかということ。それから3つ目にはですね、当選証書の交付等、改善点があるのではないかと、この3つについて質問を用意したのですが、事前説明会をもっと丁寧についてということ、選挙開票事務についてはもう一々言わないで、回答だけいただきたいと思います。3番目のね、当選証書の交付等改善についてということだけ申し上げたいと思います。

実はね、夜の11時20分ごろだったですかね、今度の選挙。確定はね、11時ごろだったと思います。事務所が当選の喜びに沸いているときにですね、選挙管理委員会から当選証書を受領するようにということで連絡がありました。私は受けなかったんですが、事務所の方が受けてですね、混乱されたというか何というか、私に連絡が入るのが遅かったりしてですね、12時近くになってしまったんですね、体育館に行ったのが。そしたら、もうだれもほとんどいなくてですね、手持ちぶさそうに選挙管理委員の方々が待っていらっしまったもんですから、私が最後ですかというふうにお話ししたらですね、実は最後なんですということ、ちょっと不満そう

な顔をされてですね。不満そうな「顔」ですよ、心の中まではわかりませんが。当選証書を受領しましたけれども。

しかしね、考えてみるとですね、12時近くになってですね、大体深夜に及んで、僕は双葉寿司っていうところに選挙事務所を置いて、車でもやっぱりそれは10分以上かかりますね。そういう深夜に及んでですね、当選証書をとりに行くということについてはね、やっぱりちょっとね、交通事故でもあったらどうすんだと僕は言いたいわけです。

ですから、はっきり言うと、時間を指定して翌日にですね、証書を伝達すると、そういうところが多いというふう聞いてます。前は6時だったからね、締め切りが。8時ぐらいで済んだ。ところが今は8時までやっていますから。今度も11時ぐらいまでかかっちゃったわけでしょう。そうすると、これはやっぱり、本当はですよ、ここに選挙管理委員長がいるのかいないのかわかんないですけど、選挙管理委員長の専任事項ですね、このことはね。選挙管理委員長が右って言えば右、左って言えば左でできるんですよ。ですから、事務方のほうもですね、そういう改善については、積極的に選挙管理委員長、あるいは選挙管理委員にですね、問題提起をしていただいて、改善をしていただきたいと思います。

以上、3点についてお伺いしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 1点じゃなくて3点ですね。

○5番（海野隆君） 3点ですよ。

○町長（天田富司男君） もう、おれは最後の1点かなと思いましたよ。

○5番（海野隆君） じゃあ最後の1点でいいです。

○町長（天田富司男君） 最後の1点でいいんじゃないでしょうか。

○5番（海野隆君） はい。最後の1点でいいです。

○町長（天田富司男君） 当選証書の交付等改善点についてであります。当選証書につきましては、公職選挙法の規定により、当選を証する公文書であるとされ、交付しなければならないことになっております。

また、当選証書の交付につきましては、開票事務と選挙会事務を同時に行い、経費や労力の面での合理性を確保すること、公職選挙法の規定により、当選人を決定するために実施する選挙会終了後、直ちに、当選人の効力を発生させる行為である当選の告知及び告示を行い、その後、直ちに、当選証書を交付しなければならないこと、当選人により早く選挙結果を正式に伝えることなどの理由から、慣例により、選挙会終了後、当選人に電話等で連絡し、選挙会会場で交付しておりました。

交付方法の改善につきましては、開票事務と選挙会事務の同時実施による合理性等のメリッ

トや選挙会の終了が深夜に及ぶことになるため等のデメリットについて、公職選挙法に照らしながら、総合的に検証し、例えば、選挙期日の翌日に交付するなどを検討してまいりたいと考えております。

やはり、今の現実に合った当選証書の授与ということを考えていく。また、今後選挙の問題も、じゃあ今までの8時でいいのか、いや6時でいいのかと、そういうことも、広く問題を提起していただいて、いろんな観点から、選挙に対してのね、話し合いをしていったらいいのかなと思うんです。

そういう点でも、議員各位にもそういう問題意識を持っていただいて、提案をしていただきたい、また、議論をしていただきたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） ぜひ改善の方向でですね、全般的に見直すことが必要ですね。

議会の運営を見直そうって、今議会の内部で議長を中心に……。

○議長（倉持松雄君） 海野隆君に申し上げます。質問したいことを簡潔に。

○5番（海野隆君） はい。話しておりますけども。

全般的にやっぱり、行政事務を見直すということでお願いしたいと思います。

最後の質問に入ります。大丈夫ですね。最後の質問は放射能対策についてということで質問をさせていただきます。この質問についてもですね、永井議員、それから難波議員、飯野議員が同様の質問をするようですので、詳細は各議員にですね、お任せして、私は概略的に質問をして一般質問を終わりにしたいと思います。

最初にはですね、農産物の放射性物質の検査結果と今後の動向についてということについてお伺いをしたいと思います。昨年の東日本大震災、これはもう阿見町も大変に大きな被害を受けました。議会がですね、談合和解金の4億9,000万円をですね、被災した家屋の修理のために助成すべきだと主張したのも、やっぱり町民の大きな被害の実態があるということから出ているんだというふうに思います。

阿見町はですね、地産地消が非常に進んだ町だと思います。幾つもの、個人の直売所も含めてですね、農産物直売所もあります。

阿見町はね、放射能の検査体制についても、早くから取り組んできたという実績があります。しかし、阿見町の特産物であるたけのことかね、しいたけ。これにですね、国の基準を超える放射性物質が含まれていたということで、出荷停止になってしまいました。消費者も生産者もですね、非常に戸惑っているというのが現状じゃないかなと思います。

今後ですね、国、県及び阿見町がですね、どんどんこれから、なりものも含めてですね、生産物が出てきますので、今後の検査体制や動向についてお伺いをしたいと思います。

2番目。これは子供たちですね、希望者に対してですね、内部被ばく検査、ホールボディカウンターですね。これでもって内部被ばく検査をすべきであるという、私からの提言でございます。

国・県ではですね、子供たちへの内部被ばく検査は必要のないレベルだということで、検査は行われておりません。しかし、子供たちの将来に与える影響ということからすると、外部からの被ばくよりはですね、食物から体の内部に取り込んでしまった内部被ばくのほうが、より心配だという声もございます。

選挙期間中を通じてですね、私のところにもですね、そうした声がたくさん寄せられています。特にですね、子供たちを育てている若い世代、こういう人たちから意見を聞きました。

そうした中でですね、隣接の牛久市が、内部被ばく検査をやると。当初は希望者だけやると言っていたんですけども、後には全員を対象にして、児童生徒の内部被ばく検査を行うというふうに発表しております。

牛久市はですね、阿見も入ってるんですけども、福島第一原発事故でですね、県内でも比較的放射線量が高いと言われるこの南部地区のですね、6市町村長でつくる、稲敷地区6市町村放射能対策会議の幹事自治体となっています。これまでね、連携して情報を共有するなど、放射能問題に取り組んできていると思います。この牛久市がですね、内部被ばく検査を行うということで、私のところにも問い合わせがありました。町にもですね、多分、特に小さいお子さんを育てている方々からですね、問い合わせが殺到したのではないかというふうに思っています。

今後ですね、阿見町としても、私はですよ、少なくとも希望者については、内部被ばく検査をですね、実施できるよう、関係機関に働きかけることも含めて検討する必要があると思います。すけれども、検討する考えがあるかどうか、この点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、放射能対策についての質問にお答えします。非常に長い質問になりました。御苦労さんです。

まず、1点目の農産物の放射性物質の検査結果と今後の動向についてであります。放射性物質の検査につきましては、町と県において個別に実施しております。

町では、地産地消の食品安全を主要な目的として、販売目的や市民農園等の自家消費を問わず、希望する農産物について検査を実施しており、県においては、県内外の市場等への不安払拭を主要な目的として、県産の主要な農産物を対象に実施しております。

測定検体数は、町が5月末日現在で690検体103品目に及んでおり、このうち申請者が公表を同意した約600検体100品目について町のホームページ等で公表しております。県における当町

の測定検体数は3検体3品目で、こちらも検査結果を県ホームページで公表しております。

検査結果については、放射性セシウムの新基準となった4月1日以降5月末までの2カ月間の検査結果を説明いたします。測定検体が181検体57品目で、内34検体5品目から新基準値の100ベクレルを超える数値が検出されました。内訳は、たけのこ、原木しいたけ、タラの芽、ビワの葉及び干しいたけです。現時点で、出荷自粛等の規制がある当町の農産物は、原木しいたけ及びたけのこの2品目のみとなっております。

今後の動向としましては、引き続き町・県の検査結果を積極的に公表し、町民はもとより町外、さらに県外に向けて安全性をアピールしていきたいと考えております。

次に2点目の、子供たち及び希望者への内部被ばく検査についてという質問であります。この件についての町の判断は、平成23年12月の定例議会において、難波議員から同様な一般質問を受けており、そこで答弁したとおりであります。改めて答弁を申し上げます。

県では、平成23年9月1日の県議会東日本大震災復興・元気ないばらきづくり調査特別委員会において、県民健康調査の必要性はないとの見解を明らかにしております。

また、11月29日の知事定例会見及び12月8日の定例県議会の一般質問の答弁においても、必要ないとの認識を改めて示しております。

その理由として、茨城県より放射線量の非常に高い福島県において先行実施されたホールボディカウンター及び甲状腺の検査結果について、健康に影響を及ぶ数値が出なかったこと、放射線医学総合研究所及び放射線影響研究所等の複数の専門家から、茨城県での健康調査は必要ないというような助言があること、行政が必要と判断すると、住民が受けなくてはいけないと思ひ、逆に不安を招いてしまうこと等から必要ないと判断しているものであります。

なお、具体的なデータで申し上げますと、平成23年6月から平成24年4月にかけて、福島県が福島第一原発周辺の23市町村の住民3万8,469人を対象にホールボディカウンター検査を実施しておりますが、全員、健康に影響が及ぶ数値は出ておりません。このような状況から、本町においても内部被ばく検査は必要ないと考えているものであります。

また、牛久市が独自にホールボディカウンターによる内部被ばく検査を実施するということが過日新聞報道され、周辺市町村の住民に戸惑いを与えているのではないかと懸念されたところですが、この件についての町民の方からの問い合わせはほとんどありません。その必要性の有無については冷静に判断されているようであります。

最後に、イメージ払拭のための政策についてお答えいたします。これは聞いてなかったみたいですね。じゃあ、これはよろしいですね。

それで、放射線健康調査請願を不採択、県議会においては11日にこれを不採択されております。東海第二原発の廃炉、不採択、これも不採択されておりますけど、11日にこういう形でね、

やっぱり不採択になっております。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 最後の質問になります。

確かにですね、身体に影響のないレベルだと言うんですよね。これは1ミリシーベルトと100ミリシーベルト。この段階があって、町としては1ミリシーベルト以下にするように努力をしているわけですよね。ところが、しきい値っていう形があって、100ミリシーベルト以上にならなければ健康に影響がないんだって、いろんな説が飛び交っているけれども、私はね、この放射能対策については、安心という面からのアプローチっていうのが非常に大事だと思うんです。

イメージについてはちょっと質問しなかったんですけども、やっぱりね、この阿見町というのは、若い世代が定着するような政策をね、しっかりととっていくと。そのことによってね、阿見町の将来を明るくするというか、活力のあるものにする。そういう政策を一貫してとってきてるんですね。

牛久と阿見というのは非常に隣接をしております。やっぱり心配をされている方はおります。さっきね、ほとんどいないって、3件なのか5件なのか10件なのか、ほとんどという数がわからないんですが、ちょっと意外だなっていう感じはしたんですが。

やっぱりね、隣接の、しかも幹事自治体ですからね、この牛久市というのは。そこで情報の共有があったのかなかったのかも含めてですね、やっぱり阿見町として、希望者ですよ、希望者。確かに行政がやるとなったら、これは危険だからやるということになんないという意味がないわけですから。でも、やっぱり、小さい子供を持つ母親、その中で希望する人が、極端な話で言えば1人でもいればですね、そういう関係機関に働きかけて、その人たちがですね、内部被ばく検査ができるような、そういう体制をですね、丁寧にとっておくという必要があると思います。

再度町長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） これは6町自治体での幹事会等は全然開かれておりません。そういう意思疎通がなくて、牛久市のほうでは先行してやったということだと思います。それはその地方自治体の首長がそういう考えを持ってやったということは、それは尊重しなければなりません。阿見町においては、今説明したとおりね、今、必要はないという結論をしております。そういうことであります。

○議長（倉持松雄君） 海野隆君。

○5番（海野隆君） これで最後にします。

ちょっと残念な答弁だったんですけども、数が多ければやるのかやらないのか、僕はそこもわかりませんが、今後ね、私もこの質問を終えて、また町民の皆さんにですね、いろんな意見を聞きながら、その中でまた再度、質問したり働きかけたりをするということにしたいと思います。

以上ですね、長々となりましたけれども、お昼も過ぎて本当に申しわけなかったんですが、一般質問を終わりにしたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（倉持松雄君） 以上で5番海野隆君の質問を終わります。

これより暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時20分といたします。

午後 0時19分休憩

午後 1時20分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番永井義一君の一般質問を行います。

4番永井義一君の質問を許します。登壇願います。

〔4番永井義一君登壇〕

○4番（永井義一君） 皆さん、こんにちは。私はこの第1回目の一般質問で、昨年9月の議会で請願署名612名をつけて提出しました震災による修繕のための住宅リフォーム助成制度について質問いたします。

この修繕のための住宅リフォーム助成制度は、昨年9月議会では全会一致で採択されたものの、町長の「私はやるつもりは一切ありません」この一言で、いまだ実施されておられません。しかし、皆さんも御承知のとおり、阿見町の至るところで、いまだブルーシートがかかったままの家屋がたくさん見受けられます。

阿見町では、全壊や大規模半壊、半壊などは、国、県、町からの支援制度として、一定金額の見舞金が支給されますが、最も多い一部損壊の家屋に対しては、見舞金等一切支給されておられません。

実際被害に遭われた方のお話を伺いますと、やはり先立つものがないという答えが返ってきます。しかし、ある程度補助をしてくれれば踏ん切りがつく、こうも言っております。また、無理をして修繕のためにローンを組んだ人もいますが、助成制度があれば大いに助かる、こう言ってる町民もおります。

町長はよく近隣の市町村との比較をしますが、御承知のとおり、お隣の土浦市や稲敷市では、既にこの助成制度ができております。また、もっと多くの市町村では、額はともかく、見舞金

という制度もできております。これら他の市町村では、特別に財源があったわけではなく、困っている市民や町民に対してのフォローではないでしょうか。

また、県がやらないからやる必要はありません、こういう答弁もよく聞きます。今回の議会の中での補正予算で、阿見町住宅等災害復旧資金利子補給金交付事業がございますが、この中で、全協で聞いた話では、年利3%相当額の交付額の予定があります。これは県が1%、町が2%と伺いました。他の市町村と比べても、よい数字になっています。

県もやるから町もやる、これはいいことですが、県がやらなくても、必要なことは町独自でやる、こういった姿勢が、町民から信頼され、喜ばれるのではないのでしょうか。他の市町村が先駆けて行っている、この修繕のための住宅リフォーム助成制度を今実施することは、決して遅くはありません。困っている町民のためにこそ税金を使うことが必要なのではないのでしょうか。

震災から1年と3カ月が過ぎて、ブルーシートを何回か取りかえた方もおります。いつまでもこのようなことを繰り返すのではなく、真の復興のためにも、この助成制度の実施を強く要求してまいります。

以降は自席で質問いたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 住宅リフォーム助成制度についてお答えします。

まず、この地方自治体がやるからこちらも追従してやるんだって、そういう考えはありません。そして、私はもう最初から言ってるとおり、本当にこれが重要であるならば、お金があるなしじゃなく、やらなければいけないという、そういう答弁もしております。

ただ、住宅リフォーム助成制度については、今、阿見町がやることではないと。これはもう一貫して、今日傍聴席のほうにおいでになります細田議員のときも、そしてまた永井議員さんも、傍聴席で何度も何度も聞いておられると思います。

そういう中で、4月の臨時議会において、4億9,000万を財調に積むということで、皆さんに承認していただいたわけであります。

そういう中で、まず昨年発生した東日本大震災における阿見町の家屋等の被災状況を報告しますと、平成24年5月末現在、住家の半壊家屋が26棟、そのうち被害の大きい大規模半壊の家屋が7棟となっております。また、一部損壊家屋は1,649棟となっております。

町では、半壊以上の被災者の方々を対象にした支援として、阿見町災害見舞金支給条例に基づき、半壊の場合には、町からの災害見舞金として5万、県からの災害見舞金として3万、合

わせて8万の災害見舞金を支給しております。

被災者生活再建支援法に基づいた被災者生活再建支援制度への申請は10件あり、基礎支援金として、大規模半壊では50万円支給され、解体した場合には100万が支給されるとともに、住宅の再建方法に応じ、さらに加算支援金が支給されております。そのほかに日本赤十字社から義援金が被害状況に応じて配分されており、半壊災害の場合、平成25年5月1日現在までに1世帯当たり62万円が支給されております。

御質問の東日本大震災に対しての町独自の住宅リフォーム助成制度創設につきましては、平成23年第2回定例会の一般質問及び議員提出の請願書に回答したとおり、国・県の制度、町の条例規則に基づいた支援を実施しており、新たな独自制度の創設は考えておりません。

しかし、東日本大震災におけるさらなる町内の災害復旧を円滑に図るため、県が昨年12月に施行した被災住宅復興事業に基づき、今年度7月から阿見町住宅等災害復旧資金利子補給金交付事業を新たに実施する予定です。

この事業は、東日本大震災によって住宅等の全部または一部に被害を受けた方が、金融機関から住宅等の災害復旧に係る資金を借り受けた場合において、その利子の全部または一部に相当する額を利子補給金として交付する事業であります。

以上で答弁を終わります。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 答弁内容は、町長も今おっしゃったとおり、昨年とほとんど変わっていないと。それで、全壊、大規模半壊、半壊ですか、それについては今町長がおっしゃったような形で、国・県・町から出ているのは承知しております。

ただ、ここで私が問題にしたいのは、御承知かと思うんですけど、一部損壊に対しての部分が一番重要だと思うんですね。実際、茨城県の中で、災害による住宅の修繕費用の助成ですか、そういったのをやってる市町村は幾つありますか。調べてなければいいですけども、調べてありますか。

○議長（倉持松雄君） 都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えします。

県内で実施しているのは10市町村程度だと調べております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） そうですね。被災による災害の助成に関しては、そういった市町村がやられていると。それとともに普通の、普通のって言い方はおかしいですけども、住宅リフォーム助成制度、これに関しても、合わせれば約20の市町村がやられてるわけなんですけれども。

先ほど町長のほうで、他の自治体がやるからやるとか、そういう問題じゃないという話がありましたけども、実際のところ、ほかの自治体では、もちろん先ほど私が質問したとおり、財政が豊かであって、それでやりましょうという問題じゃないと思うんですね。やはり困っている市民がいる、町民がいる、または村民がいる。そういった中で、こういった助成制度を出しているかと思うんですけども、やはり、これはもう町の姿勢だと思うんですけども。

町長のほうにもう一度、再度お伺いしますが、困っている人を、地方自治法によっても、町民が豊かに暮らせる町をつくるっていうこともありますし、そういった形で、ローン組んで返済が厳しい人、またはローン組めなくて、いまだにブルーシートをかけている人、そういった人がおるんですけども、そういったことに対して、町長の考えはいかがでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 先ほども言ったとおり、この東日本大震災における一部損壊等の助成に対してはね、それは被害を受けられた人に対してお見舞いは申し上げますけど、それに対しての町の助成は考えていない。

永井議員も言われたとおり、ほかの地方自治体がやるから私たちもやるんだという、そういう姿勢は持ってないということ、もう毎回毎回言ってるわけでありまして。もう何回も聞いてると思うんですよ。だから、それはやはり、それぞれの地方自治体の考え方にもよると思えますけど、私はそういう意味での助成制度をつくるということは考えておりません。そのかわりに、やはりそれなりに、今後の防災対策に対して、いろんな面で財源を使っていきたいと。

今回も、そういう中で、小中学校等の公共施設に防災倉庫等をやっぱり建てていこうという、そういう議案も出しておりますんで、やはり、あと、利子補給等の問題も今出しておりますから、そういう観点から、皆さんに賛成をしていただき、そういう予防というか、そういうものをしていきたいと思っております。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 町長の考え方は、昨年と変わらないというのは、今の答弁の中でも聞くんですけども、やはり、この前のつくばの竜巻なんかもありますね。つくばなんかでも、もちろん災害救助法に基づいてやっておりますけれども、その中で独自に、一部損壊のところで、金額は20万、10万、5万というふうにあるわけなんですけれども、やはり町として、そういった竜巻災害、あれでも一部損壊に関してはかなりの数字が出ております。その中でやられてるわけなんです。

やはり町として、何回も言うようですけども、町民が困っている部分を助ける、そういったことをですね、ぜひとも再度考えていただきたいんですよ。

つくばの場合は、どうして一部損壊に関して出したかという、やはり町民の方たちの要求

がかなり多かったです。去年のときに、町長のほうで、町長の地域の方かどうかわかりませんが、聞いたときに、そんな声はないよとおっしゃいましたけれども、私のほうではかなりそういった声が、今の現状では、いろんなところに聞きに行くと、そういう話にももちろんなるんですけども、当時の現状ではかなりあったわけなんですよ。

1つ質問なんですけども、町長は私の周りではないっていうのを去年おっしゃったかと思うんですけども、それはあくまで何人ぐらいの方の話を聞いて、どういう状態だったんですかね。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 何人という、10人前後ぐらいだと思いますけど。ただ、自分でそういうものが起きたものはね、やはり自己責任の中でこういうものはやっておいたと。相当壊れたところがありますよ。それはそれぞれね、個人の、何て言うんだらう、見解の相違っていうのがあると思いますけど、ただ、そういう考えを持っている人も相当いるっていうことは、やっぱり理解しないとだめだし。

ここ何度もね、永井議員にも申し上げますけど、何度言っても、このものは、私の意思は変わらないということだけは。何回言っても同じことをずうっと平行線でやって、それでは何のために議会を——何回もやればそれでいいんだっていう、それは、永井議員はそれでいいかわかんないけど、やっぱり何か不毛の問題を、いつもいつも同じような形でやるのが本当にいいのかわかんないけど、ことを、おれは考えてるんですよ。いつも同じような形の中で質問がされ、質問が終わっていくっていう。これはやっぱり余りいい方向には行かないんじゃないかなと、そう思うんですけどね。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 今、町長は何回もおっしゃいましたけども、私がこの席で質問するのは初めてです。ですから、前は、後ろの傍聴席で、もちろんいろんな町長の話は聞いてました。いろんなことを町長がおっしゃったのも、もちろん聞いてるわけですけども、不毛だ、不毛じゃないって、そういう問題じゃないと思うんですよ。私は今回改めて聞いてるわけですから。そういう答弁はおかしいと思います。

町長のほうが、何度言っても変わらないとおっしゃるんですから、私も、何度言っても、その町長の考え方を変えていただきたいということで、今回質問してるわけなんで、そこはしっかり御理解ください。

なおかつ、9月の段階ですけども、全議員が賛成して、あのときに議長を含めて全員が賛成して、それで町長のほうに要望書っていうんですかね、提出したかと思うんですけども、やはり町長のほうは、その重みということをですね、ぜひともじっくり考えていただいて、この震災による住宅リフォーム助成制度に関して、ぜひとも前向きな方向で考えてもらうように、

再度お願いします。

じゃあ、次の質問に移ります。

○議長（倉持松雄君） 次へ移ってください。

○4番（永井義一君） 2番目の放射能の内部被ばくの測定についてに質問します。

福島第一原発事故により、茨城県内、特にこの阿見町にも、大量の放射性物質が降り注ぎました。このことにより、子供たちのいる家庭では、子供の内部被ばくを特に心配し、健康調査を求める声が多数出されております。特に、昨年3月15日と21日に出された放射線量は殊のほか多く、何の知識もなかった、また国や政府からは何の情報もなかった状態での被ばくと、食品の規制値が何ら示されなかった間の食事による内部被ばくについて悩んでいる方が数多くおられます。今必要なのは、それら子供たちの内部被ばくを心配している親御さんたちに対して、子供たちを対象にしたホールボディーカウンターによる検査をするべきではないでしょうか。

御承知のとおり、牛久市では今年、4歳から中学3年生を対象に、福島県内の医療機関でのホールボディーカウンターによる調査を実施します。牛久市の対策室では、市民から内部被ばくに関する不安の声が多くあり、それを解消し、安心していただくために検査を決めたと説明しております。

町長も、「広報あみ」の臨時号で、適切な情報発信を行うことにより、町民皆様の不安軽減を図っていきたいと言っております。町民の不安を一日でも早く軽減させるべく、検査機関による内部被ばくの検査を要求します。

これが以上の要求項目なんですけれども、先ほど私の前に海野議員が同じ質問をされたかと思うんですけれども、やはり私の観点としては、心配している親御さんたちを安心してもらうことが町政の役割じゃないか。そういった観点からの回答をお願いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） もう先ほども、海野議員の質問等で事細かい形の中で答弁しております。阿見町の姿勢は、今の状況の中でホールボディーカウンターですか、これは、今のところやらなくてもいいという結論を出してるわけでありまして。

町の放射能の情報は、やはり的確にきちんとした数字で、やはり町民に知らしめていくってということが一番大事ですよということで、今、何回かですね、広報等で知らせていると思います。そういう意味では、町民の皆さんは随分下がってきてるなど。あと、新聞等でも、こうこう、町の役場のカウンターからすると、大体0.123とか125とか、そこら辺のセシウムの量かなという、そういう状況でありますし、今の状況から考えたときに、今質問があったものを町は今のところやる結論には達していない、やらないという状況です。

すべてね、永井議員の質問に対して、これもやれない、あれもやれないでは、本当は失礼なんですけど、だけど、今の状況の中で、町が結論を出したのは、やらないという結論を出しております。

○議長（倉持松雄君） 町長に申し上げます。海野議員の名前は出さないで。永井議員は初めての質問ですので、永井議員に直接、懇切丁寧に答弁してください。

永井義一君。

○4番（永井義一君） 議長、ありがとうございます。

先ほど、海野議員のほうからの質問もあったんで。私もね、あえてそれを今言いますよ。あえて言いますよね。それは事実ですからね。ただ、先ほど議長が言ったとおり、私が今質問をしているということをぜひともお忘れなく。

先ほど町長の話の中で、行政が必要だと言うと町民が不安になるという話があったかと思うんですけども、私は、これは逆だと思うんですね。牛久では何でやるかという、市民の人たちに安心してもらうためにやるということ、私はさっき言ったかと思います。もう一回読みますと、市民からの内部被ばくに関する不安の声が多くあり、それを解消して安心していただくために検査を決めた。これは牛久市の担当のほうの話なんですけれども。

ですから、先ほど町長が言ったのは、これは逆ではないでしょうか。やはり町民を安心してもらうためにやるべきではないかということ、私は再度質問したいと思います。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 先ほども答弁したとおりですね、実際にそれだけの町民が心配して、牛久がホールボディーカウンターをやるということで、あれだけの新聞紙上で大きな話題になったにもかかわらず、阿見町の町民は、それだけ、こちらのほうに要望等もありませんでした。そういう状況であります。

ただ、人数が多ければやるんだっていう問題でもないですし、今の状況の中で検討もそうだし、専門家もそういう見解を出してるわけですから、それはやっぱりきちんと信じて、町はそのような対応をしていくということを町は決めているわけです。そういうことです。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 今市民からはそういった声が余り、余りというか、何も言ったかな、出ていなかったと。

○町長（天田富司男君） 多くは。多く出たからと言って……。

○4番（永井義一君） いやいや、ですから、そういったことが、今、町長のほうから言われたかと思うんですけども、実際町としては、仮にこういうことを今考えてるんですけども、どうですかとか、そういうアンケートとか、そういったことをやることは考えておりますか。

○議長（倉持松雄君） 生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。

これは放射能に対する施策の件でしょうかね。

○4番（永井義一君） はい、そうです。

○生活産業部長（篠崎慎一君） これにつきましてはですね、町としましては、当然、県ですとか、それからそういった学識経験者等に意見をいただいた中で方針をつくってます。

その後にはですね、環境省の除染区域に指定された中で、国の指導のもとに除染計画を立てておりますので、その中で進めております。ですので、町民の方からアンケート等をですね、とるような案件ではありませんので、これは町が責任を持って除染していくってということで、そういったアンケート等については考えておりません。

○議長（倉持松雄君） 永井義一君。

○4番（永井義一君） 済みません。今、除染というよりは内部被ばくの話なんですよ。ですから、端的に言いますと、1つ例を挙げると、牛久ではこういうことを始めました。阿見町でもそれを考えているんですけれども、どうでしょうか、というような意味合いで私は聞いたんですけれども、それについてお伺いします。

○議長（倉持松雄君） 生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） 行政全般の施策についてそうですが、他の自治体がそういうことをやったから阿見町でもやったほうがいいですかっていう、そういったような、何て言うんですかね、施策の1つの題材にするようなことは考えておりません。

このホールボディーカウンターですけども、牛久市さんには自治体の事情があるかと思いますが、阿見町としましては、先ほども申し上げましたように、福島があります。やはりですね、これは統計的にそのデータをですね、町民に示すことでですね、当然理解いただけると思ってます。

まして、今はネット社会ですので、福島のホールボディーカウンターというのは、検索すればですね、すぐにですね、そういった事例が出てきますので、その中で、町長の前の方の御質問にもありましたように、答弁しましたように、原発が立地しています大熊町ですとか双葉町のところを含めまして、全員がですね、そういった、健康に被害が出て、内部被ばくがないというような、そういったデータがありますので、そういうことで、町民は冷静に判断されてですね、牛久市がやられても、そんな問い合わせがなかったということでもありますので、阿見町としましては、そういったアンケート等の調査については考えておりません。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 今の答弁の中で、先ほども述べたんですけども、やはり福島がなかつ

たから、これは前任者の回答の中にもあったかと思うんですけども、福島が安心だったからそれが必要なかった、やらなくてもいいんじゃないかっていうような回答だと思うんですけども、やはり冒頭から私が述べておりますとおり、阿見町の町民がやっぱり不安になっているということベースに置いて、ぜひとも考えていただきたいわけですね。

それで、牛久以外でも、ほかの市町村でも、希望者に対して、やはりやってるってということも、よく私は聞きます。東京のほうの大田区のほうの病院に行ってやってるって話も聞いたことがございます。ですから、町としては、やっぱり心配している町民、先ほど町長のほうでは10人ぐらいに聞いてって話がありましたけれども、もうちょっとですね、多くの町民の意見を聞いていただいて……。

○町長（天田富司男君） 10人じゃない。

○4番（永井義一君） 10人。はい、わかりました。

○町長（天田富司男君） それはリフォームのこと。

○4番（永井義一君） そうか、ごめんなさい、リフォームですね。済みません、勘違いしました。

そういった町民の声を、町としても直接でもね、聞く機会があれば、ぜひとも聞いていただいて、ぜひともホールボディーカウンターというか、その検査をですね、ぜひとも前向きに検討していただきたいと思います。

この放射能の問題に関しましては、今年だけじゃなくて、まだまだ続く問題だと思います。ですから、町としてもこれで終わりだというもんじゃなく、除染にしても今一定程度進められております。ですから、それも何カ年計画か何かで、除染も、この前、放射能対策室の説明の中でお聞きしましたけども、やはり除染と、あと内部被ばくということもですね、あわせてぜひとも考えていただきたいと思います。

じゃあ、3つ目の質問に移ります。

3つ目の中央8丁目交差点の交通渋滞について。これについて質問いたします。これはちょっとパネルをつくってきましたんで、見ていただきたいんですけども。この住宅地図のパネルなんですけども。このパネルでもわかるとおりですね、斜線の部分が県道竜ヶ崎阿見線となっております。

過日、私は龍ヶ崎にある県の土木事務所に行きまして、この交差点の北側ですね。ホームマックのほうから入ってくるルートっていうんですかね。これについては、北側にですね、この右折車線の2車線化というのを、県の土木事務所のほうに行って要請して、この交通渋滞の解消を求めたわけなんですけども、その中で話が出たのは、この右折車線のこの上の部分ですね、この上の部分です、この部分が町道だということで、県の土木事務所のほうとしては、縦割りで

非常に恐縮なんですけどもというような話もしていたわけですね。ですから、今回、私も町道ということもあり、この一般質問に取り上げたわけです。

御承知のとおり、この道、フタムラ化学の前の道なんですけども、かなり渋滞がひどくてですね、ちょっとこれ、写真を撮ってきたんですけども、こういった写真があります。これは朝夕の交通渋滞の中なんですけども、このオレンジ色の車が右折しようというときに、信号待ちで待ってるわけなんですけども、この後ろにずっと車が数珠つなぎに渋滞になってしまうんですね。

あのエリアは、その後調べたんですけども、2車線化にするにはちょっと狭いかなっていう気もしなくもないんですけども、2車線化ということを当初求めたんで、今もお話しんですけども、2車線化、右折専用車線ですか。それと、もしそれができないんだったら、この先に信号がありますね。中央8丁目の信号、これを時差式にするですとか、何かしら方法があるんじゃないかと思うんですね。

新人の研修会の際に、建石課長さんが信号の件もどンドン聞いてくださいよと言われたことがあるんですけども、その中で2車線、幅員化とともに、それが幅員的に無理だとしたら、時差式の信号、これの設置をぜひともお願いしたいとして質問しました。

以上です。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、中央8丁目交差点の交通渋滞についてということで、中央8丁目のフタムラ化学前の交差点の交通渋滞緩和策についてお答えいたします。

当該の交差点が渋滞となる原因としては、通勤時間帯において、交通容量に対する交通需要が上回ることや、125号バイパス方面から中央公民館へ向かう場合、当該交差点で役場や総合保健福祉会館付近への右折する車両について、右折レーンが設置されていないことから、渋滞が起こる。これは、だれが見ても、あそこを通る人はみんなわかっていると思います。

先ほども永井議員が言われたとおり、やっぱり、あその交差点の交通渋滞を緩和するためにどういう手法がでんのかと言ったときに、なかなかあそこを買い上げて、うちの、補償までしながらやったときに、費用対効果等を考えるとね、非常に厳しい状況であることは、永井議員も、先ほどそういう感じの、質問の中でもそういう話をされていまして。現状はそういう状況かなという思いはしています。

平成24年3月に同様の要望がありましたが、当該交差点については、都市計画道路廻戸・若栗線の計画路線の区間に位置づけられており、その進捗に従い交差点改良を行うこととなりますが、沿道に住宅等が建ち並び、事業用地の取得が困難であることや、多額の整備費用がかかる等の理由から、整備着手には至っていない状況であります。

要するに、廻戸・若栗線自体が、もうなかなかできる状況ではないんじゃないかということですよね。あそこの道路を拡張するには、両脇にあれだけの家があるわけですから、その補償をして、あの道路を拡幅することが、本当に町にとっていいのかどうかっていったら、やはり、私であるならば、それは拡幅はちょっと難しい。それであれば、ほかの新設改良等に金を使ったのがいいんじゃないかという、そういう意思はありますね。なかなか廻戸・若栗線は難しいんじゃないかと、そう思います。

信号機の設置、改良など、交通安全施設整備に関する事業につきましては、その内容と手法について整理した上で、警察へ要望することとなっております。今年度、信号機を定時式から時差式への変更する要望書を警察へ提出する予定であります。引き続き警察との連携を密にして、安心・安全な道路環境づくりのため、道路整備や交差点整備など、交通安全事業を推進してまいりたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 実際、私も現場を見て、道路の拡幅するのは厳しいもんがあるんじゃないかなと。ここが歩道なんですけどもね。ですから、その歩道も狭いってこともありますんで。先ほど、午前中の話の中でも出たかと思うんですけど、交通事故にね、巻き込まれる子供がいるなんてことも、やっぱり歩道が狭いっていうのもあるから、本来だったら拡幅ってのも必要なとは思いますが、とにかく、それを待っていたら5年、10年たってしまう、もちろんありますんで。ですから、私のほうとしては、早急に拡幅ができないんでしたら、信号機を時差式にするような。あそこは矢印よりも時差式のほうが私はいいと思うんですよ。

ですから、その中で、今町長のほうでは、本年度行うと。

○町長（天田富司男君） 要望は出す。

○4番（永井義一君） 要望は出すと。

実際、これは質問なんですけども、こういった形で、信号機とかそういうのはいろいろ要望がたくさん出てるかと思うんですけども、仮に今年度要望を出したとして、実現できるのは大体どのぐらいの日数になりますかね。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） お答えいたします。

町のほうとしましては、要望とかですね、問題になった箇所を調査しまして、それで必要な部分の信号機に今の右折式の信号とかですね、設置とかを、牛久警察署のほうに要望をしているわけでございます。

その後の、整備の時期とかですね、そういったことに関しましては、警察のほうの判断、県内かなりの数の要望等が多分出てると思いますので、その中で優先順位等をつけまして、警察

の財政状況、予算の範囲の中で、順次つけていくということだと思います。ですので、いつごろだという時期は、私のほうからはちょっと申し上げることができません。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 日々、私も1日1回は少なくとも通る道なんですけれども、やはり、朝夕だけとは限らないんですけども、とまってても、結局信号が変わるまで2台目が進めなくなるっていう状態もありますので、交通渋滞で右折車が前にあるとですね。

ですから、警察に対する今年度の要望に関しましても、早急にやっていただくよう強く要請をして、これで質問を終わります。

○議長（倉持松雄君） 以上で4番永井義一君の質問を終わります。

次に、2番藤平竜也君の一般質問を行います。

2番藤平竜也君の質問を許します。登壇願います。

〔2番藤平竜也君登壇〕

○2番（藤平竜也君） 皆さん、改めまして、こんにちは。2番藤平です。今回初めての議会の定例会、さらに一般質問ということで、まだまだふなれで至らない点もあるかとは思いますが、町民の皆様の生活が少しでも向上できますよう努力していきますので、皆様よろしくお願いたします。

それでは1点だけ、質問に移らせていただきます。中学生の医療費無料化について質問いたします。

現在、阿見町においては、小学校の6年生まで拡大で実施されている医療費の無料化ですが、天田町長の公約にもあるように、中学生まで拡大して実施を目指すべきだと考えます。

茨城県内でも、平成24年4月1日現在で、既に20の市町村で実施されていると聞いております。財源の確保という点が大きな課題になるとは思いますが、子育て世代の支援のためにも早期の実現を目指すべきだと思います。

過去にも同様の質問はあったと思いますが、現在の天田町長の考えをお聞かせください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは、藤平議員の質問にお答えいたします。中学生の医療費の無料化についてお答えいたします。

6年生までの医療費の無料化は、就任してすぐやらせていただき、やはり財源確保が一番の

問題だということは、先ほども言われたとおりであります。そういう中で、子供の医療費の助成につきましては、子育て世代における経済的負担を軽減するための支援策の充実を図るため、対象者を、平成22年10月から小学6年生まで拡大し、所得制限は設けず、入院時の食事代を除く医療費の無料化に取り組んでまいりました。

これまでも、対象者の年齢拡大については、議会からの予算要望や一般質問でもお答えしてまいりましたが、中学生への医療費助成は、毎年経常的に費用が必要であり、財政状況を見きわめながら、段階的に実施できるよう努力してまいりますと答弁してきたところであります。

平成23年度医療福祉扶助費の決算見込みの実績で申し上げますと、全体で約3億2,000万となり、そのうち小学6年生までの年齢拡大による額は7,700万ほどとなりました。この実績をもとに中学3年生まで年齢を拡大した場合を試算しますと、約2,100万円の新たな財源確保が必要となってまいります。

この財源確保も、どうにかめどがつく状況、という状況になるのではないかなど。それは、今回皆さんのおかげで事業仕分けも実施していただきました。また、単純な除草ですね、草刈り。この業務を町がやることによって、相当の金額の財源を生み出すという。また、事業仕分けはもとより、入札制度等も、非常に改革ができてきて、入札差金等も出ております。

そういう中で、やはり財源確保ができればやるよというような話を自分自身のマニフェストにも出ておりますので、平成25年度より、これを実施してまいりたい。当初予算に上げていきたい、そう思ってます。そういう面では、議員各位にも御協力をいただきたい、そう思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（倉持松雄君） 2番藤平竜也君。

○2番（藤平竜也君） ありがとうございます。

今もう、25年から実施ということで、言葉でも明言のほういただきましたので、正直ちょっと、予想以上の回答をいただき、驚いております。

現在、景気のほうも低迷しまして、収入もなかなか上がらない状態が続いております。ましてや高校受験という大仕事を控えた中学生を持つ親にとっては、医療費の負担軽減というのは非常に大きなことだと思いますので、今25年実施という言葉をいただきましたので、ぜひそうなりますよう、お願いいたします。

以上で、ほかに御質問することはありませんので、終わりにさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（倉持松雄君） 以上をもちまして、2番藤平竜也君の質問を終わります。

次に、11番紙井和美君の一般質問を行います。

11番紙井和美君の質問を許します。登壇願います。

[1 1 番紙井和美君登壇]

○1 1 番（紙井和美君） それでは、通告に従いまして質問いたします。

過日 6 月 5 日は環境の日でありました。これは1972年 6 月 5 日から、ストックホルムで開催された国連人間環境会議を記念して定められたものです。国連では、日本の提案を受けて 6 月 5 日を世界環境デーと定めており、日本では平成 5 年に制定された環境基本法が環境の日を定めております。

また、平成 3 年度からは、6 月の 1 カ月間を環境月間とし、全国でさまざまな行事が行われております。その環境月間にちなみ当町の環境施策について、以下の 3 点についてお尋ねをいたします。

1 点目が、ごみのリサイクル、ごみの減量化、そして不法投棄に対する取り組みについてであります。

2 点目が、町民、事業者、町との連携について。環境を守るには、この三者がそれぞれ一体とならなければならないと考えております。

3 点目が、環境保全基本調査の活用状況について。環境保全には、どうしても専門家と町民の日ごろからの調査が大切であります。

以上 3 点にわたり、当町の環境への取り組みについてお伺いいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

[町長天田富司男君登壇]

○町長（天田富司男君） それでは、環境保全・環境美化の促進に対する御質問にお答えいたします。

まず、1 点目のごみのリサイクル、ごみの減量化、不法投棄の取り組みについてであります。町ではごみのリサイクル、減量化対策として、生ごみ処理容器購入費補助、ごみの分別収集等を実施し、ごみのリサイクル、減量化を推進しております。

私ごとであります。生ごみの減量化、緑の会に入っております。EMで減量化しております。また、生ごみを出したときは、ここもう 10 年間ぐらいないのかな。それで、自分の土地の中に入れて土づくりをして、おいしい野菜を食べさせていただいております。私ごとで申しわけございません。

不法投棄の防止対策としては、シルバー人材センター委託による不法投棄パトロールや不法投棄撲滅看板の作成、茨城県警察OBを採用した廃棄物対策管理官及び環境保全監視員の設置等、不法投棄防止対策の強化を図っております。今後も県や警察と連携したパトロール活動などの不法投棄防止対策を継続して行ってまいります。

続きまして、2点目の、町民、事業者、町との連携の現状についてお答えいたします。

現在取り組んでいる事業の一例としては、環境保全基本調査や子ども会リサイクル環境教育事業補助、地球温暖化防止街頭キャンペーン、クリーン作戦や、霞ヶ浦清掃大作戦、BDF事業、レジ袋削減運動等があり、環境問題については、多くの町民や事業者が積極的に参加していただいております。

最後に3点目の環境保全基本調査の活用状況についてお答えします。

町環境基本計画事業の一環として、環境保全基本調査を平成23年度から平成24年度にかけて実施しております。これまで後回しにされてきた町における動植物等、自然環境の実態について把握をする為、町の環境に精通した町民の協力を得ながらフィールド調査を実施しております。その活用は、「阿見町自然環境だより」を年4回作成し、各小中学校及び各公民館、ふれあいセンターに配布するとともに、回覧で調査の結果を報告しております。また、今期の夏休みには、ふれあい地区館事業と連携し、四つの小学校で環境保全基本調査に携わった調査員の指導による自然観察会を実施する予定であります。

今後は、発表会や報告書等にまとめるとともに、町環境基本計画に反映して、環境保全活動に活用してまいります。また、学校教育現場や生涯学習活動にも活用を図ってまいりたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ありがとうございます。

廃棄物対策管理官と環境保全の監視員、これは県警のOBから成る方で行っていただいているというふうにお聞きしました。OBということもあり、また警察との連携も速やかにとれると思いますけれども、現在までにどのような成果が上がっているか、また、危険な事態に遭遇したことはなかったのか、お尋ねいたします。

○議長（倉持松雄君） 生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。

管理官と監視員の今までの活動の中でですね、成果と申し上げますと、本年1月6日にですね、不法盛土等で、地域は大形地内になるんですが、そちらについて業者を告発したというような、それで逮捕に至ったというような、そういった成果があります。

それから、こういった不法投棄ですとか不法盛土につきましては、業者につきましても、そういった関係の方ですので、警察官OBとですね、私ども職員が出ましてですね、確かに現場ではですね、恫喝ですとか、そういったことで、一般の職員が行けばですね、大変危ないような目には遭いましたが、OBがいることで、その辺がですね、大分防げたというようなことがあります。

以上でございます。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ありがとうございます。これは何人いらっしゃって、何人で行動しているんでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） 廃棄物対策管理官と、それから監視員、1名ずつですね。

○11番（紙井和美君） 1名ですか。

○生活産業部長（篠崎慎一君） ええ。警察のOBが1名ずつです。あと職員が班を編成しまして、その都度その人員を、案件によっては3名とか4名とか、あと全課体制とか、そういった形で対処してます。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ありがとうございます。ぜひ安全に十分留意して今後も活躍してくださいように、よろしく願いいたします。

続きまして、生ごみの減量化、先ほど町長も緑の会へ入って、EMボカシをやってらっしゃるって、結構大変なんですけれども、その減量化についてももう一度伺います。

先ほど、ごみ処理容器購入補助についてということで、その内容と補助金額についてお伺いいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） 生ごみの処理容器等の購入補助でございますが、基本的にはですね、まず2種類ありまして、1つが自然といいますか、一般のコンポスト的なものにつきましましては、購入の3分の2補助で、3,000円が限度。上限3,000円です。それから電気式というのがありまして、こちらが3分の1補助で、上限が2万円というようなことでございます。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） 本来、この補助の目的というのは、ごみの減量と有効利用を図るためということとされておりますけれども、その趣旨から考えると、事業の成果は何世帯に補助金を出したかということではなく、何世帯がこの容器を有効に活用して、実際にごみの減量がどれだけできたのかと。また、堆肥化された生ごみがどのように有効活用されているのか、これが重要でないかというふうに考えております。

その点について、どのように分析されていたのか、再度お伺いいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） 目的としましては、議員がおっしゃるとおりかと思えます。

ただ、その辺なんですけど、これまでですね、18年度から進めておりますけども、追跡調査つ

ていいですか、そういった、何て言うんですかね、データを収集してはおりませんでした。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ぜひですね、追跡調査、これをやることによって、どれだけの効果を生むのか、また、別にいい方法があるんじゃないかということを検証していただきたいと思うんです。でないと、無駄に補助を出すだけになってしまいがちになりますので。そういったことで、今後検証していただきたいと思います。よろしくお願いします。

先日ですね、取手のかたらいの郷で、先ほどお話がありました緑の会の方に教えていただきまして、埼玉県戸田市の市役所の方による講演を聞く機会をいただきました。戸田市では家庭から出た生ごみを、リサイクルフラワーセンターといいまして、結構すごく力を入れてるんですね。こういったリサイクルセンターで大がかりにやってるんですけども、EMボカシを使ってお花をつくっていると。このお花をつくって、処理したり育ててどこかに植えに行ったり売りに行ったりするのは、障害者の方と高齢者の方。これがすごく反響を呼んでまして、高齢者900円、知的障害の方750円、精神障害の方750円ということで、作業所から指導員が1人ついて、これを行っているということで、職員の方が非常に力を入れてらっしゃるということもありまして、かなりEMボカシが普及していたんですね。そういうことで、生ごみ堆肥化事業というんですけども、これによって、ごみの減量と障害者と高齢者の雇用と、また、花のまちづくりの推進にもつながっていると。いろんな部分に波動していつているんですね。

そういったこと、また屋上の緑化プロジェクトも進めているということがありますので、一度私も現地に視察に行きたいというふうに思いました。ぜひ議会の中でも視察に行ってみたいと思いますし、当町でもぜひともご覧になっていただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。

最後になりますが、環境問題というのは非常に幅が広くて多岐にわたっております。自然環境を守り、また地球を極力汚さないこと、自然エネルギーを十分に活用すること、この3点は特に、昨年の3・11の東日本大震災を機に真剣に考えざるを得ない状況になりました。と同時に、命がいかに大切かという、生命の尊厳も再認識されたんじゃないかなというふうに考えております。

環境整備は一人ひとりの生命を守るということでもあります。今後も今以上に努力を重ねて、環境整備の促進を、皆で力を合わせていきたいと決意しております。

以上で、最初の環境に関する質問を終わらせていただきます。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） 続きまして、動物愛護条例の制定についてお伺いいたします。

子供たちが心豊かに育つために、また、生活の大切なパートナーとして、ペットを飼う人が

急増しています。そのようなペットはかけがえのない家族の一員であります。しかし一方では、ペットブームの裏で、動物への虐待や、飽きたから、しつけができないからなどと飼育放棄し、動物愛護センターに持ち込まれたペットたちのほとんどが、次の飼い主を見つけてもらうことなく殺処分されてしまうケースも後を絶ちません。

環境省によると、年間31万匹を超える犬、猫が保健所へ引き取られ、うち28万匹が殺処分されています。動物を大切にすると社会こそ命を大切にすると社会だと考え、人とペットが共生できる、命に優しい社会を築くことが、最高の子供たちへの教育であると考えます。殺処分を限りなくゼロにするため、去勢や不妊手術の助成、犬・猫の譲渡会といいますか、里親制度をつくらせたいとの要望が数多く寄せられております。

当町でも、ペットと共存するための施設を盛り込んだ動物愛護条例の制定をすべきではないかと考えますが、町長の見解をお聞かせください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 動物愛護条例の制定に対する御質問にお答えいたします。

動物愛護の問題に関しては、動物愛護法により動物の虐待の防止や適正な飼育、生命尊重が定められております。しかしながら、犬や猫を遺棄する人は後を絶たず、茨城県動物指導センターに保護された犬や猫は、平成22年度では7,405頭、平成23年度では7,268頭に及び、その約85%が処分されている状況であります。また、近年は猫に関する苦情が増加傾向にあります。特に猫に対しては、飼ってもいないのに物を与えている、そういうところが非常に多いですね。やっぱりそれがかえって大変な状況になるっていうことを、その人たちはわからないと思うんですね。そのために、猫はどんどんどんどん増えていくっていうような状況になっているっていうことは随分見受けられます。

町ではこれらの問題に対し、原因が飼い主の動物愛護に関する意識の欠如と考え、家庭犬のしつけ教室の開催、動物愛護啓発の写真展の実施、啓発看板の配布、広報紙や回覧板、ホームページによる啓発活動に取り組んでまいりました。

しかし、思うような改善は見られないことから、今後は総合的かつ計画的な施策を推進するとともに、動物に関するさまざまな問題に的確に対処するため、議員が御提案の動物愛護条例を制定してまいりたいと考えております。

町の責務と飼い主の責務を明確にし、町民の動物愛護に対する意識の高揚に努めてまいります。あわせて、飼い主のいない犬や猫を増やさないための制度や、避妊・去勢の補助制度、新たに犬や猫を飼いたい人を登録する里親制度等、効果的な施策を検討していきたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） 非常に前向きなお答えをいただきまして、大変ありがとうございます。

今回の質問では、先ほど答弁にもありましたように、特に猫に関する悩みが、苦情が多く寄せられています。私も当初は、お話を聞いたときには、勝手にかわいがって、えさだけあげてるのかなと思いきや、5匹も6匹もかわいそうで、去勢手術も病院も——大体病気になって捨てられるケースが多いんですね、病気になったから病院に連れてってって、1カ月に何万も使ってる、そういう家がほとんどだったので、これは単にかわいがるだけ、勝手にえさをやるだけではないなということを感じまして、このように質問をさせていただきました。

特に公園に近い団地が多いんですね。そこに猫が捨てられていく。その小さな命を見るに見かねて引き取り、育てることになる。しかし、先ほど申し上げたように、金銭的なことも大きいですし、また精神的負担も大きく、さらには御近所から苦情が来ると。当町では、南平台からが一番多く寄せられています。

そこで、町へはどのような相談が寄せられて、また、どのように対処したかお聞かせいただければと思います。

○議長（倉持松雄君） 生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） 議員おっしゃるとおり、今、猫のそういった苦情が大変多いです。それで、南平台のほうから、特に今年に入って多くなったっていうふうに聞いてますんで、職員がですね、本当に毎週のようにですね、苦情に対応しているような状況です。里親ですとかですね、それから、今年から県の動物愛護推進員ですか、と連携を組みまして、そういった活動をしているところですが、まだまだ里親につきましてもですね、対処する猫の数と追いついていかないというような、そういった状況です。

そういったことで、何ていうんですかね、今のその施策といいますか、状況ではですね、とても対応しきれないような状況になってきてるっていうのは事実です。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ありがとうございます。今、部長がおっしゃったように、本当に環境政策課の方はすごく動いてくれるということで、南平台の皆さんそれぞれ、今5件ほど相談受けてるんですけども、非常に喜んでいらっしゃいました。本当にありがとうございます。

そういったことで、茨城県では動物の愛護及び管理に関する条例が、昭和54年3月に制定されました。市町村では牛久市が県内初の動物の愛護及び管理に関する条例が、平成23年4月1日から施行されました。

牛久市にお聞きしましたところ、制定に当たっては、メンバーに獣医師4名、動物愛護ボランティアが2名入って、そこに職員が入り、懇話会を年に五、六回開いて、市単独で審議をし

たそうであります。

動物愛護においてはボランティアの方々の存在は大変に大きなウエートを占めると考えますけれども、当町では動物愛護に関するボランティア団体はあるのかお尋ねいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。環境政策課長岡野栄君。

○環境政策課長（岡野栄君） はい、お答えします。町内にあるボランティアではなくて、近隣にございますつくば市と土浦市、美浦村等を中心に活動しているボランティア団体が2つございまして、現在、情報交換とか連携とかをしております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） 牛久市では、犬・猫の去勢・不妊手術費用が助成されているんですけれども、175万円の予算の措置がなされておまして、1年間に209件。それで金額が100万5,000円だったんですね。当初、期限を限定して考えていたようなんですけれども、恒久的に考えるというふうにおっしゃっていました。100万5,000円のうち、飼い主のいない猫の去勢手術と不妊手術が48件、54万2,000円だそうです。これは市内のボランティア団体が行っているということでした。

私もそのつくば市と土浦市のボランティア団体にお聞きしましたけれども、確かに阿見町には今までなかったようであります。当町では本当に最近ですけれども、南平台1丁目で立ち上げていらっしゃる——これ、もう立ち上げられたと思います。多分、課長は御存じかと思えますけれども、野良猫をなくすプロジェクトというグループなんですね。会長は安藤さんという方です。そのグループの方にお聞きしました。これはサポーターとして月々協力してくれる一般の方に、100円ずつ寄附を募って、スペシャルサポーターというのは、それにプラスして猫のサポートと、トイレの始末を教え込んであげるといようなことをするそうです。

そのグループの方にお聞きしましたところ、猫が嫌われる第1の原因は排泄です。雄猫が縄張りを示すために、所構わずマーキングをする。しかし、去勢手術をすることによってそれが軽減されて、さらには年に三、四回、20匹を超える繁殖力にも歯どめがかかります。さっき部長がおっしゃったように、本当に、幾ら頑張っても頑張っても、どんどんどんどん増えていくんですね。

1人では金銭的にも体力的にも、また世間的にも限界があると思いますが、同じ思いの人がネットワークを組み、行政もかかわることによって、人への迷惑も最小限にとどめ、お互いが快適な環境を共存できる、また、殺処分を繰り返さずに済むというふうに言われています。町でもそのような人たちへのネットワークづくりの支援を、ぜひお手伝いしていただけたらなというふうに思っております。

命に優しい町、阿見町を願ひまして、動物愛護に関する質問を終わらせていただきます。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） 続きまして、最後、交通弱者の対策強化についてであります。

町内の移動を快適に行うことが地域の活性化につながることは言うまでもありません。平成23年2月1日にデマンド交通「あみまるくん」の運行が始まり、移動手段の確保としてはドア・ツー・ドアの利便性から、大変に快適で便利だと喜ばれております。料金としては400円かかりますが、タクシーよりも割安であり、障害手帳を交付されている方や介護保険法の要介護者、要支援者には、つき添いの1人と本人は半額の200円となります。

当町では、社会実験等を行いながら、阿見町のニーズに少しでも合った内容の移動手段を模索しながら、ようやくデマンドタクシーあみまるくんが誕生いたしました。これは、地域公共交通活性化法に基づく地域の公共交通の方針、地域公共交通総合連携計画を策定して、その方針に基づき、協議会が実施する事業について、国庫補助金対象になることから、デマンドタクシーは協議会主体で運行をしております。したがって、あらゆる方面を考えた公共交通の活性化であり、交通弱者対策に特化してスタートしたものではありません。

しかし、そのことは、交通弱者の方には余り認識されておらず、なぜ無料で乗っていた福祉バスがなくなったのかと、金銭的に厳しい年金生活者の方から問われることがたびたびあります。その都度趣旨説明をする次第であります。

1年が経過した今、もう一度交通弱者の対策について、あらゆる角度から協議するものも必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 交通弱者の対策強化についてお答えします。

町では、昨今の路線バスの運行に見られるように、利用者が年々減少する中で、補てん措置を行いながら、路線バスの確保や福祉巡回バスの運行を行い、町民の足の確保に努めてまいりました。しかしながら、これらの交通体系では、必ずしも町民の様々なニーズに対応できるものではなく、新たな公共交通の整備が求められ、町内の公共交通不便地域の解消や買い物、通院等の移動手段の確保、公共施設等への利便性の向上を図るため、デマンドタクシー「あみまるくん」の運行を開始いたしました。あみまるくんの開始に当たってのいろいろな面で、施策等の中、東大の人を使ったってということで、非常に安い形のシステムができたということは、本当に紙井議員には御礼を申し上げたいと思います。

このため、あみまるくんの導入に伴い、平成22年度で福祉巡回バスの運行を終了したところでもあります。特に福祉巡回バスは空気を運んでるってというような形のもので、議会の中でも、これはもうやめていいんじゃないかってというような話が、私が議員のときもあつたと思います。

これまでは無料で福祉巡回バスを利用していただいた方にとっては、あみまるくんを利用することにより運賃負担をお願いすることとなりますが、町全体の公共交通のあり方を総合的に検討した中で、交通不便地域における移動手段の確保や高齢者等の外出機会の拡大を図るため、デマンドタクシーを選択したということも御理解をいただきたいと思っております。

あみまるくんは、運行開始後1年以上が過ぎたわけではありますが、「まほろば」への利用については、乗降場所利用状況を見ても、医療機関や大型商業施設に次いで利用者が多い状況となっております。

今後、利用者の利便性の拡大を図るため、荒川沖駅周辺の乗り入れや利用者増に対応するための増車等も進めていく予定であります。

大体、荒川沖乗り入れが決まるのではないかなっていう、そういう状況になってきておりますので。ここでお知らせしても大丈夫ですよ。大体駅から200メートル地点あたりのところに、荒川沖に停車できるっていう、そういう状況になっておりますので、お知らせをしておきます。

また、高齢者、障害者等の身体的要因による移動については、町で実施している65歳以上の高齢者で車いす及びストレッチャーでの移動を必要とする方に対して、タクシー利用料金の9割までを助成する外出支援サービス事業や重度の身体及び知的・精神障害者が、外出や余暇活動等の社会参加の移動手段として、移動支援事業の活用、さらには、社会福祉協議会で実施している低床カーの無償貸出事業、町内の2つの特定非営利活動法人による福祉有償運行事業など、さまざまな福祉サービスを行っておりますので、御利用いただければと考えております。

高齢者や障害者の方で、移動が困難な方の無料での移動手段については、公共交通体系としての取り組みとして限界がありますが、今後、福祉的な面での取り組みについて研究してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ありがとうございます。この公共交通のあみまるくんの利用は、平成24年5月で、19歳から39歳が159名、40歳から59歳が116名、60歳から80歳以上、この年齢がやはり1,046名ということで、やはり圧倒的に高齢者の方が多いのではないかなというふうに思っています。

で、富裕層のお年寄り、また、介護認定者や障害者というのは、先ほど町長がおっしゃったように、逆にいろいろ選べる支援が用意されております。問題は、そこに当てはまらない、はざまにいる、グレーゾーンといいたまいますか、そういった方々の、交通弱者の対策について、再考察する必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。

あのデマンドタクシーは、ほぼ、一部障害をお持ちの方も御利用できますけど、健常者の方を中心としたことで運行しております、そういった障害をお持ちの方等は、福祉のいろんな事業の中で御利用いただいております。

今、紙井議員も言われました間ですね、はざまという御指摘でございますので答えますけれども、まず今のところの実態をですね、どういった方がどういった状況で不自由、御不便をなされているのかって、この実態がちょっとわかりませんので、そこら辺ちょっと調査をさせていただいて、どういったような対応ができるのかということにつきましては、今後検討させていただきたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ありがとうございます。今、部長がおっしゃったように、やっぱりアンケート調査でしっかりとニーズを把握していただきたいと思うんですね。例えばバスに乗るときに、ちょっとこれ書いてもらえますかというような簡単なアンケートを書いていただくですとか。

利用者にとってやはり使いやすいもの、また、一般のなかなか使えないでいる方、全部調べていただければなっていうふうに思います。

金額に関しては、福祉バスのように完全に無料とは申しませんが、年齢や所得に応じた割引をするですとか、また、イベントのときなどは町のマイクロバスを出すなど、そういった方法もあろうかと思います。

そういったことで、いろんな方策を練りながら、よりよい移動手段の交通の活性化を進めていきたいというふうに考えまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（倉持松雄君） これで11番紙井和美君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は2時50分とします。

午後 2時41分休憩

午後 2時50分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番難波千香子君の一般質問を行います。

10番難波千香子君の質問を許します。登壇願います。

〔10番難波千香子君登壇〕

○10番（難波千香子君） 済みません、最後ですので、最後までどうぞおつき合いよろしく

お願いいたします。

通告によりまして、戦略的な観光地域資源について一般質問させていただきます。

まず1点目、道の駅整備構想の社会実験といたしまして、あみプレミアム・アウトレット内に、皆様も御存じのように、アンテナショップ「まい・あみ・マルシェ～茨城ファーム～」が、4月6日から来月16日まで、期間限定で今オープンいたしております。またNHK茨城ニュースワイドでも紹介され、大変反響を呼んでいるところではありますが、茨城県産の農産物、加工品が数多く取りそろえてあり、店内の商品もセンスよく、購買意欲を高められるように工夫されております。

農産物が3割、加工品が7割程度。阿見町の野菜は85%から90%。加工品は10%程度。売り上げは、平日15万円。土日は35万円弱。4月は1カ月574万円、5月は700万円弱とのことでしたが、テナント手数料として売り上げの15%、人件費、光熱費、生産者への支払いを差し引きますと、売り上げは残らないとお伺いいたしております。

年間450万人の集客力を誇るアウトレットには、広範囲から観光客が集ってきておりますが、客層は大変目が肥えているため、今後町からの助成がないと、継続は厳しいとお聞きしているところでもあります。

アンテナショップまい・あみ・マルシェの現状と課題から、今後の継続、発展について御見解をお伺いいたします。

2点目。阿見町の特産野菜として、ヤーコン初めスイカ、メロン、白菜、たけのこ等がございます。また、商品開発した「予科練の街クッキー」が1つございます。ヤーコンにおいては、阿見町は発祥の地にもかかわらず、他県での商品開発が進み、まちおこしの一翼になってしまっております。行政、JA、産直農業団体等の強力なサポート、特産品の商品開発への助成、商工会での商品開発のスキルアップ講習会の実施、具体的な担当ベースでの対応が必要ではないかと考えます。

農業者と商工業者が有機的に連携して取り組む、農商工連携活動を効果的に、そして円滑に推進するためには、関係者等で構成する推進体制の整備を図る必要があると考えます。

そこで、地元農産物の特産物の特産品等の商品開発や、ブランド化の取り組み、今後の展開についてお伺いいたします。

3点目、観光をPRする。阿見町観光ガイドマップ、また、このたび、阿見町グルメガイドブックが発行され、予科練のまちを売り出すものとして期待するものでございます。

また、広域的に、アウトレットと筑波山温泉が連携し、周遊観光もできておりますが、今、食材や生活文化など、地域の魅力を地元の人たちが紹介してくれる地域密着型の「地旅」が注目されているところでもあります。ターゲット観光客を明確にした観光メニューの開発、新たな

観光資源の発掘、町民の目線に立ったガイドブックに載らない身近な魅力ある観光コースや観光企画を、広く町民からアイデアを募集して、企画・商品化を目指して地域活性化につなげてはどうでしょうか。

観光ブランド化の発掘・再開発プロジェクトチームの創設について、お考えをお聞かせください。

4点目、ネーミングライツ——命名権についてお伺いいたします。住民の方からのお声もいただいておりますが、国内の公共施設で初めて命名権を導入したのは、東京都の旧名称、東京スタジアムで、味の素スタジアムとの名称になり、5年間で12億円の契約を結び、その後横浜市の日産スタジアムのように、命名権を導入する自治体が増えております。阿見町とは財政、人口的にも違いはございますが、1つの例としてとらえていただきたいと思います。

また、静岡県磐田市では、市道へのネーミングライツ導入によって新たな財源を確保し、市、地域住民、ネーミングライツ・パートナーが協働により地域の活性化を図っております。阿見町におきましても、公共施設、総合運動公園、道路等にネーミングライツ——命名権の企業からの販売制度の導入について御見解をお伺いいたします。

また、観光ルートの道路、公園に、親しみのある愛称を募集し、観光の1つのスポットとしても町のイメージアップを図れないかお尋ねいたします。

5点目。東日本大震災から1年3カ月がたちますが、風評被害を払拭するために、農産物、食品、観光産業への広報力の強化はどのように取り組まれておられるのか、お尋ねいたします。

農家は大変な打撃が今なお続いております。また、阿見町には特産品のキャラクターとして、たけのこほっぺ——たけのこほっぺにおいては、たけのこほっぺちゃん。まい・あみ・マルシェでのヤーコンフェアにおいては、ヤーコンのこんちゃん。まい・あみ・まつりでは、スイカのまいあみちゃん。アミゴン、アミゴンジュニアにはピースとさくらがございます。

阿見町の統一感を出し、阿見ブランドのイメージキャラクターとしてメインを決め、新たな阿見町のイメージアップを図るべきではないかと考えますが、御見解をお尋ねいたします。

また、ゆるキャラとしてほっぺちゃんのストラップ、これです。かわいいんですけども。ストラップが商品化されておりますが、私も思わず、かわいいので購入したわけですが、今後のグッズの商品化の具体的な戦略、構想についてお伺いいたします。

またですね、名刺を阿見町宣伝媒体として活用できないか。先月、高萩に視察に行っていました。ここは非常に観光、いろんな面で努力して、今、被災されていますけれども、努力している市でございます。そういうところでも頑張っております。ここの高萩には名刺がございましたけれども、表が観光の名刺、裏がブランド推奨品が印刷されております。ぜひ阿見でも予算化し、全職員には予算化し、町の広報を積極的に推進していただきたいと思います。お一

人お一人が広報部長との思いで推進していただきたいと思うものでございます。

高萩市のような観光名刺として、また、購入形式を導入できないか、御見解をお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君，登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 難波議員の戦略的な観光地域振興について、5点ほどの質問であります。

まず1点目の、アンテナショップの現状と課題から今後の継続についてです。

阿見町アンテナショップ「まい・あみ・マルシェ～茨城ファーム～」の来客数、売上金額は、4月が6,800人で576万円、5月が8,500人で698万円と順調に推移しております。一方で、在庫不足により客数が増加しても売上げが伸びないという課題を抱えており、特に休日の夕方は生鮮品、加工品の売れ筋がほとんどなくなってしまうため、帰路につく最後の入店客を逃している状況にあります。

今後継続するためには、商品を安定供給する体制を整える必要があるということも言うまでもありませんが、売上げを大きく左右する販売スタッフの確保や資質向上、運営主体の経営力強化など、克服すべきハードルが数多くありますので、継続することを目標とし、7月16日までの店舗運営に全力を上げてまいります。

次に、2点目の特産品の商品開発やブランド化の取り組みについてです。

町ではこれまでも、まい・あみ・ブランドづくりに取り組んできましたが、思うような成果を上げていないのが現状であります。このため、今年度、新たに活力ある元気な商店支援事業をスタートし、阿見グリーンメロンやスイカ、ヤーコン、レンコンなどの農産物や、予科練を初めとする歴史的資源を活用した、町の名物となるような新商品を開発しようとする事業者に対し、補助金を交付してまいります。現在、第1次募集を行っているところで、ぜひいろいろなアイデアをお出しいただきたいと思っております。

次に、3点目の新たな観光資源発掘の今後の取り組みについてです。

身近な観光コースの設定や観光企画の商品化については、体験型旅行イベントとして実施しているJR荒川沖駅発着のワンデープランにおいて取り組んでいるほか、昨年発足したあみ観光ボランティアガイドの会を通じ、町の歴史・自然・文化を学び、観光の上では発展途上である阿見町の魅力を発見・発掘し、その成果を観光コースづくりに活かそうとしております。

あみ観光ボランティアガイドの会の会員は現在13名で、月1回の例会と、必要に応じて見学

会や勉強会を開催しておりますので、とっておきの阿見、知られざる阿見をボランティアで紹介・案内したい方はぜひご入会をいただきたいと思います。今後とも観光ボランティアガイドの活動を支援してまいります。

次に、4点目の総合運動公園・道路等のネーミングライツ及び道路の愛称募集についてです。

財源確保策の一環として公共施設の命名権を売却するネーミングライツは、野球場や文化施設を中心に全国で行われておりますが、募集をしても買い手が決まらない例も多いようです。問題は、企業にそのニーズがあるかどうかにつきまますので、町内で施設等の命名権を売却することは難しいと考えております。

一方、まい・あみストリートのように町民に親しまれている道路に愛称をつけることは、周辺地区のイメージアップにつながりますので、今後研究してまいります。

最後に、5点目の風評被害を払拭するための情報発信についてです。

町におきましても、農産物を中心に風評被害に苦しんでいるところであり、これを払拭するためには、繰り返し広報、PRを行っていくしかないものと考えております。例えば、最初の質問に出たまい・あみ・マルシェでも、店内において安全、安心を強調するとともに、NHKや新聞などのマスメディアを活用してPRを実施しております。

また、メインキャラクターを決めてイメージアップを図ることにつきましては、先ほど難波議員のほうから、すべて町のメインキャラクターを言っていただきました。まい・あみ・まつりのアミゴン、ピースとさくら、スイカのまいあみちゃん、たけのこのほっぺちゃん、ヤーコンのこんちゃんなどのキャラクターを、目的に応じて使い分けるとともに、キャラクターグッズの商品化なども検討してまいりたいと考えております。

さらに、観光写真入り名刺につきましても、軌道に乗りつつあるあみ観光協会の事業として、議員の皆様にも利用していただけるよう、販売の検討を進めてまいりたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） ありがとうございます。それでは、御質問させていただきます。

まず1点目でございますけれども、アンテナショップということで、種々課題が上がっているわけでございますけれども、そうしますと、これは7月の17日ですか、それで終わりということで、それ以後は考えていないということよろしいでしょうか。この間補正予算が組まれていたかと思うんですけれども。

御説明いただきたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） お答えいたします。

マルシェ広場でございますが、あそこの場所はですね、あみアウトレットのですね、お話し

ブースですね。ということでなっております、それで、たまたまあいている期間がですね、4月から7月16日ということで。そこが、どうしてもアパレル業界としましては夏が弱いものですから、そこにですね、ちょうど入れていただいたというようなことをございまして、そのほかはですね、年内すべて埋まっております、今のところ予定はございません。

ただですね、これだけ好調ですので、常設ということをございまして、少し検討していきたいと思っております。ただし、1年後とかそういう期間ではなくてですね、もう少しちょっと時間がかかろうかと思っております。

それから、今回の補正につきましては、人件費等について、町のほうで、県の10分の10の補助であります緊急雇用で対応していくというようなことだと思っておりますから、そういったことで人件費等が、来客数が多いものから、販売員を増員したというようなことの増額でございます。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 町長の最初の所信表明で、やはり道の駅構想ということが、昨日の御説明ですね。それでも強いものがあると感じてはるわけですがけれども、やはり昨日もこうやっていただきました。それで、9ページでございますけれども、お土産の欄がね、本当に少ないというか、実際阿見町はない。それで、阿見町自体が観光の町ではありませんでしたので、急にこうやって、アウトレットができたり、予科練を立ち上げていただいたり、本当にこれから伸びる、これから楽しみな、阿見で一番大変なときだと思っております。ここを乗り越えて、歴史に残る、今は開けるときだと思っております。2年後には圏央道も開通する。成田と。やはりその踏ん張り時のときに何をするか。

昨日も聞いていますと、どこにしようかという、このメンバーですね。確かに県外の人いろいろなコンサル等も呼んでという、そういうセンスのあるもの、それを期待するんですけども、やはり今回、アンテナショップをやっていただいて本当にわかったと思っておりますけれども、役場と農協の方、商工会の方も言っております。補助金を100万円いただいても、その先が大変だと。

それで、先ほどの御答弁でもアイデアを出してくれと。アイデアを出しても、実際働いてるんですね、私たちは。それで、先ほども出ました。レンコン、メロン。それから、何ですか、メロンはとても商品として水っぽくて、つくるのにわからないと言うんですよね。しけるという勉強会とか、やる気はあるんですけども、役場で手取り足取り、どこまでやっていただいているのかって、それを今日は聞いて収穫にしたいと思っておりますけれども。

今まで商品化ができないということで、どこまで、どれとどれとどれと、どこまでやっていただいたのか、今日はそれだけはどうしてもお聞きして、挫折したこともすべて今日はお聞き

して、やはり待ってるんですよ。手取り足取りを。その辺は行かないと。本当にずっと行くと思いますので、御答弁よろしく願いいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） これは、手取り足取り、行政がやることじゃない。民間の人が考えて、こういうものをつくりたいよと。それに対して町はどうですかという、これは民間の発想を、やっぱり考えていかなければいけないんですよ。

そして、私がこのまい・あみ・マルシェをやったときに、販売店の人たちが来たときにね、商売っていうのはリスクを負わないでできるものはないんだよと。皆さんもリスクを負わなければだめだと、これはもうはっきり言いました。もう、部長もよく知ってます、一緒にいたから。リスクを負わない商売っていうのは商売じゃないんですよ。ただ行政がね、損はみんな行政が持つんだでは、それでは商売じゃないっていうこと。

今後本当にまい・あみ・マルシェをね、常設にできるような状況、まい・あみ・マルシェはまた違うコンセプトなんですよ。ほんで、道の駅とまい・あみ・マルシェは違うから。全然。客層も違うし。そういう面では、両方町がやれるような状況ができれば、これは町は相当活性化できるのかなと。

それにはやっぱり専門的な知識の人がそこに入っていかなければ、こういう状況になっちゃうでしょう。品ぞろえはできない。やっぱり、阿見町だけに固執してはだめなんですよ。マルシェあたりはね。やっぱりオール茨城っていうような考えの中でどういう売れ筋があるか。それは、阿見町のものは必要ですよ。これ、地元だから。だけどそういう考えを持っていかないと、商売は広がらないし、だめだと思うんですよ。

ただ、阿見町としては、こちらもいい方向に生かしたい、この道の駅も生かしたい、そしてそれにつながるのには、やはり霞ヶ浦湖畔の観光施設もほしいと。もう本当に欲張ってるんですけど、そういうことはやっぱりみんな考えていって、現実にできるような状況を皆さんと一緒につくっていききたい。これはその思いです。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 町長の強き思いで皆さんを引っ張っていただけるとい、何か今そういう御答弁だったかなって思いますので、期待します。

必ず商品開発をして、やはり今せっかくね、道の駅ができるとしても、阿見のものが無いという、やはりそれはね、つくる、値するにもね、半減しますよね。やはりそこまでに、どれだけの開発ができるかっていう、ブランド開発ですよ。やはりそこに専門家を入れて、素人もおりますけれど、どこまで本気になって、どれだけの数をやるかっていう、そのくらいの思いがないと、ちょっと難しいなということを感じましたので、今日はどうしても質問させてい

いただきました。

それからですね、あとは3点目の観光ということで、阿見観光ボランティアということでございますけれども、1点御提案させていただきたいと思います。

いろんな観光ルートがありますけれども、今は季節をしみじみ味わう熟年の、観光以外にも、一般の方から、季節をしみじみ味わう熟年の、そういう通り、車いすでゆったり回れるバリアフリーの通り、穴場のデートの通り、また、今、そういうことを審査するというコンテストが、町ではやってるっていう。いろんなアイデアをね、こういう人に限らず出していただくことも必要かなと思うんです。眠っている資源を引き出す。

今は全国では高校生の観光企画募集というのがありまして、観光甲子園というのがございます。毎年開催されておりまして、優秀なところにはそういったものがある。ここには観光は余りありませんけれども、そういった、もっと広めてもいいんじゃないかなと思って、今回は提案させていただきました。

そしてまた、阿見町には観光振興計画というものがございません。そういったものもしっかりとつくっていくことも大事かなと思いますけれども、今後おつくりになるおつもりはありますでしょうか。つくっていただきたいんですけれども。じっくりと。

○議長（倉持松雄君） 生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、いろいろ御提案ありがとうございます。観光マップ等につきましてはですね、この観光プロデュース事業と、それから観光ボランティア等の意見です、いろいろなドライブマップですとか、それから最近では阿見町歩くマップとかっていうようなことで、四季折々名所とかっていうことでつくっております。これがこれから浸透してきますので、その後にはですね、もう少し時間をかけた中で、今御提案のようなコンテストができればと考えております。

それから振興計画ですが、阿見町はこれまではですね、観光に全然かわりがないといえますか、町でした。それが、急にアウトレットが来まして、一躍、茨城県ではトップレベルの観光客が来るっていうようなことで、そういったことで注目を浴びてるんですが、ただ、私どももそうですけども、当の町民がまだそこまで追いついてないっていうような状況ですので、そういうことで、ちょっと戸惑ってる。何をしたいのかちょっとわからないような、そういった中で、今いろいろ模索しているところですので、もう少し、ちょっと長い目でですね、応援いただければと思います。振興計画につきましては、もう少し落ちついたですね、作成のほうを検討していければと考えております。

○10番（難波千香子君） ぜひよろしく願いいたします。また楽しみにしております。

そして、次にネーミングライツに関しましては、こういったものもあるということで、やは

り市民からもそういういろんな提案というか、それだけ考えてるってことなんですね。そういうこともぜひ頭に入れていただきたいと思います。そしてまた、愛称ということ、建物にいたしましたら、まほろばとか、本当に、さわやかとか、親しんでいるものでございますけれども、そういったような形で、またぜひやっていただければなと思います。

それであと、グッズのほうなんですけれども、この間、高萩に行ったんですけれども、さまざまなものを使って、それを全部戦略的にしてるんですよ、ゆるキャラで。阿見町はいろんなものを使ってくるということで、阿見町のゆるキャラは何って聞かれたらちょっと戸惑うっていうか、何かそういったことも考えてはいられないんでしょうか。ちょっとその辺考えてもいいのかなと思うんですけれども。阿見イコール何っていう。それはいかがなんでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 難波議員に申し上げます。質問ですか、要望ですか。

○10番（難波千香子君） 質問です。

○議長（倉持松雄君） 質問。はい。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） キャラクターですけども、町長の答弁にありましたように、行事ごとにそういったキャラクターがありまして、確かに統一感は欠けているというようなことは否めませんが、ただ、農産物でずばりストレートにですね、ヤーコンならこんちゃんですか、そうふうなことでやっております。

阿見町としてのイメージ、阿見町イコールどういったキャラクターかというようなことはですね、これから戦略的には当然必要かと思っておりますので、その辺につきましてはですね、検討はしていかなければいけないとは感じてます。そこにつきましてもですね、もうちょっとお時間をいただきたいと思います。

○10番（難波千香子君） ありがとうございます。

○議長（倉持松雄君） 難波千香子君。

○10番（難波千香子君） これから築き上げていただきたいと思います切に願うものでございます。

また、名刺のほうも、ぜひまた印刷して、御購入できるような形で、ぜひよろしくお願い申し上げます。

それでは次に移らせていただきます。

阿見町のエネルギー政策についてお伺いいたします。今年の6月から、住宅用太陽光発電システム発電補助金制度が始まり、またPPSの導入に踏み切られ、新しい時代に入った観がある阿見町でございますが、7月1日からは、再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度もスタートいたしました。まず太陽光発電所設置事業についてお伺いいたします。

阿見町では、香澄の里工業団地内の調整池に、太陽発電所を運営する企業を誘致し、追原と

上条地区の約125世帯への電力を供給し、環境教育の場として見学施設の設置をするとしておりますが、いよいよの感があります。先進例ではございますが、太田市でも、運動公園の壁面を利用するなど、市内20カ所に太陽光発電システムを導入、現在はメガソーラーを建設しているところがございます。阿見町におきまして、未利用地や運動公園等の今後の計画について、お考えがあればお聞かせ願いたいと存じます。

2点目に、再生可能エネルギー導入促進事業の今後の方向性についてお伺いいたします。また、先進事例ではございますが、山梨県南アルプス市では、市が財政負担することなく、官民連携による公共施設への太陽光発電施設整備をして、市が、災害時には無料で非常用電源として利用できるようにしております。阿見町でも考えられないかどうか御見解をお伺いいたします。

3点目に、住宅におけるエコキュート家庭用給湯機設置費用の助成制度導入について御見解をお伺いいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、阿見町のエネルギー政策について、1点目の太陽光発電所を未利用地や運動公園等へ設置することについてお答えします。

これも、海野議員の質問にお答えしたように、適地を検討した結果が香澄の里工業団地内調整池ということで、その他の公有地については、太陽光発電施設設置に適している土地は、今のところ見当たらないというものです。施設については、グリーンニューディール基金を活用し、太陽光発電と蓄電池を中学校3校に設置します。また、今年度建設予定の給食センターにも太陽光パネルを設置いたします。その後は、防災計画や財政状況等を勘案しながら、防災拠点となっている小学校、各公民館、各ふれあいセンター等の施設にも設置を検討していきたいと考えています。

2点目の再生可能エネルギー導入促進事業の今後の方向性について、町が財政負担をすることなく、官民連携による公共施設への太陽光発電施設整備についてお答えします。

町としては、現在進行中のグリーンニューディール基金を活用した再生可能エネルギーと蓄電池の整備を優先していきたいと考えています。官民連携による施設整備手法は、自治体が費用を負担しない方法で整備ができることから、魅力的な手法ではありますが、整備後の維持管理費や事業に見合う施設規模及び手続等の問題もありますので、今後検討していきたいと考えています。これは、官民といっても、やっぱり民は利益が出なけりゃ無理なんでね、やっぱり規模っていうのが非常に必要になってくると思います。

3点目の、エコキュート設置につきましては、太陽光パネルと同時に設置することで、経済的に効率よく節電効果が期待できることから普及が進んでいますが、当面は、本年度から実施

している住宅用太陽光発電システム設置補助金交付事業の周知徹底を図り、再生エネルギーの普及促進にやはり進めていきたい。非常に多くの人たちが今来てますんでね、なるべく1件でも多く。また、やはりこの予算を使い切ったら、皆さんにお願いして補助をまた出すとかいうことでやっていただければなど、そう思いますね。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） ありがとうございます。最後に町長がおっしゃった、それだけ住民の太陽光に対する熱が上がってきた。また、7月に入ると買い取り法が始まりますので、またさらに上がるかと思えますので、ぜひ50件で、今40件ということですので、終わってしまうような気がしますので、そのときにはぜひ拡充を、私からもお願いいたしたいと思えます。

それから、先ほど、香澄の里にこれからできるわけですけども、見学施設も設置するって、町長は子供に対する環境とか、そういうところに非常に、子供ということで、先ほども中学3年生まで無料ということで、未来ある子供たちに、環境ということで、どのような感じの、考えていらっしゃるんでしょうか。もしお考えがあれば、ぜひお聞かせください。

○議長（倉持松雄君） 生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） 香澄の里の太陽光発電の募集の中にですね、条件としまして、そういった見学、子供たちの環境の学習っていうような形で、見学施設っていうようなのを設置するような提案を求めています。ですので、こちらからどうのこうのではなくてですね、応募者のほうから提案を求めています。今、審査中のところですので、ちょっと具体的に今は申し上げられないような状況でございます。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） わかりました。楽しみにしております。

この間、坂東の電気会社以外の工場では日本一のメガソーラー3.75キロワットのところに行っていました。今度阿見町でも、7月、広報で今宣伝しておりますけれども、行かしていただきますけれども、今、メガソーラーが、近いところでつくば、坂東にできて、時代も本当に変わるな、変わらなければいけないと思うんですけども、そのときに、行ったときに、やはりメガソーラーで瞬時にモジュールがあったり、また瞬時にこれだけ増えるよという、そういうパネルがありまして、非常に何か、こんな歳でも、これだけ光が日陰になると急に電力が下がるとか、そういうことが瞬時にわかるようなものをぜひ、子供たちは非常に喜ぶと思えます。また、環境に対しても、また理解に対しても、上がっていく、環境、そういう意欲が上がるんじゃないかな、その点は、切に御要望しておきたいと思えます。

それで、先ほど町長がおっしゃってました、これは山梨の南アルプス市の官民連携でということなんですけれども、一応これは、維持費も管理も、やはり全部企業が持つということで、

これは本当に小さいんですね。費用が3,000万なんですけれども、児童館と支所なんですね。そういうところの屋根もぜひにということで、屋根だけをお貸しするということで、あとは15年間全部費用は見るということなんです。無償。ただ、その間に震災なんかあった場合には、電気は買い取るけれども、それは全部企業のもうけというか、売電が売り上げということで、それで一応15年以下で、その売電目標よりも、日光に当たっては、売電の電気量も違いますので、もっと早く投資金額の期間も減る場合があるということで。

今20年から25年ぐらいもつ、かなり性能がよくなってきてますので、その後は学校に返還しますよということで、その後は学校の売電にするか、あとは学校の電気にするか、それは自由に考えてくださいと。

これは実は日本で初めてなんですね。先駆的なのでお聞きするのも初めてかなと思うんですけども、そういったものも、どんどんどんどんいろんなことを考えて、いかにしたらということ、またぜひ考えていただきたいなと思います。

先ほど、グリーンニューディール基金を使いながら、そしてまた、いろんな仕組みが、補助金等々がありましたら、試行錯誤しながら、ぜひぜひまた、広げていっていただきたいなと思います。

以上で終わります。

次、3点目、最後の御質問に移ります。防災減災対策についてであります。

震度7の揺れが襲う可能性も指摘される首都直下地震の多数の死傷者や避難者が想定される中、自助・共助・公助の総合的な対応が求められておりますが、今回は2点お伺いいたします。

まず1点目、新たな取り組みとして、災害対応型自動販売機の導入についてお尋ねいたします。

大規模災害でライフラインが途絶えた際に、遠隔操作により、自動販売機内の在庫飲料を無償で取り出すことができるもので、全国で広がりつつあります。これは自治体と飲料メーカーとの間で、被災地における飲料の供給等の防災に関する協力協定を締結することによって実現しているものでございます。電光掲示板が装備されており、緊急時には災害情報の配信、平常時にはニュースや地域、行政の情報などが表示できるものや、さらにはAEDの搭載されているタイプもございます。設置に向けてぜひ取り組んでいただきたいと思います。御見解をお伺いいたします。

2点目。これは何回か御質問させていただいてますけれども、メールマガジンの配信についてお伺いいたします。

エリアメールによる緊急速報は、5月17日から配信されることになりました。大変感謝しております。俗に言うメルマガでございますが、火災、災害、地震震度、放射能、それから乳児

飲料水の提供情報、それから役場、学校、幼稚園、保育園からのお知らせ等々、携帯電話、パソコンから定期的に発信するものでございます。住民の方から阿見町はないんですかとよく聞かれます。聞かれても答えられないんですけれども。ぜひ導入について前向きな御答弁をお願いするものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、防災減災対策についてお答えいたします。

まず、1点目の協力協定を締結し、災害対応型自動販売機の導入についてであります。

現在の公共施設での飲料用自動販売機の設置については、公共施設利用者への利便性の向上を図るため、公募により設置業者を選定、設置しているものであります。現時点での設置状況としては、役場庁舎のほか11カ所の公共施設で28台設置しております。御質問の災害対応型自動販売機は、現在、設置されておられません。

この販売機は、災害時にライフラインが途絶えたときに、自動販売機内の飲料を無料で提供していただけるというものであります。先ほどの難波議員からの説明のとおりであります。さらに、電光掲示板機能を搭載した自動販売機があり、緊急時に、災害対策本部のパソコンから、災害情報をインターネット回線により表示をいたします。

災害対応型自動販売機の活用は、災害時の飲料水保管策としましては有効な手段であると考えておりますので、契約が更新される際に、災害協定を結び、費用負担や設置場所を考慮しながら導入を図っていきたいと考えております。

次に、2点目の役場、学校、幼稚園、保育園からのお知らせを携帯電話、パソコンに発信するメールマガジンの導入についてお答えいたします。

東日本大震災や、近年は大きな事件、事故が発生しており、町民の皆様への情報伝達のあり方が大きな課題となっております。現在の情報伝達手段としては、緊急速報エリアメールがありますが、緊急速報エリアメールの送信内容につきましては、緊急性の高い内容に限定されているため、送信可能な情報種別が決まっております。

また、防災行政無線の整備を予定しておりますが、多額の費用を要するため、今すぐ整備することもなかなか難しい状況であります。

そのため、これまでは、県から発信される茨城県防災情報メールや、県警から発信されるひばりくん防犯メールの普及啓発を図ってまいりましたが、今後は、防犯や防災情報等の緊急情報を配信できるメールサービスの仕組みについて、前向きに検討してまいりたいと考えています。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 前向きな御答弁ありがとうございました。本当に、震災に対しま

しては、いつあるかわかりませんので、ぜひお願いするものでございます。

龍ヶ崎等にもあるんですけれども、本当にこれは助かりましたっておっしゃってました。担当者の職員の方が。やはり、ぜひ、今回。

いつ一番最初に契約が切れる、そういう自販機はあるんでしょうか。先ほど20台とおっしゃってましたけれども。もしお教え願えればいいと思うんですけれども。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。

今御質問の災害対応型自動販売機の導入の件だと思いますけども、最速で、今年度協議をしまして、協定が締結できれば、25年の4月から導入できるものがございます。ちょっと台数まで今は把握してないんですけども。契約のちょうど合うものがありますから、今年度の協議ということになりますけども、うまく整えば、来年の4月からということになります。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） これは、聴覚障害者が阿見にもいらっしゃるんですけれども、そういう方も非常に、音声聞こえませんが、やっぱり目で見るということで、非常に、両方なんですけど、メルマガもそうなんですけれども、非常に震災のときに、本当に困ったって言ってました。だから、ぜひ、この2つはお願いしたいなと思うところでございます。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（倉持松雄君） これで、10番難波千香子君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（倉持松雄君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 3時39分散会

第 3 号

[6 月 14 日]

平成24年第2回阿見町議会定例会会議録（第3号）

平成24年6月14日（第3日）

○出席議員

1番	倉持松雄君
2番	藤平竜也君
3番	野口雅弘君
4番	永井義一君
5番	海野隆君
6番	飯野良治君
7番	平岡博君
8番	久保谷充君
9番	川畑秀慈君
10番	難波千香子君
11番	紙井和美君
12番	柴原成一君
13番	浅野栄子君
14番	藤井孝幸君
15番	久保谷実君
16番	吉田憲市君
17番	佐藤幸明君
18番	諏訪原実君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	天田富司男君
教	育	長 青山壽々子君
総	務	部 長 坪田匡弘君
町	民	部 長 篠原尚彦君

保健福祉部長	横田健一君
生活産業部長	篠崎慎一君
都市整備部長	横田充新君
教育委員会教育次長	竿留一美君
消 防 長	川村忠男君
会計管理者兼 会計課長	宮本寛則君
総務課長	飯野利明君
企画財政課長	湯原幸徳君
交通防災課長	建石智久君
町民活動推進課長	湯原勝行君
児童福祉課長	岡田 稔君
農業振興課長	村松利一君
商工観光課長	鹿志村浩行君
環境政策課長	岡野 栄君
都市計画課長	大塚芳夫君
道路公園整備課長	湯原一博君
都市施設管理課長	柳生典昭君
学校教育課長	黒井 寛君
学校給食センター所長	石神和喜君
生涯学習課長	佐藤吉一君
指 導 室 長	根本 正君
消防本部総務課長	湯原清和君

○議会事務局出席者

事 務 局 長	青山公雄
書 記	大竹 久

平成24年第2回阿見町議会定例会

議事日程第3号

平成24年6月14日 午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

一般質問通告事項一覧

平成24年第2回定例会

一般質問2日目（平成24年6月14日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 野口 雅弘	1. 霞ヶ浦記念公園内予科練平和記念館について 2. 広域消防の救急車について	町長・教育長 消 防 長
2. 飯野 良治	1. まず初めに首長，教育長，執行部の物事の基本認識を問う。 2. 農業を阿見町の基幹産業と位置付けるための施策 3. 防犯灯のLED化を促進し省エネと財政負担の低減を図る取り組みについて 4. 学校校舎，体育館の管理・メンテナンスの現状と早期修復の対策 5. 地域と都市の交流を町活性化の主眼に据える考えはあるか。	町 長 町 長 町 長 教 育 長 町 長
3. 浅野 栄子	1. 健全な子どもの成長を阻む「児童虐待の根絶」を！！ 2. 登下校集団に対する安全確保は大丈夫か 3. 国際交流だけでなく国内交流を。	町 長 町 長 町 長
4. 川畑 秀慈	1. 防災について 2. 給食センターの運営について 3. 自然エネルギーについて	町長・教育長 教 育 長 町 長
5. 藤井 孝幸	1. 町の教育行政について	教 育 長
6. 久保谷 充	1. 生活道路の整備について	町 長

午前10時00分開議

○議長（倉持松雄君） おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（倉持松雄君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を1時間といたしますので、御協力のほどお願いいたします。

初めに、3番野口雅弘君の一般質問を行います。

3番野口雅弘君の質問を許します。登壇願います。

〔3番野口雅弘君登壇〕

○3番（野口雅弘君） 皆さん、おはようございます。

今日、議員になって初めての質問をさせていただきます。初めてなので、最初に地元の質問をさせていただきます。平成22年2月2日に、霞ヶ浦記念公園内にオープンした予科練平和記念館について、4つの項目について質問したいと思います。

今、毎日朝、公園内を散歩させてもらっていますが、朝日の中、きらきら輝いている記念館わきを通ると、霞ヶ浦が一望でき、鳥がさえずり、草花の色とりどりがあり、とても歩いて気持ちよすばらしい公園だと思います。その中で、予科練平和記念館も2年5カ月が過ぎ、数多くの人が見学に訪れていますが、昨年、東日本大震災では記念館も被災し1カ月以上休館してしまい、放射能や風評被害等で観光客が減少してしまい、商工会も売店の販売業務を委託されていましたが、売店の売り上げも入場者に比例して推移するものですから、商工会で人件費の赤字が倍増してしまい、とても売店の販売業務委託を受けることができなくなり、4月以降は記念館の人に販売を任せ、商工会は商品の納入業務だけをするようになりました。このような状況の中で4つの項目について質問させていただきます。

1つ目は、平均的な入場者を申し上げますと、22年度は7万5,359人、月平均6,300人弱。23年度は4万1,828人、月平均3,500人弱。これは、商工会での数になりますが、今年度の2カ月の入場者数と年間の目標入場者数とリピーター率を教えてください。

2つ目は、商工観光課及びあみ観光協会の記念館に対する取り組みや施策があれば教えてください。

3つ目は、多田石油店から自衛隊の門のわきを抜ける側道は、記念館に行くとき、バスで見学に来た人が最寄りの阿見坂下でおりたとき一番近い道になるのに舗装されていないので、雨の日などは近所の人が道を聞かれて困るそうですが、舗装できないかお聞きします。

4つ目は、駐車場の問題です。この公園は、近くにたくさん民家があり、夜中も駐車場が使えるため、これから夏に向かって駐車場で打ち上げ花火のような火事の危険性のある花火を打ち上げ、騒いでいる若者たちがいるようなので、何か対策を考えているか教えてください。

以上、4つの項目について質問します。よろしく御答弁をお願いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん、おはようございます。

野口議員の御質問にお答えしたいと思います。

霞ヶ浦記念公園内予科練平和記念館について、私からは、2点目の商工観光課及びあみ観光協会の子科練平和記念館に対する取り組み、3点目の記念館に向かう側道の舗装についてお答えをいたします。

まず、2点目の、記念館に対する取り組みについてですが、予科練の街づくりの一環として、5月に「予科練の街グルメガイド」を発行いたしました。このグルメガイドは、アウトレットや記念館の来場者などに配布し、町内のグルメ店へ誘導するとともに、各店舗では記念館のポスターやパンフレットを常備し、予科練の街を印象付ける仕掛けを行っております。

また、夏季特別展期間中の9月30日には、記念館において、月見会と称する「竹あかりイルミネーション」イベントを開催し、より多くの方々に人間魚雷「回天」を知ってもらおうと考えております。

さらに、今年度後半には、東京医大西交差点から記念館に通じる海軍道路沿いにおいて、街路灯に予科練の商店街を感じさせるバナー——旗ですね、旗を掲げ、記念館などを訪れる方々へおもてなしをする予定でおります。

次に、3点目の、阿見坂下正面の自衛隊門わきを抜ける側道の舗装についてです。議員御指摘の箇所は、阿見町坂下側から直接通り抜けることができる、延長が約100メートルの道路とされます。この道路は、霞ヶ浦湖畔や記念館へアクセスすることができることから、長きにわたり多くの人々が利用している状況です。しかし実情は、道路の形態はあるものの地目は用悪水路、または個人で持っているということで、そういう現状なので、町としましては、本地

区の実情をかんがみ、通路の必要性は認識しているところですので、本年2月に国の「かわまちづくり計画」として登録されたサイクリングロード整備の中で対応してまいりたいと考えております。

なお、阿見町の「かわまちづくり計画」は、堤防強化と一体となった親水拠点整備や、河川管理用道路のサイクリングロードとしての活用などを通じ、阿見地区湖岸の親水性を向上し、観光客や河川利用者の増加を図ろうとするものであります。記念館の集客にもつながるものと思っております。

○議長（倉持松雄君） 次に、教育長青山壽々子君、登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） 1点目の、本年度の2カ月間の入場者数と年間目標入場者数とリピーター数を教えてくださいについてお答えいたします。

本年度の入館者数は、4月が3,841人で、前の年の4月に比べて166%の増となっております。5月が4,538人で、同じく19.4%の増です。2カ月間では、昨年と比べると59.6%の増となっております。年間目標入館者数につきましては、開館前から10万人を目標としております。リピーター数ですが、今までに4,003人の来館者からアンケートをいただいております。その中で330の方が複数回の来館と回答されていますので、リピーターは来館者の8.3%ぐらいと推計されます。

4点目の、駐車場の問題についてお答えします。

御近所の方から、夏場の深夜1時、2時の時間帯に花火をしていることが多いと伺っております。記念館としましては、阿見交番をお願いをして、パトカーによる巡回をしていただいております。また、掲示板に危険行為禁止の張り紙を掲示いたしました。

引き続き、夏に向けて、阿見交番に巡回パトロールの頻度を増やしてほしいとお願いしております。

○議長（倉持松雄君） 3番野口雅弘君。

○3番（野口雅弘君） ありがとうございます。

入場者数なんですけども、22年度を比べると、もう格段の差に少なくなっているんですけども、目標の10万人というのは、これは目標であって、目標にしても相当差があるようなんですけど、これに対する何か施策は考えているんでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えいたします。平成22年の2月オープンしまして、当時ですね、この10万人ちゅう目標でございますが、隣に雄翔館、それから雄翔園ちゅう公園ですか、ありますよね。あそこ、おおよそ5万人来てたちゅうことなんです。それで、当然、予科練平

和記念館ということで、すべての資料、予科練の資料を今、集めているところで、当然、全国それから町内外、相当の数が来るっちゅうことで10万人ちゅうことで目標にしたわけでごいまして、おくれませながら昨年6月5日ですか、1年4カ月で10万人を目標としたっちゅうことになりまして、昨年の大震災でよっぽど入館者数は落ちたんですが、ともかく、先ほど町長も言いましたけど、今年は特別展で「回天」ちゅうことで、TBSでいただいた人間魚雷ありますので、それをやって、さらには、今「兄を追って」ちゅうシリーズでやっているんですね、辻さんの。そういう部分とか、それから町民それから議員の皆様が一緒になって10万人を目標にして頑張っていきたいと思いますので、さらには、今からアピール、テレビそれから新聞、どんどんやっていって、これはあくまでも教育施設なんで、当然、みんなで一緒に頑張っていきたいと考えておりますので、御協力よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 3番野口雅弘君。

○3番（野口雅弘君） 今のお答えはいいんですけども、実際、記念館などの箱物の場合、どうしても特徴として、展示品がもう、1つなんで、2回、3回と来るリピーター率8.3%、このように、特別展でもない限りは人数が集まらないのが特徴だと思います。

そうなってくると、どうしても教育だけでこれができるかということになりますと、今、商工観光課ができ、今度、去年ですか観光協会ができた。その観光協会には、映画のほうのフィルムコミッションもやりたいというような形があります。そういうにしてどんどん宣伝をしていけるという媒体が、所管が阿見町にはあるわけです。それで、できれば、これ所管として、中身に関しては教育委員会がいいと思います。ただし、宣伝その他に関しては、商工観光課とかそちらに持っていくことは不可能なんですかね。ちょっと、商工観光課がやるべきことじゃないかと。これ、記念館として教育委員会の施設だとしても、宣伝その他に関しては、商工観光課及び観光協会がやるべきであって、人を集めなくてはできなくなってくるんじゃないかと、徐々に減っていくと。

どういうやり方があるかということ、基本的にあみアウトレットができました。今度、雪印のメグミルクですか、あそこも来ます。そうすると、工場見学から商売、それから将来的に道の駅ができるというようなことになりますと、すべて観光のルートが1つでき上がるような形になるんで、それに対して商工観光課がもっと力を入れて宣伝をすると。できれば、もう大手の交通会社ですか、観光会社などに、それをすべて商工観光課が動くような形で宣伝していけば、ルートはでき上がってくると思いますので、それを何とかできないものでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。そういう集客を目的としまして、

それを今、教育委員会のほうで管理しているものをですね、商工観光課が所管してということですが、これはあくまでもですね、予科練という歴史を通しまして、恒久平和を、その予科練のあった自治体としてこれから発信していくというような、そういった、ある意味では博物館的な要素を持っております。そういった中で、それをですね、ちょっとまあ客寄せっていいですか、そういうことではですね、これまで館をつくって多くの方々から浄財をいただいた中でですね、そういった意味では少しなじまないと思います。あくまでも商工観光課としましては、1つのそういった観光地としましてサポートといいますか支援はしていきますけども、その中の、直接携わるということについては、これはやはり教育の分野でしっかりと、今後ですね、予科練を活かした中で、世界にですね、恒久平和を発信していく施設だと考えております。

○議長（倉持松雄君） 3番野口雅弘君。

○3番（野口雅弘君） そうなってくると、5年先、10年先、どうしてもリピーターが少なくなれば集客が集まらなくなってくる。そのときに、いざ10年後に困った、赤字が増えた、そうなったときに、だれも助けることができなくなって、館自体がどうにもなくなるような状態にはならないんでしょうかね、これ。そういうことは考えていませんか。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 最初、建てたときにね、やっぱりもう、実際には利益を生む施設ではないというのは、もうだれでもわかっているんですよ。それで少しでも多くね、やはり人を寄せたいということでいろんな手だてをしよう。先ほど言ったとおりね、阿見町も要するにアウトレットに来るお客さんをどうやったら下に持ってこられるか。それには、先ほど言ったサイクリングロードも「かわまちづくり」の1つの政策も下にある。あと、道の駅もそうです。それは1つのつながりとして持ってこられるけど、じゃありピーターがどんどん来るかっていったら、これは無理だと思いますよ。ある時点で、どういう組織であそこを運営していくかということ、ある時点で皆さんと相談しなければならない時期が必ず来ると思ってね、そのときにどういう形にしていくか。ただ、あくまでも教育施設であるということは起点にしていかなければいけないと思うんですよ。だから、それはもう十分わかっている。これは議員各位もわかっていると思うんですよ。ほかの施設を見ても、大和のね、あの施設も2年、3年はどうにかなったけど、その後はごごごと落ちてね、本当に利益なんて出ない。ひところ赤字が大きくなったでしょう。大きな建物であればあるほど減価償却は少なくなって、非常に赤字が出るということ、これは当たり前だと思うんで、町も努力はしますが、その努力だけでは、あれ型の施設の中に10万人を毎年来ていただけるような状況というのは、これは難しいんじゃないかと、そう思います。

○議長（倉持松雄君） 3番野口雅弘君。

○3番（野口雅弘君） その点については終わります。

それでは、舗装の問題は、「かわまちづくり」サイクリングロードによる舗装ということで、これは大体いつごろになるかだけはわかりませんか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） なるべく早くと思って、この間も国交省のその担当の役員の皆さんとちょっとお会いして、お願いはしてきました。そういう面では、早く予算をつけてくれということだけは言っているんですよ。これは、商工部長も同じで、商工観光課の課長も積極的に動いてますし、私ももう直接、やっぱりトップセールスでやりたいと思って動いていますので、何とか早目にということをし掛けていますので、どうかそのときも皆さんの御協力をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○3番（野口雅弘君） それはよろしくお願いします。

○議長（倉持松雄君） 3番野口雅弘君。

○3番（野口雅弘君） 済みません。なれないもので済みません。

花火対策というか、公園内の件なんですけども、この間あるところで聞いたら、警察で警備会社と契約してやっているとかいう話も聞いたんですけども、その辺については、だれか御存じの方、いらっしゃいますか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 聞いておりません。

○議長（倉持松雄君） 3番野口雅弘君。

○3番（野口雅弘君） じゃあ、いいです。それでは、なるべく阿見交番のほう、数多く行ってもらえるように言ってもらって対策……。実際、本当に困っている人が、当日、私個人で行って来ていいかなって言われたから、個人で行ったら殺されるかもしれないから、それはやめてくれってということは、はっきり言っておきましたから。その辺は個人的には行かないようにしますので、交番のほうの対策のほう、よろしくお願いします。

以上で、1つ目の質問は終わらせてもらいます。

続きまして、2つ目の質問ですけど、消防の広域化に伴う救急車の問題です。

この間、私の近所でも、心肺停止で救急車で運ばれて何とか助かった人がいました。このように、救急車は命を守る大切な役目を持っています。そのようなとき、広域化によるさまざまなかうわさ、救急車が1台もいなくなっちゃうんじゃないかとか、町の中で流れています。そこで、次の3つのことをまず教えてください。

1つ目は、稲敷広域が今の時点で各消防署の救急車の保有台数を教えてください。

2つ目は、昨年度の阿見町の救急車の出動回数と最長到着時間を教えてください。

3つ目は、阿見町は今、3台保有していますが、広域後も変わらず保有できるのか教えてください。

以上、3つについてお答えください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。消防長川村忠男君、登壇願います。

〔消防長川村忠男君登壇〕

○消防長（川村忠男君） おはようございます。それでは、野口議員の2項目めの、消防広域化に伴う消防車両についてお答えいたします。

まず、1点目の、稲敷広域における現在の各消防署の救急車の保有台数につきましては、稲敷広域消防本部では9署所ございまして、予備車が2台を合わせまして合計13台を保有しているところであります。

内訳としまして、各消防署の配備台数としましては、龍ヶ崎署が2台、龍ヶ崎西部出張所が1台ですから龍ヶ崎は3台ということになります。牛久署が2台、牛久東部出張所は1台、牛久市のほうは3台所有しているということでもあります。それから江戸崎署が1台、桜東分署——これは例の旧桜川村とそれから旧東村の署ですけども、そこで1台。それから新河分署——旧新利根町と河内町で1台。あとそれから美浦署で1台、利根消防署で1台、ほか予備車が2台という内訳になっております。

次に、2点目の、昨年度の救急車の出動回数と最長到着時間についてですけども、これは稲敷広域のほうは年統計になっておりますので、昨年の23年の1月1日から12月31日までの1年間でお答えをいたします。

まず、出動回数ですけども、阿見町が1,874件、これを365日、1日に直しますと、1日6件ということになります。これまでで一番多い出動回数は14件という数字がございまして、それで、稲敷広域のほうは1万73件。これは9消防署ございまして、稲敷広域のほうは1日各署平均4件ということになっております。

ちなみに、現地までの通報を受けてから現地到着の平均時間ですけども、阿見町が8.4分、稲敷広域は7.7分ということになっております。ここで若干1分近くの差があるということですけども、これはやはり稲敷広域のほうは9署ございまして、一番近いところから出動させるということになりますので、そのあたりはやはり広域のメリットの1つということになるかと思っております。

ところで、最長到着時間ですけども、これは阿見町、稲敷広域は数字同じなんですけども27分と、偶然なのか27分ということになっております。27分というとかかなり長い時間というイメージにとられます。これはまあ、特殊のケースでありまして、昨年では8月ですね、一番暑い

日に、午前中に3台同時刻帯に救急車出動があったと。その後にですね、119番通報があったということで、家族とですね、通信指令室との話の中で、緊急性というのは何か見られなかったと、今出動している救急車が帰ってきてからというようなことで家族の了解を得ましたので、そういった形で時間が27分という、これは特殊の例ということになっております。稲敷広域さんも同じ27分ということになっておりますけども、これは稲敷さんのほうで確認したところ、稲敷広域のほうでかなり大きい火災があったということで、そこで救急車がかなり多く台数をそこに出勤させたということもありまして、遠いところからその患者を運んだということで27分という時間がかかったということでもあります。

続きまして、3点目ですね、広域後も変わらず3台保有できるのかということですけども、今現在、稲敷・阿見の研究会のほうで検討をしているところであります。一昨日の全員協議会のほうで現状と課題というようなことで配付をいたしましたところであります。ご覧になられたかなと思いますけれども、その現状と課題の中の消防広域化の基本理念というのがまず出ています。そこをちょっと読ませていただきますと、広域化によって何よりも重要なことは、消防の広域化が住民の安全安心のさらなる向上につながるものでなければならないということであるということであっております。そういうことからしてですね、今後も、今年ですか、スケジュール的には、広域消防の運営計画を策定してまいります。その中で十分にそのあたりは、現状維持が確保できるように協議検討をしてまいりたいということで考えております。そういうことですので、広域化に関しては御理解のほどをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 3番野口雅弘君。

○3番（野口雅弘君） 今の話ですと、3台については確定ではないようなんですけども、昨年度の3次救急ですか、が33件あったということなんですけども、こういうことになると、3台ないと阿見町でも結構苦しくなってくるんじゃないかという感じです。それに牛久が2台で、牛久東に1台、美浦に1台と配備されておりますが、これも出払って美浦や牛久に阿見の救急車が出動することもあるわけですけども、そのときに、そういうときは阿見に1台もなくなっちゃうという、みんな心配しているのはそこなんですけども、阿見に1台もなくなるということはありませんか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。消防長川村忠男君。

○消防長（川村忠男君） 広域の基本的な原則は、広域化してもやはり所轄するエリアは同じということですので、基本的には、そのエリアであればその消防の救急が出るということになりますので、まずは阿見町は阿見町を守ると、阿見町の町民を守るということですので、それが大原則となっております。それについては、いずれにしてもその運営計画の中で詳細には

決めていくということになります。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 3番野口雅弘君。

○3番（野口雅弘君） 広域になりますと、逆に美浦なんかからも来るような形になると思うんですけども、可能性もあると思うんですよね、牛久とか。牛久東部あたりですと、ちょうど場所的に阿見に近いもんですから、阿見のほうに逆にその……、そういう対応というのは、どういうふうな仕方でやっていくんですかね。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。消防本部総務課長湯原清和君。

○消防本部総務課長（湯原清和君） 議員の御質問にお答えいたします。稲敷広域消防本部におきましては、発信地情報システム、それから車両動態管理システム、あとナビゲーションシステムが統合的に運用されておりますので、119番が入りますと、その地点をピンポイントで救急車のほうに指示することができます。それで、地理がわからない場所においてもナビゲーションシステムで誘導しますので、その心配はないかと思われま。

○議長（倉持松雄君） 3番野口雅弘君。

○3番（野口雅弘君） 最後に1つだけお話しして終わりにしますが、結局、阿見町、これいろいろな心配、うわさ、そういうのが流れているのは事実なんで、こういう話を逆になるべく早く町民の皆さんに伝えてもらえれば、これがすべて安心だという形になるような、そういうふうな広域化を進めてもらって、それを全町民にわかれるように、いろいろ話していただきたいと思っておりますので、その辺でよろしくお願ひします、質問じゃなくて。

以上で終わります。

〔「はい、関連質問があります」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） いや、関連質問は、後ほどにしてください。別の場所でお願ひします。

以上で、3番野口雅弘君の質問を終わります。

次に、6番飯野良治君の一般質問を行います。

6番飯野良治君の質問を許します。登壇願ひします。

〔6番飯野良治君登壇〕

○6番（飯野良治君） 皆さん、こんにち。私は、3月の選挙で議員になりました。与えていただいた4年間の任期中、どういう姿勢で議員活動をしていくのか、初めての一般質問を通して明らかにし、町長、教育長及び執行部に質問をいたします。

まず、地方議会の役割についてです。地方議会の役割は、政治機関として議会での決定者、そして決定されたものを監視する監視者、そして住民の要求を集約する提案者、そしてそれを

住民に知らせていく集約者としての4つがあると認識しています。

また、議会はメンタル的な格闘技だと思います。議場というリングで知力、体力をかけて二元制の代表制である、一方である町長の提案する議案を徹底討論をしていく、また、住民の要望を集約し提案をしていく場だと私は認識しています。

私の第1回の質問の位置づけは、ちょっと話が大きくなるけども、これからの日本、これからの阿見町を見据えた全体の方向性の認識を、まずですね、確認して、それから、阿見町においてどんな施策が必要か、限られた予算で何を優先してですね、将来像を調整していくのかをお尋ねしたいと思います。

質問は5つです。今の野口議員の質問を聞いていて、よっぽど早くやらないと持ち時間に間に合わないのかなということを感じました。

最初は、情勢認識なんで、お答えも、別にそんなにね、難しい答えは私は求めていません。それに賛成かどうかという、1つの認識を言っていただければ、それで結構です。これをもとにですね、随時、あとの質問をしていきます。予算、各事業は、この認識がすべてもとになって、やるかやらないかを首長が判断し、また執行部が判断し、計画、施行されていると言っても過言ではないと思います。答弁は、形にとらわれず、具体的に、いつまでですね、だれが、どの課がやるのか、また、できないときには、それらの理由を明確にお答えください。

現行の対策では、世界は深刻な水、エネルギー、食料不足に陥りという、環境政策の基本となる持続可能な開発の国連の報告書が出されました。10億人以上が現在ですね、世界で貧困状態にあり、2030年まで、あと20年後には、食料が現状より50%、エネルギーが45%、水が30%多く必要になると警告しています。これは不足するっちゃうことですね。必ず不足するということです。また、経団連がですね、2050年、あと40年なので私はね、多分存在してないと思うんですけども、長期経済予測を発表しました。これは経団連が予測したものを、ちょっと皆さんにわかりやすく御説明するためにグラフ化したものです。これをちょっと見ながら、皆さん聞いてください。

最も悲観的なシナリオでは、日本の1人当たりのGDPがですね、こう急激に下がっちゃうんですね。もう2012年ですから、ここゼロベースに行っちゃうケースですね、今年。今までの失われた20年間、今までのペースで来ても、ゼロベースになるのは、あと10年、2021年になったらゼロになっちゃう、成長率が。こういう統計が、経団連ですね、経営者のほうから出されています。うまくいっても先進国の平均並みにいっても、いずれみんな下がっちゃうと。この4つのシナリオがすべてですね、下がる傾向にある。このことをね、ちょっと頭に入れたいんです。すべてこのことが阿見町におけるいろんな施策に、すぐには関係してこないけども、いずれ反映されるということですね。最も悲観的なシナリオでは、日本の1人当

たりのGDPが28位ですね。ここの段階で、2041年には28位になっちゃうんですね。だから、どんなに日本がこれから工場を誘致して、まあやってもですね、今までのような、いわゆる高度成長は絶対起きないということは、非常にね、経営者側も認めていることなんです。

こうした世界の状況、日本の情勢から見えてくるものの1つはですね、私は、年を重ねた、まあ私のような団塊の世代、リタイアした人たち、人口の半数を占める女性の政治参加とそれを活用するシステムが、必ずね、求められる。高度成長の行け行けどんどのころには、若者のね、生産活動によって若者の力が非常に大きな力を示したんだけど、少子化、高齢化の中では、それはあり得ないということは現実問題ですね。

これらを見据えてですね、今、地域においてできることは、間を置かないですぐやると。非常に天田町政はそういう意味では、いいと思ったらすぐやるといふことがあると思うんで、そこには期待ができます。

私はね、こんな質問はね、町の町議会には即しないんじゃないかと、かみ合わないんじゃないかと、執行部とやってもね、そういう声も大分聞こえてきます。しかし、我々はですね、好むと好まざるにかかわらず、こういう世界に生きなくちゃいけないし、あと私も何年かは生き続けなくちゃいけないという、そういう存在にあるわけですね。そういうことを肝に銘じてお答えください。

1つ目です。初めに、町長、教育長にお尋ねします。次に上げる5つの事案について、基本認識ですから、別にこれを長々と言わなくてもいいです。もう、消費税でしたら、私は反対ですとか、私は答えられませんと、いろいろあってもいいです。

消費税について、1番目。

2番目はTPPですね。環太平洋連携条約の参加について。これ、参加することがいいのかどうかというのは、あると思うんですね。これは農業関係とか、いろんな業種に関係してくる問題ですけども、今、消費税もTPPも民主党政権の中でこれが検討されて、消費税なんかは、非常に今、詰めの状態に入ってますよね。

それと、現実問題としてまたこれは上がっているのは、3番目が、原発の再稼働の問題について、これについてどうかということ、ちょっとお聞きしたい。

4番目に、自然再生エネルギーの地産地消について。これもちょっと見解だけで結構です。内容は問いません。

5番目に、新しい公共という概念が、今、すべてのね、町の事業の中に取り入れられています。それは、この間の事業仕分けでもあったように、住民参加ですね、住民が主人公だと。今までは、官が公共が住民に対してやってやっていると、非常に上から目線があったけども、そういう姿勢ではこれからやっていけないと。住民の人が直接その事業に参加しても

らって、住民の人の意見も取り入れていこう、そういう新しい公共——普通、公共というとな住民の公共に違いないんだけど、それが十分になされていなかったから、それが古い公共で、新しい公共っていう概念もちょっとおかしいと思うんだけど、新しい公共という概念が出てきました。

あと、執行部については、再質問で同じ項目を認識をお尋ねしたいんですけども、全員の執行部にお尋ねはできないので、総務と生活産業と放射能対策室、この3つの部署の執行部に、この同じものを聞きたいと思います。

これらの諸課題は、国の抱える問題だとして、地方議会で議論もしないで先送りをしていたら、必ずしゅ返しが待っています。地方議会にとって、まさに自分の問題であり、こうした課題に的確に対していけることが、住民の暮らしを守ることにつながります。政治にかかわるものの責任は重大です。そうした観点からお答えください。すべてね、これからの質問は、皆さんの認識が、阿見町の予算の概要とか、すべて予算から施策に書いてあることをもとにして、私は質問いたします。よろしく願いいたします。

○議長（倉持松雄君） 飯野議員に申し上げます。ただいまの質問は、大変スケールが大きい質問でありまして、ここでは、町長、教育長、消防長以外は答弁はいたしません。それから、天田富司男個人の意見も答弁はしません。町長として町としての施策を答えるのみにいたします。

○6番（飯野良治君） 結構です。答えられないということであれば、答えなくても結構です。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 飯野議員の質問にお答えいたします。

やはり、飯野議員が今まで持っているものを随分ぶつけてきたな、そして自分の意思の中で、やはりやっているのかなという思いはしました。今回の一般質問、私にとっても非常に、TPPにしても消費税にしても原発の再稼働にしても、非常に難しい問題です。個人的なものであるならば、飯野議員と酒を酌み交わしながら、物事を話すことはできるでしょうけど、やっぱりこういう中で、これがいいんだこれが悪いんだという、そういう意見はなかなか難しいのかな、そう思います。

そういう中で、まず、消費税の導入は、今、社会保障の部門で随分もめてて、どうなるのかと、民主党と自民党と公明党でどういう結論を出してくるのか。これは15日までに結論を出そうとしているわけですから、これはやっぱり私たちが見守っていかなければならないのかなと、そう思います。国の政策なんで、3点ともそういう状況ではあると思います。

TPPに関しても、この間、こういう新聞で出ておりました。やはり郡司農水相は、やはり悲観的な考えを持っているということは確かです。そしてまた、やはりG20も、この18、19日にやるわけですが、そこでもやはり日本はそこにTPPに参加するという意思表示はしないというようなことであります。やはり、まだまだ国の中で議論が尽くされていない、そういうことだと思います。そしてまた、私自身も、議員各位はどうか知りませんが、TPPの本当の内容というのはどうなのかというものはわかりません。そういう中で、軽々に私がどうのこうのという、これも難しい問題だと思います。

原子力の再稼働については、もう今日あたりも、こういう形で出ております。原子力の規制委員という形の中で、今後、委員長を含めて、そういう人たちがきちんとしたものをつくっていく。それをやはり国が認めるというような、そういう話ではないかなと思います。そして、再稼働の問題は、やはりこれも私たちはその地元ではないんですよ。大飯原発のあるおおいの町の人じゃない。よくテレビでも出てますよね。おおい町のやはり飲食店等は、もうそこがなかったら全然がらで、もう早く再稼働してくれと。やっぱり地域によって持っているもの、そして地域の人たちの利害っていうのが絡むわけだから、ここで、やはりこれもね、じゃあどうなんだという話にはならないと思うんですよ。

一般的、個人的な話であるならば、いつでも話をさせていただきますので、そういう、やっぱり基本的な認識ということは、やっぱり阿見町として答える立場には、これはないのではないかなと、そう思っております。

次に、4点目の自然再生エネルギーの地産地消についてであります。

再生可能エネルギーの普及促進につきましては、昨日の3名の議員の質問にも答弁したように、太陽光発電を中心に費用対効果や地域の実情などを考慮しながら、今後も積極的に推進してまいります。

最後に、新しい公共をどうとらえるのかについてであります。

国の説明によれば、新しい公共とは、官だけではなく市民の参加と選択のもとで、NPOや企業等を積極的に公共的な財やサービスの提案及び提供主体となり、医療、福祉、教育、子育て、まちづくり、学術、文化、環境、雇用、国際協力等の身近な分野において、共助の精神で行う仕組み、体制、活動であるとしております。この新しい公共は、行政、市民、NPO、企業等、多様な担い手が協働により、地域の課題解決に向け展開される社会を目指しております。阿見町においても、この新しい公共は、取り組むべき重要な課題であると認識しております。

今年度におきましても、今までの行政主体のまちづくりから、町民、NPO、企業等と町が相互理解と信頼のもと、協働により地域の課題解決に当たっていく仕組みを確立するため、「協働の指針」を策定する予定であります。この「協働の指針」に基づき、町民やNPO、企

業等、多様な担い手により協働のまちづくりを進め、町民の多様なニーズにこたえとともに、町民がさまざまな場面でまちづくりに参画し、町民一人ひとりに居場所と出番がある社会の構築に努めてまいりたいと考えております。

特に、やっぱり協働のまちづくりは、住民参加ということで、この間も話したんですけど、あれは筑見の人たちがね地域福祉計画を立てた。こういうすばらしいものを立てていただいたものを、じゃあ、町がどう、やはり協力していくか。やっぱり地域でそういうことをやっていただくと、非常に町としても協力のしがいがある。それをやっていくためには、積極的にできる方向で、やっぱり町は協力すべきだということで、今後ともね、やっぱり協働のまちづくりは大事だということ、一番大事でありますから、その点は強力に進めていきたい、そう思っております。

○議長（倉持松雄君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） ありがとうございます。町としてね、基本的なことについてはね、国と地元がね、抱えている問題、まだ検討中な問題なので、公の場で答えることはできないという御回答でした。

教育長のほうのお答えは結構です。今のことで大体集約できるんですけども、それは私としても理解できないことはないんだけど、天田町政が2期目を目指すのであれば、今の、答えられないっていうかね、そういう思いがあって、見識がなくて答えられないんじゃないかって、深い知識と洞察力で、今の町政を運営されている天田町政であれば、その考えを、やっぱりこういう議会でちゃんとね、いや阿見町はこう思っていると、昨日の御回答の中でも、幾つかね、他市町村ではこんなことをやっているけども、いや阿見はね、独自にこういうことをやっているんですよという姿勢を打ち出すわけですから、その姿勢を国に対しても、やっぱり地方から国を変えていくくらいの気概をもって意見を述べていくと。よく大阪市長の橋下さんがマスコミに出ますけども、あそこまでじゃなくてもね、このくらいの議場の中でそれを表明したから大問題になるということは決してないんで、一応考えがあれば表明していくべきだと、そういう強気のね姿勢が、これからの天田町政につながっていくんじゃないかというふうに感じました。

何せ、グローバル経済も、もうだめだつうことは、みんなわかったわけですよ。そこで登場してきたのがローカルで、地方からいろんな物事を発信して国を変えていく、そういう取り組みに対して、国も逆に助成をするという立場が地方主権という形で出されてきてるっていうのは御存じのとおりなんで、そこをね1つ指摘しておきます。

もう1つは、ここに、町の執行部の方はみんな知っていますけども、阿見町の予算の概要ということ、この間、新任のね研修のときに、私いただいて、よくこれを読まさせていただきました。わかりやすいんです。ここに、第1ページ目にね、予算に当たっての基本的な考え方と

ということが書いてあります。これはね、今、私が言ったようなことをね、文字にしているんですね。というのは、ここにもちょっとね、私、今、見たけど、どういう情勢認識をして予算が立てられているのか。これはね、ここに書いてあります。生産、輸出、個人消費において、持ち直しの動きが見られる。これは幾らかね上向きだっただけで見ているんですね。もう1つは、景気の持ち直しの傾向が続くことが期待されている。それはね、このグラフからいったらね、この情勢認識は非常にね甘いんじゃないかなと。多分ね、傍聴している皆さんも多分それは感じられておられると思うんですね。最後にはね、ここに景気が下振れするリスクが存在するともあっているんですね。リスクが下振れする存在は、確かにみんな存在してるんだから、それは間違いではないですけども、だから、すべてね、私が言ったその情勢認識があって初めてこういう予算を組みましたよと。で、優先順位は、高齢化が進んでいるとか、やっぱり学校教育が大切な時期に入ってきているから、その点を重点的にまずやって、それから別なものはちょっと先送りすると、そういうね選択とか調整というのはあってしかるべきなんですね、限られてるから。だから、言うときに、予算がないからという答弁は全く通用しないんで、予算はあるんだけど、その優先順位がね違うということだと思うんです。

もう1つ、ここでね、こういう情勢認識の共有は、職員の間で、例えば部長課長クラスであれば、どういう今の認識があるのか、そういう情勢の認識は行われているのかお尋ねしたいと思っっているんですね。

もう1つは、どなたが作成されたのか、これ。その2点だけをちょっとお尋ねします。これであんまり長いことやってられないから。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。予算編成に当たりまして、情勢認識ということで、税収とかですね、いろんな町の財政を編成する際には、国、県、世界からの情勢を認識した上で、いろいろ予測を立てて予算編成に当たるというようなことで、そういった経済状況の認識ということで、予算編成の冒頭に述べてございます。

○6番（飯野良治君） それはやってるわけでしょう。

○総務部長（坪田匡弘君） ええ。それにつきまして、町長、教育長、もちろん執行部部長初め、予算編成の会議、まずは各部の方針というのを一番初めに検討しますけども、そこから始まりまして、予算編成会議とかですね、そういったもろもろを含めて、すべての職員に認識するような会議は持っております。

それと、その予算編成方針ですが、だれがつくったかということなんですけども、原則的に原案は財政担当の者が、国、県の情報をよくつかみながら策定して、原案を提案して、町の庁議という……。

○6番（飯野良治君） え。

○総務部長（坪田匡弘君） 庁議。会議の名前なんですけど。

○6番（飯野良治君） 庁議。

○総務部長（坪田匡弘君） 庁議、はい。町長、教育長、各部長、課長としましては総務課長、財政課長と続きますけど、企画財政課長の中で内容を検討しまして決めていくという段取りになっています。

○議長（倉持松雄君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） わかりました。今、総務部長がお答えになったように、この情勢認識は、やっぱりやっているんですね。だから、私はね、町長が、ちょっとこのことについて1個1個のやつは答えられないと言ったけども、やっぱりこういう情勢認識をして、いろんな今の施策をね、打ち出しますっていうことは、当然これは言ってもらってよかったんですね。はい、ではそういうことで、終わります。

それでは、第2番目に行きます。2番目の質問は、私は農業を阿見町の基幹産業と位置づけるための施策を質問したいと思います。

阿見町の宝は何かというと、それは開発させずに残った豊かな自然だと思っているんですね。特に茨城県において3番目に多い耕作放棄地、遊休農地の存在、地主も管理維持ができずやっかいもの扱いされていますね。これからの方向性も見出せずにいます。今までの町活性化の方法はですね、先ほどもありましたけども、アウトレットの誘致、最近ではですね。昔は、キヤノンとかツムラとか、そういう工業団地を誘致して、阿見の固定資産や法人税によって町の財政を潤うようにするということが、手法的には非常に有効な手段とされて、今まで進んできたことは私も認識しております。最近では、先ほども雪印のメグミルクの話も出ました。確かに一時的にはですね、そういう意味で財政は潤うかもしれないけども、工場ってさ、ある程度したら、必ずピークがあって下がる、そういうものなんですよ。それがないものは何かっていうことなんです。いわゆる昔から続いてくるものは何かと。そこに私は目を向けたほうが、地方財政にとってもいいんじゃないかという提案をこれからしていきたいと思います。

高度成長期にはね、法人税はキヤノンは10億あったものが、最近では1億3,000万ということをして、この間の研修で伺いました。これは20年以上続く日本の不況の影響が色濃く地方財政にも色を落としておるわけですね。阿見町における予算編成に当たっての基本的な考え方も、そういうことを踏まえているというのが、先ほど総務部長とのやりとりの中で言ったものなんです。

さて、ここでですね、冒頭の将来予測をもう一度思い出してもらって、これからの日本の様子はもっと厳しい状況が予想され、その認識に立ち、限られた財源を重点的、効率的に配分するという選択・集中の施策をしていくことが、これは求められるわけですね。予算を立てる上

で、優先順位や情勢をどう認識するかっていうことは、もう決定的なわけです。まあ、誘致という他力本願でなく、阿見にあるもの、遊休農地、竹林、天然資源、森林資源の活用はこれからの方向だということを、実践事例を踏まえて提案し、町の施策を町長に質問いたします。

まず1番目に、遊休農地なんですけども、耕作放棄地。2005年に2,740ヘクタールあった農地が、2010年には5年間で2,110ヘクタールに減ってしまって、5年間で約3割もの農地が使われなくなって、荒れた状態が進行中なんです。

これは、世界の食料需要からしても異常なものです。先ほど触れましたが、世界で10億もの人が飢えているわけですね。飢えているのにもかかわらず、日本は金があるからといって、世界から輸入をしている。こういう状態は、国際社会からいったらね、犯罪なんです。本当はね、飢えているところにその食料が本当は回らなくちゃいけないものを、日本が買っちゃうわけだから、6割も。そういうことを政策的にしているっていうのは、これは長続きするはずがないっていうことを、1つは言いたいと思います。

統計上でも上げたように、2030年までには食料が50%ですね。30年っていうのがあと20年だから、おれが生きてるときにやっぱり不足するっていうことが警告されているんですね。成長予測の10年の中には、さっきも言ったように、GDPでゼロベースになって、貿易黒字がなくなって、日本がやっぱり輸入したくても財源が不足すると。そんなことは時間の問題だということも言われています。いつでも買えると思うのは間違いだと。

そこで、提案として、これ1つなんですけど、多様な形態が、農業生産——これ一次産業ですね、それと加工——二次産業、販売、サービス——これ三次産業。1掛ける2掛ける3掛けるでイコール6を取り込んだ収益増を目指す農業形態をこれからとる必要性が出てくると、必ず思っているんですね。この資料として09年の国内の食品事業の規模は99兆2,000億円、うち農業、農産物は8兆491億円で、食品産業は農業の10倍なんです。GDPの約20%を占めるんですね。この99兆の中の部門を農村側から六次産業をして、独自にですねアプローチすれば、消費者の支持を集めて、シェアを8兆じゃなくて倍の16兆ぐらいに農村側へ移行させることができるということが言われています。

この実践をしているのが、山梨県で三菱地所の取り組みの事例があります。酒米用で3反歩1.5トンぐらい収穫して、これが収穫しただけなら30万から40万なんですけども、今のような六次化法で、農産側で加工、田植え体験——これはツーリズムですね、そういうものをマネジメントを組み合わせると、収入は500万と10倍になる実践例が報告されています。これはね、架空のものじゃなくて、アウトレットのチェルシー・ジャパンの親会社が三菱地所なんですけど、三菱地所に確かめてみました。これ酒米をつくったっていうのは、収穫したものを酒米としてつくって、「丸の内」ちゅう瓶詰めにしてね、それを三菱地所が売ったんですね、東京

で。そういうことで30万、40万が500万に膨れ上がったということを実践例として、私、確かめました。

ここでのポイントはですね、都市にある人と金——都市には人もいっぱいある、資金もいっぱいあると、それを田舎の自然に活用できるかがかぎで、ここに自然体験ですね。今、私もボランティアでうら谷津なんかもやってますけども、それをちゃんとマネジメントすることを取り入れれば、もっとね実益が上がってくるということだと思います。

阿見町での、ここでね、実践例をちょっとお尋ねします。そういう六次産業にかかわるものがあるのかどうか、これ1つですね。

もう1つは、竹資源を使って地域活性化ということで質問いたします。

これは、阿見町で竹を使ったまちおこしということが、「たけのこほっぺ」でもあるように、展開されているのは、私もよく知っています。竹林面積は茨城県で1位なんですね。これも今日ちょっとお聞きしたいんですけど、耕地面積の1.58%なのか、森林面積の1.58%なのかかわかんないけども、113ヘクタールが竹林なんですね。これ、ちょっと後で教えてください。

竹でまちおこしを掲げる阿見町において、今年はですね、放射能の規制値が500から100に変わって、私も出荷していたものが、料理もできないし、学校給食にもできなかったということで、全部くわとか草刈り機でみんな倒していったんですね。でも、1回、2回倒しても、竹はどんどん出るので込んじゃうんですね。これはもうだんだん竹林が荒廃してくるっていう1つの先行きがちょっと見えますよね。こうなってくると、竹がね、最も炭酸ガスを、一般の植物よりも一番吸うんですね。これは地球温暖化対策にも、非常に竹林をちゃんと管理すれば役に立つんです。だけど古い竹は吸わないんです。だから古い竹を伐採して新しい竹を立てるような管理をしないといけないんです。伐採するときには雇用が生まれるから雇用促進にもなるやろうと。伐採した竹はバイオマスの利用に整備したらどうだ。これが1つね。

もう1つは、竹をパウダーにして、町長も使ってらっしゃるEM菌ですね、EM菌を発酵材料として入れて、農業資材として有機肥料として畑に施すことによって、相当ね、これは有効な資源として、これは実践されてますね。このときに問題になるのは、粉碎するための機械の機材の導入がね、必要です。結構高額ですね、粉碎するには。これをやっぱり町が補助してあげないと、そういう導入もできないのかなということで、その補助の考え方を1つお聞きします。

最後に、たけのこのオーナー制度ですね、これを実施して、地主が管理できないものを、東京の例えば港区、これから防災協定とか思いやり協定がある場合に、都市の人に来てもらうと。1口1万円でオーナーが50口を募集して——1平米当たり、50平米ですね15坪。これ1反歩じゃないんですけど、約1反歩なんですね、50口というのは。たけのこを50平米で30本を持ち帰

ると。4月10日から5月10日まで。土曜、日曜、祝日には掘りとり指導をするけども、平日にはオーナーが自由に収穫してもいいと。こういうオーナー制度を創設することにおいて、そういう考えがあるか、所信をお伺いいたします。

以上です、2番は。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、飯野議員のいろんなうんちくをいただきました。そしてまた、提案もいただきました。ただ、なかなか言うはやすし行うががたしでね、なかなかね、やっぱり農業を業とするということは、利益を得なければ業にはならない。そういうことを踏まえると、なかなか厳しいんじゃないかなという思いはします。ただ、やはり耕作放棄地に対し、また今から失われようとする優良な農地をどうやってやっていったらいいかという、これはもう本当に考えていかなければいけないな、そういう思いはします。

それでは、当町の六次産業化の取り組みについてお答えいたします。

六次産業化とは、農山漁村の雇用と所得を確保し、若者や子供も集落に定住できる社会を構築するため、農林漁業生産と加工・販売の一体化や、地域資源を活用した新たな産業の創出を意味するもので、国が六次産業化法を制定し推進している事業です。

当町の取り組みとしては、平成12年度より耕作放棄地対策に取り組んでいる島津地区営農実践組合——平岡議員がおいでになりますけど、平岡議員を中心に相当大きくやっていただいております。この六次産業化プランナーのサポートを受け、南高梅の加工に向けた準備を開始したところでございます。また、昨日の難波議員の質問でもお答えいたしましたが、「活力ある元気な商店支援事業」を新設し、農業サイドからだけでなく、商工業サイドからも、阿見グリーンメロンやスイカ、ヤーコン、レンコンなどの農産物特産品等の六次産業化を支援してまいります。この事業により、地元の農産物を活用した地域のブランドが発掘・開発されることで、農業の六次産業化につながるきっかけづくりになるように幅広くサポートしてまいりたいと考えております。

次に、2点目の、当町の竹資源の利用状況についてお答えいたします。

竹資源を活用した現在の阿見町の取り組みとしては、あみ観光協会内に観光ボランティア団体を今年度から結成し、平成20年度より竹資源を活用した観光施策の提言と具現化の取り組みを目的として活動してきた阿見町観光プロデュースメンバーを交え、各種イベントを通じて竹林と竹を活かした交流活動を展開していく予定です。

主な活動としては、まい・あみ・まつり等のイベントでの竹あかりイルミネーションや公共施設での竹を使ったものづくりを通して、循環型観光交流空間の創造を実施してまいります。

さらに、アウトレットや予科練平和記念館へ訪れる多くの観光客の町内飲食店への誘導策と

して、また町民にも地元の特産物であるたけのこを楽しんでもらおうと、筍料理フェアを毎年実施しております。当事業は、あみ観光協会がJA茨城かすみから購入するたけのこを町内参加店と提携をし、筍料理を広く紹介することで、町の農業と商業の連携と観光振興及び地産地消を図る目的で実施しております。

今年は県内産たけのこの出荷自粛の影響により県外産のたけのこを使用して実施していましたが、今後も継続した取り組みをして実施していきたいと考えております。

特に竹をどうやって有効利用するかっていうこと、先ほども飯野議員がいろいろな提案をしていただきました。本当にそういうものができるのかどうかということ。特に、たけのこは再生が、毎年再生するというので、これをやっぱりどうやって活かしていくかっていうのは、非常に大事な観点かなという思いをしております。この間、港区に行ったときにも、竹のごみ取りとか、竹のテントとか、そういうものがありましたので、もう少し幅広い、やはり竹の有効利用、このことを考えていくべきかなと、そう思いますので、よろしくお願いします。

○議長（倉持松雄君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 今の町長の中にもあった、島津地区の南高梅の実践の事例はすばらしい取り組みだというふうに思います。平岡議員に敬意を表したいと思います。

そこで、一番これから欠けている、欠けているつつうことは必要なものは、都市との交流、都市の人に来てもらって、下草刈りとか収穫作業とか、梅に加工するときのそういういわゆるそれも地元の人だけでやらないで、そういうツアーを組んで、例えば港区と防災協定を結んだら、港区の人にそういう時期に募集して来てもらって、それに参加してもらおう。きちっとそれはお金を払って来てもらおうわけで、ボランティアでやるっていうことではないんで、そういうことも含めた取り組みがこれから必要なのかなというふうに思っています。

3番目になるんですけども、エネルギーの問題については、昨日も何人かの議員が質問をして、一定の方向っていうかね、取り組みのあれがもう出されてきているんで、私は内容については1つだけ確認をしておきたいと思います。

自然再生エネルギーは世界の流れだというのはわかるし、地域にある地域に合ったエネルギーの開発に力を入れることが今やることっていうこともわかります。ここで必要なのが環境と雇用とエネルギー、この3つを組み合わせた取り組みをする計画があるのかね、それをお伺いします。そのためにですね、それを伺うんですけども、総合エネルギー、太陽光、風力、バイオマス、小水力等の総合エネルギーの委員会を町として、いわゆる研究機関——小林教授とかいろんな方が阿見にはいるんで、その人たちを含めた委員会を設置する、そういう考えがおありか、そのことだけを、委員会の設置のことだけで結構です。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。そういった自然エネルギーの総合エネルギー再生委員会の設置でございますが、これは、今、茨城県におきまして——これ、飯野議員の情報提供をいただいたものなのですが、茨城大学農学部的小林先生がですね、中心となりまして、茨城自然エネルギーネットワークというのをこの3月に設立したものですので、それで提案いただきまして、町もその会員となりました。

○6番（飯野良治君） 会員になった。

○生活産業部長（篠崎慎一君） ええ。この中でですね、やっぱり産学官のまさに連携した取り組みですので、この中でいろいろ茨城県に合った自然再生エネルギーの中を研究する仕組みになっておりますので、この中で研究していただいた中で、当然私どもも入りまして、その中でより効率のいいものについては、それを行政のほうで取り入れていければと思っておりますので、とりあえずその委員会の設置は考えてはおりません。

○議長（倉持松雄君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 今、生活産業部長の篠崎さんのほうからお答えいただいたことで結構なんですけども、小林さんが——私も参加したんですけども、その会に茨城県がやる会に、阿見町もね、町として会員になったということなので、ぜひ、その会の中で学んだものを、地元の阿見町に活かしていただきたいなというふうに要望して、この質問を終わります。

○議長（倉持松雄君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は11時25分といたします。

午前11時20分休憩

午前11時26分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 持ち時間の範囲内の中でやりたいと思っています。

1番、3番目の質問が、私、今回ね力を入れて、足りない頭でいろいろ計算をいたしました。昨日ですね、6月13日、細野環境相から白熱電球の販売自粛が各メーカーに対して出されたんです。製造自粛も出したんです、自粛なんですね。これ、省エネの観点からLED化を推進していく政策の一環で、政策の前倒しだと言われております。

質問の趣旨は、防犯灯のLED化を推進し省エネと財政負担の低減を図る取り組みについて質問いたします。

今回ですね、日本の照明器具を全部LEDにかえたら原発13基分に相当するっていうことが、今日のテレビで言われていました。922億キロワットアワー、これ1年ですね。そういうこと

を言われているぐらい、LEDは、発電所をつくるよりもLED化をしたほうが原発をつくるよりはるかに安上がりだということが、この計算でも出ていると思います。

阿見町ではですね、LED化を推進し省エネと財政負担の軽減を図る取り組みについて、次のような予算がなされています。阿見町では平成24年度の予算の主な事業の中で、23年度が150万だったのを、平成24年度今年は600万に増額された当初予算が提示されています。これは継続なので、LED防犯灯新設補助金、防犯対策事業として提示されています。防犯灯のLED化補助金を新設し普及促進を図るといことがねらいとされています。

その場合ですね、私の計算では、事業内容は補助率が75%、上限枠が4万円ですね。600万円の予算を1灯当たり4万円で割ると150灯、このペースで66区の防犯灯すべてLED化を何年かかるんだろうと計算してみたら、防犯灯数が66区で4,477灯ですね。150灯で割ると約30年——今、LED化にもう既になったのが100灯くらいあるって聞いたから、幾らか欠けるにしても約30年かかるわけですね、このペースで行った場合には。現にLED化したものがあるということで、ちょうど端数を切って4,000件として、4,000件を4万で掛けると1億6,000万、一気にやった場合に予算がかかるということですね。阿見町は電気量の半額、2分の1を補助しています。それが今、昨年ですね、648万9,100円を66区に割り振っていますね。この1億6,000万の資金に充てる補助金を出さずに、それを新設のやつに充てると、24年かかって償却するってということですね。一時町で1億6,000万を出して、償還を区がもらうのをもらわないで、それを充ててった場合には、24年かかってようやく1億6,000万に到達するという計算になります。その間の電気料、これは1回かえちゃえば、電気量は同等の明るさで30%削減されるから、電気料を幾ら66区で払ってるかということ、1,298万4,533円、66区の電気料があるんですね。それに0.3掛けると389万5,359円、これが削減するわけですね。それを24年で掛けると9,360万円節約できるということになるわけです。これで1億6,000万には、あと7,000万ぐらいしないといけないけども、あと1年、6,400万の補助金をこれに充てれば、大体1億6,000万になるんで、そういう方法で一気にね、進ませたほうが、世の中のためにもなるし、明るさのためにもなる。こういうことなんですね。

だから、考え方として、町のほうにお聞きしたいのは、どっちが得なのかという、町の財政にとっても、防犯灯の管理にとっても、どっちが得かということを確認に聞きたいんだけど、考え方として、前行の施策で30年かけてLED化を図るのか、一気に新設することで、上限枠、4,000カ所も一気にやれば、4万かかなくて3万も切る——値切ることは十分考えられるんで、抑えることは可能であるので、一気に償却する方法もあるんじゃないかと、私はそう考えるんですね。これは国の施策とも一致するんですね。蛍光灯はね、私も区長を2年やって、電気屋さんを頼まないで、私は全部450円でグローランプと蛍光管で400円で、大体380円で

きるんですけども、交換しているんです。それはやっぱり1年くらいなんですね。LEDは7年もちます。7倍ですね。このコストからも、早く普及して環境負荷を下げて、電力不足をね解消すべきであるということなんですね。町の試算を聞かせてもらいたい。どっちが有利かをちょっとお聞かせ願いたい。これが1点ですね。

あと、近隣市町村の取り組みについて、事例を。

その2点について、お願いいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 飯野議員の率直な話で、防犯灯のLED化を促進し省エネと財政負担の低減を図る取り組みについてということでお答えいたします。

防犯灯に関する補助制度につきましては、明るく住みよいまちづくりの推進を図ることを目的とした阿見町行政区防犯灯補助金交付要綱に基づき、防犯灯新設工事費については1基当たり2万5,000円を限度に補助率50%、防犯灯電気料については限度なしで補助率50%の補助事業を推進してまいりましたが、今年度より、行政区の経費負担や環境負荷の低減を図るために、LED防犯灯新設工事費を新たに追加し、1基当たり4万円を限度に補助率が75%の補助制度を、今年度から開始したということで、非常に行政区の中でも、まだやったばかりのところがあるという、そこが1つのネックになっているのかなという思いはします。そういう中で、やはり今後どういうふうな方向性をとっていくのかとなると、きちんとねやっぱり計算をして、どうしたら一番安くできるのかなということを、やはりやっていかなければいけないのかなと思います。

なかなか行政でも、ぱっとこうできないということが、1つのネックにはなっているけど、今後、今聞いたとおり、4,000やってね、年間に20個やったって20年かかるよという話では、これでは何もならない。ある時期にはすべて町がやって、行政区との話の中でね、じゃあ行政区はLED化で30%削減できるんだから、じゃあ60%行政区は5年間持てよと、そういう話の中で話し合われれば、またいい方向に行くのかなという気がします。ただ、今すぐにね、すべてをLED化っていう形のものには、今できないけど、いろんな面での試算をしながら、町も今後考えていきたいし、これは、あと行政区の区長さん、66区行政区がありますから、そういう人たちとも、もうこれ24年度に取り入れたものだったら、そういう話はもう去年したものでね、それをすぐまた、何だ町はころころころ変わってってというようなことになると、また不信感を持たれるので、そこはちょっと時間を置いて、やっぱり考えていくべきかなと、そう思いますので、どうか、まあ最終的には、どっかの地点でね、やはりすべてを町が工事をして、それでやっぱりその試算をきちんと出して、皆さんに理解をいただけるような状況をつくっていくということは、やっぱり大事な観点かなと。いろいろここに書いてありますけど、それを

今ね、読んでも、まあ意思疎通はできないと思うんで、そういう形のほうがいいのかなという思いはしております。

○議長（倉持松雄君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 方向性についてはね、おれも大体それでいいと思うんですけども、66区との区行政との区長会との合意っていうか、了承をしながら進めていくべきことなんですね。区から電気料はもらっているんで。区にとっても、その交換の手間とか、電気料が3割負担なんで、今まで半額電気料のやつをもらったやつがもらえなくなっても、電気料が30%削減できれば、実質的、その出費は2割増で全部LED化ができるということの理屈も成り立つわけで、そこはちゃんとお話をして、計算ができればね、それを説明して、いやこうやったほうが早くLED——多分ね国のほうも、このことについて、発電とも電気量の不足とも兼ねて、やっぱりおれは補助金とかね、いろんな形がこれから制度ができると思うんで、それで進めていただきたいということで、この質問を終わります。

それで、4番目なんですけども、4番目は教育関係です。学校校舎、体育館の管理・メンテナンスの現状と早期修復の対策について質問いたします。これは、教育長にお願いいたします。

私は、3.11以降ですね、放射能の除染作業とか校舎の耐震化の実施計画、学校施設をめぐる諸課題は山積みなんですけども、これからね、人材として日本を担う、阿見を担う子供たちを本当に育てていくための配慮、施策は最優先でなければならない。これ、予算もそういうことでとらなければいけないということですね。

私は昨年までね、実穀小の評議委員をやっていたんですね、で、行くと、体育館の屋根が赤くさびててね、本当に何でペンキぐらい塗ってやらないのかなと、これはもう気になって聞いたんですね。そしたら、当面予算がないからっていう答えだったんですけど、あのまま放置しておいたら、かえって費用は、今度やるときに修理費用がかさんでしまうことが目に見えているんで、その対策をどう考えているのか、その所信をお伺いしたいということですね。それが1つです。

2番目は、経済成長がぐっと、さっきも言ったように低下傾向が明確な日本でね、ぐっと下がっちゃうわけですから。これで今のやつよりも成熟した社会をつくっていくのには、どうということが考えられるのか。生産ではとても、こうなっちゃうわけですから、みんな。そのときには、やっぱり教育しかないと思うんですね。子供たちの教育で世界に負けない、世界で考えないものを発想ができる人、そういう人を育てていくっていうのが、これからの教育の大きな役目になってくると私は考えていますね。人が最大の資源だということです。そうした中で、将来を担う子供たちの教育環境の整備を急務だということを、ちょっと訴えたいと思うんですね。

夏場の温度管理の対策なんです。これは、校長にもちょっと私、相談を受けたんですけど、夏のね、夏休みがあるから7月25日から8月いっぱいぐらいは、これはうちで過ごすからいいけども、やっぱりその前後が結構暑いと。それをね、どういう温度管理を、クーラーがないわけだから、したらいいのかと。あけっ放しで自然の風を入れるとか、いろいろ方法はとってましようけども、グリーンカーテンとかね。その対策はあるのかね。また、そういう暑い現場にね、根本先生なんかは特に足を運ばれたことがあるのかお伺いいたします。

3番目として、私たちが学んだ朝日中の後の聾学校ですね。私はそこの評議委員も務めているんですけども、うら谷津っていう谷津田の再生の委員会の代表もしています。それは、実穀小学校、聾学校の子供たちがうら谷津に来て、田植えから稲刈りまでをやっているんですね。そこで命の大切さを体験しながら学ぶということと、食の大切さを自然の中から教えていただく貴重な遊休農地の活用ということをしているわけですね。この交流でですね、私が学んだのは、耳が聞こえないっていうことでハンディがあるわけですけども、これはね、ハンディというよりは個性だというふうな見方をしないといけないなということを知ってね、非常に今までの見方が狭い見方だったなということを感じています。それっていうのは、健常者と比べてね、非常に感性が素晴らしい。それと集中力がある。能力的にも非常にね高いものがある。そういうことを知ったときね、感激しましたね。だから、近隣のね、実穀小学校は、それをふだんの交流で学んでいるから、もうそういうことは当たり前なんだけど、あと8つのね、小学校の子供たちとそういう聾学校の子供たちをね、交流できる機会を設けてもらって、そういう個性をね、お互いに認め合う機会をつくるっていうことが可能かどうか、これは教育長の見解をお伺いしたい。

その3点について、よろしく申し上げます。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君、登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） 学校校舎、体育館の管理・メンテナンスの現状と早期修復の対策、実穀小学校の体育館の屋根のペンキがはげ、傷みが激しい、今やらないと費用がかさむおそれがある。対策予定はあるのかということについてお答えいたします。

御指摘のとおり、町立学校の校舎、体育館は、老朽化による汚れ、さび等が目立つ状況になっております。学校及び地域住民の皆さんからも、校舎、体育館の塗装要望をいただいているところでございます。

町では、今年、特殊建築物定期報告調査を実施し、施設の状況を確認します。それに基づいて、全部の小中学校の塗装・補修工事の年次計画を作成し、順次実施していく考えでおります。

ですけれども、耐震化工事とあわせて塗装が可能な学校は、可能な限り前倒しして塗装を実施してまいります。

次に、将来を担う子供たちの教育環境整備についてですが、近年は、小中学校の夏休みも、小学4、5年生の学びの広場とか中学校の部活動など、さまざまな活動が行われております。冷房設備の整備が求められております。しかし、町立小中学校では、耐震化工事を最優先で実施しているところですので。このため、町立小中学校に設置している暖房設備の改修予定にあわせて、冷暖房設備に改修する方向で進めたいと考えております。

最後に、県立聾学校と阿見町の8つの小学校との交流を定期的に行うことの導入は可能かについてですが、飯野議員も御存じのとおり、県立霞ヶ浦聾学校と実穀小学校は隣接しておりますので、姉妹校として長年交流活動を行っております。また、本郷小学校は美浦特別支援学校と、阿見小学校はつくば特別支援学校と交流事業を行っております。

障害のある児童との交流は、いじめをなくし、ボランティア意欲を高めるなどの教育効果が期待できる貴重な機会です。県立霞ヶ浦聾学校と全町立小学校との交流活動につきましては、交通手段等に関して、また、お互いの学校の教育課程に違いがあり、なかなか難しいところがあるのが現状です。

○議長（倉持松雄君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） ありがとうございます。非常に1番目の問題についてはね、いろいろ、耐震化、汚れがあつて施設の状況をまず確認して、ちょっとおこなっているとは思いますが、対策をします。そして、できるのなら前倒しをして実施するという回答なので、これは早目にね、確認状況はそんなに時間かからないでできると思うので、それをさせていただいて、前倒しの実施をよろしくお願いします。

2番目の、冷房といっても、クーラーを全部入れたらね、これは大変なあれになっちゃうと思うんですけども、随時ね、暖房を修理補修するときにあわせて、そういうものを導入していくということなんで、子供たちの環境をよくするということが、すぐに経済効果としては、教育なんかはね、これだけ投資したからこれだけ返ってくるってものではないんですけども、将来的に見たら、やっぱりそういういい環境で我々は学ばしてもらったということで、非常にね、返ってくる時が必ず来るということを確認していただいて、取り組んでいただきたいというふうに思います。

3番目の、聾学校との交流もね、各地区、各学校がそれぞれやっていらっしゃるというのはわかるんですけども、それはぜひもっと、やってないとかかね、交通の手段とか教育課程と言われましたけども、課題があるのはね。交通手段は幾らでもとることはできるんですけど、教育課程の中で、そういう必要性を必ずね入れていくことが、これからの個性ある人たちをね

認め合って、いろんな人が多様な社会をつくっていくんだよと。みんな金太郎あめの人をつくるわけじゃなくて、オンリーワンをつくっていくんだよと。ナンバーワンも必要だろうけどオンリーワンでね、いってもらいたいということを最後をお願いして、最後の質問に移ります。

最後は、重なるところもあるんですけども、都市との交流のことに主眼を据えると、いわゆる町が活性化する、元気になるために、阿見町に住んでいる人たちだけで元気になるということとは、とてもあり得ないんですね。そのことで、いわゆる他県とかね東京とか、そういうところから阿見に来てもらうという仕掛けをね、ソフトをつくる上で、そういうお考えは町長にあるのか所見をお伺いしたいんですね。

4つについてね、簡単に言いますんで、あとは町長に答えていただきたいということなんです。

先ほども、港区と防災協定を結ぶということなんですけど、経済協定にまで広げる施策はあるかお尋ねしますということだけど、これはね、思いやり協定という——防災協定というと非常に限定されたかたいあれなんだけど、思いやりっていうとね、非常に交流がしやすくなるような名称で、私はいい感性っていうか思いつきかなと思って、そこはもう褒めてあげたいと思っているんですけど。都市にある人、物、資金、地域にある豊かな自然環境、お互いの持つ特性を活かして地域活性化することが、これからの町おこしということですね。

観光交流の利点は、経済的な側面だけではなくて、農村、都市が両者が抱える諸課題が徐々に解決に向かうための手段であると考えます。農村においては担い手不足、耕作放棄地の増大、里山資源の荒廃、都市においてはストレスからの解放、健康、癒しの効果、田舎暮らし、スローライフといった要望が、お互いが合致することで、うまくマッチングすることで、新たな展開が開ける。これは必ずね、思いやり協定の中でこういう位置づけをしてもらって、幅の広い協定を結んで、どんどん、港区といわずにね、来てもらいたいということなんです。

2番目は、アウトレットの成功——成功と言っているか元気って言うか、わかんないけども、それなりにお客が来て、アウトレットは強気な経営方針をしているということなんで、そういうことを阿見に全域に広げる施策はあるのかお尋ねしたい。

アウトレットは前に私も提案したんですけども、支配人に。アウトレットが特別なイベントをしなくてもね、我々は、毎年決まった経営方針でやっていけるということを言っているんですね。そういう強気のね、根拠は何だとお考えか、ちょっと町長にもそこをお尋ねしたい。地域貢献ということで、企業の社会的存在意義があるわけですけども、ただもうければいいっちゃうんじゃないかって、地域にどれくらいね、その企業が貢献するかということが、昨今の企業存在の意義なんですけども、そういうことを踏まえて、アウトレットとの連携はあるのかどうか、ちょっとお聞かせ願います。

3番目は、農村価値をね、もっとね、違った観点で見直してほしいということをお願いします。農村の価値を従来の価値——今までの価値、新規性・希少性・ブランド性というこの3つによってもう一度検証してもらって、そこから何が必要かということ、ちょっともう一度見直してほしいんです。それっていうのは、農村の価値をもう一度、価値創造の可能性を探るために、その4つから見てもらいたい。

1つはですね、耕作放棄地を例に挙げると、耕作放棄地の希少価値として残留農薬の少ない農地っていうことはありますよね。放置して荒らしてあるわけだから、そういうことなんです。また、それを人間力によって、例えば東京の港区の人がいっぱい来てね、観光バスで。で、今日は土曜、日曜で泊まり込みで、そこをちょっと開墾してやろうかということによって、都会の人はね汗なんか流さないから、ストレスの多い都会のビジネスパーソンにリフレッシュする機会を提供できると。耕作放棄地はそういうね、ただあると、何か荒らしといてつまんねえんだけど、そこを来てきれいにすることが、向こうの喜びという形で、お金を出してまでも来ると。これは、さっきも言ったように三菱地所がやっているね、それがその例に当たるんですけども、そういう価値を、その4つの新規価値に、従来価値から新規性の価値に発展するということを、ちょっと一つ一つやってもらいたい。

都市生活者と企業のニーズは、05年の内閣府の調査で30%が農村志向なんです。農村に行きたいということを企業ニーズは持っているんです。それは、食と農に対するニーズと、自然体験のニーズと、田舎暮らしのニーズ、健康、癒しへのニーズ、文化・アート・コミュニティー・伝統文化のニーズと、5つを上げてますけども、こういうニーズが都市の人にはあると。それを受け皿としてこっちが持っていれば、マネジメントにもつながると。それはやっぱり行政がきちっとして、そこを方針を立てて、具体的に耕作放棄地の利用はこういうことをしたらいいと。これはさっきも言ったけど、道の駅が、昨日も言ったけど、行政でやってリスクを負うわけだから、そういうことは行政でできないけども、これもね、受け入れの、民間のNGOなんかやるようなことには、実際にはなると思うんですけども、それをぜひね、後押ししていただきたい。そのことをお尋ねして、質問を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 地域と都市との交流を町活性化の主眼に据える考えはあるのかと。

1点目の都市との防災協定を経済協定に広げる施策ということで、前々から私は言っていたのは、東京の23区の1つと、やはり何かの協定を結んで都市との交流をしたいということで、6月2日の日に港区に、港区まつりということで、ここにおいでになります浅野議員さんも一生懸命品物を売っておりました。もう汗だくで、本当に売っておまして、非常に品物は売れたんですけど、やはり君島の人たちがね、そういう道筋をつけてくれたので、私も自分自身も

武井区長さんとお会いをさせていただき、また向こうの職員の皆さんともお会いをいたしました。向こうもそういうものは望んでいるという、職員の人たちも望んでいるなという感覚は受けた。だからといって、うちのほうが港区とやりたいと言って、向こうが嫌だと言えればこれはしようがないことなただけ、だけどこれは仕掛けていかなければいけないなと、そう思います。そういう中で、やはり狭い範囲というのは、やっぱり防災協定というのじゃなくてね、私としてはネーミングとしては思いやり協定というふうなもので、その中にいろんなものを加えていきたいという考えを持っております。だからこれはいろんな意味でね、どういう協定ができるのかっていうのは、今後楽しみであります。

そしてまた、2点目のアウトレットの元気を阿見町全土に広げる施策。

アウトレットは強気だと言いますけど、それはどうかと思うんですね。今からの時代に本当に生き残れるのかということになれば、非常に厳しい。今言ったとおり、厳しい時代が必ずもう今から来るわけですから、経済が必ず減少傾向になるわけだから、そういう中でどうやったら生き残れるかというのは、アウトレットも考えているわけでしょう。それで、阿見町マルシェという形の中でね、あれが売り上げがいいという、今までにアウトレットでああいう農産物だ何だの売り場なんていうのはしなかったよと。それでも、今からやっぱり地域に根ざしたそういうものをやっていかないとだめなんだという、そういう視点もやっぱりアウトレットが変えてきたということですよ。だからそういう面では、やはりこれが常設化できるような状況が本当に私は望ましいなと。そういう意味であれば、やはり阿見町を元気にできるんじゃないかなと、そういう思いをしております。そういう中で、フードギャラリー内のあみコミュニケーションセンターにおいて実施してきた観光PRに加え、本年4月には「まい・あみ・マルシェ～茨城ファーム～」をオープンしたということですよ。そういうことで町も元気になれるんじゃないかなと、そう思っております。

また、何度も何度も予科練の街グルメガイド等も、これもやはり地域活性化のためには必要じゃないかなということで、商工観光課を中心にして、今一生懸命やっているという状況です。

3点目の豊かな自然を都市との交流に活用するという、先ほども言ったとおり、もう都市の持っているものと阿見町が持っているものは全然違うものだから、その違いをやはり向こうの人には満喫していただき、こっちも都市との交流という形の中で、また町に持っていないもの、特に文化・芸術、そういうものを、またこちらには大学が2つあるということでね、そういう学の面もやはり相当期待してもらえないんじゃないかなという思いをしております。

そういう面では、まず思いやり協定を結んでいくことが一番大事なのかなと。それには積極的に携わっていききたい、そう思いますので、よろしくお願いします。

○議長（倉持松雄君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 非常にね、今の答弁、前向きで結構です。

思いやり協定の、一定ね、結ぶことっていうのは大体決まって、話が進んでいるんですけど、目標っていうか、いつごろまでにといい、1つそれをお聞きしたいのと、町長が言われた、もっとね自信を持って、都市の人が都市生活者と企業のニーズは05年内閣府の調査で30%が農村志向を持っているというところに依拠して、都市の人はそこで生活するわけではないけども、やっぱり週末に田舎に来て、汗をかいて、また東京で働くと、そういう生活のスタイルを望んでいるんだと。できれば、ここに居を構えていただくことが一番理想なんですけども、働くことをね、東京とここだから、ここに居を構えなくても、1時間で行ったり来たりする距離なんだから、土曜日に来て一晩泊まって、日曜日もゆっくり汗かいてね、収穫物を持ってまた東京に帰ってハードな仕事をする。そのスタイルが確立されるように、ぜひね、思いやり協定をやってもらいたいというふうに思っています。

ありがとうございました。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 思いやり協定も、この間、私が行って、それで今回の区長選挙でまた武井区長さんが再選されたということで今から、そのときは顔見せをやったわけですから、今後それを進めていくと。もう、すぐできるような状況では、まだないので、今一步を踏み出したといふところなんですよね。それは期待してもらってもいいのではないかなと。向こうでもそういうものは望んでいると私は思っていますので、そういう面でも協力をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（倉持松雄君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） ちょっと長々と質問をしてしまって、まことに申しわけありませんでした。でもやっぱり、今までの思いをねぶつけて、答弁をいただいたということで、今日は一定の質問をしてよかったなというふうに……。非常にありがとうございました。

○議長（倉持松雄君） これで6番飯野良治君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は午後1時からといたします。

午後 0時02分休憩

午後 1時00分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、16番吉田憲市君が退席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は17名です。

13番浅野栄子君の一般質問を行います。

13番浅野栄子君の質問を許します。登壇願います。

〔13番浅野栄子君登壇〕

○13番（浅野栄子君） 皆さん、こんにちは。午前中、飯野議員の新しい手法の質問形態がございましたが、私は旧戦法で、今までのとおり粛々で行っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして、健全な子供の成長を阻む児童虐待の根絶をと、強い要望を掲げて質問させていただきます。

前回の定例会で、少子化対策は目下の急務、阿見町人口増加の施策を問うと題して、日本の将来推定人口は急速に減少し始め、50年後には約3分の2になってしまうという予測から、当町も3分の2になることは当然であるから、人口を増加する施策をと訴えました。少子化の急速な進行で、いよいよ本格的な人口減少時代となり、史上例を見ない深刻な状況に陥ってしまったことは、皆様も御自覚されていらっしゃると思います。

出生率1.39、世界192カ国中175位。急な坂を転げ始めた日本の出生数。厚生労働省は、昨年の年間出生数は105万7,000人で、過去最低を更新したと発表しました。それ以前より子供の数の減少は目に見えて感じていましたが、この少子化問題の深刻化がこのまま進行していけば、阿見町の将来、いや日本の将来をも危うくする事態となりかねません。史上例を見ないという少子化のこのような背景、このような状況を思えば、子供一人ひとりが本当に貴重であり、重要な存在であることをしっかりと認識して、どのように対処し活力を維持していくのか、まさに正念場であります。それをかんがみれば、将来を担う次世代の子供たちを支援する政策に財源と知恵をもっともっと振り向けなければならないはずです。

しかしながら、一人ひとりの子供の大切さを強調する一方で、その成長を著しく阻害する児童虐待問題が大きく浮上しております。健全な子の育成にあってはならない、この虐待という行為であります。

5月24日の茨城新聞では、紙面の4分の1の掲載で大々的な記事が目に入りました。これです。内容は、県内の児童相談所が2011年度に受け付けた児童虐待相談件数は、過去最多だった10年度に次ぐ876件に上ったというものです。本県の児童虐待相談件数の推移が2002年から2011年まで棒グラフで表記され、年々増加しているのが一目瞭然であります。先ほど、飯野議員が右下がりのグラフを見せていただきましたが、すべて虐待問題、それから児童の死亡問題、現状問題、すべて右肩上がりになっております。2009年度に700件、2010年度は900件強、2011年度は震災の影響があり少し減少しましたが、新聞の見出しの過去2番目に多い件数となったと言っています。県内3カ所の児童相談所別で見ると、筑西——古河市など10市町村は48.2%増の206件、土浦——つくば市など14市町村は22.1%増の304件と大幅に増え、一方、中央、日

立分室・本室——水戸市など11市町村や鹿行分室は震災の影響があり、24.5%減の95件でありました。中央児童相談所の所長の話では、今後も増加傾向は変わらないと言っています。増加傾向は変わらず増えていくということでもあります。

私も土浦児童相談所にお伺いし、土浦児童相談所における児童虐待相談の状況などをお聞きいたしました。相談件数の推移は、先ほど県内でお話しいたしましたように右肩上がりです。19年度123件、5年後の昨年23年度は304件、何と5年間で181件の増であります。驚くべき数字であります。虐待の種類では、やはり身体的な虐待が一番多く135件、次いで精神的が105件、ネグレクトが60件、性的4件でした。虐待者は、実母が一番多く304件中162件、次いで実父98件。被虐待児の年齢を見てみると、小学生が304人中98人ですので32%、3歳から入学前が83人、27%、0から3歳未満が55人、18%、中学生45人、15%、高校生、その他23人、8%でありました。0歳から小学生までを合計すると236名で、何と78%という数字です。対策、対応の年齢層を把握するには十分な資料ではありませんか。そして、虐待問題で一番注視すべき点は、その虐待の事実をだれが知らせてくれるのか。ありがたい情報源はどこなのでしょう。昨年度の304件を調べてみますと、97件が一番多い情報源で近隣の方・知人でありました。次いで警察署88件、福祉事務所22件、学校21件、医療機関19件となり、児童本人からは3件でした。ここにも注目すべき課題が浮き出しました。虐待されている本人は、虐待されていると言わないということです。この点をしっかりと認識していただきたいと思います。そしてまた、虐待によって死亡している事実もしっかりと注視していただきたい。この推移も右肩急上昇。平成15年度、虐待死25人、心中は0でした。平成16年、50人、心中8件、平成17年、虐待死56人、心中死30件、平成18年、61人、心中65件、平成19年、虐待死78人、心中64件、平成20年、67人、心中61件、平成21年には49人、そして心中が39件。死亡と心中、痛ましい事件であり、事象であります。

これら虐待に関してのいろいろなデータから、そのデータをしっかり分析し対応し、その対策をしっかりと立て、根絶を目指さなければゼロになりません。今このとき、今この瞬間、純真な子供が虐待を受け、小さな心を痛ませている事実を受けとめていただきたい。1人でも多くの子供を救い、良好な生活を送れるようにするのが、行政はもとより地域社会全体の責務でありましょう。阿見町虐待ゼロを目指すためにも真摯に取り組んでいただきたい。そういう強い思いを込めて質問いたします。

1点目、本町の虐待の現状はどのような状態なのか。

2点目、この課題は何といても早く見つけることです。早期発見をするためどのような取り組みをされているのか。

3点目、虐待という言葉から発する状況のとらえ方は人それぞれ違うと思われれます。しつけ

と思う親もいるようですし、余り一般的にはふだんの生活の中で聞くことも薄い虐待であります。そのような面も配慮して、虐待防止の啓発と予防策についてをお伺いします。

4点目、関係機関の連携と協力体制は不可欠であります。この状況はどのようにとれているのでしょうか。

5点目、要保護児童対策地域協議会の運営と内容について、その活動状況をお伺いします。この協議会は、近隣市町村に先駆け阿見町が最初だったそうですので、大変ありがたく存じます。敬意を表します。

6点目、虐待を受けた子供は体も精神にも深い傷が残ります。もとの笑顔が戻れるよう、その後のサポートはどのようにしていらっしゃるのでしょうか。施策を講じて、すぐによい結果が出るとは限りません。しかし、講じなくては、そのまま普通の日々を過ごすわけでありませぬ。虐待の原因は何なのか、要因となっているのは何なのかを究明し、1日も早く虐待から解放してあげていただきたい。

虐待根絶のスローガンは、見逃すな小さな叫び小さな命です。将来の阿見町の希望をつなぐ子供たちは、健全に安心安全な住みよい暮らしやすい環境で育てなければなりません。積極的な取り組みをお願いし、質問いたします。

○議長（倉持松雄君） 16番吉田憲市君が出席いたしました。したがいまして、ただいまの出席議員は18名です。

それでは、ただいま浅野議員の質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 健全な子供の成長を阻む児童虐待の根絶をということではありますが、一番の問題はやっぱり家庭だと、すべての根源は家庭にあり、それは私たちじいちゃん、ばあちゃん、親、一番そこにあるのかなという思いはします。

そういう面で、1点目の、本町における児童虐待の現状についての御質問にお答えいたします。

本町の児童虐待等における現状については、平成23年度に新たな案件として、軽微なものを含め20件の案件が発生しており、養育放棄、身体的虐待が主な内容であります。また、前年度から継続的の案件としては11件の虐待案件への対応に当たっており、年々増加する案件への対応として、平成23年度より要保護児童相談員を設置し、定期的訪問による保護者への指導及び児童の状態確認を行っております。

次に、2点目と3点目の、早期発見をするための取り組みと虐待予防の啓発と予防策についてお答えをいたします。

児童虐待の背景には、親自身の子育てについての知識、経験の不足からくるストレスなどが要因とされ、対応として、健康づくり課と地域子育て支援センターが連携し、新生児・乳幼児訪問、乳幼児健康診査や子育て広場の中で、双方の情報交換をし、定期的に家庭訪問などを通して相談相手になり、必要に応じてアドバイスをしています。また、保育所、幼稚園、学校等を連携し、子供の日常生活の確認において、虐待防止、親子支援の視点を持つことで、その発生子防と早期発見に努め、情報を共有して、児童虐待に対応しております。

啓発活動としましては、小中学校、保育所では、児童虐待に関する保護者への啓發文書を配布しており、児童福祉課では、児童虐待防止推進月間である11月に広報あみへの掲載及びポスターの掲示を行い、町民の方へ周知を行っております。

次に、4点目と5点目の、関係機関との連携と協力体制と要保護児童対策地域協議会の運営と内容についてお答えをいたします。

児童福祉課では、住民からの通報を初め、児童相談所、警察署、小中学校、保育所等から寄せられた虐待が疑われる情報をもとに、速やかに当事者宅を訪問して様子を確認した上で、関係各課、各機関や担当の民生委員児童委員へ情報を提供し、当事者への指導支援に当たっております。

今後も引き続き、地域の方々との協力、連絡体制を強化し、身近な生活の場における見守り体制の充実を図ってまいります。

次に、平成17年度に設置した阿見町要保護児童対策地域協議会は、町の関係機関のほか、児童相談所、保健所、警察署、民生委員児童委員、協議会等の代表者で構成し、子供への虐待の予防や早期発見に対応するため、毎年推進月間である11月に会議を持ち、意見交換、情報の共有化を行い、必要に応じて実務者会議であるケースの検討会議を開催し、個々の問題解決に当たっております。

6点目の、虐待を受けた子供へのサポートについてお答えいたします。

施設を退所した児童に対しては、必要に応じて児童相談所への定期的な訪問が義務づけられ、児童福祉司等により面接の実施が行われております。施設入所に至らない案件につきましては、町の要保護児童相談員と職員による定期的な訪問を行い、保護者と児童のサポートに当たり、小中学校では、必要に応じてスクールカウンセリングへの促しを行い、児童への精神的ケアに努めています。

今後も、保護者や家族への指導・支援を継続的に行うことで、親子のきずなが修復されるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） 私、平成19年第4回の定例議会で、この虐待問題に対して質問いた

しました。大変すばらしい施策を講じていらっしゃるということがわかりました。しかし、その答弁によりますと、平成17年は12件、18年度は19件、19年度12月でしたから11月までの集計だと23件と、当時増加傾向にあるという答弁がありました。この17年の12名、それから18年の19名、これらの児童は、今現在どのようになっているのでしょうか。進捗状況をお知らせください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。先ほど、17年からの案件について件数の提示がありましたが、毎年件数は、議員御指摘のとおり増加しております。その中で、新規及び継続というようなことで推移しているわけですが、今、それぞれの個々の案件に対して、先ほど町長の答弁で申しましたように、継続が11件というようなことでございますが、これが17年度からずっと継続しているのか、その辺のことについては、詳しく今手元にはございませんが、今年度は継続が11件で新規が20件というようなことでございます。ですから、継続している案件については、確かに長く17年当初から継続している案件もあろうかと思いますが、その中で解決している部分もあるというようなことでございます。そういうことで、先ほど19年度までということですが、21年度には、継続している案件が6件、それで22年度が2件、それで23年度が11件というようなことで、継続している案件については、そういう経過で推移しているということでございます。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） その継続しているという件なんですけれども、先ほどおっしゃいましたように、いろんな委員会、代表者委員会がありますね、そういう委員会を強力に活用して、継続がゼロになるように強力に推し進めるような、そういう考えはいかがでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。要保護児童対策地域協議会、これは、先ほど申しましたとおり、年に1回というような代表者会議でございます。そういう中で、町内で発生しているそういう案件の情報を提供しまして、その内容について、関係機関がそれぞれ情報を共有して、それぞれの部署で個々の問題に当たっていただくと。具体的に対応しますのは、それぞれその実務者会議であるケース検討会議というところで協議をしていくわけでございますので、そこで関連する機関の代表者から、そういう指示なりそういうものがあって、お互いにそういう連携をとりながら、ケースの解決に当たっていくというようなことで取り組んでいるところでございます。

ちなみに、ケース検討会議につきましては、22年度においては8回ほど開催してございます。23年度については7回の開催というようなことで、それぞれのケースに当たっての実務者レベ

ルでの会議を開催して、問題解決に当たっているということでございます。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） 継続しているというのは、なかなか問題が解決しないと、そのように思われますが、そうすると、私は、要因の1つとしてですね、その支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、支援の職務にかかわるものの人材の確保及び資質の向上を図るための研修、必要な措置を講じると、そのように思われますが、職員のその虐待に対する知識、資質の向上を図る研修が必要と思われますが、この点はいかがでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。先ほど申しましたように、町では要保護児童相談員という方を昨年から配置しまして、その案件についての定期的な訪問や相談を行っているということでございます。その方については、個別の案件に具体的にその家庭を訪問したり、定期的に訪問したり、それぞれの事象について当たっているところでございますが、そのほか、町や土浦の保健所、児童相談所、県立医療大とか、そういう専門的なところでの会議の開催のときの参加や研修に参加して、知識の習得、そういうところに努めているところでございます。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） 先ほども申しましたように、今このときに、虐待をされている子がいるわけですね。ですから、継続をしないようにするためには、今お話ししたように、資質の向上、それは研修だけでは足りないと思うのです。そして、その相談員だけがその資質があるだけでは、やはり、周りの人みんながなくてはいけないと思うんですね。ですから、かかわる職員の研修をぜひ、持っていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えします。先ほど、要保護児童相談員というように、その専門の方が専任されているということでお答えしましたが、当然、職員もそういう会議には出席して、そういう資質の向上に努めているというようなことでございます。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） やはり、かかわる人がみんな、そのようなね、知識を持つ、資質のある方がかかわれば、少しは進展するのではないかと思います。

先ほどですね、そのかかわる方たちが、民生委員とか代表者とか警察署とかおっしゃいましたが、先ほどの発表の中にもですね、医療従事者からの情報というのが、大変多く入っておいりましたが、この阿見町では、どの医療関係の方との連携を持っているのでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） お答えいたします。先ほど、その要保護児童対策地域協議会の役職委員の構成については、そういう医療機関も含めるというようなことですが、当町において、稲敷医師会の阿見地区理事会の代表が入ることになっておりますが、今のところ、そこについては欠員というような状況でございます。それで、医療機関というようなことで、これは土浦の保健所の所長が入っているというようなことでございます。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） 医療機関の情報というのは、やはり町の医療機関、例えば病院がですね、小児科の方が、その子供を診たときに、あ、これはおかしいのではないかと、そのように見つけ、情報をやるわけですね。保健所の所長さんが、いつ子供の診察をしたりするのかと、それがちょっとあれかなと思うんですね。ぜひぜひ、この町にある病院、小児科、医療などと連携をしていただきたいと思います。その点はいかがでしょう。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。児童虐待の問題については、当然、これは医療機関も、そういう児童虐待防止法の趣旨にのっとり、そういう観点で、そういう問題があれば市町村に通報するというようなことは、当然周知されているところでございます。

それで、保健所については、町内の医療機関、そういうところにもそういう通報の義務とかそういうものについては当然そういう医療機関の件のまとめ役というところもございますので、そういう内容については当然図られているというところでございますが、ちなみに、23年度の案件54件、継続も含めてございましたが、そういう中で、その通報されている状況、こういうことを見ますと、医療機関のほうからは特になかったというようなことで、主に学校とか保健師、保育所、そういうところから通報があった、あるいは児童相談所のほうから通報があったというようなことで、児童相談所、そういうところには、やはり近所の方からの通報、そういう情報をもとに市町村に連絡が入るというような状況でございます。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） それでは、再度、強く要望として、医療機関に対して、連携をしていただくような、連携の連絡をしていただいて、速やかにそのようなことがあったときには連絡をしていただけるような、そういうお話をしていただきたいと思います。小児科それから病院、この町のですね、そういうところに、ジェネリックと同じように、啓発をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。はい。

それから、民生委員が大変に苦慮しているというお話を聞きます。個人情報保護法が大変過度に行き過ぎている感があり、民生委員が大変苦慮している。なかなか進んで声を上げられない子供の声を、じゃ、どのように吸い上げるのか、その手段を、個人情報保護法とあわせてど

のようなお考えかお聞かせください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。民生委員さんについては、先ほど申しましたように、その民生委員さんからの情報ということもございます。そういう中で、個人情報というような障害があるというようなこととございますが、こういう虐待があった場合には、そういう事実を確認しなくても、そういう疑いがあっても町民は通報しなければならないというような法改正がございます。そういう中で、その事実を確認しないまでも、そういう疑われるようなことがあるというような情報をこちらに寄せていただければ、それは民生委員さんなり、そういう関係機関にこちらからそういう情報は提供して、関係機関で連携をとって対応していくというような取り組み方をしていきたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） その近所の人たち、またはそういうことがわかったときには通報しなければならないと、そういうお話がありましたが、先ほど申しましたように、情報源の一番の通報者は近所の方なんです。近所の方や知人なんです。そういう調査結果から、この阿見町の町民の方へ、まだまだその啓蒙が薄い感じがします。まだ、どこに通報したらいいか、こんなことどんなふうにしたらいいのか、そういう啓発について、町民の啓発がまだちょっと薄いような感じがしますので、町民の啓発をどのようにしていくのか、その波及ですね、その啓発の仕方について、先ほど、11月の月間は広報紙それからポスターの掲示と、そのようにおっしゃいましたけれども、もっと強力な啓発の仕方はお考えでいらっしゃいますでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。先ほど、11月がその児童虐待防止強化月間というようなことで、全国的にその11月をそういう虐待防止の推進月間というようなことで進めているところでございます。そういう時期をねらって、やはり町としても、広報紙なりポスターを掲示して啓発に当たっていくということでございますが、その中で、私もちょっと認識がなかったっていうか薄かったんですが、その虐待防止のシンボルマークと申しますか、その推進するものとしてオレンジリボンというものが推進されているところです。こういうものをもっと町としても推進していきたいというふうに考えております。

そのほかにも、直接子育て支援に関係する保育所なりそういうところでも、保護者にそういうもののPR、そういうものも推進していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） 再度、お聞きいたします。虐待を受けた子供は、やっぱり体も精神

も深い傷が残りますよね。もとの笑顔が戻れるように、その後ですね、サポートはどのようにしていらっしゃるのか、子供のサポート。それから、やはりまた家庭に帰ってくればですね、虐待をした親もいるわけですね。その親の、親のサポートはいかがでしょうか。親のサポートと子供のサポートをよろしくお願いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。先ほど、町長の答弁にもありましたように、施設を退所した方については、児童相談所への定期的な訪問が義務づけられているというようなことでございます。また、児童福祉司等による面接が行われるというようなことで、そういう親も含めて、そういう再発にならない面接をしながら、そういうふうな指導に当たっていくというようなことでございます。

それと、入所していない、入所に至らない家庭についても、同じような対応、これは児童相談所の定期的な訪問とかそういうのはありませんが、町の職員と要保護児童相談員の方が定期的に訪問して、その指導に当たっていくというようなことで考えております。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） その虐待がね、どうしても直らないと、そのときの子供はどのようにするんですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） そういう関係が修復されないまでは退所に至らないということで、それは措置として、そういう児童施設なりそういうところに切り離しておくというような措置が必要であるというふうに思われます。そういう事案に対しては、当然、入所して、そういう関係が、親のほうも修復できるというような状況になった場合には、初めて退所できるというようなことになってくるわけでございます。ですから、そういう状況が改善されないまでは退所には至らないというようなことになろうかと思えます。ですから、そういう心配がなくなったというようなことで退所されても、その後、やはりどういう状況でまた再発するかというのがわかりませんので、そういうことで、定期的に退所後も児童相談所のほうが定期的に訪問して面接をするというようなことが義務づけられているというようなことでございます。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） 今お聞きしたのはね、前にやはり直らなくて、その施設にずっと入っていたと、で、18歳まではその施設に入れるんだというお話を聞きました。18歳まで入っていて、その後、就職支援をしてね、普通に就職できましたということ、そういう方がいらっしゃるんですけども、阿見町では、直らないですね、そういう施設にずっと入り切りの人っているんですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。阿見では、平成24年3月現在でございますが、29名の措置で入所している児童がございます。そういう中で、一番古いというか、長いっていいですか、入所措置したものが、平成9年というようなところから入っている児童がいるというようなことでございます。

ちなみに、23年度新たに3人が入所して2人の方が退所されているというような状況でございます。ですから、なかなか親子の関係が修復できない、そういう措置して一たん切り離さないと、そういう虐待が避けられないというような状況でございますので、それにはそれなりのある程度の期間が必要になるのかなというようなことでは感じております。でも、その人の家庭状況、いろんな状況がそれぞれ違いますので、その長い短いというのは、ちょっと一概には言えないと思います。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） やはりゼロにするためには、もっともっと啓発活動が必要かと思われまますので、その11月のですね月間ですね、そのときに広報で知らせポスターを張るだけではなく、何か啓蒙企画をしてほしいと思いますけれども、この点はいかがでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） 啓発については、先ほど申しました広報紙とかポスター以外にも、ほかに啓発できる方法を検討して実施できるように考えていきたいというふうに考えております。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） やはり、根絶は皆さんの啓発で、それを知っていただくのが、まず一番だと思うんですね。ですから、その企画をして、大々的にね、オレンジのリボンですね、このリボンをたくさんつくって、みんなに渡すとかね、そういうふうにして、その啓発活動を活発にしていきたいと思います。

もう1つですね、子供は自分が虐待を受けているということを言えない、そういうことがあります。子供がかけられる電話、子供相談室110番という、そういう電話の設置が必要ではないのかなとは思いますが、この設置についてはいかがでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えをいたします。なかなか本人から通報ってというのは、今回も23年度の事案でもなかったというようなことでございます。ある意味、虐待という案件が、未就学児とかそういう低年齢というようなこともございます。それとまた中学生というのも当然いるわけなんですけど、やはりその育った環境、そういうものが、やはり自分が幾

ら虐待を受けても、親をやはり憎めないというようなことがやっぱりあると。そういうところから、通報に自分から自らしていくというような状況にはなかなかなっていないのかなど。そういう通報の状況から見ると、そういう背景もあるのかなというふうには考えているところでございます。それにしましても、そういう通報っていうのは、当然本人からもそういうことは、市町村でも児童相談所でもどこでもそういうものは受け入れる体制はできているわけでございますので、そういうPRも当然していきたいというふうに考えております。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） それでは、やはり、子供が自分で、あのね、こうこうなんだよって、気軽っていうことはありませんけれどもですね、子供がかけられるそういう電話が設置できれば、設置してほしいと思います。

やはり、虐待の一番の根源は、今町長さんがおっしゃったように、家庭にあると。それはだれもわかります。その家庭の中で一番虐待をするのが母親だと、先ほどの統計の中にも出ておりました。やはり、子供と一番長くつき合っているのは母親なんですね。ですから、何もわからない若い母親が、泣いてばかりいて何をしていても泣いてて困ってしまう。そうすると、殴ったりけったり、そんなふうにしてしまう、そういうことになるのだと思うんですね。ですから、女性の妊娠、出産、子育ての体制を、例えば、女性保健支援センターがあれば、そういうところで、もちろん子育てをするときの悩みや何かを聞いていただくと、そう思うんですが、そういう体制の強化について、お願いしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。子育て支援、そういう相談については、町の子育て支援センターとか、あるいは乳幼児の定期健診とか、そういうところでお母さんたちのそういう悩みの相談、そういうものも当然聞いているところでございます。そういう中で、やはり母親のそういう育児に対するストレスとかそういうものになるべくそういう相談を聞き出すというか、言わなくてもこちらから聞き出すとか、いろんな投げかけをして、そういうストレス、あとは育児に対する不安とか知識とか、そういうものをやはりアドバイスなりしていったら、そういう未然防止というようなところにつなげていきたいというふうに考えております。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） ありがとうございます。強力にですね、そういう体制の整備をよろしくお願いしたいと思います。

問題のある子はいちから出ない、言えない。お母さんもやはり言えない、出ない。そういう状態があると思うんですね。そういうときに、その相談員が——この阿見町では独自に相談員

をつくったというお話がありましたが、これはすばらしいと思います。その相談員がそういう家庭にですね、何回ぐらい行って支援をしているのか、相談員の人数、それからその回数など、よろしくをお願いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） 要保護児童相談員の活動としましては、先ほど申し上げましたように、実際案件があったところに訪問して、相談なり指導をするというようなことが主な仕事の内容でございますが、23年度の実績といたしますか、活動の内容で主なものは、その児童のお宅を訪問するというようなことで、約30日ほどそういうお宅を訪問していると。延べ人数で47人、定期的に訪問しているものが5名というようなことでございます。また、その活動の内容としては、小中学校や保育所あるいは病院等との打ち合わせ・カンファレンスとか、施設に訪問しての情報交換、そういうものが主な活動の内容となっております。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） 30日訪問して、最初と30日目の後半ですね、その子供または母親、状況は変化したでしょうか。そこのところをお聞きしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長横田健一君。

○保健福祉部長（横田健一君） はい、お答えいたします。すべてが相談したから解決するというような事案はなかなかなくて、結果的にやはり11件が継続しているというような状況もそういうところにあるわけでございます。その中でも、未然にといたしますか、そういう指導で虐待がおさまったというようなことも、また反面あるわけです。やはり、そういう活動を通して、31件の虐待案件の中で半分ぐらいは解決しているんじゃないかというようなことでございます。これがすべて要保護児童相談員さんの指導ということではなく、各そういう連携をとった中で対応した結果がそういうことになっているというようなことで考えております。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） これは早急な変化が見られるということはないとは思いますが、ですね、やはり30日間通う中には厚情が移って、少しは違うのではないかと、少しは進むのではないかと、そういう期待は持たせていただきたいと思うんですね。

私、この質問をしているのは、虐待されている子が、今、心も体もですね、痛んでいるわけです。そういう子をゼロにするために、行政もそれから町民一体となって、それを救おうと、その施策はどうしたらいいのかと、そんなふうに皆さんに、執行部の方にもお伺いしているわけです。ですから、こう何か、子供だよ、他人だよって、そういうね、感じじゃなく、もう少しこう、熱意を込めておっしゃっていただきたいなとね、思います。

1人で、また1つの機関では、子供を虐待から守ることはできません。多くの機関の方々の

協働と地域住民の協力が不可欠です。これはもちろん啓蒙活動も推進していただきたい。それから、早期発見、予防にも徹していただきたい。1人でも多く、1日でも早く、良好な生活を送れるように、町全体でもう少し取り組めたらと思いますので、これからもですね、啓蒙活動を活発化、積極的にして、虐待児童のゼロを目指して、行政も取り組んでいただきたいと思いますが、最後に一言、よろしいでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 最後に浅野議員が言われたとおり、そういう前向きなものをね、提言をしていただくと、もう随分数字は、最初からいろんな数字を並べているわけですから、そういう意味では、こちらから数字を言われなくても、相当研究しているなという思いはしております。昔の前のおりの質問でやりたいということで、それはそれでいいと思います。質問は、それぞれの議員がやることです。それはそれで尊重しなければいけないと思いますけど、やはりもう少し提言的な前向きな形の答弁を引き出すっていうか、そういうものが、やっぱり浅野議員にはお願いしたいなあ。まあ、母親なら母親をね、こういうふうにして教育すればこういうふうになるんじゃないですか、そういう面では、町は今、小さい子供を持つ母親に対してどういう教育をしているのかとか、そういう、何か前向きなものを、私はもうちょっと求めたいなと。非常に小さいことで細々としたもので、こちらも答弁はしてるんですけど、何かそこにこう、だんだんだんだん元気がなくなってしまう。こちらは、質問したものを、何かネガティブな形の中で答弁が出てしまうというね、そういうものがあると思うんですよね。ほかの議員と言っちゃ悪いけど、野口議員にしても、何にしても、前向きな形の中で、じゃあどうするんだと、やっぱりこういうことをしていったらいいだろうとか、飯野議員もそうですよね。そういうもののほうが、かえって質問がね、活きるんじゃないかなと。せっかくすばらしい意見を持っているんですから、そういうものをもう少し積極的に出していただきたい。そして、だれでもがね、子供たちが虐待を受けない、そういう町、そういう国、そういうものはだれでもが望んでおります。だれでもが望んでおる、それに対して、少しでも町も努力しなければならない、大いに努力しなければならないということで、相当、部長も頭を絞りながら、いろいろ答弁をさせていただきました。今後とも、やはり虐待ゼロに向けて努力していくことは、ここでね、やはり努力するというので、お願いしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） それでは、虐待はゼロになるように、よろしくしたいと思います。

それでは、続きまして、第2問目の交通安全問題から、登下校集団に対する安全確保は大丈夫かについて質問いたします。

昨日、佐藤議員の通学道路の安全確保についての質問がございまして、重複する部分があるかと存じますが、御回答では重複部分は簡略にさせていただいてくださって結構ですので、よろしく願いいたします。

つい先ごろ、連続して登下校中の児童が交通事故に巻き込まれ、死亡を含む重軽傷を負ったとの報道がニュースとして連日放送されました。紙面でも大々的に掲載されました。それらの様子から、阿見町の通学路は安全なのか、交通環境はどうか、保護者の心配も受けて、質問させていただきます。

県では、早速、通学路安全対策を強化して、通学路における交通安全確保に関する緊急会議を開き、公立学校900校から危険箇所に関する情報を集め、協議に乗り出し、これと並行して、各地域では、8月末までに学校や道路を管理する自治体・県警が合同で現地調査を行い、通学路の見直しや交通規制などの安全対策を講じていくとの見解を示しました。

阿見町でも、昨日の答弁から、安全対策への取り組みとして、安全マップの見直し、安全教室の実施、ヘルメット着用、PTAへの協力要請など、継続実施を行い、通学路の安全点検及び安全確保の調査を実施し、一部調査の結果を報告がありました。

重複部分は簡単で結構でございますので、質問させていただきます。

1点目、歩行者の安全確保について。

2点目、狭い道での無断駐車は危険ですので、駐車対策の推進について。

3点目、狭い道への障害物は危険ですので、狭い道路にまたは歩道にある障害物について。

4点目、交通安全活動の強化について。

以上、4点を、安全確保のための対策として絞って質問させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（倉持松雄君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。会議の再開は2時14分といたします。

午後 2時04分休憩

午後 2時14分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの浅野議員の質問に答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、登下校集団に対する安全確保は大丈夫かにお答えいたします。

1点目の、歩行者の安全確保と3点目の狭い歩道にある障害物につきましては、昨日お答えしました佐藤議員の一般質問の内容と重複しますが、教育委員会で実施した通学路の調査に

基づき、関係機関と協議の上、対策を検討していきたいと考えております。

昨日は、西郷の道路が出てきました。あれは、西郷の広聴会が開かれたときに、通学路が危ないということでした。じゃあ、危なくなするためには、どういう通路を通ったらいいんだという話を、私はしました。やはり、地域でここを通れば十分そんなに遠回りしなくても危なくないですよと、そういうことをやっぱり地域でも考えていくということが大事かなと思うんですよね。そういうことで、ただ単に危ないだけじゃなくて、危ないってあるならば、どこをどう通ったら危なくない、少しでも安全なのかということ、やはり地域の人にも考えてもらいたいし、地域のPTAの皆さんにも考えていただきたいと、このことをちょっとつけ加えておきたいと思います。

2点目の、駐車対策の推進についてですが、基本的に、路上駐車や歩道上駐車の取り締まりにつきましても、警察の所管となります。町の対応といたしましては、町民の方々から問い合わせがあったときには、警察に連絡し対応していただいております。

違法駐車は、警察による取り締まりによるものだけではなく、運転者の自覚、交通マナーの向上が必要と考えられます。駐車対策に限らず、4点目の交通安全活動の強化についても関連するところでありますが、警察や関係機関と協力して、交通ルールの遵守、路上駐車をしない等、正しい交通マナーの実践を町民一人ひとりに広く普及・浸透を図ることが重要です。

そのためには、交通安全教育、普及啓発活動、街頭啓発活動を継続的に行っていく必要があると考えております。街頭啓発活動等は、もう年に4回やっておりますね。

次に、4点目の、交通安全活動の強化についてですが、町では、町民の安全安心を守るため、幼児から高齢者までを対象とした交通安全教室の開催、年に4回の交通安全キャンペーン、夜間立哨、シルバー大会、児童生徒の通学時における立哨活動等、さまざまな交通安全活動を、警察や関係機関と連携し、事業を展開しております。

交通安全対策の推進に当たっては、町、学校、家庭、職場、団体、企業等が役割分担しながら連携を強化していくことが大切であると考えております。引き続き、警察や関係機関、地域の皆様に御協力をいただき、1件でも事故を減らし、さらなる交通安全対策の強化を図ってきたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） ただいま答弁にありましたように、交通安全活動も大変いろいろなところと連携して整備をしていらっしゃるのことがわかりまして、安心いたしました。

昨日、通学路の調査をして、24カ所の欠点のところが見えたとき、そのようにおっしゃいましたけれども、この24カ所は、いつ、その修理または補修というんですか、直したり修理したり、またはそこを通りやすくするのか、いつごろその実施するのかをお聞きしたいと思っております。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えいたします。24カ所うちゅうことで、早速今日ですね、学校教育課の担当職員とそれから都市施設管理課の担当がですね、早速、阿見小、中央郵便局の裏の木が出て狭くなっているところの地権者に対応してやるような形を、今日、進めました。それから、残り23カ所については、6月、7月、夏休みにかけて、うちのほうの担当職員と都市施設管理課の職員で現地調査をしまして、改めてどのようにしたものかというのを整理したいと考えておりますので、御理解をお願いします。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） ありがとうございます。早速の実施、よろしくお願ひしたいと思います。

私も、実は、先ごろですね、この学校の通学路をずっと回ってまいりました。そして、やはりですね、道に草が生い茂っていて歩行が困難、それから白線があっても白線が消えていた、それから狭い道路には溝があるんですが、その溝のふたがなかった、それから歩道が大変でこぼこしている、そういうところがありました。白線があってもこれがない、それから草が生い茂っている。やはり、子供からの目線ですとですね——大人の目線だと、子供危ないよって、こんなふうにはドライバーは思いますが、子供目線になれば、おじちゃん、何でそんなにスピード出しているの、どうしてこちらに寄ってくるの、どうして携帯電話をやりながら走っているの、そういう子供目線から見ていただきたいと思ひます。それで、やはり雑草が生い茂って、生徒が茂みにですね連れ込まれる危険性も生じます。それから道路のでこぼこでは、やっぱりつまずいたり、それから後ろからつまずいて押されてけがをするところがある。そういうふうにして、この24カ所以外にもね、まだあると思ひれます。ですから、次長さんが今、現地調査を行いますとおっしゃってくださいましたので、そのとき、もう一度見ていただきたいと思ひます。よろしいでしょうか。

それでは、お伺ひします。現地調査をしていただけるといふお話でしたけれども、そのとき、その24カ所以外にもいろいろ見ていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） ちなみに、これ、本郷小学校にですね、1つだけ、浅野議員さんいいですか、こちら。1つだけ本郷小学校のですね、安全マップちゅうのをちょっとお借りしてきましたけど、この中ですね、主な通学路、それから不審者の出没、スピードを出す車が多い、見通しが悪い、人気が少ないというようなのがありましてですね、早速各学校では、京都市のあれを受けまして、既に見直しして、それからこれから見直しという部分で、今進め

ておりますので、その中で、やっぱり改めて道路が悪いちゅう部分が出てくるかと思えます。その中で、また都市施設管理課と連携しながら整備していきたいと考えておりますので御理解ください。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） その狭隘道路に木が生い茂っていたり、家の土がこちらに来て白線を隠していると、そういうところですね。その近所の方、自分の息子や孫が通るとき危ないなと思っても、その近所なので言えないというんですね。ですからぜひ、その現地調査を行って見ていただいて、その危険なところをですね、行政のほうから、ここは危ないですよと言って、直していただきたいと思いますが、これについてはいかがでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えします。道路のほうに木が生い茂っているということであれば、当然、町道関係であれば、町のほうから指導していきたいと考えております。

それから、先ほどの草の問題ですが、現在、全町的に草刈りを契約して進めているところでございます。ですから、順次、一気に町道全部は刈れるわけではないので、順次進めているところでございます。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） この道路の障害物に対しましては、以前、藤井議員が質問しておりました。それで、いろんな植木ごみや何かでですね、所有者がこれを切ってはいけないとか、何か行くとかまを持って追いかけられるとか、そういうことをおっしゃいましたけれども、行政はその刈り込みを促すだけまでですよ。それで、促されても実行しない所有者にはですね、促ししていても向こうで実行してくれないと、そういう人のためにですね、これは町が代行して刈り込みを行えるですね、通学道路の安全に関する条例をね、整備が必要ではないかと思われましても、この条例についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） 正直、条例についてまでは検討しておりませんでした。先ほど浅野議員がおっしゃったように、個人の財産でございますので、その辺、条例をつくるにしても、かなり慎重にやっていかなければならないと思います。ただ、現在のところ、まだ考えておりません。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） やはり、通学をしていて大変に不便であるというところを酌みとっていただいてですね、早速この条例をつくっていただいて、もうこの3分の1以上通学路に出

ていたら切れると、そのぐらいのところをしないとですね、きちんとした通学路にはならないのではないかと思います。

前に、京都のほうでありました、突っ込んできてしまったというのね。私、阿見町ずっと見ておりましたけれども、阿見町には、通学路の一番大切なところには、路肩というか縁石があるんですね。ほかの市町村よりちょっとこの縁石が高くてですね、普通のドライバーが入れないようになっている。これはすばらしいなと思います。ですから、その縁石で、京都のような事故は起きないなと思っておりますので、そこは安心しております。

そして、もう1つはですね、やはり交通事故が起きるといのは、もちろん子供もそうなんですけど、運転者にもいろいろ問題があると思われま。ですから、その運転者をですね、この阿見町の企業または会社、そういうところの大きな車や何かを運転する運転者に対して、各企業は安全運転管理者というのがあるんだそうですね。その安全運転管理者への呼びかけをしていただきたいと思いますが、この点はいかがでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。企業に普通自動車5台以上所有している事業所ですけれども、安全運転管理者を専任して届けるようにという警察のほうの決まりがございます。安全運転管理者がやらなければいけないこと、運転者に対する注意とか教育とかですね、それで決まっておりますので、その中で安全運転を各事業所で図っていただくということがまず第一かと思ひます。

行政のほうで、その事業者の方に働きかけができるということに関しましては、町で交通安全対策協議会という協議会をつくっております、いろんな部署の方に参加いただいております。事業所、企業の代表の方は、3工業団地がございますけれども、そちらの代表の方、それとそれ以外の町内の事業所の代表の方も出席していただいております、町が推進しますいろいろな交通安全活動に御協力いただいたり、そういった週間、強化月間等も御理解いただいて、各事業所で実践していただくというような、町と企業との連携をとってございます。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

交通事故のですね、一番多い年齢層は、やはり若者なんですね、交通事故に遭う、それから加害者になる。被害者になるのも加害者になるのも、子供より高齢者が多くなってきているというお話も聞きますけれども、やはり若者の事故が多いんです。若者の事故が多いということは、つまりですね、小学校、中学校時代の交通安全教育がしっかりと身につけばですね、暴走族になったり、そういう無茶な運転をしたり、そういうことがなくなると思ひますが、小学校、中学校における交通安全教育の徹底を図っていただきたいと思ひますが、この点はいかがでし

ようか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 学校にはですね、学校保健安全年間計画というのが、これはたまたま実穀小の部分なんですけど、中身を見てみますと、1つは保健管理と保健教育の部分、中身を見ますとですね、今度、安全管理それから安全教育ということで、各小学校については、毎月、何らかの形で、例えば4月は安全に登下校しましょうという、これが重点目標になっていまして、毎日やっているのは登下校の指導ですというような、こういう安全計画に基づいて安全教育を実施しているところでございます。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） ありがとうございます。しっかりとした安全教育をしていただければですね、大人になってからの暴走族または交通事故を起こす率が少なくなるのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

また、町民それから町の全体で、子供から大人まで、交通安全に対する意識啓蒙を図るためにですね、交通安全週間というのがあります。そこで何か企画をしていただけないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 町の交通安全を守る、また啓発をする、協力していただける団体、交通安全母の会とか交通安全協会とか、団体がございます。そちらの団体と連携をいたしまして、その安全週間には街頭キャンペーンと、また立哨指導等を今年も、特に今年は、先ほど冒頭に浅野議員さんが言われたような子供の事故が多いというようなことで、総会でも特に確認はしておりますので、そういったことを念頭に置きながら、力を入れてキャンペーン等を行いたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） それでは、阿見町から交通事故が出ない、出さないという意識と、それに伴ういろいろな整備を万全にして、交通の安全宣言ができるようお願いをいたしまして、2問目の質問を終了させていただきたいと思います。通学路の整備をよろしく願いいたします。

それでは、3問目に入りたいと思います。

国際交流だけでなく国内交流をの提案をさせていただきます。

先ほど飯野議員からもグローバルなというお話が出ましたが、グローバルな時代、世界へ目を向け、異国との交流を通じていろいろな体験をし異文化を知ることは、日本文化にも目を向

ける機会が生じて、大変意義のあることだと思いますが、我が町にも外国の方が在住していますので、民間レベルでも交流は行われていると思います。

国内での県または市町村との交流は、容易に行き来でき、費用も安く、自分の地域と地形や場所が違う地域との交流であれば、お互いの文化の交流や産物の交換、行事への参加で、人々との交流が大いにでき、活性化にもつながるのではないかと思います。大勢の人が町に来るのは、商店の売り上げにも影響があり、経済的にも潤いが生じるのではないかと思います。

近ごろでは、災害時応援協定が盛んに行われており、自治体間の相互応援で双方にメリットを生むということで協定を結んでいるようです。過日の報道では、水戸市が千葉県柏市の断水時にミネラルウォーター2リットルペットボトルを2,460本運んでいる様子が載っていました。茨城県は目黒区と交流し、目黒の方が県の「どきどきレストラン」で体験農場をして、バーベキューをして楽しみ、また目黒区では茨城県産のローズポークを販売しているということです。このほか、足利市と神奈川県大和市の株式会社マミーマートと、それから栃木県の電気工事工業組合という民間会社と締結を結んでいるそうです。

このように、自治体と自治体、自治体と民間企業と交流する相手を目的によって定めて結ぶのは、お互いのメリットが生まれ、よいのではないかと思います。国内交流についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 国際交流だけでなく国内交流をとということで、先ほど飯野議員の質問にも答弁したとおり、町では国内交流のための協定締結を検討しているところでございます。

具体的には、今月6月2日に「ふれ愛まつりだ、芝地区！」に参加させていただき、東京の港区であります。このイベントは、今年で7回目の開催であり、浅野議員も地元である君島地区の皆さんと一緒に参加は5回目となるそうです。ひょっとことか産直野菜の販売ということで、皆さん汗をかいておりました。今回は、私とともに、まい・あみ・アンバサダーなども参加し、阿見町をPRさせていただきました。

港区では、今週10日に区長の改選がありましたが、お会いした武井区長さんが再選されたので、事務方が港区区役所を訪問し、今後の交流促進について申し入れを行う予定となっております。

また、阿見東部工業団地に立地する雪印メグミルクに橋渡し役となってもらい、昨年、工場が立地している北海道の大樹町の町長さんともお会いして、今後の交流をお願いしてあります。雪印メグミルクの雪印つながりの中ですね、いろいろ考えていきたいなど。雪印の工場を擁する市町村との連携を図るための協定の締結にこぎつけていきたいと考えております。

このように、議員御指摘のとおり、国際交流だけでなく国内交流を積極的に進めていきたい

と考えております。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） ありがとうございます。阿見町が日本の中で輝く町になりますように、国内交流のたくさんのいろんな地域の方と交流をしていただいて、阿見町の文化、芸術、いろんなものをアピールしていただきたいと思います。それだけでなく茨城県はアピール度が最下位になっておりますので、阿見町が上がるようにですね、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、13番浅野、質問を終わらせていただきます。長時間ありがとうございました。

○議長（倉持松雄君） これで13番浅野栄子君の質問を終わります。

次に、9番川畑秀慈君の一般質問を行います。

9番川畑秀慈君の質問を許します。登壇願ひます。

〔9番川畑秀慈君登壇〕

○9番（川畑秀慈君） 皆様、こんにちは。それでは、通告に従ひ、質問いたします。

昨年の3.11から1年3カ月が経過しています。津波による大きな被害、地震による家屋の倒壊、ライフラインの遮断、原発被害、そして死者・行方不明者の人数も推定、災害関連者の方も多く、今年3月末までに関連死として認定されたのは1,618人、死者、行方不明者と含め、優に2万人を超す人が亡くなっております。阪神淡路大震災と比べて3倍以上の人数になります。そして、この犠牲者の人数は、いまだ推定です。推定人数、なぜなのか。これは、私たち議員も、町長初め執行部もよくよく考えていかなければならないことではないかと思ひております。

さて、またいつ起こるか分からない首都直下型地震等、まさに日本全体、どこでも大きな災害が起こり得る可能性があります。ある人がこのように言っております。そもそも日本列島は太平洋プレートとアメリカプレートが出会っているところです。プレートとプレートが重なっているから火山列島なのだ。そういうことを認識を明確にしています。だから、揺れなければ日本ではない、揺れるから日本なのです。そして、阿見町は、この日本列島本州の中心地域にあります。それは間違いなく揺れるということです。地震の被害に遭ひやすいということを認識できます。

当町を含め、3.11では、地域防災計画が全く役に立ちませんでした。昨年の5月に防災の勉強に行っており、防災先進国は、アメリカから経済封鎖を受け、経済的にも厳しいあのキューバであることを知りました。昨年的一般質問の折にも少し紹介したこともありますが、改めて、国連が防災の先進国であり防災の理念を現実の場で実践していると高く評価し、隣国のアメリカもキューバを防災の手本としている、そのキューバについて、少し話をし、質問に入

らせていただきます。

さて、世界で最も多くの人命を奪っているのは何か。それは、ハリケーンです。過去200年間で約200万人が命を落としております。20世紀になってからも、北米やカリブ海では7万5,000人がハリケーンによってこの世を去っております。貧しい開発途上国はもちろん、進んだ先進国といえども、このリスクから離れることはできません。2005年のハリケーンカトリーナ、死者1,836人、行方不明者705人、家屋喪失100万、この惨事をもたらした。アメリカでも最も多く人命を奪っている災害は、約500人が命を落とした1906年のサンフランシスコ地震ではなく、また9.11のテロでもなく、このハリケーンによる被害でございます。ハリケーンにこれほどの殺傷力があるのも、地球上で最強のエネルギーを持つ自然現象の1つだからであります。たった1個のハリケーンが放出するパワーは、アメリカ全土が消費する半年分の電力よりも多いと。地球温暖化で大型ハリケーンが年々多発し、被害も深刻化しております。

アメリカのカトリーナ、これは天災か人災かといいますと、これは人災だと。大型ハリケーンであったとはいえ、ルイジアナ上陸時は最小のカテゴリー3——これは、カテゴリー3、4、5とこれから出てくるんですが、3というのは、風速大体50メートルから60メートル弱、4というのが60メートルから大体70メートル、5というのは70メートル以上、時には80メートルであったり、90メートルであったり、100メートルになる、非常に大きな巨大なものです。さて、この最小のカテゴリー3にもかかわらず多数の犠牲者が出た。貧しいアフリカ系米国人たちには避難する手段がない。被災地ルイジアナ州は、州兵の3分の1が軍事活動に従事中で救助をサポートする体制になかった。そして、死者の3分の2が溺死者。避難体制の不十分さのあかしと言える。その後の対応振りも、先進国とは到底思えないほどぶざまなもので、高齢者、病人がまず犠牲となった。老人ホームでは職員が真っ先に逃げ出し、高齢者は見捨てられた。刑務所でも看守が不在のまま、受刑者が600人以上も水も食料もなく放置され、うち517名が行方不明。避難所では支援物資が不足し、食料は自己責任で確保。そのため、高齢者等の衰弱死が相次いだ。多くの病人もカルテなしに残され、十分なケアを受けられず、感染症も集団発生し、パニック状態の中で、市民による食料品の略奪も続発し、医療薬品輸送車への襲撃も起きた。

さて、この悲惨な状況に苦しむ中で、人道的な救急医療援助を直ちに打ち出した国があります。それがキューバ。このキューバからアメリカへの援助というと奇異に聞こえるかもしれませんが、9月の19日には約1,600名の医師が招集され、アメリカから要請があれば直に出動できるように待機していた。被災者を治療し、感染症の蔓延を未然に防ぎ、災害後の二次被害を減らすため。当然のことながら、アメリカ国務省はキューバ政府からの申し入れを拒否している。キューバは、アメリカと比べれば比較にならないほど貧しい開発途上国にすぎない。大概、開発途上国では、自然災害が発生すれば大量の死傷者を出す。例えば、1970年、バングラ

デシュを襲ったサイクロンでは50万人が亡くなっている。しかし、同じ開発途上国とはいえ、キューバの対応はいささか違っている。このときの外務省のロドリゲス副大臣はこのように言っています。自然災害というものはありません。適切な計画と手段があれば、自然災害は避けられます。例えば2001年、このときにもありました、1944年以来の最悪なハリケーン。国土の52%がダメージ、全国民の53%に当たる500万人以上が被災。そこで死者は、建物の倒壊による4人、溺死者が1人、合計5人。それ以外は軽傷者が10人、それだけだった。そして16万戸以上の住宅が破壊された。しかし1年未満で復旧されている。それも将来の災害に備え、より安全な場所に新たに建てられたり、頑丈な資材で再建されている。この後、数々の例があるんですが、それを言うとは講演会になってしまいますので、飛ばしますが。

キューバというところは、ハリケーンの通り道になる。大西洋上で発達したハリケーンは、まずキューバをたたいてから北上していく。その中で、キューバのハリケーンのすさまじさというのは、日本の台風の比ではない。どういう状況かといいますと、強風でまず屋根は吹き飛ばされます。家もなぎ倒されます。バスは横倒し、テレビ塔も倒れる。海岸沿いは数メートルの高波が押し寄せる。先ほど説明したハリケーンで高波が大体6メートル。高波が引いた跡には廃墟しか残らない。にもかかわらず、死傷者がほとんど皆無に近いのはなぜか。危険をいち早く政府が知らせ、水、食料、電気と万全の事前準備をした上で、危険なエリアから安全地帯に逃げるからだ。そして、このキューバの防災の理念、だれ一人として風雨にはさらさない。そして、家や家財を失った住民には、まず仮設住宅、そして復興とともに、住宅と最低限の家具が無償で支給。工場も店舗も壊れた被災者にとって必要な収入源は仕事。そのために公共事業がなされ、生活のための住宅を整備することがまず一番初めで、その後、道路と。その後いろいろな整備をしていく。準備が全然違っている。そして、このキューバというところは、先ほどお話ししましたが、だれもが失った財産と住宅を補償される。アメリカの視察レポートは、キューバとアメリカとの違いをこう述べています。被害を最小限に抑え人命を救うという目標は同じ。しかし、アメリカの災害救助計画との最大の違いは、資産の保護と補償にある。政府の役人たちは、家具や身の回りを安全な高台へと移すことを支援し、私有財産の補償も国民に約束する。ハリケーンで住宅が破壊されても再建を約束。危険が去った後、地区ベースで被害評価がなされ、必要に応じて優先順位に政府の予算でそれを交換し修理していく。私有財産が補償されれば、円滑に避難もなされ、避難中や復興中に被災者が感じるストレスも少ない。このようなことがレポートで言われております。

まさに、国連加盟国は、この国連の防災手順にのっとって防災計画を立てるという話を以前にしました。キューバはまさにそのモデルとなっているところ。ハリケーンがあるかどうかは、この地域ではわかりません。しかし、先日のつくばで竜巻があったり、これから以下、何時ど

ういう災害があるかわかりません。そこで、質問をいたします。

1点目としまして、3.11から1年3カ月たつが、今同じ大きさの震災が起きたらどのような対応を町はしていくのか。

2点目、これから策定する防災計画の中で、住宅の耐震化についてどう考えているのか。

3点目、軟弱地盤地の耐震化をどう考えていくのか。

4点目、防災教育の状況はどうか。これは、学校の児童生徒そしてまた地域住民に対してどのようなことを行っているか。

以上の4点について質問いたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは、防災についてお答えいたします。

1点目の、3月11日から1年3カ月がたつが、今同じ大きさの震災が起きたらどのような対応をするのかについてですが、さきの東日本大震災の反省と教訓を活かし、現状の体制を最大限発揮することで対応をしていきたいと考えております。

具体的には、エリアメールの開設や災害協定の充実、防災情報通信整備基本方針の決定、また、管理職員に対する研修会等、さまざまな対策を実施しております。

しかし、震災の被害を最小限に抑えるためには、自助・共助・公助それぞれが災害対応力を高め連携することが必要であります。今後も、地域防災計画の見直しを行いながら、地域の皆様との連携をより一層深め、減災対策を推進していきたいと考えております。

続きまして、2点目の、これから策定する防災計画の中で、住宅の耐震化についてどう考えていくのかについてお答えいたします。

平成7年の阪神淡路大震災では、古い木造住宅の倒壊率が高く、建築物の耐震壁の少なさや、壁の配置の悪さ、老朽化等が倒壊の要因と言われております。特に、昭和56年以前の旧建築基準法で建てられた木造住宅に大きな被害が出ました。国の中央防災会議首都直下地震対策専門調査会で想定された地震のうち、阿見町において最も大きな被害が想定される茨城県南部地震を想定地震と考え、地震の規模はマグニチュード7.3、震度については、阿見町全域で震度6弱から6強の強い揺れが予想されている今、現在の建築物を耐震診断し、また必要に応じて耐震補強工事を行うことが大切です。

町では、町民の皆さんの自宅の耐震性を認識していただくため、また地震に対する備えの参考としていただくために、平成18年度から阿見町木造住宅耐震診断士派遣事業を実施しております。耐震診断は、昭和56年5月以前の木造住宅で一定の要件を満たしたものが対象となり、

財団法人日本建築防災協会による木造住宅の耐震診断と補強方法に定める一般診断法により行っております。一般診断法は、茨城県木造住宅耐震診断士が自宅を訪問し、原則として図面やヒアリング、あるいは簡易な調査でわかる範囲の情報により診断を行います。

現在までの実施件数は、累計で58件実施しております。

今後も、事業の周知を図り、町民の皆様に防災意識を高めていただくとともに、住宅の耐震化については、阿見町地域防災計画の見直しの中で、減災対応を整理するとともに、新たな制度や財源については、阿見町第6次総合計画と整合性を図りながら検討してまいります。

次に、3点目の、軟弱地盤地の耐震化をどうしていくのかの質問についてお答えいたします。

地震による災害が起きた際に、道路、公園、上下水道、広場等の都市施設が機能するように整備を図るとともに、その被害が未然にあるいは軽減されるような構造となるよう誘導し、災害に強く安全なまちづくりを進めていく必要があると感じております。

さて、被害を受ける可能性のある個人住宅等の小規模建築物について、当該建築に係る関係者が、地震の危険性に関する認識を深め、住宅の耐震化促進や、自らできる安全対策などの備えに役立てていくことの情報の提供の1つとしましては、平成23年度に地震ハザードマップを作成いたしました。

これからも、震災に強いまちづくりの推進普及に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解とさらなる御協力をお願いいたします。

4点目の、防災教育の状況はについてですが、学校の防災対策につきましては、この後、教育長から答弁していただきたいと思っております。

地域住民が防災に対する高い意識を持つことができるよう、意識啓発活動に努めていくことは非常に重要ではないかなと、そう考えておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

○議長（倉持松雄君） 教育長青山壽々子君、登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） 防災教育、学校の状況はについてお答えします。

昨年度、東日本大震災の経験を踏まえた防災計画の見直しを各学校において行いました。今年度は、見直した防災計画をもとに、いろいろな場面を想定して避難訓練などを実施しております。

さらに、竜巻や落雷等の自然災害の対応についても、児童生徒に対して具体的に指導させております。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） ありがとうございます。前回の3.11の当時を思い出しますと、非常に混乱をし、また通信も、また防災本部等もうまく機能しなかったという部分がございます。

やはり、今、地域防災計画の見直しの中で、より精度の高い、いいものができ上がってくることは期待はしておりますが、その前の段階で、今もし、瞬時にこの場で起きたときっていう近々のことを考えたときに、やはりこの対応の仕方は、前回の3.11を踏まえて、議会のほうへもわかりやすく、また新たな形で簡潔な文書化したものでもいいですから、ぜひそれをもとに説明をしていただきたい。そしてまた、それをもとに、前回は議会としてまとまった動きはありませんでした。本来、議会としても、どうそのときに対応していかなきゃいけないのかということも、やはり町の防災の動きの中で、これから検討し、考えていかなきゃならないことでもあると思いますので、この近々の今、直ちに災害があったとき、町はどこを拠点にしてどういう動きをしていくのか、改めて全協等で文書またはその行程を明文化していただいて、説明をしていただきたいと思うんですが、その点はいかがでしょう。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。今、突然の川畑議員の御指摘、御注文でしたので、今すぐできますというように答える自信がまだございませんけども、防災計画の作成を今年から始めまして、業務別の初動マニュアルというのは、今年作成する2カ年の第一段階として作成する予定でございます。そういったものが形になりましたらば、また議員の皆様にご報告いたしたいと思っております。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） ありがとうございます。ぜひ、それができ上がりましたら、よく説明をしていただきたいし、またこちらもそれを把握した上で、どのような行動をとるか、やはり話し合いをしていかなきゃいけないのかと思っております。

さて、この地域防災計画の中で、ちょっと1点目として聞きたいのは、今まで防災会議を行ったと思うんですね、過去において。その議事録があるのかないのか、それが1点。

それと、前回の防災計画を策定するとき、これも地域防災計画の策定委員会、これは開かれたんじゃないかと思うんですが、開かれたかどうか。もし開かれたとすれば、その議事録はあるのかないのか。

この2点をまず聞きたいと思っております。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。交通防災課長建石智久君。

○交通防災課長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。どちらとも議事録のほうはございます。それと、策定委員会という形ではございませんが、内部の中で委員会等の形をとって整理をした上で、地域防災計画はできたということでございます。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） ありがとうございます。後でまた、折あらば、ぜひそれを見させてい

ただきたいと思います。

1点目、ちょっと私は不安に感じている点は、昨年もハザードマップができ上がりました。でき上がりましたが、それはコンサルがつくっているもので、実際に町として具体的にかかわり合っただけででき上がったものではない。前回の地域防災計画の計画書も、じゃあ、だれがどのようにつくったのかといったときにも、答弁がちょっとその辺のところは、かなり以前なので定かではなかった。

なぜそういう話をするかといいますと、そういうものを作成するときに、ぜひ担当部課の人たちもそうでしょうし、また我々議員もそうでしょうし、また専門家も当然そう、地域住民の方も上手に踏まえて、十分な議論をしていくことも、これは当然大事だと思うんですね。この議論がないままでき上がってくると、今度はそれを説明するといってもなかなか難しいというのが現実でありますので、ぜひ、この策定委員会、これをつくっていく中では、十分な議論を、そしてまた、専門家も当然ながら、議会のほうへもぜひ、いろんな形で状況、またその内容等を、でき上がる前に説明、またいろんな形で、その内容を教えていただければと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。策定するに当たりましては、町の各部署のワーキングで職員からいろいろ3.11の反省を踏まえて議論をさせていただいて集約をしていきます。それと、地域の方にも、今年の防災訓練は、今までやっていたような防災訓練をちょっと見直して、もっときめ細かな地域の方の訓練も入っていこうという考えで、今検討しておりますので、またその中で、地域の方にもいろいろ御意見をいただいて、そういったもので防災計画をつくり上げていきたいと思っております。

また、途中の段階で、また議会のほうには御報告をさせていただきます。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） ありがとうございます。ぜひ、その折には報告をしていただきたいと思います。期待をしております。

さっき、耐震化の話もちょっといたしました。なぜそういう話をしたかといいますと、阪神淡路のときの被害状況を見ますと、死者の80%相当、約5,000人は、木造家屋が倒壊し、家屋の下敷きになって即死。記憶していらっしゃる方はよくわかっていらっしゃるんじゃないかと思うのですが。2階建ての場合、これは2階におられた人は助かったケースは多いんですが、下で寝ていた、またそこにいた人は圧死して即死しております。そして、死者の10%、約600人は、室内の家具の転倒による圧死。この死に至るまでの時間も非常に短かったというんです。それをまとめたその内容が、神戸市内の死者2,456人のうち、建物倒壊から15分後までに亡く

なった人が2,221人、92%。ということは、もう助ける余地も何もないまんま……。ですから、古い住宅の耐震化ということは、ある意味では、もっともっとアピールをし、住民の方たちにも意識をしていただいて、災害が起こり得る前に、何とか手だてをして、災害に強い、また個人の命と財産を守るためにも、当然、自分たちで取り組んでいかなきゃいけないことでもございますので、周知の徹底を、ぜひこの災害の実情とあわせて広報していただければと思います。その点はいかがでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） 耐震診断の件かと思えます。耐震診断は今年度も、町長の答弁にありましたように、18年度から実施しております。それで当初の2カ年については国・県からの補助が出ていたんですが、その後、2年間で補助がなくなりまして、現在、町単独で実施しているということでございます。この耐震診断の受け付けは、24年6月1日から受け付け開始しているということでございますが、再度、広報それからホームページ等で周知したいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） ありがとうございます。ぜひ、よろしく願いいたします。やはり、こういう過去の事例を忘れずに、それを教訓として住民の皆さんにも、ぜひ周知をしていただきたいと思えます。

防災教育の状況に対して、先ほど教育長のほうから答弁がありました。今、こういう状況で進めておられます。今後はどのように進めていくか、その辺の計画はございますか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 今後の進め方ということでしょうか、それとも、ちょっと私、解釈あれなんですけど、ちなみに防災教育ちゅうことで、3.11とかですね、さっき教育長のほうから竜巻とか雷と言いましたけど、実際に地震の想定訓練を実施したという部分、これが重要。それから、これは前にも言ったかと思うんですけど、当然、原子力発電の利用、それから環境への配慮、安全性への確保というものの教育、それからエネルギー資源に関する学習、それから科学技術、特に原子力のよい面が今まで強調されましたね。しかし、デメリットについても十分指導していくということで、前回の教育長の答弁にもありました。それから放射能それから放射線、これについて正しく理解をしましてですね、正しく怖がりましょうよちゅう部分で、ここらも重点的に当然やっていくと。それからですね、今回、つくば市の竜巻でですね、教育長も答弁したように、竜巻、雷について指導していることと、今回すぐです、こちらは児童用のですね、竜巻、雷マニュアルちゅうことで、各学校に配りました。それから、こちらは保護者用に、保護者用については、竜巻からの身の守り方という形で、すべての学校に早

急に配布したというような形をとっておりますので、御理解のほどをよろしく申し上げます。
以上です。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） ありがとうございます。きめ細かな防災教育、よろしくお願ひしたいと思ひます。が、これからそれをどう発展させて言い続けていくか、それがすごく大事になってくるんじゃないかと思ひます。要するに、防災ということが、学校を通して学校教育の中でしっかりとなされていくことが、将来、この阿見町を防災に強い町、防災意識の非常に高い町にしていく、1つの大きな因にもなってくると思ひます。今の子供たちがまさに大人になったときに、防災について地域の中でやっぱり中心的になって啓発をして行動をしていていただけるような、そういう防災教育をぜひお願ひしたいと思ひますが、いかがでございましょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 貴重な御提言、ありがとうございます。怠ることなく、その年その年に真剣に、自然現象を踏まえて、子供たちの教育に邁進していきたくと思っております。今後とも、御指導、御鞭撻をどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） ありがとうございます。ぜひ、何といいましょうか、知識だけではなくて、骨身にしみて防災のことがよくわかると、そういう子供たちを育てて、また教育していただきたいと思ひます。

これで防災については終わります。

続きまして、給食センターの運営についてちょっとお伺ひをしたいと思います。

入札の件、昨日の初日でいろいろあつたり、これから入札が始まり、そしてまた新しい給食センターが立ち上がり、運営がされていくわけですが、今の給食センターができ上がっていくこの過程の中で、1点目として、今の町の子供たちの食の状況、いろんな形でアンケート等がとったものがあるとするれば、それに関しての分析をし、その状況は、今の状況はどうなのかといったところをお伺ひしたいのが1点。

それと、2点目、新しい給食センターは米飯ラインができますけども、これは今、1週間に3日ちょっとかそんなものだと思うんですが、これが週何日、米飯に切り替えていくのか。

そして、3点目としまして、他の自治体市町村の工夫した運営内容を研究しておられるかどうか、その辺の内容もちょっとお聞きしたい。

それと、新給食センターでの新しい学校給食の運営計画は、今どのように考えておられるか。

この4点をお聞きしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） まず、町の子供たちの食の状況はについてですが、阿見町では、栄養教諭が中心となり、児童生徒、保護者、教員に食生活に関する調査を実施しております。どのようなことに気をつけて食事をしていますか。毎日朝食を食べていますか。朝食を食べない理由は何ですか。などの内容について調査しております。

調査結果から、約9割の児童生徒は毎日朝食を食べていますが、1割の児童生徒はさまざまな理由で朝食を食べていない状況です。

また、町では、他の市町村に先駆けて食育に取り組んでおります。栄養教諭も計画的に各学校を訪問し、食に関する指導——朝・昼・夜の3食を必ず食べる、好き嫌いをしない、栄養のバランスを考えて食べるなどを指導しています。

次に、2点目の、新しい給食センターは、米飯ラインができるが、週何回米飯にするのかについてですが、新給食センターに米飯ラインを設置することで、保護者の負担を増やすことなく米飯の回数を増やすことができますので、米飯回数を、現在の週3.3回から週4回に増加させる計画です。

次に、3点目の、他の自治体の工夫した運営内容を研究しているのかについてお答えします。

石岡市立石岡学校給食センター、結城市立学校給食センター、小美玉市立小美玉学校給食センター、銚田市立学校給食センターなど、最近建設された給食センターを訪問し、調理機械、洗浄機械、食器、作業ライン、集配・調理の手順等、施設設備や運営について調査研究を実施しております。

最後の、新学校給食センターでの新しい学校給食の運営計画はについてですが、調理業務については民間委託としますが、献立作成や食材の購入、衛生管理等については、これまでどおり、町が責任を持って運営いたします。配送業務は引き続き外部委託とします。また、学校給食は教育活動の一環ですので、食育に関する指導などについては、従来どおり、栄養教諭や栄養士、学級担任等が行います。

新学校給食センターの運営については、学校給食の質と安全を十分に配慮しながら、今後も引き続き調査検討を重ねてまいりたいと考えております。議員各位の御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） ありがとうございます。そうしますと、アンケートもとっておられる。今、説明が手短にありましたが、もう少し詳しい内容等があれば、分析の評価の内容、説明をいただきたいと思います。

それとですね、もう1点、町内産、今、どのくらい地産地消を進める上で使っているのか。また、県内産になるとどのくらいになるのか。その数値を教えてくださいたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 川畑議員に申し上げます。詳しい数値は、後でもいいんですか。

○9番（川畑秀慈君） いや、大丈夫です。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。学校給食センター所長石神和喜君。

○学校給食センター所長（石神和喜君） はい、ただいまの御質問にお答えいたします。学校給食センターにおきましては、毎日4,800食を小中学校及び保育所に提供しておりまして、給食の終了後、今後の回収のときに、その日の評価と申しますか、気づいた点について、毎日評価表という形で御回答をいただいております。ちなみに、23年度昨年度は、小学校から1,108件のコメントをいただきました。中学校におきましては233件、保育所におきましては185件の気づいた点の御指摘を受けております。その主なものといたしましては、主に味つけや量についてのものが大部分でございます。ちなみに、おいしいという回答が、小学校では74.9%、中学校におきましては77.3%、保育所におきましては90.2%の評価をいただいております。

あと、地産地消についてでございますが、県の調査が毎年2回ありまして、昨年度平成23年度の数字が45%、ちなみに県内平均が35.3%となっております。なお、年間通しての重量ベースでは、阿見町内産が約51%程度となっております。さらに、作物別ですが、ネギに関しましては4,648キロ年間使用しておりまして、100%阿見産です。ハクサイにつきましても、3,421キロを使用しておりまして、100%が町内産です。あと、ニンジン等も、7,632キロを使用しておりますが、50%が町内産となっております。

以上でございます。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） ありがとうございます。非常にアンケートの評価もいいようで、ますます新しい給食センターになって、おいしいものができるといいなど、私も期待をしております。

また、米飯の回数のお聞きしたのは、先進的に進めている幾つかの自治体で、すべて米飯に切り替えているところがあるんですね。ちょっとその取り組みを、ざっくりですが、御紹介したいと思います。

青森県の鶴田町、ここは1週間に1度はめん類、パン類であったところを、全部米飯にしたそうです。給食の米は県の特別栽培米、その名も何かと言うと「鶴の輝き」と、鶴田町で「鶴の輝き」と。それで、町特産の減農薬、減化学肥料米で、それを道の駅「鶴の里あるじゃ」で精米して売っていると。この米飯を週に5回やるようになったその工夫はあります。保温ジャーの導入をしたそうです。温かい。それによって、子供たちは御飯を非常によく食べるようになった。あとはリンゴの町なんですね。ところが、リンゴをほとんど子供たちは食べなかった。

それを皮つきで8等分にして初めは出すようにして、今は農家の方が好意で学校給食のリンゴを提供してくれている。このような状況で、子供たちもリンゴを丸ごと皮ごと食べて、そのほかのリンゴのほかにサクランボであるとかスチューベンとか、非常にそれを地元産のものを食べて、子供たちがなれ親しんでいる。ここでは、まず地産地消、子供たちにやっぱりおいしく食べてもらって、小さいころからなれ親しんでもらうという努力をまずして、その後、学校給食応援隊を組織したのです。いろいろと安心安全な農産物を提供してもらっているんですが、ここはセンターでやって機械で切るものですから、その大きさとか形がまばらだと、ちょっとなかなか作業がしづらいんですが、それも何とか努力をしていただいて、その企画物を安く、町の子供たちのために提供していただいている。こういう取り組みをこの鶴田町はやっている。

それ以外にもいろいろあるんですが、細かいことはまた時間がなくなるので、1点。学校でまず田んぼがあって、米づくりをやっています。リンゴづくりもやっています。リンゴづくりは、子供たちがつくったリンゴを、自分の学校のブランドのジャムとして加工、そしてまたジュースに加工して商品化しています。道の駅で、秋になって収穫の時期になると、子供たちがそこに行って、農産物の販売体験をしたり、収穫祭をやったり、非常に有意義な、そういう地産地消で食の文化、地域とのつながりをやっている。これが1点です。

次に、南国方式、これは以前にもちょっと紹介したと思うんですが、そこでは、ナショナルの電気がまで全部炊いているという話をしましたが、その農家との交流で、棚田の米を全部買い上げて、それで学校の給食米をつくっている。その中でですね、学校給食に使われる野菜、これは市内産と県内産を合わせて80%で、これをスタートしてから翌年に、地元農家と学校の給食課が契約して、給食用の有機野菜が生産されるようになった。これ、一生懸命やっているところは給食だけじゃない、そこから地産地消、産業になって、いろんな製品が生まれてくるということですね。ユニークなのは、地元の農産物、特に果物は、加工会社と提携しまして、子供たちにデザートとして生まれ変わって提供されている。それは、ブドウは「まほろばグレープ」とか、スモモは「十市のすももちゃん」とか言って食べている。また、それを売っている。

もう1点は、空港があるらしいんですが、北海道の千歳と交流が始まって、ポンカンとか四方竹をこちらの南国市から送り、向こうからはジャガイモとかマカロニが来る。向こうのジャガイモは何に使うかという「海と大地のなかよしコロッケ」それで給食に上ってくる。いろんな命名して楽しくやっているようなんですね。

この地域を越えて生産物をやりとりする地産地消を行っている。この中で、主食——カツカレー、白い御飯、ゆかり御飯、天津飯、五穀御飯、これが主食で人気がある。カツカレー、その次に白い御飯なんです。主菜では、一番が空揚げ、2番目にアジの干物、3番目がサケ、両

方とも魚です。ですから、本当に主食で地元のおいしいお米を食べさせることによって、本当に日本の古来の食文化っていうものが根差している。これはすばらしい、いい例なのではないかと思うんです。

この南国市の学校給食では、教育のど真ん中に食育をということで、地元でとれる新鮮で安全な食材を使ったおいしい学校給食の提供が第一の条件。その上に、食育の重要性について、教職員の共通理解が大切だということで、その辺のところまで盛り込んでいる、非常に内容が濃いといえますか、進んでいるところでございます。

あと、高崎の件。これはちょっとあんまり細かくやってもあれなので、そうですね……。粉文化、めん文化が向こうは盛んなんですね。それで、1点は、栄養士さんたちがいろいろ市営でやってますんで多くおられて、その中で、名物のもてなしうどんをつくろうということで、そのレシピを募集して、そのもてなしうどんをつくって、それを公開していったらどうか、あとは、この栄養士の皆さんの地産地消の研究をしているそうです。それで、何をやったかという、高崎ハムという地元のメーカー、聞いたことがあると思うんですが、あそこ提携しまして、1997年に発色剤を除いたロースハム、添加物を除いたロースハム、ベーコン、焼き豚、ポークウインナーなどを開発。それと、高崎産の丸大豆——大豆をつくっているんですね、丸大豆と地元でつくった小麦、これを使って高崎しょうゆを、しょうゆをつくっている埼玉の会社に頼んで、学校給食で使う調味料もつくっている、それも売っている。あと、高崎産のトマトを使った高崎特産ソース、これをつくっている。特産品をどんどんつくっているんですね、学校給食を通して。それと、2008年には地元産のブルーベリージャムをつくり、その後、09年には梅ジャムと。要は、安心安全な地元食材による独自の給食用食材をつくり、それを子供たちに食べさせ、それを地域に広めてなれ親しんでもらっている。要は、学校給食が学校給食の幅だけに終わらず、そういう使い方をして、食の安全、地産地消を進めているというところがございます。

ですから、この辺のところをぜひ検討していただいて、このソフトの給食センターの運営の仕方、その地域、地元との、また生産者——阿見も畑があり、農作物も非常に豊富にとれるところなので、そういうこともぜひ、生産者の皆様と相談をしながら、新しい学校給食を、全国レベルで見たときに、あ、阿見に行くにああいうことをやっているんだ。ああいう先進なことをやっているんだといったところで、茨城県内の他の市町村と比べることなく、全国発信をしていただけると、非常に阿見の給食、新しいセンターができたときに、大きな情報の発信源になるのではないかと思いますんで、その辺、ぜひお考えいただきたいと思います。

これはただ単なる提案なんで、それをやるかやらないかというよりも、皆さんで情報を共有しながら、話し合いの中でいい案がありましたら、ぜひ出していっていきたいと思います。

もう1点目、学校給食に関してなんですが、PFIから公設民営に変わりました。そのおかげで、米飯ラインをつくるということで方向転換して、いろいろ1年間空転した部分もあるんですが、その間、私もいろいろとおかげさまで勉強させていただきました、学校給食に関しては。運営方法で、今度公設民営になってくるという。公設民営の1点、メリットとデメリット、その辺のところ、もし御存じでしたら、教えていただきたい。

○議長（倉持松雄君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後3時38分といたします。

午後 3時32分休憩

午後 3時39分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの川畑議員の質問に対する答弁を求めます。学校教育課長黒井寛君。

○学校教育課長（黒井寛君） お答えします。公設民営と公設公営の比較という考えでよろしいでしょうか。はい、わかりました。

公設民営と公設公営の比較の違いなんですけれども、先ほど次長が申しました基本的なコンセプト、調理の材料は公で見る、それからメニューの仕立ても公で見る、安全管理も公で見る、委託するのは調理だけだということ。そうしますと、公設公営と公設民営、今の言ったパターンでは、ほとんど違いがございません。ただ、1つだけ、直接作業員に指示をすることが、間に受託した会社の指示者を入れなければいけないので、そのワンクッションあるということだけが今と変わります。完全にですね、私どもでは、どちらも食の安全安心のためには、同等の施設になると思っております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） 実はそこがいろいろと問題のある事例があるんです。いいものができ上がれば、当然コストは安いほうがいいに決まっているので、そういうこともちょっと踏まえただ上で、お伝えしたい部分なんです。これは、執行部の皆さんも当然でしょうが、議員の私たちみんなの共有していかなければならない、要するに学校給食は本来だれのためのものなのかといったところのコンセプト、それをまた再確認して、どういうことが公設民営になったとき、委託したときに、過去そういう事例で問題になったことがあったのか、それをちょっと述べておきたいと思えます。

北九州市、これは公設民営にしました。何がその中で問題になったかということ、さっき学校教育課長が言われた1点の問題も当然そうなんですが、システムが変わってから、北九州市の

給食センターの近くに住んである方が、毎日調理室の外から見学に行ったそうです。ずっと見ていたそうです、調理を。民間委託になって大丈夫かなと思って、不安になって見に行ったそうです。そうすると、給食時間におくれたとか、手を洗わなかったとか、非常に細かくメモをとったらしいんです。本当に、民間委託、このときすべきではないと思ったと言うんですね。衛生面とかいろいろな部分で、規定で決められたことを、要はしてなかったということなんです。その後、献立はこちらがやるんですが、献立はこのときは向こうに任せたんで変わったそうです。手間暇のかかるものができなくなった。献立は、調理師が入って、栄養士が入って決めていても、ほかの事例でいきますと、指示どおりの調理をしない。それをクレームをつけると契約違反だと言われる、できない。野菜の切り方1つにしても、やっぱりそういうことがなされなかったというのが1点。

それとあと、おいしい給食、ものをつくる、調理をするというのは、ある意味で、その天候の状態とか、子供たちが今日は運動会の練習をやったとか、暑いとか寒いとか、そういう微妙なところをもって、調理をしている方は味かげんをするそうですね。当然これは食べる側になってみればそうなんです、すべてそれがマニュアル化されていく。それによって、本来あるべき姿の給食が提供されずに、ちょっと質の落ちた、以前とは変わった給食になる。こういう事例が多々あったようです。

そして、ある栄養士さんの報告、2カ月間にわたる期間の指摘で、A4、4枚に58項目出たそうです。ですから、この間接的に指示を、業務委託した方を通してやることによる意思の疎通は図れず、いろんな問題が出てきた。要するに、決められた衛生管理に関しても、全然意識が違っているとか、また、指示のとおりきちんとつくっていなかった。そういうものが非常にあって、本当に大丈夫なのかといったところが、北九州市では問題になっているんです。

これはちょっと問い合わせをして、調べて聞いてみてください、細かく、どういうことが問題になったのか。そういうことを事前にきちんと押さえた上で、民営化というか、その部分で民間の力を借りるのはいいと思うんですが、知らないでそのまんまやってしまっていくと、これは大変なことになる。

先ほど、いろんな事例をちょっとお話をしました。給食、これは非常にユニークな質の高い給食をやっているところ。全部これは民間に任せておりません。栄養士さんからそこに働いている人たちからいろいろ工夫をしてやってきたというのは、先ほど、いろんな地産地消を進めていく上での成功事例、要するにつくる側、その現場にいる人とその生産地と子供たちと、非常に密接な関係でやっていたということを考えると、この辺のところも、まだ時間はありますので、よく考えて、そういう溝を埋めた上での民営化という形をぜひお願いしたいし、私は個人的には非常に保守的で保守論者で、自校方式の公設公営が一番給食はいいと思って、地域と

のつながりも深く、経費の部分では、なかなか町のこれからの業態を見るとそうもいかないんで、センター方式ということなんでありますが、そこで、ちょっと一言、気がついたところは述べておきたいと思います。

学校給食の民間委託、これは一般的に言われることなんですが、コストを前面に打ち出して、それまで築かれてきた自治体、阿見町であれば阿見町の給食の財産を断ち切ることはならないか、それも私はちょっと心配をしております。鳩ヶ谷の例でもそうです。やったことによつていろんな問題が出ました。鳩ヶ谷もちょっと調べてみてください。鳩ヶ谷の例でも、北九州の例でも感じた。市が発表した民間委託計画を読むと、学校給食のことなのに、行政改革のことばかりで、子供のことは全然出てこない、怒りがわいてきた。このような保護者の声があると。私は、効率化優先で食育が犠牲にはなってはならない、これはそのとおり本当であると思います。もっともっと自治体では、財政難を理由にコスト優先が前面に出てこないとも限らない。これは、ある本を書いた人も言っているんですが。ですから、民間委託の実態もそうだ。要するに、学校給食の財産は何なのか、その財産を大事に、食文化を大事にしていったときに、ああいう全国に発信できるような、そういう給食の提供ができるのかな。これを民間委託でもやるとなると、かなりハードルは高い。そういうこともよく話し合つて、これは進めていかなければいけない内容でもあるので、これから、この給食センターを運営していく上において、しっかりとその辺のところは考慮をして、議会のほうへもいろいろと報告をいただきながら、ともに協力して進めていければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、学校給食センターの運営については終わります。

3点目、最後に、自然エネルギーについて。この質問ですが、町の公共施設での自然エネルギーの活用方法ということは、前にも数人の議員が言っておりまして、町長も同じ答弁をそこでされるので、その件に関しては納得しましたので、1点だけちょっと御提案をして、情報提供といいますか、こういうところもあるといったところをちょっとお話して、町長の所感を伺いたいと思います。

今、原発問題が非常に大きな問題となっておりまして、それによって節電がうたわれ、その節電の真意もいろいろあるんですが、その説はともあれ、ある一説でこういうことがあります。だれであれ、エネルギーを手にするものが世界を支配します。アメリカの政策はエネルギーを支配するための政策だと、ある人も言っておりますが、石炭、石油、原子力等ハードエネルギーは帝国主義的で資本主義的、一方、太陽はだれしものために、お金持ちのためにさえ輝いてくれる。要するにみんなのエネルギーなのです。ですから、ソーラーエネルギーは社会主義的なエネルギー、人民のエネルギー、未来のエネルギーなのです——太陽はということですね。もし私たちが再生可能エネルギーの開発に力を入れていさえすれば、COP15のような会議は

全く不必要でしょうし、確かに私も思います。これから、自然の再生エネルギーをどうとらえていくかといったところもあるんですが、午後の時間で暗くなることを非常に危惧してらっしゃる方もいるので、ちょっと飛ばしますが、1点だけ。

1点ちょっとおもしろいのが、株式会社ネルクというところがあります。北海道大学のベンチャー企業として1999年に設立。ちょっとこれ、調べて見ていただくと、非常におもしろいんですね。地域産業、地域社会の再構築を目標に、自然エネルギーを有効に活用する地域づくりを、これに全力を挙げてきた。その地域づくりの核心は何かっていいますと、地域に踏みとどまって地域のことを考える人を育てることだ。そこには、生活することができなきゃいけない、要するに仕事がなければいけない。ですから、このエネルギーも地産地消で、その地域社会の再構築の中に、このエネルギー利用を具体的に実現していく地域内の組織づくりが必要になる、そういうことを提唱して、北海道で4カ所、5カ所ぐらい実験的にやっている。

ある意味では、今、エネルギー、太陽光発電なんかメガソーラーがあります。これは資金がかかる。いろんな設備をつくるのにも大資本が必要な部分もあります。そうすると、その地域住民の手から離れた、やはりそういう大企業がそのエネルギーを支配していく。オランダの風車というのは、そこの地元住民にしか風車は建てられないという法律があるので、ほかからは介入できない。ですから、この地域のエネルギーを地域の人たちで活用して、産業を興していくと、そこに仕事が生まれ、また利益が生まれてくる。

ということで、おもしろいことをやっているところが多摩地域にございます。多摩市の循環型エネルギー協議会設立総会というのが5月にありました。私、これを設立する前の説明会にちょっと行って、興味あったので聞いてきたんですが、要は、今、電気の買い取り、太陽光発電ですと、金額が20年間決まりまして、42円という金額がついた。それによると、採算ベースに合うんですね、利益が出る、それを全部売れば。このエネルギー協議会の設立総会の中で、調査検討する事業プランの例というのは、どういうことをやるかということ、発電電力は全量買い取り制度で、屋根を借りてソーラー発電をやろうと。住宅、マンション、いろんなところの屋根を借りてこれをやろうと。それと公共施設ですと、体育館とか大規模な公共施設で全量自家消費用のソーラー発電システム。それと、エネルギーの地産地消、停電のない町を目指す。要は、どっかから送られてきて、何かがあったらとまるというのではなくて、その地域のエネルギーはその地域で賄っていこうと。この多摩センターのエネルギー供給システムの再構築、法人、団体とあと個人の会員がありまして、その金額が、法人正会員だと3万円、賛助会員だと法人が1万円、個人だと5,000円、賛助会員だと2,000円とかっていうことでスタートして、今、研究して始まったところ。今、この新エネルギーが太陽光発電、非常に多くの企業も参入してまいります。ある意味では、これで作れば採算がとれるから。そこにもし、この阿

見町においても、そういう人たちが出てきて、自分たちで何とか工夫して地産地消のこういう産業をつくっていききたい、そういうことでスタートしたときに、町のほうでも何らかのバックアップをしていくようなことは考えられるかどうか、前向きに検討していただけるかどうか、その1点だけお伺いしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 太陽光発電は、どうにしろ採算ベースに、もう42円ということで合うということですから、それこそ民間でどういう形にしる民間がファンドをつくったり、その地域の中です、それに対して、じゃあ阿見町もそれに乗るとかね、協働で金を出して運営していくとか、そういうことはいつでもできるんじゃないかなと。町が実際、2メガぐらいのね3ヘクタールぐらいの土地を買って実際運営しても、十分採算ベースに合うのであるならば、町もやってもいいっていう思いはします。金を借りてもね。15年間で払えて5年間は十分その利益を少しするんだという形とかね。そういうことは、もうやっぱり商売をやっている以上は、商売っていう商取引をやった経験者としては、そういう思いをするわけです。先ほどのLEDの問題もそこに起点があるわけですよ。そういう起点が何年なんだと、それで何年で償却できれば十分利益になるんだと。利益になれば、もう買い取り価格は決まっているんですから、十分おもしろいことができるのかなという思いは私はしています。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） ありがとうございます。ぜひ、そういうときには、知恵を出し合い、またその地域発展のためにしていただければと思います。

最後に、1点だけ、新エネルギーのいろんな今、研究が進んでいます。東大のほうでは、あと四、五十年すると、ヘリウムと水素で人口太陽がつかれるという、そこまで研究が見通しがついてる。

あと、おもしろいのがちょっとあるんですね。高度上空の強風を利用する風車。これはイタリアで高度1,000メートルの上空にたこを上げるんです、カイトを。それで秒速100メートルぐらいの風を受けて発電する。発電機自体は下にある。もし事故が起きても、実害はほとんどないと言われているんですね。2010年に実証実験に成功。現在、改良型の実証実験が行われている。これがもし実用化できると、原発級の大出力を見込むことができる。地面でやるんじゃない空でやるそうなんです。ですから、ある意味で土地がいっぱいあって広大で、密集していないところではこういうこともできる。そういうことが、今、まだ実験段階ではありますが、ある程度の見通しがついてきていることもありますので、ぜひ、いろんなところを研究、またアンテナを高く上げて、新しい情報もどんどんどんどん、町の執行部の皆さんも情報を入れていただきたいと思いますので、ぜひ、この町発展、またこのエネルギーの地産地消、それをや

ることによって、農業もその地域も非常にこれは循環型ですばらしい地域になっていくことは間違いないので、その取り組みのほうもぜひ、これからお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（倉持松雄君） これで、9番川畑秀慈君の質問を終わります。

ここで、本日の会議時間は、阿見町議会会議規則第9条第2項の規定によりまして、あらかじめ延長いたします。

14番藤井孝幸君の一般質問を行います。

14番藤井孝幸君の質問を許します。登壇願います。

〔14番藤井孝幸君登壇〕

○14番（藤井孝幸君） では、通告に従い、質問いたします。

今回の私の質問は、阿見町の教育及び教育行政であります。

町の教育について、私たちはなかなか踏み込める分野ではないというふうに認識はしておりますが、教育については教育の専門家に任せておればよいというみたいなところがあって、私自身、今まで教育の原理原則的な面での質問をしたことはありません。教育は国家百年の計と言われますが、近年は、国つまり文部科学省の指導方針、指導要領も、ゆとり教育と言ってみたり、最近では生きる力、学力向上を重視したりですね、短期間のうちに目指す方向がくるくる変化しているようです。簡単に言葉は変えられても、現場はその変化に対応できるのかといえば甚だ疑問であります。とはいえ、国の方針がどう変化したとしても、大切なのは生徒たちに向き合う教育者自身の心構えであり、一人ひとりの資質、そして教育者が持つ思想信条であろうと思います。つまり、一人ひとりの教師がしっかりとした国家観、教育観を持つことが重要であろうと思います。教育者は真っ白な紙の上に色を落としていくわけです。子供たちは何色にでも染まります。教師は染まらせることができるわけです。しかしながら、教師も人の子、自分自身、悩み、苦しみ、家庭等の問題もあり、その悩み苦しむ中で、教師に全身全霊を教育に傾注しろと言うのはいささか酷かもしれません。が、日本の将来を担う基礎を築く重要な役割があるわけですので。その期待は非常に大きいものがあります。

23年度の学校の教育という冊子には、教育長も、次世代を担う子供は先生の人間性で培われます。先生の後姿が子供たちに影響します。教師は人格を磨いてくださいというふうに言っております。教師一人ひとりが自学研鑽し努力するしかないわけでありまして。その中心となるのが教育長でございます。そこで、阿見町の未来ひいては国の未来を背負う子供たちの育成に重要な役割を果たす教育長の教育に対する基本的な考え方について質問をさせていただきます。

まず1つ、「23年度阿見町の教育」という冊子がございます。本来ならば、これは24年度の冊子は6月の議会に毎年いただいていたんですけども、今回はまだできてないということでご

ざいますが、この23年度の阿見町の教育の冊子に、教育長は、つながり合う社会へと題して3つのことを教育長の指導方針、指導指針としてお話をされています。その成果をどのように分析されているのでしょうか。

2番目です。指導室の事業内容について質問いたします。

まず、計画的訪問で各学校の持つ課題についてどのような課題があり、その課題についてだれがどのように指導したのでしょうか。要請訪問の件数と内容はどのようなものか、またどのような指導助言をしたのかをお尋ねいたします。

これ、学校の指導室の業務内容にはですね、計画訪問、それから要請訪問、研究指定校訪問、それから生徒指導訪問と4つの訪問指導があるわけですが、今日は計画的訪問と要請訪問の2件についてお伺いします。

3番目、国旗・国歌に対する考え方について質問いたします。

まず1つ、学校行事で国旗を掲揚するのはどのような行事ですか。

2番目、国歌を歌うときは、どのようなときでしょうか。

3番目、国旗を掲揚し、国歌を斉唱するときに、起立しない先生、歌わない先生はいるのか。大きな4番目ですが、文部科学省で国旗・国歌に対する指導要領はどのような内容でしょうか。

5番目、文部科学省の指導要領には、強制力がありますか。

6番目、教育長自身、国旗・国歌に対してどのような考え方をお持ちですか、お尋ねをいたします。

7番目、先生が学校の行事の中で国旗・国歌を無視する態度をとった場合はどのように対処しますか。

8番目、躰に対する考え方について質問します。

躰は原則的にだれがやるべきか。例えば朝食を食べる、あいさつをする、目上の人を敬う等の躰は、基本的にはどこでやるべきかということをお尋ねします。

9番目、教職員の負担軽減策についての質問をいたします。

その1つに、教職員は学校内で多忙で子供たちと向き合う時間が少ないというふうに一般的に言われております。阿見町の実態はどうでしょうか。

2番目、教職員の負担軽減策は、どのような施策があり、どのように実行しているのでしょうか。

大きな10番目です。先ほど、何人かの議員も質問しておりますが、通学路の危険箇所を把握しているのでしょうか。その危険箇所の除去対策はどのようにしていますか。

11番目、近ごろ子供たちの通園、通学、下校時に、車が列に突っ込むという事故が発生をし

ていますが、このような惨劇を知り、どのような具体的に安全安心策をとったのか、どのような指示をしたのかをお尋ねいたします。

大きく12番目です。予科練平和記念館の管理・運営について質問いたします。

教育委員会として、予科練記念館は観光施設として位置づけているのか、教育施設として位置づけているのでしょうか。

次、現在の管理・運営についての課題や問題点はどのようなところがありますか。

次に、記念館の維持管理に多額の赤字が出ていますが、この縮減策はどのように考えていますか。

13番目、大阪で問題になりましたが、教職員の入れ墨についてお尋ねしますが、教職員の入れ墨については、教育長は是か非か自由かということをお尋ねいたします。

次の、一番大きく2番目ですが、阿見町民体育館の利用要領についてお尋ねいたします。

利用料金を徴収していますが、なぜ体育館に更衣室、シャワーがないのですか。

次、利用目的、利用団体に制限があるのですか。つまり、どんな目的でも、どんな団体でも利用できるのでしょうか。

以上、多くの項目にわたり質問いたしました。中には、教育長自身が余りかかわれない部分もあると思いますが、そこはどうか丁寧に答弁をしていただくことを期待いたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君、登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） 1番目の、教育長の学校教育・教育施策に対する基本的な考え方については、13の御質問をいただいておりますので、答弁が長くなりますことをお断りいたします。

まず、（1）の23年度阿見町の教育で、つながり合う社会へと題し3つのことを教育長の指導指針として話されていますが、その成果をどのように分析していますかという御質問についてお答えします。

阿見町の教育で述べたことは、私が事あるたびに町立学校の教師にお願いしていることです。

1つ目は、元気よくあいさつができる子を育ててほしいということです。あいさつは人間関係づくりの基礎で、とても大切な行為です。朝のあいさつ、声かけ運動などを実施したり、児童生徒に対して教師からあいさつしたりすることで、日常的にあいさつが交わされる環境が整っていきます。学校を訪問すると、児童生徒が気持ちのよいあいさつをしてくれます。児童生徒が地域の方に対しても、さらに元気なあいさつができるように、町民の皆様からも声をかけていただきたいと考えています。

2つ目は、話を聞く態度を育ててほしいということです。学びは、聞く・聞き取ることから始まります。授業や学校生活の場面で、教師や友達の話をしっかり聞くという態度を育てるよう指導しています。学校訪問時の授業参観でも、話し合ったり学び合ったりする際に、話をよく聞こうとする態度が着実に身につけてきているという様子が見受けられます。

3つ目は、教育は人なりということですが、藤井議員からもお話がありましたことですが、教師として最新の教育機器を使いこなせることも必要ですが、指導者として人間性を磨くことが最も大切なことと考えております。常に教師としての自覚を持ち、服務規律を守り、自己研鑽に励むよう、各学校で校長・教頭が一人ひとりの教職員に対して常に指導しています。各学校では、校内の研修を深めるなど、教職員の資質の向上を図っています。人間関係が希薄になっていると言われている現在、学校・家庭・地域が連携して子供を育てることが大切です。これからも、御支援、御協力をお願いいたします。

次に、(2)の指導室の事業内容について、計画訪問で各学校の持つ課題についてどのような課題があり、その課題にだれがどのような指導をしたかという質問についてですが、昨年度の課題として、学習面では、基礎的、基本的な指導事項の定着について、個人差に対応した指導のあり方、児童生徒の学び合いの方策などが上げられます。学年・学級経営面では、人間関係づくり、集団づくりなどがあります。それぞれの課題に対して、指導室の指導主事が各学校を訪問して指導助言を行っています。指導主事が一方的に話すのではなく、教職員が自校の課題について話し合う中から解決策を見出せるようなワークショップ型と言われる手法で指導しています。

次に、要請訪問の件数とその内容は、どのような指導助言をしたかという質問にお答えします。要請訪問は各学校からの要請で実施します。昨年度の要請訪問は6件です。国語の指導法について、算数の指導法について、指導を行いました。

次に、(3)の国旗・国歌に対する考え方についてお答えします。学校行事で国旗を掲揚したり国歌を歌うのは、入学式、卒業式、運動会、体育祭などです。国旗を掲揚し国歌を斉唱するときに、起立しない教職員、歌わない教職員はおりません。

次に、(4)の文科省での国旗・国歌に対する指導要領はどのような内容かについてお答えいたします。学習指導要領の第6章特別活動に「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」とあります。

次に、(5)の文科省の指導要領には強制力はあるかについてお答えします。学習指導要領は、全国の教育内容の共通性を確保するため、国が定める教育課程の基準であり、教育の機会均等、中立性の確保などを保つために強制力があります。

次に、(6)の教育長は、国旗・国歌に対しどのような考え方かについてお答えします。私

たち教育公務員は全体の奉仕者でありますので、国旗・国歌に関する各種法律や通知などを遵守しております。

次に、(7)の職員、先生が学校行事の中で国旗・国歌を無視する態度をとったときはどのように対処しますかについてですが、阿見町にはそのような教職員はおりませんが、万が一そのような教職員がいた場合には、国歌・国旗についての法律や通知などを遵守するように指導します。

次に、(8)の躰に対する考え方、躰は原則的にはだれがやるべきか。例えば朝御飯を食べる、あいさつをする、先輩を敬うなどについてお答えします。三つ子の魂百までと申しますが、まずは家庭において躰が始まり、その後は、成人に至るまで、家庭と学校や地域社会の方々によって躰がなされていくものと考えます。阿見町教育委員会では、家庭教育座談会という名称で、小学校や中学校の1、2年生の保護者が子供の育て方について学び合う機会をつくり、家庭教育の充実を図っております。

次に、(9)の教職員の負担軽減について、教職員が学校ではやることが多く生徒と向き合う時間が少ないと一般的に言われるが、阿見町の実態はどうかについてお答えします。教職員は、児童生徒が学校にいる間は、できる限り児童生徒と接するようにしています。そのほかにも、児童生徒と向き合う時間を確保するために、小まめに児童生徒に声をかけたり、特設で個別面談の時間をつくったりするなど、努力や工夫をしています。しかし、学力の向上や各種教育の充実が求められるとともに、教職員の研修の必要性や、保護者との対応、行事や部活動などもあり、教職員の多忙化は続いています。定時に退勤することは非常に難しい状況にあります。

次に、教職員の負担軽減策にはどのような施策があり実行しているかについてですが、行事や研修会などの見直しや各種調査物の削減など、業務の効率化を図るように努めております。また、学校では定時退勤日を設定するなどして、教職員の負担軽減を図っています。

次に、(10)の通学路の危険箇所は把握しているか、その危険箇所の除去対策はどのようにしているかについてお答えします。どの学校でも、毎年4月当初に教職員やPTAの方々で登下校時の安全確保の確認をしています。昨日、佐藤議員にお答えしましたように、5月に学校における通学路の安全点検及び安全確保の調査を実施しました。その結果を取りまとめ、今後、関係機関と連携して危険箇所の除去対策を進めてまいります。

次に、(11)の最近、車が学童の列に突っ込む例が見られるが、このような例を見てどのような安全安心策をとったか、指示したかについてお答えします。最近の痛ましい事故が起きる以前から、機会をとらえて登下校の交通安全や交通マナー、不審者への対応などについて指導しております。特に今回の事故以降は、周辺の状況にも目を向けるような指導が必要であると

考えています。児童生徒の年齢などの実態に合った指導を何度も繰り返して行うように、各学校に指示しています。また、必要に応じて、保護者や地域の方々に協力を呼びかけることも、一層必要になると考えます。

次に、(12)の予科練平和記念館の管理・運営について、観光施設か教育施設か、その位置付けはについてお答えします。記念館は教育委員会所管の施設であります。また、地域の観光資源といった役割も担っていると考えております。

次に、現在の管理・運営についての課題・問題点は何かについてですが、課題は入館者数の伸び悩みであると考えております。

次に、記念館維持管理費に大きな赤字が出ているが、この縮減策はどのように考えるかについてですが、今年度の当初予算では、昨年度と比べてマイナス965万3,000円、割合では12.9%の減で計上しております。具体的には、維持管理費では、空調にかかる都市ガス使用料で前年比16.6%減、照明や展示等にかかる電気料で前年比30.1%減となっています。また、展示解説員を昨年度は1日当たり四、五名で運営しておりましたが、今年度は三、四名といたしました。歴史調査委員も昨年度の5名から4名となっております。今後も引き続きPRを積極的に実施し、企画展等を計画し、入館者数の増加を図るとともに、適切な維持管理と運営に努めてまいります。

次に、(13)の教職員の入れ墨・タトゥーの問題はどう考えるかについては、好ましいものではないと考えます。

大きな2点目の町中央体育館の使用について、まず質問アの利用料金を取っているのになぜ更衣室・シャワー室がないのかについてですが、阿見町民体育館の設置及び管理に関する条例では、主競技場とミーティングルームの使用のみの料金を規定しており、有料・無料のどちらの利用者が使用しても、更衣室・シャワー室の料金は発生しません。

しかしながら、現在の更衣室・シャワー室は、男女とも、町民体育館で毎年開催している芸術展等で使用するテーブル等を収納しており、更衣室・シャワー室として機能しておりません。更衣室につきましては、中のテーブル等を片づければ利用することが可能でありますので、使用できるように整理してまいりたいと考えております。しかしながら、シャワー室の修繕は、老朽化した配管や設備一式の交換が必要となることから、現在は修繕することは難しい状況にあります。

次に、質問イの利用目的・利用団体に制限・制約があるのか、どんな目的・団体でも利用できるのかについてですが、阿見町民体育館の設置及び管理に関する条例で、使用制限の規定を設けております。以前に藤井議員からも御提案のありました「阿見町民体育館の管理運営に関する規則」を作成し、4月1日から施行しております。料金を徴収する団体と徴収しない団体、

減額団体についても規則に盛り込み、ホームページ等で町民にお知らせしたところです。

以上、申し上げましたとおり、条例及び規則で利用目的・利用団体に制限を設けており、どんな目的・団体でも利用できるというわけではありませんので、御理解願います。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 全般的に、教育長の国家観というんですかね、まともな国家観で、私と全く同感というんですかね、意思が同じだったので、大変安心をしております。

それから、阿見町のこれについて、ちょっとね、これは議員の皆さんとか、これ今、持ってきてないので、視聴者の皆様も傍聴者の皆様も、ちょっとお耳だけ貸してください。これにですね、教育長が先ほど3つの指導要領を上げましたよね。上げたんですけども、その指導がこの中にどれだけ入っているかちゅうのは、これはちょっと読めないんですよ、我々は。どうして読もうかと思ってですね、私も見たんですけども、これ23年度版であるのに、各学校の23年度は、いろんな阿見町の教育とか教育理念とか入りますよね、それが各学校において、23年度の私の学校はこうしますよというのがないんです。ありますか、ちょっとそれだけ聞かせてください。

○教育長（青山壽々子君） 22年度の実績報告書のようなものだと思います。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） それでね、私はこれ23年度版だから、ああ、これ教育長とか学校の教育目標とかいろいろ書いている。それを見て、23年度は各学校はこうやるんだなと、どう書いているのかなと読もうとしたら、去年の研究成果と実績を書いているわけですね。これはね、やはりこれは23年度版だから、研究成果を書いてもいいですよ。その研究と成果を、どうこれにフィードバックして、私の学校はこうするんですよというふうには書かないと、この23年度版が活かないですよ、そうでしょう。それで、公民館・図書館は23年度はこうしますよと書いてるんです。学校が書いてない、肝心の学校が。これは、もう書いてないんだから、ぐずぐず言ってもしょうがないから、やはり23年度の学校は教育はこうしますよというものですから、これはぜひそうしないとおかしいと思います。去年度の成果と実績で書いて、その成果・実績がこの教育の冊子にフィードバックされているんならいいんですけど、それは全然ないんでね。これはだれが書いているのか知りませんが、教育長、しっかりと指導して、その年の学校の方針とか、どうしますよということを書くようにしたほうがいいと思います。教育長も納得しているみたいですから。

それとですね、研究全体構想図というのがありますね。これね、各様式、各学校ばらばらなのよ。骨格の部分は、やはり統一したほうがいいと思います。これもちょっと提案しておきます。

それとですね、1つおかしいのがですね、おかしいというのか、阿見町の教育理念それから阿見町の教育目標、それと阿見町の学校の教育理念、学校の教育目標と違ってね、町の目標と理念と、学校の目標と理念とあるわけね。これって非常に、お互いに相関関係があるようですが、これにはどういうふうに出ているのか、さっぱりわからない。だから、これは複雑にしないでもっと簡潔に、学校の教育目標で、それで阿見町の教育目標というのは、どこから引用してきたのか、私も全体の計画とかですね、第5次総とか、こんなの読んだんですけども、教育の部分も。どこにもここに載っている言葉が出てこないんですよ。阿見町の教育目標、ざあっと毎年同じようなことを書いてますけども、どこにも載ってないんです、その言葉がですよ。これはだれが決めたのかということなんですよ。これは毎年同じように書いている、言葉がちょっと違うけどね。

それで、ここでもう1つ、蛇足というのか、細かいこと言うなという議員もいますけど、みんなの声が活きる町と書いているのに、別のページでは、みんなの声が響く町って書いてるよ。これは、ちょっとマンネリ化し過ぎてチェックが足りないんじゃないの。そうでしょう。みんなの声が活きる町を目指して、阿見町の教育目標とあるんですけども、ここに出てきているのは、みんなの声が響く町と書いているの。これはやっぱりね、ミスだと思います。しっかりとチェックしてください。

それとですね、もう1つ、各学校がですね、それで小学校はこう、これをつくってますよね、こうします、こういう研究をしましたってついてます。それで、個々にですね、阿見町の教育目標で書いているんですよ。それで中身が学校の教育目標なんですよ、中身はですよ。タイトルは阿見町の教育目標、中身は学校の教育目標なんです。生きる力とかね。これ、阿見町の教育目標ちゅうのは、違うでしょ、学校の教育目標と。どうですか。それちょっと聞きましょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 23年度の各学校の研究テーマと内容というのは、21ページに書いてあります。それで、38ページからは、平成22年度研究紀要「拓く」と書いてありますね。これは、「阿見町の教育」と「拓く」という2冊のものを重複している部分が十分にあったので1冊にまとめたので、ここから38ページからは研究報告になっています。ですから、今年度の目標は21ページに各学校の目標があります、研究テーマがありますので、まだ年度の初めですから、実績報告等はできませんので、研究テーマだけを載せております。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 私はその質問をしているわけじゃないんですよ。いいですか。じゃあ25ページを見てください。25ページに阿見町の教育目標ち書いてますね。それと46ページに

は、これは吉原小学校ですか、阿見町の教育目標で右側の上に四角で書いてますでしょう。これって、書いている中身は阿見町の教育目標じゃないじゃないですか。これは学校の教育目標でしょう。そこが、阿見町の教育目標ちタイトルがあるのに、中身が学校の教育目標じゃおかしいでしょって言っているんですよ。ま、そういうことなんですよ。だから、私がここで言いたいのは、もうこれ冊子も、完全にもうマンネリ化してチェックもできてないし、もう少しだれかがチェックをして、そごがないように一貫性ができるように、もうこれ24年度はできているんでしょうけども、もう少ししっかりとしたもの、私はつくってほしいと、つくるべきだというふうに思いますので、しっかりと努力してください。お願いします。

○町長（天田富司男君） 反論しないと、ちゃんと反論しないと、しっかりつくっていると。

○教育長（青山壽々子君） このように、2冊のものを1冊のものになって、まだ今年で3年目ですので、マンネリ化はしておりませんが、担当のチェックミスと私のチェックミスです。詳しく読んでいただきましてありがとうございます。

○議長（倉持松雄君） お二方に申し上げます。議長の存在も認めてください。

○14番（藤井孝幸君） はい、済みません。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） そういうことで、もし、今後ともこれをつくるのであれば、理念とか教育目標とか、こんなものをしっかりとやって、ほんで、我々が見てもわかるような内容で、しかも23年度は23年度の学校の方針、私の学校はこうやるんだということを書いてください。研究の成果は書いてもいいんですよ。それが23年度にフィードバックすればいいんだから。そういうことでお願いします。

今の話はこれで終わります。

今度は指導室の業務の内容ですが、これはそれぞれ指導室長が行って指導したりしているみたい、計画訪問、要請訪問であるみたいですけども、私が何でこんな質問をしたかという、私たちがですね、民生教育常任委員会で学校視察をやったんですね、全校。阿見の小学校8校と中学校3校と。半年間かけて全校回りました。そして、その目的がですね、教育現場の先生から——これは各学校で、私が行ったんですからね、教育現場の先生から直接お話を聞きして、教育環境のさらなる向上を議会として役立てることはないかと、それが1つの目的。もう1つはですね、学校教育が真に子供たちを中心とした教育がなされているか。これは当然ですが、人・物・金でできない要因があれば、ともにその解決策を考えましょうと。こうして、私たち民教の6人は各学校をお伺いしたんですよ。それでそしたらですね、これ言っているのかどうかわかりませんが、私がね終わったときにね、このメモを書いているの。どう書いてるかちゅうと、問題意識が希薄なことがわかったと、これでいいのか、議会として支援のしよう

がない、議員は何もしてくれないでは動きようがない。それで、問題・課題意識の希薄な教育界ち書いてる。何でかちゅうと、我々が行ったときにですね、何も課題を言わないんですよ、問題、要望も。校長先生も教頭先生も。ほいで、いらんことにですね、私は来るなちゅうのに、そのときに教育指導室が来たりとかね、次長が来たりとかしてたから、来るなちゅうのについてきたの。それで言えなかったかもしれませんが、私が心配するのは、本当に開かれた学校かどうかということが知りたかったの。言いたいことは先生言えるのか。先生がお互いに校長に言ったり、教育長に言ったり、教育次長に言ったりすることができてんのかという、そういう不信感を持ったから、こういうメモが出たんだと思うんですよ。今はそんなことないですね。ちょっと聞いてください、お願いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 教育委員会は学校のためにあります。学校は子供のためにあります。ですから、いつでも私たち教育委員会は、学校の校長、教頭、職員の立場になって支えるようにしております。仲よしですので、教育委員会に言えないことは何もありませんので、大丈夫です。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 私、先ほど言ったようにね。

〔「議会には言いづらいんじゃないか」と呼ぶ者あり〕

○14番（藤井孝幸君） そう、議会にはね、本当に言いづらいと思うんですよ。ただ、私はですね、教育と議会と地域が一体となって子供を見守ろうというような姿勢なんですね、私は。だから、議会でも何かお役に立てることがあるんじゃないかと、それを目的で行ったんですよ。そしたら、お役に立てることは何もないんだ。言わないから。

〔「あるよ、ある、たくさんある」と呼ぶ者あり〕

○14番（藤井孝幸君） いや、もう事前に質問して出しているんだからね、問題・課題はないですかとか、質問書出してるんだから。それでもありませんじゃね、これね、本当に課題・問題意識がないという。

例えば、今はどうかちょっとわかりませんよ。学校の校舎が黒壁で真っ黒になっているところがあるんですよ、2カ所。ほいで、そのときに私も知ってましたよ。だけどそれが問題に上がってこないのよ、問題に。教育次長がおったからどうか知りませんよ、おったから。言えなかったかどうか。これはね、おってもいなくても、言わなきゃ。

そしたら第一小学校、科学室に水道の蛇口が5つある。4つ出ないのよ、水が。これってさ、問題でしょう。それで、現場に、私が科学室に行っただけですよ、民教の人が、その科学教室に行っただけ、水が出ませんちゅう話になる。本来ならば問題意識として書いてこない。だから、そ

の当時私は、ああ阿見の教育界というのは、問題意識が本当に希薄だなというふう感じたのが、このメモになったんですよ。

だから、そういうことのないように、ぜひ、開かれた学校にさせていただきたいと思います。

それと、我々議員がですね、気楽に学校に行こうと思うんですよ。そしたら、指導室を通してくださいと、こういう返答なのよ。だけど、我々はさあ、ちょっと学校にね、何も目的意識はないかもしれないでも、さっと寄って、子供はどうしてるんだろうとか、先生はどうしてるんだろうとか、そういうものをしてほしいわけよ。それをするとしたら、すぐ学校から指導室に電話が行って、指導室から議会に、ちゃんと予約してから来てくださいと。これってさあ、開かれた学校じゃないよ。だから、公にね、質問をするときには、それは質問書を出しますよ、指導室に。だけど、気楽に寄るぐらいは許してくださいよ。先生どう、元気でやってるっっちゃうのを。やっぱり議員ちゅうのは、そんだけ嫌いですか。

○議長（倉持松雄君） 藤井議員に申し上げます。議員を好きか嫌いかというのが質問ですか。

○14番（藤井孝幸君） いやいや、いいです。

○議長（倉持松雄君） それとも、どっからどこまでが質問ですか、提案ですか。

○14番（藤井孝幸君） ちょっと感想だけ聞いて。

○議長（倉持松雄君） 教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 不審者が大変……。本当なんです。

〔「間違えられたろう」と呼ぶ者あり〕

○教育長（青山壽々子君） 阿見第一小学校では、かつてそういう事件がありまして、取り押さえたりという事件がありまして、不審者に大変神経を使っております。ですから、不審者と、全部が町内にお住まいの教職員ではありませんで、いろいろなところから通っておりますから、全部の教職員が議員さんを知っているとも限りませんので、議員さんには失礼のないように、おいでになるときには、教育委員会に話していただかないと、不審者という扱いをされては、大変申しわけありませんので。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 私も人相は悪いんだけど、私の顔だけじゃない。みんなここにおられる18人の議員の顔ぐらいは、学校の先生に覚えさせてくださいよ。我々議員を不審者と——町民から選ばれているんですよ。それを不審者と思われたんじゃたまったもんじゃない。いや、そういう意味じゃなくて、ちゃんと先生に顔を覚えていただいて、あ、よくいらっしやいました、どうぞちゅって、校長室に入れるぐらい……。邪魔はしませんから、授業の邪魔はしませんから。それは、花壇で水をやっているところをお手伝いぐらいはしますよ。そういうことで、気楽に入れるようにしてほしい。これは要望です。よろしくお願いします。

それとですね、国旗・国歌観はわかりました。よーくわかりました。甚だ健全で、極めて安心しました。

ということで、躰に関する考え方ですね、躰。これって、教育長は家庭教育が中心だというふうに、それで、ある程度成人すると家庭と地域一体がということを言われましたよね。朝飯を食えとか、あいさつをしろとかちゅうのは、指導要領にもちゃんと書いているんですよ。家庭が中心だと、家庭が中心だということを、各学校の先生が、父母にも保護者にも言えるようにしてあげてくださいよ。そこはね、教育長の方針としてね、躰は原則的には、学校ではありませんとは言わんでもいいんですけど、家庭が中心ですよ。それを後押しするのは学校でもいいですけども、それを各学校の先生がね、保護者にちゃんとと言えるように、言ってもいいですよと指導してくださいよ。そうでないと、保護者が、先生うちの息子を朝飯食うように指導してくださいよなんちゅう話になっちゃうわけ。原則的にはね、そういうことがもしあったら、そういうものは学校も指導しますけども、ちゃんと先生が保護者に、そういうものはちゃんと家庭で躰してくださいというふうに言うべきだと、言えるようにしてあげてください。

何で私がこう言うかちゅうと、私が青少年の相談員をやっているときにですね、そういうことを言ったんですよ。そしたら、そんなこと言ったら、私はつるし上げされますよと言ったの、保護者から。躰は家庭ですよ、先生それをちゃんと言ってあげなさいと、保護者に。そしたら、いやいや、そんなこと言ったら、もうつるし上げられると言うから、いやそれはちょっと違うんじゃないのというふうに、ずっと思ってきたんですよ。教育長、ぜひ、各学校の先生に、躰は家庭ですよということを堂々と言えるように、そんな雰囲気をつくってください。これをお願いします。

それと、教職員のもですね、負担の軽減策、これはいろいろ定時には退勤が難しいとかね、定時に帰る日を設けているとかという話は聞きますよ。相対的にね、先生って非常に忙しいんですよ。何で私が実感したかといいますと、もちろん先生の話も聞いたこともありますけども、教育振興計画というのを今つくっていますよね。この中で、第2回か何かの審議会で、ある先生の発表の内容をね、書いているんです。休み時間もない。給食、食べる時間は、1日に120分ぐらいはあるんだけど、その120分というのは学力のテストしたり採点したりね、指導の何とか書いたり、もう、とにかく自分の時間がないというんです、自分の時間が。具体を上げながらですね、勤務過剰である旨を述べているんですね、そのある先生が。それで、本当に教師の生活はない。こういうことから、よい教育、ゆとりのある教育、先生たちが子供に接している、そういう教育ができるのか甚だ疑問であると。これ、実感ですよ。教育長は、建前上ね、こんなことやっています、こんなことやっていますって軽減策を言っていましたけども、実態はそうじゃないんですよ。各現場の先生というのは、ほんとね、気の毒なぐらい忙しい。

これは上が悪いっちゃあ上が悪いでしょう。だけど、各学校でですよ、校長以下、教育長が主体となって、何とかその軽減策を考えてあげてくださいよ。私もね、教育の問題は余り詳しくないから、こうしたらどうですかという意見は、余り言えないんですけども、要は、困っていることはわかってるんだから。これとこれとこんなことはしなきゃならないということはわかってるんだから。じゃあ、これを少し緩和しましょうよとか、学校の校長先生に。今度、この基本教育の振興計画をつくる時にね、24年度に校長会で、そういう軽減策を検討しますというふうに書いてますけども、これは、今から検討するんじゃないかと、もうね、古いんですよ、先生がね。そういうところは、ちゃんと教育長、しっかりとね、軽減策を具体的に考えてください。どうですか。

○議長（倉持松雄君） 藤井議員に申し上げます。今のは、どこまでが質問で、どこまでが提案ですか。

○14番（藤井孝幸君） 済みません。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 大変失礼しました。教育長として、こういう具体的に各先生のね、負担が軽減できるようなことを、今後やるかどうかを、ちょっと教えてください。

○議長（倉持松雄君） 教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 藤井議員のおっしゃることは、全く同感です。私も38年間義務教育に従事しております、本当に給食なんかも1分か1分半で食べますから、お昼のときに皆さんと食事をすると、一番早く食べちゃって、非常に恥ずかしいんですが……。トイレに行く時間もないし、給食もゆっくりかんで食べる時間もないというのが現状です。

教員の仕事というのは際限がありません。子供をよくしたいと思う余り、やればどこまででも際限がないものですから、1日48時間あっても足りないぐらい、もっと子供たちのためにこれもしてあげたい、こうもしたい、ノートも一人ひとり丁寧に見て、コメントを入れてこうしたい、ああしたいというと、持ち帰りになって、夜中までやっても時間が足りないというようなことになります。どこかで切らないとならないんですが、教育に従事している人は全員善人ですから、切ることができないで、子供たちのために我が身を削っているというのが現実です。

藤井議員さんのおっしゃるのに全く同感なので、各学校の校長さん方と相談して、いい案をつくって、なるべく先生方が疲労こんぱいになる前に手を打ちたいと考えております。

貴重な御意見ありがとうございます。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 教育長、本当にね、頑張って先生のために頑張ってください。それで教育委員会も、各学校の先生にいろんな報告事項は努めて求めないように。あの報告をしる、

この報告をしる、もう事故が起こったら大変だよな。もうてんやわんやでいろんな報告書を出さなきゃいかん。これはもう文科省が出せて言うんだろうけども、県もそうだけど。努めてそういう報告書は現場の先生に書かせないように。必要だったら自分で行って書く。それぐらいの努力はしてください。お願いします。

それと、通学路の危険箇所、これちょっと、済いません、見てください。こっちは道路……。じゃあ、回して見てください。

これは先ほどから、佐藤議員とかですね、浅野議員とか、質問をしていましたけども、私もこの質問するの4回目なの。それで遅々として対策が進まない。そして、次長が言ったように、今日、阿見小学校のところに行ったという。これ、私が阿見小学校へ書いたから、慌てて行ったんだろう、きっと。これはね、もう4回ですよ、質問してるのは。18年、19年、20年、それで今年。その写真も見せてるんですよ、皆さん方に。それで危ないと言いながら、対策を何にも打ってこなかった。これは道路行政、道路の管理者もそうだし、教育委員会も全く動かない。そういうことではね、子供の安全を守れないんですよ。

それで、その写真は、いいですか、今年の6月の11日ですよ。そんで、車は向こうからびゅーって飛ばしてくるんですよ。この安全策を、私が今から提言しますので、早急にやると。都市整備部長もね、いつやるかっていったって、ちょっと予算とか、すぐ言うでしょうけども、子供の安全に関することですからね。あなたたちは、危険だ危険だと言いながら、何も対策をとってこなかったんですよ。樹木を伐採すると言ったって、やっとな、去年かおととしか、やっとな、その本人が切るんじゃないで、その兄弟が来て、2日か3日ぐらいかかって切ったわけですよ。そうでも1年か2年でそうやってなるわけですよ、道路をふさぐわけ。子供たちも、その写真にあるように、本当は右側を通って帰るんですけども、正直な人は右側を通って帰っている、そのぼさぼさしたところを路側帯からはみ出して帰っている。それを、賢いちゅうか上級生は左側の安全地帯を通る。これは本来ならばおかしい話、左側通行だから。だから、そういうことをやらせるという、危険箇所を知ってるんだから。

まず、それ、承知したかどうか、ちょっと確認してください。確認します、承知をしているかどうか、その危険。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 確かに藤井議員から前から言われていて、口だけで、狭隘だとか狭いちゅう……。初めて、今度は、狭隘って使いませんから、もう。あれ、4メートル以上ありますんで、狭い道路ちゅうことで、この間、都市施設管理課の職員二人、それから私で、現場を確認して、中には眼鏡かけた、おれより1つ上の方なんですけど、トラクター入れて、声をかけないで、下向いて行きましたけど……。確かに危ない。自転車も膨らむちゅう現状を、

はっきりわかったちゅうのが現状です。

で、先ほども言ったように、今日、学校教育課の担当課一人、それから都市施設管理課の担当が行って、本人は、また事情がありまして、お兄さんのほうへ行って、早急にやる、考えてたんだよちゅうことで、確認をとっております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 藤井議員に申し上げます。提案と質問をはっきり区別をつけて、簡潔に質問をお願いします。

○14番（藤井孝幸君） はい、わかりました。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 要はね、危機管理意識が薄いよ。スピード感がない、私に言わせれば。道路行政をあずかる人もそう、教育委員会もそう。危険と思いながら、放置をしている。こういう危機管理意識とかスピード感がないと、今みたいになるわけ。今から検討しますなんて。こんなものはもう18年から私言ってるんですよ、18年から。そういうことだから、これはまあ、過ぎたことだからいいけども、もっともっとスピード感を持ってやってください。どうですか、やりますか、やりませんか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） ここ自体がもう、昨日も言ったとおり、危険箇所、そして18年から、議員のときやってるっていうことは、なぜ、ここに対してね、どういう危険であるんだという。それであるならば一方通行にするとか何とかっていう、そういう提案を自分がして、町と一緒にやんなけりゃ、だめなんじゃないの、自分の地域なんだから。だから、そういう話が全然、佐藤議員のときに全然そういう話がなかったというような話があったけど、もう少し、これはやっぱり地元議員である皆さん、いるわけだから、そこら辺も、もう少し積極的な形で動いて、ただここが危ないここが危ないちゅっても、なかなか個人の所有だ何だっていう問題があつてね、できないということで、やられたんでしょう、前も。それで、その地権者自体が非常に、ちょっとおかしくて、なかなか難しいということで、地権者が言うことを聞かないということで、やったんでしょう。やっぱりあの道路をどうやってやったらいいかっていうのが、一番の根本な問題だから、それをやっぱり藤井議員、やんなくちゃ。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 私は提案をしましたよ。警察官を呼んで、私たちが切りますから……。各区長からもですよ、要望が来てるでしょ、何とかしてくれと。それは我々も提案し……。だから区長からも要望が来ているはずなんです。だから、我々は自分でボランティアでやりますよと、だから刈らしてくれと。警察官立ち会いのもとに。かま持って追うてくるちゅうか

らね。警察も行きましたよ、警察に。そしたら、いや立ち会いますと、だから行政にしっかり言ってくださいよと。で、行政に言いましたよ、やりましょうと。そしたら、建設課の職員が、何か刈り始めて、かま持って追われたんですよ。そういう実態を私も知っているんですよ。

だから、まあ、いいです。わかりました。じゃあ、提案をしましょう。よく筆記しといてください。

まず1つですね。時間を決めて進入禁止にする。登下校時間のを決めて、進入禁止にする。それから、完全に一方通行にする。

それから、強制的に樹木を切る。方策を考える。個人の財産とか何とか言わないで、これだけのものを邪魔してるんだから。公の道路だよ。不法侵入ですよ、それは。

それと、吉田のガソリンスタンド、あのスタンドのところに歩行者専用の押しボタン、これを設置する。

この4つを提案しますよ。どうですか、やる気持ち、あるかないか。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 一方通行にしろつつっても、すぐできることじゃなくて。そうでしょう。自分がその地域なんだから、やっぱりほら、地域の人への承諾も得なくて、あそこ一方通行ってわけに行かないでしょう。みんな車使ってるんだから。そういうことが、一番踏まえないとできないということを、昨日の議員さんにも言っているわけだ。だから、そこをやっぱり中心になって、藤井議員は地元なんですから、もう提案してもらって、そんで積極的に進めて、そこを一方通行にすると、そういうことをやってください。

○議長（倉持松雄君） 先ほどから、藤井議員からは、提案されているんですから、担当課、関係各課は、その提案を実施するように努力をしてみてください。そして、その結果を藤井議員に報告してください。

この件は、以上で終わります。

○14番（藤井孝幸君） え、何で。終わりますって、おれが質問してるんだ。議長が終わりますじゃ困るよ。

○議長（倉持松雄君） いや、私、議長ですから。

○14番（藤井孝幸君） 質問者は私。

○議長（倉持松雄君） 別な質問ですね。じゃあ、次の質問に移ります。

○14番（藤井孝幸君） いや、移りませんよ。何を勝手に。議長の権限としても、時間内は私の時間ですから。的が外れてたら、それはこうしてもいいですよ、右左……。頼みますよ。

○議長（倉持松雄君） いや、外れていません。

○14番（藤井孝幸君） 要はね、警察と町とそれから道路管理者、地域が一体となればでき

るんですよ、これは話し合えば。

○町長（天田富司男君） 地域をまとめなさいって言っている。

○14番（藤井孝幸君） いやいや地域は……。だから、こういうことで回覧板を回して協力してくださいよ、そんなことをやればできますよ。私が回ってあげますよ。だって、あそこ車で通らなくても、抜け道はあるんだから。それぐらい協力しますよ、町の地域の人だって。だから、その点までを、やる。やろうと思えばできると思いますよ。どうです、道路管理者。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えします。地元のPTAなり、そういう御協力をいただけるのであれば、ただ、規制については、当然警察が規制することになりますので、警察のほうと、地域がそういう形でまとまってくるということであれば、町のほうからも警察の方につないでいきたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） もう1つ、申し添えしときます。あそこの路側帯にですね、ガードレールとかポールを、U字ポールというんですか、あれは、敷こうと思えば、面積十分ありますから、十分あります。白線の幅だけしかないから、ポールの厚さ、直径は。だから、やろうと思えば十分できますことを申し添えしときます。

次、予科練平和記念館の管理について。これは、観光施設であり教育施設、両方であると言いましたね。もう一度確認します、どうですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい、答弁いたします。教育施設で、前から言ってますけど、阿見町の、これは条例にも載っているんですが、町の振興っち部分で、それから観光の核となる施設ですよという意味合いで、両方の施設ちゅうことじゃなくて、あくまでも教育施設で博物館です。

以上です。

○14番（藤井孝幸君） 何言ってるかわかんねえよ。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 何、博物館です、観光施設です、両方の施設で教育施設じゃおかしいじゃない。もう時間がないから、御託を並べる前に、私が平成18年の6月の議会で質問してるんですよ。平和記念館建設と町の活性化について。このときにね、当時の町長、川田町長、町の貴重な歴史的文化遺産を保存・活用し、町の観光の拠点となるような施設を整備しますと書いている。一番建てた本人が観光の拠点と言ってるんだよ。何であなたたちが教育施設とか言うのよ。だから、そこ、当初、建設を切望してた町長がね、観光施設として整備しますと、

そして、町内の小中学校の生徒も平和教育として見ていただきます。これは従なのよ。主と従。それがいつの間にか教育施設に変わったちゅうのはおかしいじゃない。だって、私はね、教育長の立場だったら、何で私たちがこんなことを管理せにやいかんのって言うよ。この施設の建設の目的から行くとよ。だけどそこは力関係が働いたんでしょ。教育のほうに押しつけられてるんだもの。私はそう思う。だって、建てるときに、初めは教育長が基本計画でつくったんですよ。そしたらそれじゃだめだと、教育では難しいということで、準備室をつくったんですよ、建設準備室、企画とか中心にね。それで、今度、管理するようになったら、また教育になる。これはおかしいから、教育長、本当に存念をちょっと言ったらどうですか。

〔「もう私たちやりたくないっつてか」と呼ぶ者あり〕

○14番（藤井孝幸君） それははっきり言ったほうがいいですよ。なかなか言いづらいんだろうけど。

○議長（倉持松雄君） 藤井議員にお尋ねします。どこからどこまでが質問ですか。

○14番（藤井孝幸君） いやいや、教育長の見解をお尋ねします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 町長の思うとおりで結構でございます。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 先ほども、もううちのほうの部長が答えてますよね。教育施設である。基本はもうそこにつながっているわけだから、観光施設っていうのは、やはりこれでやるっていうわけにはいかないわけですよ。もう町の本当に象徴的な建物っていうことでやっているわけで、それはもう、そういうことをごたごたと言わないで、もうちょっとこう、はっきりとしたいいものを持ち上げるようなものがないのかなあ。もう、藤井さん、いつもしようがないね。

〔「前向きに、藤井さん、前向きに」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 私は建設当初からね、こうやって観光の拠点とするといつて、ああそういうことで建てるんだなという認識でおったわけですよ。だから、途中で変更したちゅうなら、変更してもいいですよ。それは町の考えだから。いや、最初からじゃないじゃない。

〔「町長がかわったら変わった。川田さんからかわった」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） 建てて、もう所管というのが決まってくるじゃない。

○14番（藤井孝幸君） いや、だからそれがおかしいち言ってるのよ。

〔「おかしいってのは、そのことがおかしいんじゃないですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 勝手に発言は……。

○14番（藤井孝幸君） はい。それでね、要は、教育施設というふうの方針を転換したわけだから、教育委員会も、もうぐずぐず言ってもしょうがないの。こうやって言うてうんだから、町長は。おかしいって腹の中思っている、とんでもないと思っっている、しょうがない。だから、これは町側にちょっとあれしますけども、教育長は先ほど、あ、教育長じゃないのか。赤字が2,000万か3,000万出ましたよね。これの縮減策もいろいろあるでしょう。だけど、赤字が出るのは当たり前だという見解を、町長が言いましたよね。

○町長（天田富司男君） 当たり前って……。

○14番（藤井孝幸君） 当たり前って、こう言いましたね。それで、質問です。赤字が出るのは当たり前だけども、これをどこまで続けるかですよ、この赤字を。これを質問しましょう。どこまで続けていくのか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい、お答えいたします。皆さん、赤字赤字ちゅうことで御指摘していただいているんですが、あくまでも特定財源ちゅう部分で入館料、で、去年、今年と4,000万、一財の充当をしているちゅうことなんで、いつまで赤字を続けるちゅう考えではないんです。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） これね、教育施設だから無制限に赤字を続けていいというふうには、私は思わないのね。赤字ちゅうか、維持管理費と収入が合わないわけでしょ。

〔「いや、公民館だって、みんな同じ」「図書館だってそうだよ、そしたら」と呼ぶ者あり〕

○14番（藤井孝幸君） いやいや、当たり前の話で。だから、そういう縮減策というのは、そこにあるわけね。お金もなるべく一般会計に入れられないような方法をとるべきでしょ。それは先ほどからいろいろ言った、特別展をやるとか。だから、それをいつまでも続けてもいいのかと言っているわけですよ。ずっと、赤字赤字、教育施設だから赤字で当たり前だという考え方なのか、少しでも一般財源から出すお金を減らしていくのか。これははっきりと、私はしたほうがいいと思います。どうですか。

○議長（倉持松雄君） 竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい、お答えします。言葉は何だけど、入れる入れるちゅう部分じゃなくて、あくまでも町の目玉の予科練記念館を、皆さんと一緒に、先ほども言いましたけど、10万人目標でお願いしますちゅうことを……。前ありましたよ、10万人来なかったら、だれが責任をとるのかちゅう、昔の一般質問のやつ見たら……。じゃなくて、皆さんと一緒にそういう町を全国に世界に広げましょうちゅうことなんで、御理解のほどをよろしくお願

します。

○14番（藤井孝幸君） はい、わかりました。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） じゃあ、ここで私もね、私は教育委員会が持つのはおかしいとずっと思っていたからね、建設の理念ちゅうかね、コンセプトからいくと、教育施設じゃなくて観光施設だとずっと私は思っていた。だからおかしいと言っているわけ。だけど、今日の答弁で、教育施設として位置づけたということは、はっきり私も聞きました。だから、私は、これは教育施設だから赤字が出てもしようがないということも……。

〔「赤字じゃ……」と呼ぶ者あり〕

○14番（藤井孝幸君） いやいや、わかったわかった。ここにお金はある程度つき込んでも、世界に平和を訴えるんだから、しようがないということも認識をしました。ただ、なるべく収支が合うとは思わないけども、突っ込む金を、突っ込むちゅうか、管理に注ぐ金が少なくなるように、努力をしましょう、お互いに。

それは、以上で終わります。

次に、町民の体育館についてです。

○議長（倉持松雄君） はい、続けてどうぞ。

○14番（藤井孝幸君） はい。体育館はですね、利用料金を取って、なぜ更衣室がないかというけども、これね体育館ですからね、更衣室がない体育館なんてないよ。しかも、私がソフトバレーの練習に行ったときに、汗びっしょりになって、着替えようと思ったら、前あった更衣室に行ったら、あかないんだよ。それで、隣の部屋、女子の更衣室に行ったら、何かいすがいっぱい乗ってるのよ。何だこれはって言ったら、館長が、いやこれは生涯学習課に聞いてくださいって言うから。

これはね、そういうことなんだよ。だから、生涯学習課が牛耳ってるから、倉庫にしたんでしよう、きっとね。あんなことはしないで。体育館に倉庫がないって、女性も着替えもできないんですよ。そんなことはおかしいでしょう。お金取ってるうちに入らないと言うけど、そんな考え方じゃ困ります。

だから、どうしても倉庫が要るのであれば、あんだけのいす、テーブルが要るのであれば、まい・あみ・まつりの倉庫があるじゃないですか。あそこの隣がまだスペースがあるから、あそこにプレハブでも建てて、あれをそっくり移動してやればいいでしょう。

シャワーはね、これはもう金がかかるから、そこまでぜいたくは、私はのめませんよ。更衣室だけぐらいはつくってあげてくださいよ。できればシャワー室もね、整理してつくってやれば一番いいですけども。そこまでは、予算の関係があるでしょう。

次に、体育館の利用目的、いろいろ制限がありますよね。これ、物品販売とか政治活動、使ってもいいんですか。それをお尋ねします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい、お答えいたします。何回も議員さんには御指摘いただいたんですけど、基本的なこと、これは御存じのように、町民の体育及び文化の普及、それから福祉の向上、これが基本なんですね、町民体育館というのは。ただ、特別の使用ちゅうのがあります、当然、物品販売もよし、それから、国会の報告会、それから町政の皆さんの報告会、今、使うのはそこしかないんですよね。ああ、それから、中央公民館も改正しまして、皆様方のタウンミーティングとか、それから政治の報告会は、中央公民館、これはもう、紙井議員さんとか藤井議員さんの御指摘で、今、ホームページでもおくれればせながら出しましたけど、いいんです。

ただ、前から言われるように、例えば、端末で入力するんですよね。入力して、前から暴力団はだめだとか言うのと、突っ込まれるんですが、今回、おかげさまで藤井さんの指摘で規則をやりまして、強制撤去というのが入りましたので、もしそれが暴力団で暴れるようであれば、警察を呼んで、退去するという行動ができたということで、御理解願います。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） これね、次長、よく聞いてくださいよ。これ、建設の目的、条例の第2条に、町民の体育——今、さっき言ったね、及び文化の普及・振興を図り、だからね。2つしかないんだ、2つしか。福祉の向上に寄与するんだから。町民の体育、それと文化の普及・振興を図って、福祉の向上に寄与する。だから、体育館の建設した目的は、町民の体育と文化の普及・振興だけしかないのよ。いいですか。

それを、あなたたちが、教育長が権限者であれば使っていいというのであれば、この条項もちょっと変えにやいかんですよ。第2条の条項。どうですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 第16条、特別の使用というのがあるんですね。そこの第2項に、体育館を第2条第1項に定める目的以外に使用するものは、特別に教育委員会の許可を受けなければいけないという部分で、社会通念上、いろいろそこで判断しております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） わかりました。では、確認をします。私が政治的目的で自分の支持者を集めて、これはやっていい、こういうことですよね。公民館もいいと、体育館もいいということですよね。それだけは確認をさせてください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 誤解していると困るんですが、町民体育館と公民館は違います。ちなみに、公民館は、特定政党のみの研修・学習会は、貸し出しだめなんです。

○14番（藤井孝幸君） ん、さっきと違うじゃない。

○教育次長（竿留一美君） そうですね、特定の政党、要するに、社会教育法に充当していませんので、公民館は、特定の政党のみの研修・学習会は、一応、規定をつくりまして、だめですよ。それから、2番目で、特定政党の申請による特定政党の政策目的を実現するため統治機構の獲得維持を志向する集会等は、貸し出ししませんよ。これ公民館ですよ。ただ、町民体育館とは別ですから。

それから、政治活動関係では、住民組織が一般に呼びかけて行う政治学集会、そういう意味合いのものはオッケー。それから、政党または議員の行う議会の報告会で、国会、県政、または町政の動向に関して、広く一般に対象者に開催するものは、どうぞお貸ししますよという形になっております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） はい、わかりました。じゃあ、再度確認をしましょう。要は、自民党、みんなの党、公明党、共産党、この名前で借りることはできないということですね。どうですか。公民館。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えします。政党、これはみんなの党とか自民党とか、いろいろありますね、または議員が行う議会の報告会、先ほども言いましたけど、国政、県政、または町政の動向に関して、広く一般住民を対象にして開催するものは、公民館オッケーですよということで。さっき言った、特定の政党のみ集めて学習会とか、うちに入れよとか、そういうのはだめですよちゅう形になることなので。

〔「何だかわかんねえんだから」と呼ぶ者あり〕

○教育次長（竿留一美君） まあ、後でゆっくり。

○議長（倉持松雄君） 要望と違うんだね。

○14番（藤井孝幸君） 質問だよ、質問。議長、考えんでいいんだよ、何も。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） まあ、ちょっと何となく混乱をしているけどね、まあ、じっくりと、私が借りに行くときは話し合ひましょう。

ただ、教育委員会として許可する人間として、しっかりとその点を線を引いておかないと、

なし崩しになることだけは間違いないからね。しっかりとした、あの場合はよかったけど、この場合は悪いかっちゅうことにならないように、しっかりと要望しておきます。だから、今日、いろんなね、質問をしましたが、我々も努力することもある。教育委員会としてもまだまだやることもある。これはお互いに努力しながら、いい町にしていきたいと思います。

終わります。

○議長（倉持松雄君） これで、14番藤井孝幸君の質問を終わります。

次に、8番久保谷充君の一般質問を行います。

8番久保谷充君の質問を許します。登壇願います。

〔8番久保谷充君登壇〕

○8番（久保谷充君） こんにちはだか、こんばんはだか、どっちかわかんなくなっちゃってね、とりあえずこんばんはちゅうことで、2回目のこんばんはなんです、私は。それで、質問をさせていただきます。

それでは、通告により、生活道路の整備について一般質問を行います。

今回の生活道路の整備については、平成23年3月議会でも質問いたしました。その際にも、町民が日常的に利用する生活道路を整備することは、納税意識を高めることになるのはもちろん、行政に対する信頼感を高めることにつながることを指摘いたしました。逆に、この解決ができなければ失望にもつながるということも指摘いたしました。

今回改めて質問するのは、今回の選挙中、町の中を歩き、町民の皆様の御意見や要望を聞いた中で、やはり生活道路の整備や舗装に対する要望が強いことを実感したからです。こうした切実な要望を実現することは、議員としての責任であり義務だと考えております。今回は、他市町村の例や、特例処置などを新たな提言を含めて質問をいたします。

私は、整備困難になっている生活道路の整備を進めるためには、新たな発想と整備基準の緩和を行う必要があると考えております。政治や行政は町民のためにあります。行政は、ともすれば、ルールがあるからだめだと言いがちです。しかし、ルールも町民の福祉向上のためにあり、ルールは社会状況によって変えることが必要不可欠であります。

それでは、具体的な質問に入ります。

1、幅員4メートルルールについて。

阿見町では、現在、阿見町道路整備事業に関する要綱により、道路整備審査会で道路整備順位を精査し、年次計画に基づいて整備をしています。この道路整備基準には4メートルルールがあり、整備のためには幅員4メートル以上を確保しなければなりません。

平成20年12月議会で、執行部とある議員の間で生活道路の整備の問題で質疑が行われております。生活道路だから地域の実情に合わせて整備するべきだ。アイデアや知恵を出し、少しで

も多くの生活道路を整備すべきだという提言に対し、執行部は、生活道路だから実情に合わせた形でという議論で、こちらからも説明しましたがけれども、ただ、やはり基本的には、生活道路でも、火事があれば、当然、消防車も入らなければならない。そういう最低の条件だけはきちんと満たす、そういう状況であるということが1つの前提になっています。従来から問題になっていたのは、最低4メートルの幅員を確保しなければならない。これは言ってみれば、それぞれの地域の再開発を、みたいなものですから、その条件は、いろいろな意見があったけれども、厳しく守ってやってきて、そのおかげで、かなり道路のグレードも上がってきたという、そういう要素もあるわけですから、そういう基本的な条件、現状に合わせたということについて、柔軟性をもって対応しなければならないけれども、やはり1つの基本線というのは守らなければならない。その辺の条件がありますと回答をしております。

この4メートルルールは、道路整備をする際に、セットバックという前提に消防や救急車のスムーズな交通を確保すべきということから決められていると思われま。しかし、現実には、町民は日々生活をしているわけですから、それが本当ならば、極めて危険な状況に置かれているということになります。

しかし、そんなことはないのです。確かに理想は4メートルの幅員が確保されていることが望ましいのですが、現状のままでも十分、消防や救急車の通行も確保されているのです。町民が望んでいるのは、雨天時にぬかるみにならない舗装された道路なのです。

私は、過去議会でもさまざまな論議をされてきた阿見町道路整備事業に関する要綱の中で、生活道路の整備基準を緩和すべきだと思います。

まず、この要綱がいつの時点で制定され、その後、時代や社会情勢の変化の中で改定されてきたのかどうか、伺います。

2、特例化措置について。

現在、幅員4メートル未満の整備に関しては、通学路特例があると聞きます。つまり、通学道路に指定されている道路については、4メートル未満の道路であっても整備するということです。

しかし、高齢化が進む現状の中で、高齢者にとって安心安全な道路が舗装されていることは基本中の基本だと思います。未舗装、砂利道では、お年寄りがシルバーカーや車いすの移動が思うようにはできません。また、体の不自由なお年寄りがつまずき転びやすく、けがの確率も高くなるのではないかと思いますので、ぜひとも4メートルルールを緩和して、高齢者が一定程度利用する生活道路については整備を行うという決断が必要だと思いますが、どのように考えているか伺います。

3番、時のアセスメントについて。

例えば、10年以上合意形成に努力してもできない場合や、相続によって地権者そのものが不明になってしまうということもあります。近隣住民にとっては、長い間の懸命な努力をしても、成果として報われないことになります。平成23年3月議会では、町は反対者が道路拡張の同意がとれない道路につきましては、阿見町も地元の協力を得ながら、反対者の同意取得へ向けて積極的に働きかけをしていますと述べています。そこで、実際に同意困難により、生活道路が整備ができないケースで、阿見町が働きかけた例がどの程度あったのかお聞きをします。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願ひします。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） いよいよ、一般質問もトリで、久保谷議員がトリということで、生活道路の整備についてということで質問であります。

私も生活道路の整備については、議員時代、やっぱり質問していると思います。確かに、3メートルだ2メートルだで随分できない地域があるということは私も知っていますし、また、青宿地区、自分の地区でも、やはり3メートルぐらいほかなくて30メートルというような道路があります。しかし、やはり今の状況の中では、議員であつてもね、これはできないんだよという話をさせていただきました。何でこのぐらいのこと、おまえ議員を何期もやっててできないのかというような話もされますけど、やはり1つのルールはやはりルールとしてやっていかないと、これはなかなか厳しいのではないかなと、そういう思いをしております。

それでは、初めに、当町の道路舗装整備の基本的な考え方について御説明をいたします。

道路は、自転車や歩行者、自動車などが通行するための通路というだけではなく、上下水道やガスなどのライフラインの設置スペースとして、また災害時には消火活動や防火に要する重要な空間であります。阪神淡路大震災では、道幅が4メートル以上の場合には火災時の延焼防止率が高まったとの実証結果があります。町といたしましても、安全で快適な住環境を確保するためには、やはり最低4メートルの道路幅員は必要と考えております。

1点目の、阿見町道路整備事業要綱の制定と改正の履歴について御説明を申し上げます。

要綱は、平成16年に住民生活の向上と安全に寄与することを目的に制定をしております。以後、改正を2度行っておりますが、内容には変更はありません。

2点目の、特例化措置について御説明いたします。

本要綱の規定では、小中学校の周辺の児童生徒の通行の多い道路で、早急な対応が求められる臨時的な場合に限って整備ができるものとされております。議員御指摘の高齢者が一定程度利用する生活道路については4メートルルールを緩和して通学路同様整備を行う決断が必要だ

とのことですが、さきに述べたように、安全で快適な住環境及び高齢者の安全確保を図るためには、最低やはり4メートルの道路幅員を確保することにこそ、安心安全な道路につながると考えております。

3点目の、同意取得困難路線に町が働きかけている路線については、現在3路線でございまして、鋭意交渉に努めているところです。

最後になりますが、現在の道路改良要望について御説明をいたします。

町への生活道路整備要望は約100カ所もの路線があり、それらはすべて幅員4メートルの基準を満たす申請となっております。私のマニフェストにも、やっぱり生活道路を1本でも多くというような、そういうことをうたっております。気持ちとしてはね、そういう場所を舗装して、町ではやってあげたいという思いはみんな持っていると思います。しかし、やはり今後、今年5カ所、10カ所やっても、また要望が出てきて100カ所。まだまだ、4メートル幅員の中で整備する箇所が相当、量が出てくるのではないかなと思います。気持ちはわかりますけど、町としましても、これまで同様、最低4メートルの幅員を基準に整備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 幅員4メートルルールですか、それを定めているのは、茨城県で何市町村あるのか伺いを申し上げます。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。4メートル以下はもう舗装はしないというようなルールを定めているところは18市町村でございます。4メートル以上幅員確保で舗装で条件付きの部分が6市町村でございます。

○8番（久保谷充君） もう1回。最後の6は何だ。

○都市整備部長（横田充新君） 4メートル以上が原則なんですけど、条件をつけて緩和しているという部分が6市町村。4メートル以上でなければ舗装はしないというのが18市町村でございます。

○議長（倉持松雄君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） これ、足すと24なんですけど、あと残りはどういう形になっているんですか。

○議長（倉持松雄君） 都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） 失礼しました。全部44市町村申し上げます。

現在、新設舗装はしていないというところが5市町村でございます。これは舗装率100%か、その辺までは確認しておりませんが、現在は新設舗装はやっていないというのが5市町村ござ

います。それから、幅員にかかわらず実施しているというのが15市町村。

〔「何でそれやんないんだ」と呼ぶ者あり〕

○都市整備部長（横田充新君） それと、先ほど申しました原則4メートル、条件つきでというのが6市町村。それから、4メートル以上を確保しなければ実施しないというのが18市町村でございます。

○議長（倉持松雄君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） そうすると、15と6足すと、これ21にもなっちゃうわけだよね、半分。6も、これやるっちゃうことなんでしょ、やってもいいっちゃうことなんでしょう。緩和するっちゃうこと。そういうところがあって、やっぱり最初のね、私が言っているのは、このルールをつくったのは、本当に16年で、目的は、どういうことから目的なのか、ちょっともう1回ね、きちんと聞きたいんですが。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） 当然、やはり建築基準法上の問題、それから幅員が狭いと、町長が申ししていたような……。

○8番（久保谷充君） 何、何。その後何。聞こえない。

○都市整備部長（横田充新君） 当初は、建築基準法上の道路の要件でございますよね、それと、町長が申しましたような、緊急車両が来た場合に、なかなか支障になっては困るということで制定されたということを聞いております。それとあと、先ほど町長も申しましたように、幅員が4メートル以上あったほうが、阪神淡路の震災の類焼をかなり軽減できたというようなこともあったようでございます。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 私はですね、砂利道だから、救急車、消防車が来られないからちゅうことは、はっきり言って、全然関係ない話だというふうに私は思います。そしたら、砂利道のほうは、よっぽどこれ、はっきり言って、どっちが消防車とか救急車が入れて、どっちが安心なんですか、これ。聞きます。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） 救急車の問題、まず、砂利と舗装じゃなくて、幅員が狭ければ、当然、緊急車両も入りづらいということがあるかと思えます。ですから、それは舗装してある、ないにはかかわらないと思えます。

○8番（久保谷充君） だから、関係ないでしょう。

○都市整備部長（横田充新君） ですから、4メートルの幅員がなければ、入りづらい。要す

るに、1台駐車されてたら、もう入れないよというようなことがあるということで聞いています。そういうことも考慮して、4メートル幅員を原則とするというようなことで、これを制定したと。

○議長（倉持松雄君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） この消防車と砂利道と救急車の話は、このやつで終わりますが、しかし、今言っている話は、全然私の見解とは違います、これは。その辺、もう1回お願いします。それで終わります、これは、救急車の件は。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） 幅員の話は4メートル、要するに砂利とか舗装とかではなくて、4メートルないと1台とまっていたら緊急車両が入りづらいでしょう。ですから4メートルの幅員は必要じゃないですかということで、そういうことも加味をして、この要綱を原則4メートルで行くんですよというようなことを決めたと話を聞いております。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 前にも、水道のほうの普及率とか道路の舗装率ということで、町はまだまだ道路の舗装率が59.1%なんです。非常に低いということ。あと、水道も82%弱なんです。そういう面では、やはりこれだけ舗装率が低いのに、どんどんどんどん幅を広げていってどうなんだという話。これが、舗装率がね、やっぱり上がってくれば、これはやっぱりそっちまで行けると思うんだよね。今の状況の中で、やっぱり舗装率を考えたときに、これはやっぱりちょっとまずいと思うんだよね、今変えるということはまずいと思うんだよね。やっぱり舗装率が上がるということ。だから、水道と同じだと思うんだよ。普及率が93とか4になれば、水道料金の値下げとかそういうのができるけど、これもやっぱりそういうあれがあるから、やっぱりそこは皆さんにも理解していただきたいんでしょ。だれだって、もう本当にやってやりたいよ、幾らでも。だけど、そうはいかないもの。これだけの舗装率では。だから、そこら辺をやっぱりみんなが考えていただきたい。よろしくお願いします。

○議長（倉持松雄君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 私も、今、町長が言ったのは、阿見町は舗装率は茨城県で29位です。その4メートル以上の部分のやつが舗装率なんだか、これちょっとわかんないんですが、私は、入ってなくて全体的な話だというふうに、道路の部分で、それは4メートル未満のやつも全部入っていると思います、これ、はっきり言って。そういう中でね、今、阿見町の財政指数はね、茨城県で9番目です。そういう中で、今言っているように、道路舗装率は29位です。そういう中でね、本当にこれ、緩和でもしていかないと、はっきり言ってこれは上がっていかないといいように思います。その辺のところ、もう1つお願いします。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 財源的にね、本当に非常に厳しいというのは、よくわかると思うんですよ。新設改良は5,000万ほかずっと予算つけてないわけだから。これがどんだん予算つけられるような状況になるっていうことになれば、これはね。どうにしろ、今の状況の中で、100本があって、また10本やったらまた10本以上のものが出てくるとなれば、やっぱりこれはなかなか今の現状の中でね、久保谷議員の言うことをどんだん聞いてやるということは、ちょっと難しいと思うんだよな。もう本当にね、これはね、おれらだって、本当に前が舗装ができなくて3メートルで、本当にずっと何十年も舗装ができないという人考えたら、本当にだれでもが舗装してやりたいというのが、これが人情ですよ。だけどね、そこはやっぱりけじめっていうのはつけざるを得ないんで、そういう状況なのでね、これはなかなか今の状況の中で阿見町がとる施策としては、緩和策はなかなかとれないってことです。

○議長（倉持松雄君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 予算がないって話は、いつも町長から伺っております。しかしですね、市街化区域においてはね、昭和56年都市計画税が施行され、快適なまちづくりのために下水道、公園、道路などの整備や土地区画整理事業に要する費用に充てるための税だと私は思います。税を取っている以上は、やっぱり幅員4メートル未満でも、快適で安全な道路整備をするべきだと私は思いますが、どのように、もう一度、考えているのか、よろしく願います。本当に、市街化の中ではね、税だけ負担されて、本当に未満のところは……。下がればいいんですよ、下がれないとこ、たくさんありますから、それは。よろしく願います。

○議長（倉持松雄君） 都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） 町長の答弁のとおりでございます。現在は4メートル以上で整備を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 私はね、お金の話になりますとね、別な事例じゃないですけど、選挙の期間中にね、これ中央の1丁目の話なんですけど、西の公会堂の裏のそこ。執行部にも住んでる人がいるのかな。そこのところ。3.6メートルとかそういう形で、両側に350の側溝、片側に250の側溝、今にも舗装するような形になっております。それで4メートルあって、両側からすりつけで、簡易舗装みたいな感じでね、中身15メートルかそこらです。それで、住民の方は、皆さんでいろいろな要望書をとって、自分たちで舗装してもっていか、仮の舗装をやりたいよということで要望して、みんなでお金を出してもいいよということで、業者の方にも見積もりをとっております。90万です、これ。阿見町でやったらだめだよって言うてるんですよ、こ

れ。そしたら、どれができるんですか、だって。みんなやってくださいよって、その辺の人ら、言ってるんですよ、これ。全然関係ない人もお金出して。それにはやっぱりこたえるだけの、町もある程度、やっぱりそういう優しさ、これは必要だというふうに、私は思います。その辺、ひとつよろしくお願いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市施設管理課長柳生典昭君。

○都市施設管理課長（柳生典昭君） それでは、その中央1丁目の経緯について御説明いたします。中央1丁目の経緯につきましては、昨年1月、2月のころにですね、側溝の入れ替えということで、既設のU字溝が壊れてしまったということで、取り替えの工事を行いました。ですので、現状については、すごくきれいな、新しくなりましたので、きれいな道路というようなことで、なっております。しかし、現状4メートル未満でございますので、舗装については行わないで、碎石で戻してあるというような状況でございます。そこで、うちのほうの職員の言い間違いといいますか、ちょっと違った説明を地元のほうにしまして、舗装ができるんじゃないかというような誤った説明をしてしまった経緯がございます。そちらにつきましては、地元の代表者の方に御説明して御理解をいただいたところでございます。その後ですね、同意をいただいた方々には、今週末になりますけれども、説明会を実施して、ちょっとお詫びをした上で、今のところ4メートル未満の道路については舗装はできないというような説明をさせていただく予定でございます。

以上でございます。

〔「4メートルあったらやってやりなよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 本当にね、こっからそのくらいですよ。現状舗装、現状のままで、それでたくさんなんですから。そういうふうに、全体的にやっぱり緩和をして、仮舗装だよ、そういう形でやれば、お金なんかかかんないですよ。どっちみちだって、碎石入れたって何だって、それ引っ込めばまたやるんですよ。そういうふうにやってたほうが、よっぽどお金かかんなくて、見た目には舗装みたいな形になりますよ、これ。そういうふうに、やっぱり現状としては、やっぱりね、本当に切実な、みんな町民の方は思っというふうに思います、そういう場所にいる人は。本当にね、一回、中央、西のとこね。執行部の皆さんとか議員の皆さん、一回見てくださいよ、本当に。あれでやらないっちゃうのは、本当に私には信じられません。だから、そういう形で、今少し、何かの方法でできるような形を、1つのまた基準を設けて、やみくもにどこでもやるんじゃなくて、何かやっぱりいろいろアイデアその他、私、さっき言いましたが、そういう形のやつを、もうちょっと考えていただきたいというふうに思いますが、

どのように考えてますか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） 町長の答弁であったような形でございますが、この辺は検討していきたいと思います。ただ、ここで町長も、当面はその4メートル以上でやるということでございますので、この場でお約束はできません。その辺は、町長とも検討していきたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 先ほどから言っている県のほうの舗装率も、一応そういう形では、徐々に少ない金額の中で上がっていくのかなというふうに思いますのでね、本当に、町長も笑顔のあふれるまちづくりということで、優しい町をこれからはつくっていただけるというふうに私は思いますので、それを期待して終わります。どうもありがとうございました。

○議長（倉持松雄君） これで、8番久保谷充君の質問を終わります。

休会の件

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第2、休会の件を議題といたします。

委員会審査及び議案調査の都合により、6月15日から6月21日までを休会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

散会の宣告

○議長（倉持松雄君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 5時58分散会

第 4 号

[6 月 22 日]

平成24年第2回阿見町議会定例会会議録（第4号）

平成24年6月22日（第4日）

○出席議員

1番	倉持松雄君
2番	藤平竜也君
3番	野口雅弘君
4番	永井義一君
5番	海野隆君
6番	飯野良治君
7番	平岡博君
8番	久保谷充君
9番	川畑秀慈君
10番	難波千香子君
11番	紙井和美君
12番	柴原成一君
13番	浅野栄子君
14番	藤井孝幸君
15番	久保谷実君
16番	吉田憲市君
17番	佐藤幸明君
18番	諏訪原実君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	天田富司男君		
教	育	長	青山壽々子君	
総	務	部	長	坪田匡弘君
町	民	部	長	篠原尚彦君

保健福祉部長	横田健一君
生活産業部長	篠崎慎一君
都市整備部長	横田充新君
教育委員会教育次長	竿留一美君
消 防 長	川村忠男君
会計管理者兼 会計課長	宮本寛則君
総務課長	飯野利明君
企画財政課長	湯原幸徳君
管財課長	朝日良一君
町民課長兼 うずら出張所長	松本道雄君
社会福祉課長兼 福祉センター所長	高須 徹君
下水道課長	菊池 彰君
水道課長	坪田 博君
学校教育課長	黒井 寛君
生涯学習課長	佐藤吉一君
消防本部予防課長	糠賀利明君

○議会事務局出席者

事務局長	青山公雄
書記	大竹 久

平成24年第2回阿見町議会定例会

議事日程第4号

平成24年6月22日 午前10時開議

- 日程第1 議案第41号 阿見町水道給水装置工事資金貸付基金条例の制定について
- 日程第2 議案第42号 阿見町文化財保護基金条例の制定について
- 日程第3 議案第43号 阿見町印鑑条例の一部改正について
議案第44号 阿見町手数料徴収条例の一部改正について
議案第45号 阿見町災害見舞金支給条例の一部改正について
議案第46号 阿見町下水道条例の一部改正について
議案第47号 阿見町火災予防条例の一部改正について
- 日程第4 議案第48号 平成24年度阿見町一般会計補正予算（第1号）
議案第49号 平成24年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第50号 平成24年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第51号 平成24年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
議案第52号 平成24年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第53号 平成24年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第54号 平成24年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第55号 H24朝日中学校耐震補強工事請負契約について
- 日程第6 議員提出議案第3号 阿見町議会の議員の費用弁償等の支給の臨時措置に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議会運営委員会及び常任委員会の閉会中における所管事務調査について

午前10時00分開議

○議長（倉持松雄君） 定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。
これより議事に入ります。

議案第41号 阿見町水道給水装置工事資金貸付基金条例の制定について

○議長（倉持松雄君） 日程第1，議案第41号，阿見町水道給水装置工事資金貸付基金条例の制定についてを議題といたします。

本案については、去る6月12日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長難波千香子君，登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長難波千香子君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（難波千香子君） 皆様，おはようございます。

それでは、命によりまして、産業建設常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、6月18日午前10時に開会し、午前11時7分まで慎重審議を行いました。出席議員は全員の6名で、議案説明のため、執行部より天田町長を初め関係職員14名、議会事務局2名の出席をいただきました。

初めに、議案第41号，阿見町水道給水装置工事資金貸付基金条例の制定について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、給水装置はどこからどこまでを指すのかとの質問に対して、本管から分かれて宅地内の蛇口まですべてを対象にして、この条例を考えていますと答弁がありました。また、上水道の普及率を上げるにはどのように考えているのかとの質問に対して、井戸からの変更には、加入分担金の軽減措置及びこの貸付制度、そして10月からは制度を立ち上げ、現在使えるようになっている全戸を対象に書面を配布し、周知徹底を考えていますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第41号，阿見町水道給水装置工事資金貸付基金条例の制定については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたし

ました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（倉持松雄君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 討論なしと認めます。よってこれをもって討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第41号についての委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第41号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第42号 阿見町文化財保護基金条例の制定について

○議長（倉持松雄君） 日程第2、議案第42号、阿見町文化財保護基金条例の制定についてを議題といたします。

本案については、去る6月12日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長諏訪原実君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長諏訪原実君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（諏訪原実君） おはようございます。

それでは、命によりまして、民生教育常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、6月15日午後2時に開会し、午後2時36分まで慎重審議を行いました。出席議員は全員6名で、倉持議長の出席をいただき、議案説明のため、執行部より天田町長を初め関係職員18名、議会事務局2名の出席をいただきました。

初めに、議案第42号、阿見町文化財保護基金条例の制定について御報告を申し上げます。

質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第42号、阿見町文化財保護基金条例の制定については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。よろしく申し上げます。

○議長（倉持松雄君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第42号についての委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第42号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第43号 阿見町印鑑条例の一部改正について

議案第44号 阿見町手数料徴収条例の一部改正について

議案第45号 阿見町災害見舞金支給条例の一部改正について

議案第46号 阿見町下水道条例の一部改正について

議案第47号 阿見町火災予防条例の一部改正について

○議長（倉持松雄君） 日程第3、議案第43号、阿見町印鑑条例の一部改正について、議案第44号、阿見町手数料徴収条例の一部改正について、議案第45号、阿見町災害見舞金支給条例の一部改正について、議案第46号、阿見町下水道条例の一部改正について、議案第47号、阿見町火災予防条例の一部改正について、以上5件を一括議題といたします。

本案については、去る6月12日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長久保谷実君登壇〕

○総務常任委員会委員長（久保谷実君） どうも、おはようございます。

それでは、命によりまして、総務常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、6月15日午前10時に開会し、午前10時30分まで慎重審議を行いました。出席委

員は全員の6名で、議案説明のため、執行部より天田町長を初め関係職員17名、議会事務局2名の出席をいただきました。

初めに、議案第43号、阿見町印鑑条例の一部改正について、御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑あり。外国人登録法が廃止になり、住民基本台帳に移行するということですが、移行する人数は何人ですかとの質問に対し、6月8日時点で628人です。7月9日の法施行まで1カ月ありますので、多少の人数の変化はあると思いますとの答弁がありました。次に、どのような印鑑になるのですかとの質問に対し、本国名や通称名でも表記できますし、ヨーロッパ、アメリカのように非漢字圏の人たちは片仮名で登録することもできますとの答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第43号、阿見町印鑑条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第44号、阿見町手数料徴収条例の一部改正についてを御報告申し上げます。

質疑を許したところ、質疑あり。住民基本台帳の一部の写しの閲覧手数料が、1人1時間につき5,000円、1時間未満は1時間とするとありますが、改定前は幾らだったのですかとの質問に対し、金額は変わりませんが、住民基本台帳に組み込まれるということで御理解を願いますとの答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第44号、阿見町手数料徴収条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第47号、阿見町火災予防条例の一部改正についてを御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑あり。急速充電設備を自分の家に設置するときには、役場の許可が必要なんですかとの質問に対し、届け出の義務はありませんとの答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第47号、阿見町火災予防条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

以上でございます。

○議長（倉持松雄君） 次に、民生教育常任委員会委員長諏訪原実君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長諏訪原実君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（諏訪原実君） 先ほどに続きまして、議案第45号阿見町災害見舞金支給条例の一部改正について御報告を申し上げます。

質疑を許したところ、見舞金の対象者は、住基台帳に登録されている人と外国人登録原票に

登録されている人の2つが対象だったが、今度の改正で今までと変わることはあるのかという質疑があり、基本的には変わらないという答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第45号、阿見町災害見舞金支給条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

当委員会の決定に対し、各議員の御賛同をお願いを申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（倉持松雄君） 次に、産業建設常任委員会委員長難波千香子君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長難波千香子君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（難波千香子君） 先ほどに続きまして、御報告申し上げます。議案第46号、阿見町下水道条例の一部改正について、御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、二十何年も前から1回も上がっていないということで、上げるしかないと思うが、500立方を超える会社は何軒で、一番最大に使っているところは何立方かとの質問に対して、500立方以上の事業所は25軒で、一番使用量が多いところの水量は2万8,000立方メートルです。大口のところについては、説明をして了承していただくようにしたいとの答弁がありました。

また、値上げをした数字的根拠は何かとの質問に対して、少人数世帯とか、高齢者世帯に配慮して30立方までは改定額を抑え、今、20立方では、阿見町の場合は県で下から4番目、2,205円。総務省からは適正な値段、20立方3,000円に近づけるようにということで、審議会の中で、起債分の35%に近い数字を選んでいただき、現在の金額になっていますと答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論あり。会社で使う場合には、あくまでも営利目的で使うと思うが、30立方メートルまでは家庭が多いということで、町民の負担をこれ以上増やさないと考え、この法案に対して反対しますと反対討論がありました。

続いて、賛成討論がありました。下水道審議会でも約3年弱かかって結論を見た料金改定で、10立方メートルまでは1,000円で据え置き、全員一致で、毎年一般会計の繰出金7億円近くを削るため、この料金体系にしたものですので、一部改正については賛成しますと賛成討論がありました。

討論を終結し、採決に入り、議案第46号、阿見町下水道条例の一部改正については、賛成多数により、原案どおり可決いたしました。

以上で委員長報告といたします。

○議長（倉持松雄君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まずは原案に反対の方がありましたら、その方から討論をお願いします。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） ちょっぴりごめんなさい、確認なんですけれども、これは43号から47号まで一括での討論をしていいわけですね。

○議長（倉持松雄君） そうです。

○4番（永井義一君） 済みません。私は、第46号の阿見町下水道条例の一部改正について、反対討論を行います。

今、難波委員長からもお話があったんですけれども、私のほうで反対討論をしたわけなんですけれども、一般家庭、ひとり暮らしの方等は10立方メートルまでで値上げはないと。私としては非常にこれはいいことだなと思うんですけれども、今、いろんな世の中の情勢で、消費税なんかも上がろうとしていると。ですから、町民等々に対してですね、これ以上の負担をかけたくないという気持ちも、私もあります。それで、この常任委員会の中で、家の下水道と工場、下水道の話をちょっと質問で聞いたんですけれども。私としては、結論から言いますと、一般家庭の下水道料金を上げるのではなく、工場等ですね、そういった営利目的のところのみを上げるべきだということを主張いたしまして、反対討論をいたします。

○議長（倉持松雄君） ほかに討論はありませんか。

12番柴原成一君。

○12番（柴原成一君） ただいまの永井議員の反対討論に対し、賛成討論を行います。

議案第46号、阿見町下水道条例の一部改正については、一般会計からの繰出金が毎年7億円。これは1世帯当たり年間約3万8,000円の出費になります。使っていない方からの税金からも繰り出しているわけですので、かなり不公平な料金体系に今までなっていたと思います。二十七、八年間、値上げをしないでこれまで来たというのは異常な事態であったと、そのように思いますので、この料金改定については賛成いたします。

○議長（倉持松雄君） ほかに。

6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 私も、議案に賛成の立場で討論いたします。

私は総務、民生教育委員会、2つの委員会も傍聴させていただきました。産業建設委員会の審議に出席させていただいて、審議中、いろいろ町長のお話をお聞きしました。この中で常に、効率化と投資対効果、独立採算の3点が、事業執行において非常に判断の比重が大きいというお話をされました。私は賛成ではあるんですけれども、株式会社と行政組織は違います。そこで、町民の血税を預かる町長の立場に立てばですね、1円たりとも無駄に使うことはできないと、有効に使いたい、その思いは共鳴いたしますけれども、余りこの3点到徹底されると、逆

に民間委託にぎゅっと行ってしまったりする点があるので。できる限りですね、行政の役割は利潤は生まないし、住民にとって必要な事業は税金で賄うということ、一般会計から補てんするというのも必要なことなので、その点を心してこれからの事業執行に当たっていただきたいということをお願いして、賛成討論といたします。

○議長（倉持松雄君） これをもって討論を終結いたします。

反対がありますので、順次採決いたします。

初めに、議案第43号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第43号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第43号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第44号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第44号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第44号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第45号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第45号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第45号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第46号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第46号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議がありますので、起立によって採決をいたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（倉持松雄君） 起立多数であります。

よって議案第46号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第47号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第47号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第47号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第48号 平成24年度阿見町一般会計補正予算（第1号）

議案第49号 平成24年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第50号 平成24年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第51号 平成24年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議案第52号 平成24年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第53号 平成24年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第54号 平成24年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第4、議案第48号、平成24年度阿見町一般会計補正予算（第1号）、議案第49号、平成24年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第50号、平成24年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第51号、平成24年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第52号、平成24年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第53号、平成24年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第54号、平成24年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）、以上7件を一括議題といたします。

本案については、去る6月12日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長久保谷実君登壇〕

○総務常任委員会委員長（久保谷実君） それでは、先ほどに引き続きまして、御報告申し上げます。

議案第48号、平成24年度阿見町一般会計補正予算（第1号）のうち総務常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑あり。地域安全対策費の中の災害対策費3,265万4,000円の内容について説明を求めますという質問がありました。一時避難所、町内では18カ所ありますが、既存の倉庫が設置されている学校を除いた16カ所への防災倉庫設置をします。さらに、資機材等の整備を、備蓄食料を購入します。資機材といたしましては、マンホールトイレ、簡易トイレ、発電機、ハロゲンライト、コードリール、救助工具セットという内容です。備蓄食料につきましては、アルファ米を2,200食、アレルギー対応食を購入する、そのような費用ですとの答弁がありました。

次に、一時避難場所へ行く前に、到達する前に集まる場所、要するに緊急の避難場所というのを考えて、公会堂などにもそのような手厚いものを設けたらどうかという質問に対し、状況によっては一時避難場所に行けないということもあるかと思いますので、公会堂にも必要ならば、備蓄をしてもらうことも必要であると思いますとの答弁がありました。

次に、16カ所はどこですかという質問に対し、予定しているのは阿見小学校、実穀小学校、吉原小学校、本郷小学校、君原小学校、舟島小学校、阿見第一小学校、阿見第二小学校、阿見中学校、霞ヶ浦高等学校、中央公民館、かすみ公民館、君原公民館、本郷ふれあいセンター、舟島ふれあいセンター、そしてさわやかセンターですとの答弁がありました。

次に、朝日中地区には、人口の割には少ないのではないのですかという質問に対し、計画の見直しの中で、地域の人口の問題や、果たして18カ所でよいのか、そのようなことも含めて今後整理をしていきたいと思いますとの答弁がありました。

次に、人口の密集度、そこまで歩いて行けるのか、車や自転車を使わないで行ける距離、半径どれくらいの距離なのか、その辺の規定を定めて安全な町にしてほしいとの要望がありました。

次に、新規に自主防衛組織育成に係る自治総合センターコミュニティ事業の助成金の内容について質問があり、1つ目が防災組織の活性化を目的とした地域防災組織育成金で、上長区が200万円の助成を受けます。もう1件につきましては、伝統芸能の継承活動に係る地域の活性化ということで、福田地区が250万円の助成を受けます。合わせて450万円になりますとの答弁がありました。

次に、集会施設整備事業、この補修はどこの地区ですかという質問に対し、集会施設の補助事業は3カ所です。石川区が東日本大震災で損害を受けまして、屋根等の修理で100万円の補助です。福田区につきましてはやはり東日本大震災による損害で、屋根、天井の修繕で54万7,000円の補助です。竹来区は経年による畳の劣化で、畳の交換ということで18万2,000円の補助で、合わせて172万9,000円となりますとの答弁がありました。

次に、防災対策費の委託料について、防災計画はどこに委託をするかと、基準はどのように

なっているかという質問に対し、現時点で業者の選定はまだされていません。今後、予算措置が承認されれば、発注作業に入っていきます。2カ年で整理をしていくことになるので、1つは地震想定調査が確実にされる業者、あとは幾つかの事例の実績、類似している計画のノウハウを蓄積している事業者を数社選定して、発注行為の手續に準じて発注をしていく考えですとの答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第48号、平成24年度阿見町一般会計補正予算（第1号）のうち総務常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（倉持松雄君） 次に、民生教育常任委員会委員長諏訪原実君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長諏訪原実君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（諏訪原実君） 先ほどに続きまして、議案第48号、平成24年度阿見町一般会計補正予算（第1号）、うち民生教育常任委員会所管事項について御報告を申し上げます。

質疑を許したところ、31ページの報償費の中で、学校振興事業費、講師謝礼があるが、この講演の内容と本郷小学校の額が45万と多いが、その内容を教えてくださいとの質疑がありました。これは県からの委託事業で、学びの広場という事業があります。小学校の4年生、5年生を対象に、夏季休みの休業期間中、2時間ずつ5日間、10時間の算数に対する授業を行います。1クラス当たり1万5,000円の予算でございます。

もう1つ御指摘の、本郷小学校だけ金額が大きくなっているのは、学びの広場のほかに、県からの委託でスクールライフサポーターという事業が本郷小学校に入ります。学校が嫌いというんじゃないけれども、不登校に陥りそうな子供たちに寄り添って、その芽を摘むというふうな活動をするものです。その分が34万5,000円の委託料にありますので、それと学びの広場10万5,000円を足して、45万円の補正となっていますという答弁がありました。

次に、34ページの中央公民館維持管理費の中で、運搬料12万1,000円があるが、その内容を教えてくださいとの質疑があり、3月に開かれました「オーケストラと歌おう」の開催時に、パンフレット、チラシ等にピアノの寄附をお願いしますという記事を掲載したところ、5台ほどの寄附がありましたので、その分の運搬費ですとの答弁がありました。

次に、21ページ、衛生費の予防接種事業のロタウイルスワクチンの接種助成費ですが、何名くらいを想定して、どのように周知するのか。また、31ページ、教育振興費の中で、小学校教育振興事務費、報償費81万円、講師謝礼とあるが、どのような講師の内容なのか、その2点についてお伺いしたいとの質疑があり、対象人数は、阿見町では年間に約343人接種をしており、

その中で接種されるであろうという人数が約6割というふうに計上させていただきました。周知の方法については、生後6週から始まりますので周知が非常に難しいものですから、出生届を出したときに、健康づくり課のほうでパンフレットの作成をしまして、それを一緒に渡していただくということで周知をいたします。また、広報あみ、町のホームページ、健康づくり課のほうで実施しております4カ月健診、そういうところで周知をしていただきたいと考えておりますとの答弁がありました。

2点目の講師については、昨年度までは4年生のみの実施だったが、今年度からは4年生と5年生と2学年になり、講師が非常に必要になってきました。例年ですと、大学生や非常勤で働いてもらっている町の特別支援員をお願いしていましたが、今年は非常に不足をしておりますので、教員免許は必要ありませんので、先生方のご家族、そういった方にもお願いをしておりますとの答弁がありました。

次に、ロタウイルスワクチン接種の補助率はどれくらいかという質疑があり、補助率につきましては、1回につき5,000円に設定させていただきました。こちらは2回接種しますので、最高2回までということで補助をいたしましたとの答弁がありました。

次に、学びの広場を6年生まで広げてほしいという要望を結構聞きます。6年生はちょうど算数のほうが難しくなる時期で、大分差が開いているとの話を聞きます。そこで、補修的な形で6年生まで広げることにはできないのかという質疑があり、本来でしたら4、5、6年生と言わず、全学年実施するのがいいのかと思いますが、夏休みは、先生方は大変忙しい時期で、個別面談、それから研修会、教育課程、出張等が入ってまいりまして、なかなか先生の確保が難しい状況です。いいことですので、これから検討していきたいとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第48号、平成24年度阿見町一般会計補正予算（第1号）のうち民生教育常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

続きまして、議案第49号、平成24年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、御報告を申し上げます。

質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第49号、平成24年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

続きまして、議案第52号、平成24年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御報告申し上げます。

質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第52号、平成24年度阿見町介護保険特別会計補正予算

(第1号)については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第53号、平成24年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、御報告を申し上げます。

質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第53号、平成24年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)については、全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。よろしく申し上げます。

○議長(倉持松雄君) 次に、産業建設常任委員会委員長難波千香子君、登壇願います。

[産業建設常任委員会委員長難波千香子君登壇]

○産業建設常任委員会委員長(難波千香子君) 先ほどに続きまして、御報告申し上げます。議案第48号、平成24年度阿見町一般会計補正予算(第1号)、うち産業建設常任委員会所管事項について、御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、25ページ、商工費の業務委託料274万8,000円の内容は何かとの質問に対して、アンテナショップの予想を上回る来客があるため運営体制を強化するもので、販売スタッフの増員、機材の充実などです。財源は、県の10分の10の緊急雇用創出事業ですと答弁がありました。

また、22ページ、清掃総務費で、東北被災地支援事業の補正の内容はという質問に対して、宮城県、青森県の東北2県被災地支援事業がありますが、宮城県の石巻を受け入れるための視察費ですとの答弁がありました。また、一般の参加を求めたいとの質問に対して、現場は復興で忙しい時期であり、県としては少人数で判断していただきたいということから、町長以下議員と霞クリーンセンターで焼却しますので、追原、上条、最終処分場の若栗宿の区長会等の方々に、町の代表として見ていただき、その後、地元説明会をやっていきますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第48号、平成24年度阿見町一般会計補正予算(第1号)のうち産業建設常任委員会所管事項は、全委員賛成により、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第50号、平成24年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)につきまして申し上げます。

質疑を許しましたところ、2ページ、7億4,400万円の繰入金の理由は何かとの質問に対して、公共下水道の事業費で、補助等で不足する分が一般会計からの繰り入れという形で記載されていますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第50号、平成24年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第51号、平成24年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑を許したところ、7ページ、小池地区の廃棄物等処分委託料が君島、大形、福田地区と比較して多い金額になっている理由は何かとの質問に対して、小池地区の処分施設で発生した汚泥ですが、通常は肥料の原料として処分しますが、放射性物質の影響で小池の施設の中に仮置きをしておりましたが、笠間のエコフロンティアかさまで引き取ってくれることになり、処分の補正ですとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第51号、平成24年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第54号、平成24年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）について、質疑を許しましたところ、施設に小水力発電の考えはとの質問に対して、小水力発電ではなくて、循環型エネルギーと費用対効果等を含め、専門の事業に委託を考えていますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第54号、平成24年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（倉持松雄君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第48号から議案第54号までの7件についての委員長報告は、原案可決であります。本案7件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第48号から議案第54号までの7件は、原案どおり可決することに決しました。

議案第55号 H24朝日中学校耐震補強工事請負契約について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第5、議案第55号、H24朝日中学校耐震補強工事請負契約についてを議題といたします。

本案については、去る6月12日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長諏訪原実君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長諏訪原実君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（諏訪原実君） 先ほどに続きまして、議案第55号、H24朝日中学校耐震補強工事請負契約について御報告を申し上げます。

質疑を許したところ、これについては12月の補正で2億ぐらいたったと思うが、正確な数字を教えてくださいとの質疑があり、2億218万8,000円繰り越しておりますとの答弁がありました。

次に、契約額が2億ぐらではなく1億幾らか減額になっているが、工事の内容がどういう形になったのか伺いたいという質疑があり、補正した時点ではまだ設計が完了しておりませんので、予算計上するときには、阿見中学校の耐震工事の単価と阿見小学校の耐震工事の単価で想定をしましたが、阿見小学校に比べ、朝日中学校は建物が新しいものですから、耐震補強も少ない補強で済むということが最終的な設計の結果がわかりましたので、安く設計ができたということですのでとの答弁がありました。

次に、耐震補強工事の中には、トイレの洋式化も一緒に入っているのかとの質疑があり、文科省の補助制度の縦割りなどところがありまして、トイレの洋式化と耐震補強工事のメニューは別になっていますとの答弁がありました。

次に、2億ぐらから1億幾らになった場合、設計料は下がっているのかとの質疑があり、新築工事とか、建物を最初から設計する場合、2億なら2億の建物をつくるということで契約いたします。ところが、このような改修工事の場合、朝日中学校の場合は全部で校舎が2棟、それから渡り廊下が3棟、体育館が1棟、これを補強するということでやりますので、その工事金額が大きいから上げるとか下げるとかいう考え方はいたしません。経済的にかつ合理的に必要なものを必要なだけやるということでやっていますので、その設計金額の単価によって増減するというのは、改修補強工事の場合ありませんとの答弁がありました。

次に、トイレの洋式化と地球温暖化に伴う教室の冷房については、一緒にできれば一番いいと思うので、今後そういう形で整備してもらいたいという要望がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。討論を終結し、採決に入り、

議案第55号、H24朝日中学校耐震補強工事請負契約については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げて、委員長報告といたします。

○議長（倉持松雄君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第55号についての委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第55号は、原案どおり可決することに決しました。

議員提出議案第3号 阿見町議会の議員の費用弁償等の支給の臨時措置に関する条例の一部改正について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第6、議員提出議案第3号、阿見町議会の議員の費用弁償等の支給の臨時措置に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

15番久保谷実君、登壇願います。

〔15番久保谷実君登壇〕

○15番（久保谷実君） それでは、提案理由を述べさせていただきます。

議員提出議案第3号、阿見町議会の議員の費用弁償等の支給の臨時措置に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成24年度第2回臨時会で可決した阿見町議会議員の費用弁償等の支給の臨時措置に関する条例につきまして、新たに設置された阿見町地域公共交通活性化協議会、阿見町道の駅整備推進会議及び阿見町教育振興基本計画策定委員会の委員としての報酬及び費用弁償の支給を受けない附属機関に追加し、並びに従来からあった附属機関の名称を適正な形に変更することにより、当該条例の適切な運営を図るものであります。

提出者、阿見町議会議員久保谷実。賛成者、阿見町議会議員佐藤幸明、同じく諏訪原実、同じく紙井和美、同じく藤井孝幸、同じく柴原成一。

以上であります。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（倉持松雄君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第3号は、会議規則第39条第2項の規定により委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより採決いたします。

議員提出議案第3号は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議員提出議案第3号は、原案どおり可決することに決しました。

議会運営委員会及び常任委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第7、議会運営委員会及び常任委員会の閉会中における所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から閉会中における所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。本件に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。さよう決定いたしました。

これで本定例会に予定されました日程は、すべて終了しました。

閉会の宣告

○議長（倉持松雄君） 議員各位には、終始熱心に審議を尽くされ、ここにそのすべてを議了し、滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位並びに町長初め執行部各位の御協力に深く感

謝を申し上げるとともに、この上とも御自愛，御健勝を祈念いたします。これもちまして、平成24年第2回阿見町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前10時56分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 倉 持 松 雄

署 名 員 難 波 千 香 子

署 名 員 紙 井 和 美

参 考 资 料

平成24年第2回定例会 議案付託表

<p>総務常任委員会</p>	<p>議案第43号 議案第44号 議案第47号 議案第48号</p>	<p>阿見町印鑑条例の一部改正について 阿見町手数料徴収条例の一部改正について 阿見町火災予防条例の一部改正について 平成24年度阿見町一般会計補正予算（第1号） 内 総務常任委員会所管事項</p>
<p>民生教育 常任委員会</p>	<p>議案第42号 議案第45号 議案第48号 議案第49号 議案第52号 議案第53号 議案第55号</p>	<p>阿見町文化財保護基金条例の制定について 阿見町災害見舞金支給条例の一部改正について 平成24年度阿見町一般会計補正予算（第1号） 内 民生教育常任委員会所管事項 平成24年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） 平成24年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号） 平成24年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） H24朝日中学校耐震補強工事請負契約について</p>
<p>産業建設 常任委員会</p>	<p>議案第41号 議案第46号 議案第48号 議案第50号 議案第51号 議案第54号</p>	<p>阿見町水道給水装置工事資金貸付基金条例の制定について 阿見町下水道条例の一部改正について 平成24年度阿見町一般会計補正予算（第1号） 内 産業建設常任委員会所管事項 平成24年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号） 平成24年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号） 平成24年度阿見町水道事業特別会計補正予算（第1号）</p>

閉会中における委員会（協議会）の活動

平成24年3月～平成24年6月

1. 委員会（協議会）の活動

委員会名	月 日	場 所	事 件
議会運営委員会	6月5日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年第2回定例会会期日程について ・阿見町議会の議員の費用弁償等の支給の臨時措置に関する条例の一部改正について ・その他
議会だより編集委員会	3月28日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だより第132号の発行について ・その他
	4月13日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だより第132号の発行について ・その他
全員協議会	4月6日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・初議会の日程について ・仮議席，議席の指定方法について ・議長及び副議長選挙の方法について ・会議録署名議員等の指名方法について ・議会選出の町監査委員の選出について ・常任委員会委員の選出方法について ・議会運営委員会委員の選出方法について ・一部事務組合議会議員の選出方法について ・全員協議会の議員席の指定方法について

全 員 協 議 会	4月6日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・費用弁償の支給について ・東日本大震災で発生したがれきの受け入れに関する決議（案）について ・その他
			<ul style="list-style-type: none"> ・「阿見町除染実施計画」及び「広報あみ臨時号」について ・東北震災がれき受け入れの検討について ・阿見町香澄の里工業団地内調整池太陽光発電所設置事業者の募集について ・あて職について ・議会だより編集委員会委員の選出について ・阿見町議員会について ・その他
	6月4日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・阿見町事業仕分けについて ・阿見町防災対策方針について ・阿見町住宅等災害復旧資金利子補給金交付事業について ・阿見町下水道条例の一部改正について ・阿見町水道給水装置工事資金貸付基金条例の制定について ・阿見町文化財保護基金条例の制定について ・その他